

平成30年第1回那珂市議会定例会会議録目次

○招集告示	1
○平成30年第1回那珂市議会定例会会期日程	2
○応招・不応招議員	4
第 1 号 (3月5日)	
○議事日程	5
○本日の会議に付した事件	5
○出席議員	5
○欠席議員	5
○地方自治法第121条第1項の規定に基づき説明のため出席した者	6
○議会事務局職員	6
○開会及び開議の宣告	7
○諸般の報告	7
○会議録署名議員の指名	8
○会期の決定	8
○災害対応調査特別委員会の調査報告、質疑、採決	9
○日程の追加	10
○議長辞職の件	11
○日程の追加	12
○議長選挙	15
○新議長挨拶	17
○日程の追加	18
○副議長辞職の件	18
○日程の追加	19
○副議長選挙	21
○新副議長挨拶	23
○常任委員会委員の選任について	24
○各常任委員会正副委員長の互選結果報告	25
○議会運営委員会委員の選任について	26
○議会運営委員会正副委員長の互選結果報告	27
○日程の追加	27
○大宮地方環境整備組合議会議員の選挙について	27
○日程の追加	28

○茨城北農業共済事務組合議会議員の選挙について	29
○日程の追加	29
○茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について	30
○日程の追加	30
○特別委員会委員の選任について	31
○日程の追加	31
○議席の一部変更について	31
○散会の宣告	32

第 2 号 (3月6日)

○議事日程	33
○本日の会議に付した事件	34
○出席議員	34
○欠席議員	34
○地方自治法第121条第1項の規定に基づき説明のため出席した者	34
○議会事務局職員	35
○開議の宣告	36
○諸般の報告	36
○議案の差しかえ	36
○市長の施政方針	36
○報告第2号～議案第36号の一括上程、説明	48
○発言の訂正	55
○散会の宣告	56

第 3 号 (3月8日)

○議事日程	57
○本日の会議に付した事件	57
○出席議員	57
○欠席議員	57
○地方自治法第121条第1項の規定に基づき説明のため出席した者	57
○議会事務局職員	57
○開議の宣告	59
○諸般の報告	59
○一般質問	59

マイナポータルについて……………	6 0
市民の健康づくり推進について……………	6 4
2 番 富 山 豪 君	
静峰ふるさと公園について……………	6 8
スポーツと賑わいづくり……………	7 1
新しい防災について……………	7 5
市営住宅について……………	7 7
7 番 小 宅 清 史 君	
フリーライダー問題を考える……………	8 2
菅谷地区市街地限界論について考える……………	9 1
那珂市の「働き方改革」について考える……………	9 4
6 番 寺 門 厚 君	
学校施設及び学校環境衛生について……………	1 0 1
歴史民俗資料館について……………	1 0 9
1 6 番 遠 藤 実 君	
那珂市都市計画について……………	1 1 5
市内の大型計画について……………	1 2 0
防災体制の推進について……………	1 2 2
○散会の宣告……………	1 3 1

第 4 号 (3月9日)

○議事日程……………	1 3 3
○本日の会議に付した事件……………	1 3 4
○出席議員……………	1 3 4
○欠席議員……………	1 3 4
○地方自治法第121条第1項の規定に基づき説明のため出席した者……………	1 3 5
○議会事務局職員……………	1 3 5
○開議の宣告……………	1 3 6
○諸般の報告……………	1 3 6
○一般質問……………	1 3 6
1 0 番 古 川 洋 一 君	
市長の公約等について……………	1 3 7
企業誘致について……………	1 4 8
総合公園グラウンドの利用について……………	1 5 2
公共交通について……………	1 5 5

14番 笹島 猛 君	
都市計画マスタープランについて	156
自主財源の現状について	158
自治体経営と戦略について	162
3番 花島 進 君	
国民健康保険の広域化に関連して、国保税負担、市の財政負担について	172
地域の交流館などへの補助金について	174
学校職員の勤務状況について	177
空き家バンク制度と周辺地域の振興策、区域指定について	178
地震予測について	181
15番 助川 則夫 君	
本年度当初予算編成について	184
下水道整備事業について	186
米の減反政策廃止について	190
○議案等の質疑	196
○議案等の委員会付託	197
○請願・陳情の委員会付託	197
○散会の宣告	197

第 5 号 (3月23日)

○議事日程	199
○本日の会議に付した事件	200
○出席議員	200
○欠席議員	201
○地方自治法第121条第1項の規定に基づき説明のため出席した者	201
○議会事務局職員	201
○開議の宣告	202
○諸般の報告	202
○議案第2号～議案第36号、請願第1号及び陳情第2号、陳情第3号の各委員会審査報告、質疑、討論、採決	202
○議案第37号の上程、説明、採決	207
○議案第38号の上程、説明、採決	208
○議案第39号の上程、説明、採決	209
○発議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	210

○委員会の閉会中の継続調査申出について	2 1 1
○委員会の閉会中の継続審査申出について（請願第 1 号、陳情第 2 号、陳情第 3 号）	2 1 1
○閉会の宣告	2 1 2
○署名議員	2 1 5

那珂市告示第8号

平成30年第1回那珂市議会定例会を下記のとおり招集する。

平成30年2月26日

那珂市長 海野 徹

記

1. 期 日 平成30年3月5日（月）

2. 場 所 那珂市議会議場

平成30年第1回那珂市議会定例会会期日程

(会期19日間)

日次	月日	曜	開議時刻	区分	摘要
第1日	3月5日	月	午前10時	本会議	1. 開 会 2. 諸般の報告 3. 会議録署名議員の指名 4. 会期の決定 5. 議会構成について
第2日	3月6日	火	午前10時	本会議	1. 施政方針説明 2. 議案の上程・説明 (議案質疑通告締切、正午まで)
第3日	3月7日	水		休 会	(議案調査)
第4日	3月8日	木	午前10時	本会議	1. 一般質問
第5日	3月9日	金	午前10時	本会議	1. 一般質問 2. 議案質疑 3. 議案の委員会付託 4. 請願・陳情の委員会付託
第6日	3月10日	土		休 会	
第7日	3月11日	日		休 会	
第8日	3月12日	月		休 会	
第9日	3月13日	火	午前10時	委員会	1. 総務生活常任委員会
第10日	3月14日	水	午前10時	委員会	1. 産業建設常任委員会
第11日	3月15日	木	午前10時	委員会	1. 教育厚生常任委員会
第12日	3月16日	金	午前10時	委員会	1. 原子力安全対策常任委員会
第13日	3月17日	土		休 会	
第14日	3月18日	日		休 会	
第15日	3月19日	月		休 会	(議事整理)
第16日	3月20日	火		休 会	(議事整理)
第17日	3月21日	水		休 会	(春分の日)
第18日	3月22日	木	午前9時30分	委員会	1. 議会運営委員会 (次期定例会会期日程案)
			午前10時	全 員 協議会	1. 全員協議会 (討論通告締切、正午まで) (追加議案の質疑・討論通告締切は 午後5時まで)

日 次	月 日	曜	開 議 時 刻	区 分	摘 要
第 1 9 日	3 月 2 3 日	金	午前 1 0 時	本会議	1. 委員長報告及び質疑・討論・採決 2. 閉 会

○応招・不応招議員

応招議員（17名）

1番	大和田 和 男 君	2番	富 山 豪 君
3番	花 島 進 君	4番	君 嶋 寿 男 君
5番	筒 井 かよ子 君	6番	寺 門 厚 君
7番	小 宅 清 史 君	8番	綿 引 孝 光 君
9番	木 野 広 宣 君	10番	古 川 洋 一 君
11番	萩 谷 俊 行 君	12番	勝 村 晃 夫 君
13番	中 崎 政 長 君	14番	笹 島 猛 君
15番	助 川 則 夫 君	16番	遠 藤 実 君
17番	福 田 耕四郎 君		

不応招議員（なし）

平成30年第1回定例会

那珂市議会会議録

第1号（3月5日）

平成30年第1回那珂市議会定例会

議事日程(第1号)

平成30年3月5日(月曜日)

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
 - 日程第 2 会期の決定
 - 日程第 3 災害対応調査特別委員会の調査報告
 - 日程第 4 選任第1号 常任委員会委員の選任について
 - 日程第 5 選任第2号 議会運営委員会委員の選任について
-

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第5まで議事日程に同じ

- 追加日程第 1 議長辞職の件
 - 追加日程第 2 選挙第1号 議長選挙
 - 追加日程第 3 副議長辞職の件
 - 追加日程第 4 選挙第2号 副議長選挙
 - 追加日程第 5 選挙第3号 大宮地方環境整備組合議会議員選挙
 - 追加日程第 6 選挙第4号 茨城北農業共済事務組合議会議員選挙
 - 追加日程第 7 選挙第5号 茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙
 - 追加日程第 8 選任第3号 菅谷地内旧歯科ビル及び土地の寄附に関する調査特別委員会委員の選任について(追加)
 - 追加日程第 9 議席の一部変更について
-

出席議員(17名)

- | | | | |
|-----|-----------|-----|-----------|
| 1番 | 大和田 和 男 君 | 2番 | 富 山 豪 君 |
| 3番 | 花 島 進 君 | 4番 | 君 嶋 寿 男 君 |
| 5番 | 筒 井 かよ子 君 | 6番 | 寺 門 厚 君 |
| 7番 | 小 宅 清 史 君 | 8番 | 綿 引 孝 光 君 |
| 9番 | 木 野 広 宣 君 | 10番 | 古 川 洋 一 君 |
| 11番 | 萩 谷 俊 行 君 | 12番 | 勝 村 晃 夫 君 |
| 13番 | 中 崎 政 長 君 | 14番 | 笹 島 猛 君 |
| 15番 | 助 川 則 夫 君 | 16番 | 遠 藤 実 君 |
| 17番 | 福 田 耕四郎 君 | | |

欠席議員(なし)

地方自治法第121条第1項の規定に基づき説明のため出席した者

市長	海野徹君	副市長	宮本俊美君
教育長	大縄久雄君	企画部長	今泉達夫君
総務部長	川崎薫君	市民生活部長	石川透君
保健福祉部長	加藤裕一君	産業部長	篠原英二君
建設部長	引田克治君	上下水道部長	石井亨君
教育部長	高橋秀貴君	消防長	海野幹雄君
会計管理者	小澤祐一君	行財政改革推進室長	平松良一君
農業委員会 事務局長	根本実君	総務課長	川田俊昭君

議会事務局職員

事務局長	寺山修一君	事務局次長	清水貴君
次長補佐	横山明子君	書記	小田部信人君
書記	萩谷将司君		

開会 午前10時00分

◎開会及び開議の宣告

○議長（中崎政長君） おはようございます。

ただいまの出席議員は17名であります。欠席議員はおりません。定足数に達しておりますので、ただいまより平成30年第1回那珂市議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

○議長（中崎政長君） 議案等説明のため、地方自治法第121条第1項の規定に基づき、別紙出席者名簿のとおり、市長、副市長、教育長、ほか関係職員の出席を求めています。

職務のため、議会事務局より事務局職員が出席しております。

本日の議事日程及び閉会中の議長職務執行報告を、別紙のとおりお手元に配付しております。

市長から行政概要報告が別紙のとおり提出されておりますので、ご報告いたします。

監査委員から平成29年12月、平成30年1月、2月実施分の月例現金出納検査の結果について、報告書が別紙写しのとおり提出されておりますので、ご報告いたします。

議事に入る前に、市長から招集の挨拶の発言を求められておりますので、これを許します。
市長。

〔市長 海野 徹君 登壇〕

○市長（海野 徹君） 平成30年第1回那珂市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位のご参集を賜り、まことにありがとうございます。

また皆様には、日頃より市勢の進展と行政運営の円滑な推進のために、格別なるご高配を賜り、心から感謝申し上げます。

さて、私が市民の皆様の負託をいただき、市政運営を担わせていただいてから7年が過ぎました。

平成30年は、2期8年目の最終年という大きな節目の年であります。市民の福利向上と市勢発展のために粉骨砕身の努力を尽くす覚悟を新たにしているところであります。

また、平成30年度は那珂市の新たな10年を見据えた「第2次那珂市総合計画」によるまちづくりがスタートします。今後は少子高齢化や人口減少などが主要課題として認識されており、時代の変化に的確に対応した行政運営を進めていくことが今まで以上に重要となります。

本計画においては、豊かな自然や地理的優位性を生かしながら、本市が持つ住みよさのさらなる向上を図り、将来にわたって持続可能な地域を目指すこととしております。

このような総合計画の方針のもと、厳しい財政状況ではありますが、計画と財政面のバランスを見きわめながら、各種政策を遂行するための当初予算を編成いたしまして、市民が安心して暮らせるまちづくりに取り組んでまいります。

今後も市民との協働、そして議会との緊密な連携のもと、職員ともども一丸となって知恵を出し合い、切磋琢磨しながら「人と地域が輝く安心・安全な住みよいまち 那珂市」の実現のため、懸命の努力をしてまいり所存であります。

さて、先月ピョンチャンオリンピックが終了し、日本は長野オリンピックを超える過去最多の13個のメダルを獲得しました。そして、来年2019年にはいよいよこの茨城において「いきいき茨城ゆめ国体」が開催されます。那珂市においても水戸農業高等学校での馬術競技、那珂総合公園においてはデモンストレーションスポーツとして3B体操が行われます。再来年には国民が待ちに待った東京オリンピック・パラリンピックが開催されます。

このようにスポーツに対する機運が高まる中、本市におきましても、国のかわまちづくり支援制度を利用し、那珂川河川敷、那珂西大橋下流になりますけれども、ここに各種スポーツができる多目的広場を整備することとなりました。あわせて静峰ふるさと公園には2.7キロの散策路を整備いたします。

市民の皆様がスポーツや健康に率先して取り組める場所を提供していくとともに、特定健診受診率の向上や生活習慣病の発症予防を図るなど、毎日健康で、元気に、明るく暮らせるまちづくりに今後とも傾注してまいり所存であります。

どうか引き続き、議員の皆様にはご助言、ご協力を賜りますようお願い申し上げまして、開会に先立ってのご挨拶といたします。よろしくお願いいたします。

◎会議録署名議員の指名

○議長（中崎政長君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、9番、木野広宣議員、10番、古川洋一議員を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（中崎政長君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は本日から3月23日までの19日間にしたいと思

ます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（中崎政長君） 異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、本日から3月23日までの19日間に決定をいたしました。

なお、会期中の審議日程等については、議会運営委員会君嶋寿男委員長から同委員会決定事項として報告されております。その決定事項にしたがった会期日程表を配付してあります。

◎災害対応調査特別委員会の調査報告、質疑、採決

○議長（中崎政長君） 日程第3、災害対応調査特別委員会調査事項を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

災害対応調査特別委員会、萩谷俊行委員長、登壇願います。

〔災害対応調査特別委員会委員長 萩谷俊行君 登壇〕

○災害対応調査特別委員会委員長（萩谷俊行君） おはようございます。

災害対応調査特別委員会より報告いたします。

本委員会の調査事件については、下記のとおり会議規則第110条の規定により報告いたします。

1. 調査事件。

市議会災害対応指針の策定に関する事項。

災害時の議員連絡体制の確立に関する事項。

災害時の市との連絡体制の確立に関する事項。

2. 結果。

調査完了とすべきもの。

3. 理由。

当委員会は、平成28年9月に設置され、災害時における議会及び議員の対応指針の作成、議員間の連絡体制の確立及び連携体制等、安心安全なまちづくりのために、視察や訓練を含め7回にわたり、調査、研究を進めてまいりました。

委員会での協議の結果、市議会として災害時に迅速に対応するため、那珂市議会災害対応指針を策定し、また、那珂市議会災害対策会議設置要綱の改正を実施いたしました。

市域において、地震、風水害、原子力災害など、大規模な災害が発生したとき、または、発生するおそれのある場合、市議会災害対応指針に基づき災害対応の取り組みを行うことといたしました。

また、市議会災害対策会議設置要綱を改正し、災害対策会議の設置基準、組織、所掌事務、廃止基準等を明文化いたしました。

これらのことから災害対策については、災害対策会議に引き継ぎ、当特別委員会が設置されました所期の目的は達成されたものとし、全会一致で調査完了とすべきものと決定いたしました。

以上、よろしくお願ひいたします。

○議長（中崎政長君） これより、委員長報告に対する質疑を行います。

なお、委員長報告に対する質疑は1人3回までといたします。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（中崎政長君） 質疑を終結いたします。

これより、採決をいたします。

お諮りいたします。委員長の報告は、調査完了とすべきものであります。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（中崎政長君） 異議なしと認めます。

よって、災害対応調査特別委員会調査事項は、委員長報告のとおり、調査完了とすることに決定をいたしました。

暫時休憩をいたします。

全員協議会を開きますので、議員は直ちに全員協議会室に参集願ひます。

休憩 午前10時11分

再開 午前10時30分

○副議長（遠藤 実君） 議長を交代いたします。

休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

◎日程の追加

○副議長（遠藤 実君） ただいま中崎政長議員から議長の辞職願が提出されました。

お諮りいたします。議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○副議長（遠藤 実君） 異議なしと認めます。

よってこの際、議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定

をいたしました。

◎議長辞職の件

- 副議長（遠藤 実君） 追加日程第1、議長辞職の件を議題といたします。
地方自治法第117条の規定により、中崎政長議員の退場を求めます。

〔4番 中崎政長君 退場〕

- 副議長（遠藤 実君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時31分

再開 午前10時31分

- 副議長（遠藤 実君） 再開いたします。

辞職願を事務局長に朗読させます。
事務局長。

〔辞職願朗読〕

- 副議長（遠藤 実君） お諮りいたします。中崎政長議員の議長の辞職を許可することにご
異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

- 副議長（遠藤 実君） 異議なしと認めます。

よって、中崎政長議員の議長の辞職を許可することに決定をいたしました。
中崎政長議員の入場を許可します。

〔4番 中崎政長君 入場〕

- 副議長（遠藤 実君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時32分

再開 午前10時33分

- 副議長（遠藤 実君） 再開いたします。
-

◎日程の追加

○副議長（遠藤 実君） ただいま議長が欠員となりました。

お諮りいたします。議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2として選挙を行いたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○副議長（遠藤 実君） 異議なしと認めます。

よって、この際、議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2として選挙を行うことに決定をいたしました。

ここで、議長選挙に入る前に申し上げます。

那珂市議会基本条例第14条の規定により、議長選挙に先立ち、議長職志願者の所信表明を行います。議長職を志願する議員の発言をここで許したいと思います。

議長職を志願する議員は挙手願います。

〔議長職志願者挙手〕

○副議長（遠藤 実君） お諮りいたします。志願者の発言の順番をくじにより決定したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○副議長（遠藤 実君） 異議なしと認めます。

よって、志願者の発言の順番をくじにより決定をいたします。

それでは、ただいま挙手された議員は、演壇の前にお進みください。

〔志願者：演壇の前に並ぶ〕

○副議長（遠藤 実君） これより、発言の順位を決めるくじをお引き願います。なお、くじを引く順番は、議席番号の若い議員からお引き願います。

〔くじを引く〕

○副議長（遠藤 実君） 発言の順位が決まりましたので、事務局長から報告させます。

○事務局長（寺山修一君） 発言の順位を報告いたします。

発言の順位は、1番、笹島 猛議員、2番、君嶋寿男議員、以上報告いたします。

○副議長（遠藤 実君） ただいまの事務局長の報告のとおり、これより志願者の発言を許します。

笹島 猛議員、登壇願います。

〔13番 笹島 猛君 登壇〕

○13番（笹島 猛君） 議長選にあたって、所信表明を行います。

私は、これまで5期18年間、旧那珂町から今の那珂市議会の議員として市の発展のために尽くしてまいりました。

私が議員になった18年前、地方自治体は中央からの機関委任事務が大多数であり、地方議会はまだ執行部の追認機関という意味合いが強いものでした。議会においても、年功序列が

残っており、若い議員が自由闊達な意見ができるという雰囲気ではありませんでした。しかし、ここ数年、那珂市議会は大きく改革がなされ、今まさに新しい大きな流れができつつあります。

那珂市議会は変わってきたと、市民の目にも映ってきている反面、議会と執行部が対立しているのではないかという声も聞こえます。これは昨今執行部が議会の審議を経ずに、決行する行為が見受けられたことが原因と考えられます。同時に、議員間討議による議論のせいでの結果でもあり、那珂市議会は執行部の追認機関ではないということでもあります。

私は先日、執行部にこれから議会はどのように向き合っていくのかということを探ねました。執行部の答えは、二代表制の一翼として、お互いを尊重し、議論を深めながら、よりよいまちづくりをお互いに切磋琢磨していかなければならないということでした。執行部も私たちもこの町をよくしていこうという思いは変わらないのです。同じ方向を向いて、建設的かつ前向きに発揮するのだらうと思います。

今後、那珂市発展のために、今私が必要だと考えるのは、次の2つです。

1つは、これまで進めてきた議会改革のさらなる推進です。まず議会は、議論を尽くす場であり、先ほど申したように、今議員間討議が非常に活発に行われるようになりました。それぞれの考え、主張をぶつけ合い、認め合うところは認め合いながら声を出していく、この姿勢は他市の議員からも、議会からも注目をされるほどです。ここに至ったのは、これまで議会改革の成果のあらわれだと思います。そしてこれからはさらに一歩進め、時代に沿った議会へかじを切っていきたいと思っております。

まず、議会でのタブレットの導入です。これにより、年間数百枚に及ぶ紙データをタブレットによって一元管理し、コストの削減と、説明時間の短縮を実現できます。今後SNSやツイッターによる議会からの情報発信も重要となってくるでしょう。議員1人1台タブレットを持つことで、今までと違った情報発信もできるようになります。先日も、議会勉強会で意見が出たように、議会広報編集委員会も議会広報広聴委員会と名を変え、市民との双方向の情報交換を可能にしていくことも重要です。ぜひこれを推し進めていきたいと考えております。

2つ目は、提案できる議会へということですが。議会は審議を尽くす場です。単に賛成反対だけでは議会の存在意義は薄らいでしまいます。執行部の動きを待っているだけでなく、提案のできる議会へ、そして反対には、対案を持って提案をできる議会にしていきたいと思っております。

地方自治では、議会の条例案を提出することが認められております。そのためにはいくつかの整備を図っていく必要があります。

まず1つは、議会事務局に法務担当課を設けることです。もちろん事務の兼任になりますが、そのためには、議会事務局の人員をふやす必要があります。これは執行部とかけ合って必ず実現させます。

次に、大学や研究機関との議会の連携です。官学提携はよく耳にしますが、これは執行部の話です。議会として議学提携を実現させ、議員の勉強会や、条例案、自治法の研修研さんを進めていきたいと考えております。

今議員は17名となり、一人一人の発言の重み、存在の重みが増してきております。議員一人一人が今まででいいわけではありません。議員のスキルアップができる環境をつくるのも議長の重要な役割です。

以上、私の考えを述べさせていただきましたが、これらの実現のために、皆様のご協力が必要です。私も至らぬ点がたくさんあります。ご批判も甘んじてお受けします。しかし、多くの反省の上に立ち、おのれを律し、みずからの身を削り、人生を全身全霊でこの那珂市議会に捧げていく覚悟を持って、今回の立候補を決意いたしました。皆様のご協力を心からお願いします。以上です。

○副議長（遠藤 実君） 続いて、君嶋寿男議員、登壇願います。

〔15番 君嶋寿男君 登壇〕

○15番（君嶋寿男君） 今回の議長選に立候補いたしました君嶋寿男でございます。

このような時間をいただきましたことに、心より感謝申し上げます。

私は、市議会の役割として、市民から負託を受けた代表として、常に市民の側に立ち、市民の生活の向上のために、使命と責任を果たさなければならないと考えます。

そのためには私自身、先頭に立って市民に開かれた、市民から信頼される市議会構築のために、不断の努力と研さんを行ってまいり決意でございます。

次に、市議会のあり方として、更に市民に開かれた、議会の構築を目指してまいりたいと考えております。

具体的には、市民の皆さんの意見を真摯に受けとめ、謙虚に耳を傾けながら、ともに考え、ともに歩める議会をつくっていきたいと思います。

那珂市議会は開かれた議会を目指し、議会基本条例を制定し、5年目を迎えます。その間、年1回の議会報告会や年2回の勉強会を実施してまいりました。議員の改選後には、基本条例の見直しなども行い、議会が市民に身近に感じていただけるよう、さらなる改革を進めていきたいと思います。

特に、今年度からの議会報告会は、座談会方式を取り入れ、テーマを決めて市民と話し合いをする議員と語ろう会に変えたことや、ひまわりフェスティバル、産業祭、まちづくり委員会のイベント等にも、議会として積極的に参加をし、議会のPR活動を行うことによって、市民と議会が身近に感じていただけるよう努力をしてまいります。

この2年間、那珂市議会を行政視察に訪れた市議会は9件ありました。私は議運の委員長として対応してまいりました。議会改革の進んでいる市議会も多く、私たち那珂市議会も、議会改革先進地への視察はこれからもぜひ実施したいと考えております。

また、タブレット化を導入することによって、ペーパーレス化を進めるとともに、事務の

効率化を図っていき、1歩進んだIT議会を目指していきたいと考えております。

議会と執行部、市長との関係については、議会制民主主義に基づき、二元代表制の一翼を担う議会として一定の緊張感を持ち、是々非々の立場でチェック・アンド・バランスを堅持してまいる必要があると考えております。

また、市民にとって、よりよい市政実現を目指すために、議員同士でさまざまな角度から意見を出し合い、課題や論点を戦わせ、よりよい合意形成を図れる活発な議会を築いていくために、私自身も努力してまいる所存でございます。

議長は中立、公平、公正な議会運営に努めなければなりません。私は皆様方のご意見にも真摯に耳を傾け、皆さんと力を合わせ、一步一步議会改革を進めてまいる決意でございます。どうか皆様方のご賛同、ご支持を賜りますよう心からお願いを申し上げ、私の所信表明とさせていただきます。どうかよろしく願いいたします。

○副議長（遠藤 実君） 以上で、議長職志願者の発言が終了しました。

ここで議員各位に申し上げます。

ただいま行いました議長職志願者の所信表明は、地方自治法で規定している議長選挙の方法を変更するものではありません。

したがって、所信表明の有無にかかわらず全議員が選挙人、被選挙人であることが前提となりますので、所信表明を行わなかった議員に対しての投票も有効となります。ご承知おき願います。

◎議長選挙

○副議長（遠藤 実君） 追加日程第2、議長の選挙を行います。

選挙の方法は、地方自治法第118条第1項の規定により投票を行います。

ここで議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○副議長（遠藤 実君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時47分

再開 午前10時49分

○副議長（遠藤 実君） 再開いたします。

ただいまの出席議員は17名であります。

次に、立会人を指名いたします。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に2番、富山 豪議員、9番、木野広宣議員、11番、萩谷俊行議員、以上3名を指名いたします。

これより投票用紙を配ります。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。氏名を記載願います。氏または名のみを記載した投票は無効といたします。

それでは事務局に投票用紙を配らせます。

〔投票用紙配付〕

○副議長（遠藤 実君） 投票用紙を配付いたしました。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○副議長（遠藤 実君） 配付漏れなしと認めます。

続いて、投票箱の点検をいたします。

立会人、前に出て投票箱の点検をお願いします。

〔投票箱点検〕

○副議長（遠藤 実君） ただいま点検を終了し、異状なしと認めます。

これより投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順次投票願います。

○事務局長（寺山修一君） それでは読み上げさせていただきます。

1番	大和田 和 男 議員	2番	富 山 豪 議員
3番	花 島 進 議員	4番	中 崎 政 長 議員
5番	筒 井 かよ子 議員	6番	寺 門 厚 議員
7番	小 宅 清 史 議員	8番	綿 引 孝 光 議員
9番	木 野 広 宣 議員	10番	古 川 洋 一 議員
11番	萩 谷 俊 行 議員	12番	勝 村 晃 夫 議員
13番	笹 島 猛 議員	14番	助 川 則 夫 議員
15番	君 嶋 寿 男 議員	16番	遠 藤 実 議員
17番	福 田 耕四郎 議員		

○副議長（遠藤 実君） 投票漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○副議長（遠藤 実君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○副議長（遠藤 実君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時55分

再開 午前10時55分

○副議長（遠藤 実君） 再開いたします。

開票を行います。

立会人、2番、富山 豪議員、9番、木野広宣議員、11番、萩谷俊行議員、開票の立ち会いをお願いいたします。

〔開 票〕

○副議長（遠藤 実君） それでは選挙の結果を報告いたします。

投票総数17票、これは先ほどの出席議員数に符合しております。

そのうち有効投票 17票

無効投票 0票

有効投票中

君 嶋 寿 男 議員 9票

笹 島 猛 議員 8票

以上のおりであります。

この選挙の法定得票数は5票であります。

よって、君嶋寿男議員が議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました君嶋寿男議員が議場におりますので、本席から、会議規則第32条第2項の規定により告知いたします。

◎新議長挨拶

○副議長（遠藤 実君） ここで当選されました君嶋寿男議員の当選承諾とご挨拶をお願いいたします。

君嶋寿男議員、登壇願います。

〔議長 君嶋寿男君 登壇〕

○議長（君嶋寿男君） ただいま、皆様方のご支持を賜り議長に当選させていただきました君嶋寿男でございます。

議員一丸となり、那珂市議会のさらなる議会改革を目指して市民の期待に応えられるよう、頑張っていきたいと思っておりますので、皆様方の一層のご支持、ご支援をお願いを申し上げます、就任のご挨拶に代えさせていただきます。

ありがとうございました。

○副議長（遠藤 実君） それでは君嶋寿男議長、議長席にお着き願います。

〔議長、副議長と交代〕

○議長（君嶋寿男君） 暫時休憩をいたします。

全員協議会を開催しますので、議員は直ちに全員協議会室に参集をお願いいたします。

休憩 午前 11時01分

再開 午前 11時24分

○議長（君嶋寿男君） 再開いたします。

◎日程の追加

○議長（君嶋寿男君） ただいま遠藤 実議員から副議長の辞職願が提出されました。

お諮りいたします。副議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第3として議題とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（君嶋寿男君） 異議なしと認めます。

よってこの際、副議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第3として議題とすることに決定いたしました。

◎副議長辞職の件

○議長（君嶋寿男君） 追加日程第3、副議長辞職の件を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、遠藤 実議員の退場を求めます。

〔16番 遠藤 実君 退場〕

○議長（君嶋寿男君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前 11時25分

再開 午前 11時25分

○議長（君嶋寿男君） 再開いたします。

辞職願を事務局長に朗読させます。

事務局長。

〔辞職願朗読〕

○議長（君嶋寿男君） お諮りいたします。遠藤 実議員の副議長の辞職を許可することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（君嶋寿男君） 異議なしと認めます。

よって、遠藤 実議員の副議長の辞職を許可することに決定いたしました。

遠藤 実議員の入場を許可いたします。

〔16番 遠藤 実君 入場〕

○議長（君嶋寿男君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時26分

再開 午前11時26分

○議長（君嶋寿男君） 再開いたします。

◎日程の追加

○議長（君嶋寿男君） ただいま副議長が欠員となりました。

お諮りいたします。副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第4とし、選挙を行いたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（君嶋寿男君） 異議なしと認めます。

よってこの際、副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第4として選挙を行うことに決定いたしました。

ここで副議長選挙に入る前に申し上げます。

那珂市議会基本条例第14条の規定により、副議長選挙に先立ち、副議長職志願者の所信表明を行います。

副議長職を志願する議員の発言をここで許したいと思います。

副議長職を志願する議員は挙手をお願いします。

〔副議長職志願者挙手〕

○議長（君嶋寿男君） これより副議長職志願の発言を許します。

古川洋一議員、登壇願います。

〔10番 古川洋一君 登壇〕

○10番（古川洋一君） このたび、副議長選挙に立候補させていただきます古川洋一でございます。

立候補にあたり所信を述べさせていただきます。

皆様はミュージカルというものをご存知でしょうか。ミュージカル劇団といえは皆様もご存じの劇団四季が有名です。

ミュージカルは大きく分けて歌、ダンス、芝居という3つの要素がございます。実は私、一昔前になりますが、劇団四季ではございませんが、某プロ劇団のミュージカルの舞台に立たせていただいたことがございます。サウンドオブミュージックという有名な作品でした。私は出演者、つまりキャストでございましたが、出演者以外にプロデューサー、演出家、歌唱指導、ダンス指導、楽曲を演奏する楽団員、音響、照明、大道具、小道具、メイク、スタイリスト等々多くのいわゆる裏方と呼ばれる方がおります。出演者とそれら多くの裏方を合わせた全員、全体を業界用語ではカンパニーと言います。つまり一つの会社、組織と同じであります。

一つの作品はそのカンパニー全体で成り立ちます。キャストはスポットライトを浴びる目立つ存在ですが、その倍の人数はいるであろう裏方さんがいなければ舞台はできません。つまり、誰一人として要らない役はないということであります。一人一人がそれぞれの役割を確実に演じることで、素晴らしい作品となり、全てのお客様を楽しませることが出来ます。

私はそのときの経験から、人は皆役者であり、そのときに与えられた役をいかに演じるかが大事なのだということを学びました。

例えば、私は家庭では夫という役、父という役、息子という役など違う役を与えられております。最近はおじいちゃんという役もいただきました。同時に一人4役であります。

地域ではこれまで、子ども会育成会とかPTAなどでお役をいただきました。自治会では、現在は顧問という役であります。仕事においても、いろんな役をいただいてまいりましたし、議会においても、常任委員会の委員、副委員長、委員長などのお役を経験させていただきました。

何度も申しますが、大事なのは何をやったか、その役をどう演じたかであります。このたびの副議長への立候補にあたり、皆様には、古川洋一のこれまでの役の演じ方をどう評価するか、そして今後どういう役で何を期待するかといった観点から皆様が古川に票を投じるに値するのであれば、ぜひお願いをしたいと存じます。

では、副議長というのは、どのような役で、何をすべきかということですが、副議長は議長のサポート役ということですが、単なる議長不在の場合の議事進行、それも原稿を読むだけでしたら中学生でもできます。どうしたら議会が那珂市民のお役に立てるか、そのために議員の姿はどうあるべきかを考え、さらには議員お一人お一人のお役を演じやすい環

境をつくり出すことが大事であり、さらには議長の立場やお考えを理解した上で、議員各位との連絡調整も求められると思っております。

単なる議長代理という役ではなく、時には議長のけつをたたくのは失礼ですから、背中を優しく押す程度に、とはいえ、副議長という役を超えることなく、議長とともに議会運営また執行部との調整にあたっていきたいと考えております。

個人的に、例えば議会改革としては、具体的に何をするのか、したいのかということもございしますが、まずは皆さんで考える機会をつくりたいと思っております。

副議長の選挙ということではありますが、立候補者である私の見方はこの選挙で皆様が那珂市議会をどうしたいのか、どういう方向に持っていきたいのかを確認できるよい機会だと捉えております。

ともに議会を前に進めてまいりましょう。よろしくお願い申し上げます。

以上、所信表明とさせていただきます。ご清聴ありがとうございました。

○議長（君嶋寿男君） 以上で副議長職志願者の発言が終了いたしました。

ここで議員各位に申し上げます。

ただいま行いました副議長職志願者の所信表明は、地方自治法で規定している副議長選挙の方法を変更するものではありません。

したがって、所信表明の有無にかかわらず全議員が選挙人、被選挙人であることが前提となりますので、所信表明を行わなかった議員に対しての投票も有効となります。ご承知おきお願いをいたします。

◎副議長選挙

○議長（君嶋寿男君） 追加日程第4、副議長の選挙を行います。

選挙の方法は、地方自治法第118条第1項の規定により、投票により行います。

ここで議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○議長（君嶋寿男君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時35分

再開 午前11時35分

○議長（君嶋寿男君） 再開いたします。

ただいまの出席議員は17名であります。

次に立会人を指名いたします。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に2番、富山 豪議員、9番、木野広宣議員、11番、萩谷俊行議員、以上3名を指名いたします。

これより投票用紙を配ります。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。氏名を記載願います。氏または名のみを記載した投票は無効といたします。

それでは、事務局に投票用紙を配らせてます。

〔投票用紙配付〕

○議長（君嶋寿男君） 投票用紙を配付いたしました。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（君嶋寿男君） 配付漏れなしと認めます。

続いて投票箱の点検をいたします。

立会人、前に出て投票箱の点検をお願いいたします。

〔投票箱点検〕

○議長（君嶋寿男君） ただいま点検を終了し、異状なしと認めます。

これより投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順次投票をお願いいたします。

○事務局長（寺山修一君） それでは読み上げさせていただきます。

1番	大和田	和男	議員	2番	富山	豪	議員
3番	花島	進	議員	4番	中崎	政長	議員
5番	筒井	かよ子	議員	6番	寺門	厚	議員
7番	小宅	清史	議員	8番	綿引	孝光	議員
9番	木野	広宣	議員	10番	古川	洋一	議員
11番	萩谷	俊行	議員	12番	勝村	晃夫	議員
13番	笹島	猛	議員	14番	助川	則夫	議員
15番	君嶋	寿男	議員	16番	遠藤	実	議員
17番	福田	耕四郎	議員				

○議長（君嶋寿男君） 投票漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（君嶋寿男君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（君嶋寿男君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前 11 時 40 分

再開 午前 11 時 41 分

○議長（君嶋寿男君） 再開いたします。

開票を行います。

立会人、2番、富山 豪議員、9番、木野広宣議員、11番、萩谷俊行議員、開票の立ち会いをお願いいたします。

〔開 票〕

○議長（君嶋寿男君） それでは選挙の結果を報告いたします。

投票総数17票、これは先ほどの出席議員数に符合しております。

そのうち有効投票 15 票

無効投票 2 票

有効投票中

古川 洋 一 議員 11 票

勝村 晃 夫 議員 4 票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は4票であります。

よって古川洋一議員が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました古川洋一議員が議場におりますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により告知いたします。

◎新副議長挨拶

○議長（君嶋寿男君） ここで当選されました古川洋一議員の当選承諾とご挨拶をお願いいたします。

古川洋一議員、登壇願います。

〔副議長 古川洋一君 登壇〕

○副議長（古川洋一君） ただいま副議長に当選させていただきました古川でございます。皆様本当にありがとうございました。

これまで委員会等で先進地において、その自治体が行う先進的な事業を拝見して思うことは、やっぱり人なんだなあということでもあります。皆様もそう感じるが多かったことと存じます。

ご説明をお聞きする中で、その事業ができたのは、首長や職員の方々の熱い思いがあるから、そしてその熱い思いが予算措置も含めて人を動かすのだなあということでもあります。

この後各委員会メンバーとそれぞれの正副委員長を決めていただくことになると思います。責任ある委員長というお役は、将来議長になるためのステップではございません。これからは委員長になって何をしたいのかということをお示しいただき、委員会の皆様から、ぜひこの方をお願いしたいと選ばれるべきだと思います。

その上で、やりたい方が複数いらっしゃるのであれば、それだって選挙を行ってもよいのではというふうに思いますし、そういうことも議会改革の一つではないでしょうか。

いずれにいたしましても、議会の全員が一丸となって、市民のお役に立てるよう頑張ってみましょう。

私も、皆様のご期待に沿えるよう全力でいただいたお役を演じてまいりたいと思いますので、ご協力をお願い申し上げまして、就任のご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（君嶋寿男君） 暫時休憩いたします。

午後1時より全員協議会を開きますので、議員においては、全員協議会室に参集をお願いします。

休憩 午前11時47分

再開 午後2時50分

○議長（君嶋寿男君） 再開いたします。

◎常任委員会委員の選任について

○議長（君嶋寿男君） 日程第4、選任第1号 常任委員会委員の選任を行います。

お諮りいたします。常任委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、お手元に配付の常任委員会委員会名簿のとおり指名をいたしたいと思っております。

その常任委員会委員の指名を事務局長に朗読させます。

事務局長。

○事務局長（寺山修一君） それではご報告いたします。

総務生活常任委員会委員

萩谷俊行 議員

勝村晃夫 議員

綿引孝光 議員

笹島猛 議員

助川 則夫 議員
続きまして、産業建設常任委員会委員

木野 広宣 議員
大和田 和男 議員
古川 洋一 議員

続きまして、教育厚生常任委員会委員

筒井 かよ子 議員
寺門 厚 議員
中崎 政長 議員

続きまして、原子力安全対策常任委員会委員

小宅 清史 議員
富山 豪 議員
中崎 政長 議員

君嶋 寿男 議員

小宅 清史 議員
花島 進 議員
福田 耕四郎 議員

富山 豪 議員
古川 洋一 議員
遠藤 実 議員

綿引 孝光 議員
花島 進 議員
助川 則夫 議員

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） ただいま事務局長が朗読をいたしましたとおり、以上の諸君をそれぞれの常任委員会委員に指名することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（君嶋寿男君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました以上の諸君をそれぞれの常任委員会委員に選任することに決定いたしました。

ただいま選任されました各常任委員会に委員会条例第9条第1項の規定により、委員長及び副委員長を置くことになっておりますので、同条第2項の規定により、それぞれの常任委員会に、委員長及び副委員長の互選をお願いいたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時52分

再開 午後 2時52分

○議長（君嶋寿男君） 再開いたします。

◎各常任委員会正副委員長の互選結果報告

○議長（君嶋寿男君） 各常任委員会の委員長及び副委員長が互選されましたので、事務局長

より朗読させます。

局長。

○事務局長（寺山修一君） それではご報告いたします。

総務生活常任委員会委員長に、萩谷俊行議員。副委員長に、勝村晃夫議員。

産業建設常任委員会委員長に、木野広宣議員。副委員長に、小宅清史議員。

教育厚生常任委員会委員長に、筒井かよ子議員。副委員長に、富山 豪議員。

原子力安全対策常任委員会委員長に、小宅清史議員、副委員長に、綿引孝光議員が選出されました。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 各常任委員会の委員長及び副委員長の互選の結果は、ただいま事務局長の報告のとおりであります。

◎議会運営委員会委員の選任について

○議長（君嶋寿男君） 日程第5、選任第2号 議会運営委員会委員の選任を行います。

お諮りいたします。議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、お手元に配付の議会運営委員会委員名簿のとおり指名をしたいと思っております。

議会運営委員会委員の指名を事務局長に朗読させます。

局長。

○事務局長（寺山修一君） それではご報告いたします。

議会運営委員会委員

寺 門 厚 議員

大和田 和 男 議員

筒 井 かよ子 議員

木 野 広 宣 議員

萩 谷 俊 行 議員

笹 島 猛 議員

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） ただいま事務局長が朗読いたしましたとおり、以上の諸君を議会運営委員会委員に指名することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（君嶋寿男君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました以上の諸君を議会運営委員会委員に選任することに決定いたしました。

ただいま選任されました議会運営委員会に委員会条例第9条第1項の規定により、委員長及び副委員長を置くことになっておりますので、同条2項の規定により、委員長及び副委員長の互選をお願いいたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時55分

再開 午後 2時55分

○議長（君嶋寿男君） 再開いたします。

◎議会運営委員会正副委員長の互選結果報告

○議長（君嶋寿男君） 議会運営委員会の委員長及び副委員長が互選されましたので、事務局長より報告させます。

○事務局長（寺山修一君） それでは報告いたします。

議会運営委員会委員長に、寺門 厚議員。副委員長に、大和田和男議員が選出されました。以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 議会運営委員会の委員長及び副委員長の互選の結果は、ただいま事務局長の報告のとおりであります。

◎日程の追加

○議長（君嶋寿男君） お諮りいたします。

この際、大宮地方環境整備組合議会議員の辞職に伴う選挙の件を日程に追加し、追加日程第5として議題にいたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（君嶋寿男君） 異議なしと認めます。

よってこの際、大宮地方環境整備組合議会議員の選挙を日程に追加し、追加日程第5として議題とすることに決定いたしました。

◎大宮地方環境整備組合議会議員の選挙について

○議長（君嶋寿男君） 追加日程第5、選挙第3号 大宮地方環境整備組合議会議員の選挙を行います。

念のため申し上げます。選出する議員は6名であります。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にいたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（君嶋寿男君） 異議なしと認め、よって選挙の方法については、指名推選とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することにしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（君嶋寿男君） 異議なしと認め、よって指名の方法については、議長において指名することに決定いたしました。

大宮地方環境整備組合議会議員に、君嶋寿男議員、綿引孝光議員、古川洋一議員、萩谷俊行議員、笹島 猛議員、助川則夫議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました6名の議員を大宮地方環境整備組合議会議員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（君嶋寿男君） 異議なしと認め、よってただいま指名いたしました6名の議員が、大宮地方環境整備組合議会議員に当選されました。

なお当選されました6名の議員が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により告知いたします。

◎日程の追加

○議長（君嶋寿男君） お諮りいたします。

この際、茨城北農業共済事務組合議会議員の辞職に伴う選挙の件を日程に追加し、追加日程第6として議題にいたしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（君嶋寿男君） 異議なしと認めます。

よってこの際、茨城北農業共済事務組合議会議員の選挙を日程に追加し、追加日程第6として議題とすることに決定いたしました。

◎茨城北農業共済事務組合議会議員の選挙について

○議長（君嶋寿男君） 追加日程第6、選挙第4号 茨城北農業共済事務組合議会議員の選挙を行います。

選出する議員は3名であります。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にいたしたいと思ひます。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（君嶋寿男君） 異議なしと認め、よって選挙の方法については、指名推選とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することにしたいと思ひます。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（君嶋寿男君） 異議なしと認め、よって指名の方法については、議長において指名することに決定いたしました。

茨城北農業共済事務組合議会議員に、小宅清史議員、木野広宣議員、福田耕四郎議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました3名の議員を茨城北農業共済事務組合議会議員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（君嶋寿男君） 異議なしと認め、よってただいま指名いたしました3名の議員が茨城北農業共済事務組合議会議員に当選されました。

なお当選されました3名の議員が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により告知いたします。

◎日程の追加

○議長（君嶋寿男君） お諮りいたします。この際、茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員の辞職に伴う選挙の件を日程に追加し、追加日程第7として議題にいたしたいと思ひます。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（君嶋寿男君） 異議なしと認めます。

よって、この際、茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を日程に追加し、追加日

程第7として議題とすることに決定いたしました。

◎茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について

○議長（君嶋寿男君） 追加日程第7、選挙第5号 茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

選出する議員は1名であります。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にいたしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（君嶋寿男君） 異議なしと認め、よって選挙の方法については、指名推選とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することにしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（君嶋寿男君） 異議なしと認め、よって指名の方法については、議長において指名することに決定いたしました。

茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員に、筒井かよ子議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました筒井かよ子議員を茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（君嶋寿男君） 異議なしと認め、よってただいま指名いたしました筒井かよ子議員が茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました。

なお当選されました筒井かよ子議員が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により告知いたします。

◎日程の追加

○議長（君嶋寿男君） お諮りいたします。この際菅谷地内旧歯科ビル及び土地の寄附に関する調査特別委員会委員の選任について、議長の選挙により委員の選任理由が生じたため日程に追加し、追加日程第8として議題としたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（君嶋寿男君） 異議なしと認めます。

よってこの際、菅谷地内旧歯科ビル及び土地の寄附に関する調査特別委員会委員の選任を日程に追加し、追加日程第8として議題とすることに決定いたしました。

◎特別委員会委員の選任について

○議長（君嶋寿男君） お諮りいたします。菅谷地内旧歯科ビル及び土地の寄附に関する調査特別委員会委員の選任については、委員会条例第8条第2項の規定により、中崎政長議員を指名したいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（君嶋寿男君） 異議なしと認めます。

よって中崎政長議員を菅谷地内旧歯科ビル及び土地の寄附に関する調査特別委員会の委員に選任することに決定いたしました。

◎日程の追加

○議長（君嶋寿男君） お諮りいたします。議席の変更についてを日程に追加し、追加日程第9とし、議題にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（君嶋寿男君） 異議なしと認めます。

よってこの際、議席の一部変更を日程に追加し、追加日程第9として議題とすることに決定いたしました。

◎議席の一部変更について

○議長（君嶋寿男君） 追加日程第9、議席の一部変更を議題といたします。

議長の選挙に伴い、会議規則第4条第3項の規定により、議席の一部を変更いたします。

変更した議席は、お手元に配付の議席表のとおりでございます。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（君嶋寿男君） 異議なしと認めます。

よって配付いたしました議席表のとおり、議席の一部を変更することに決定いたしました。

◎散会の宣告

○議長（君嶋寿男君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会をいたします。

散会 午後 3時04分

平成30年第1回定例会

那珂市議会会議録

第2号（3月6日）

平成30年第1回那珂市議会定例会

議事日程(第2号)

平成30年3月6日(火曜日)

日程第 1 施政方針説明

日程第 2 議案等説明

報告第 2号 専決処分について(損害賠償請求に関する和解及び損害賠償の額の決定)

議案第 2号 那珂市個人情報保護条例の一部を改正する条例

議案第 3号 那珂市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

議案第 4号 那珂市介護保険条例の一部を改正する条例

議案第 5号 那珂市指定地域密着型サービスの事業に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

議案第 6号 那珂市指定地域密着型介護予防サービスの事業に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

議案第 7号 那珂市指定介護予防支援等の事業に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

議案第 8号 那珂市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

議案第 9号 那珂市国民健康保険条例の一部を改正する条例

議案第10号 那珂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

議案第11号 那珂市公共施設の暴力団等排除に関する条例の一部を改正する条例

議案第12号 那珂市都市公園条例の一部を改正する条例

議案第13号 那珂市危険物規制事務手数料条例の一部を改正する条例

議案第14号 那珂市一般職の任期付職員の採用等に関する条例

議案第15号 那珂市空き家等対策協議会設置条例

議案第16号 那珂市コミュニティ広場の設置及び管理に関する条例

議案第17号 那珂市指定居宅介護支援等の事業に関する基準等を定める条例

議案第18号 平成29年度那珂市一般会計補正予算(第7号)

議案第19号 平成29年度那珂市国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第4号)

議案第20号 平成29年度那珂市下水道事業特別会計補正予算(第3号)

議案第21号 平成29年度那珂市農業集落排水整備事業特別会計補正予算(第

4号)

- 議案第22号 平成29年度那珂市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算
（第4号）
- 議案第23号 平成29年度那珂市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 議案第24号 平成30年度那珂市一般会計予算
- 議案第25号 平成30年度那珂市国民健康保険特別会計（事業勘定）予算
- 議案第26号 平成30年度那珂市下水道事業特別会計予算
- 議案第27号 平成30年度那珂市公園墓地事業特別会計予算
- 議案第28号 平成30年度那珂市農業集落排水整備事業特別会計予算
- 議案第29号 平成30年度那珂市介護保険特別会計（保険事業勘定）予算
- 議案第30号 平成30年度那珂市上菅谷駅前地区土地区画整理事業特別会計予
算
- 議案第31号 平成30年度那珂市後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第32号 平成30年度那珂市水道事業会計予算
- 議案第33号 公の施設の広域利用に関する協議について
- 議案第34号 茨城北農業共済事務組合規約の変更について
- 議案第35号 市道路線の認定について
- 議案第36号 市道路線の変更について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（17名）

- | | | | |
|-----|-----------|-----|-----------|
| 1番 | 大和田 和 男 君 | 2番 | 富 山 豪 君 |
| 3番 | 花 島 進 君 | 4番 | 君 嶋 寿 男 君 |
| 5番 | 筒 井 かよ子 君 | 6番 | 寺 門 厚 君 |
| 7番 | 小 宅 清 史 君 | 8番 | 綿 引 孝 光 君 |
| 9番 | 木 野 広 宣 君 | 10番 | 古 川 洋 一 君 |
| 11番 | 萩 谷 俊 行 君 | 12番 | 勝 村 晃 夫 君 |
| 13番 | 中 崎 政 長 君 | 14番 | 笹 島 猛 君 |
| 15番 | 助 川 則 夫 君 | 16番 | 遠 藤 実 君 |
| 17番 | 福 田 耕四郎 君 | | |

欠席議員（なし）

地方自治法第121条第1項の規定に基づき説明のため出席した者

市 長	海 野 徹 君	副 市 長	宮 本 俊 美 君
教 育 長	大 繩 久 雄 君	企 画 部 長	今 泉 達 夫 君
総 務 部 長	川 崎 薫 君	市 民 生 活 部 長	石 川 透 君
保 健 福 祉 部 長	加 藤 裕 一 君	産 業 部 長	篠 原 英 二 君
建 設 部 長	引 田 克 治 君	上 下 水 道 部 長	石 井 亨 君
教 育 部 長	高 橋 秀 貴 君	消 防 長	海 野 幹 雄 君
会 計 管 理 者	小 澤 祐 一 君	行 財 政 改 革 推 進 室 長	平 松 良 一 君
農 業 委 員 会 長 農 事 務 局 長	根 本 実 君	総 務 課 長	川 田 俊 昭 君

議 会 事 務 局 職 員

事 務 局 長	寺 山 修 一 君	書 記	小 田 部 信 人 君
書 記	萩 谷 将 司 君		

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（君嶋寿男君） おはようございます。

ただいまの出席議員は17名であります。欠席議員はおりません。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

○議長（君嶋寿男君） 議案等説明のため、地方自治法第121条第1項の規定に基づき議場に出席を求めた者の職氏名は、今期定例会の冒頭に配付した出席者名簿のとおりであります。

職務のため、議会事務局より事務局職員が出席しております。

本日の議事日程については、別紙のとおりお手元に配付しております。

◎議案書の差しかえ

○議長（君嶋寿男君） ここで、本日の議事に入ります前に、執行部より、この後で市長から上程されます議案第9号 那珂市国民健康保険条例の一部を改正する条例について一部訂正による差しかえの申し出がありましたので、これを許します。

総務部長。

○総務部長（川崎 薫君） 大変申しわけございません。議案書の差しかえをお願いいたします。

差しかえ部分は、議案書の43ページと45ページになります。訂正理由でございますが、議案第9号 那珂市国民健康保険条例の一部を改正する条例の改正文附則の経過措置についての記載に誤りがあったためでございます。差しかえをお願いしたいページにつきましては、皆様のテーブルの上にお配りしてございます。どうぞよろしくお願いいたします。大変申しわけございませんでした。

◎市長の施政方針

○議長（君嶋寿男君） 日程第1、市長から平成30年度施政方針について説明を願います。

市長。

〔市長 海野 徹君 登壇〕

○市長（海野 徹君） おはようございます。

新しい議会構成での定例会となりますが、よろしくお願ひ申し上げます。

この度の定例会におきましては、平成30年度当初予算についてご審議いただくことになっておりますので、まずは、この場で、私の市政運営に臨む所信の一端を明らかにし、新年度に取り組む主要施策の概要等について述べさせていただきたいと存じます。

お手元の「平成30年度施政方針」をご覧ください。

平成30年度那珂市一般会計をはじめ、各種特別会計及び水道事業会計の当初予算のご審議をお願いするに当たり、市政運営の基本方針と新年度における主要な施策の概要を申し上げ、議員各位をはじめ市民の皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

さて、安倍内閣は「人づくり革命」の一つとして、幼児教育の無償化を掲げております。これは、生涯にわたる人格形成及び義務教育の基礎を培う重要な時期にすべての子ども達が質の高い幼児教育を受けられるよう環境を整備し、子ども達の教育格差の是正を図るものであります。さらには、少子高齢化という点においても、子育て世帯の負担を軽減することにより安心して子どもを産み育てられる環境をつくることで、少子高齢化への歯止めをかけることを目的としております。

本市としましても「那珂市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の一つに掲げる「結婚・出産・子育て応援戦略」に沿って、安心して子どもを産み育てられるよう費用の負担軽減を図るとともに、家族が仕事と子育てを両立できるよう各種施策に取り組んでまいります。さらには、総合戦略に掲げた各種施策を着実に遂行し、本市が持つ「住みよさ」という強みを活かしながら地域の活性化、移住・定住の促進を図るとともに、人口減少の抑制につながる効果的な施策について引き続き全庁を挙げて横断的に取り組んでまいります。

また、平成29年度末で期間満了となる「第1次那珂市総合計画」に続き、平成30年度から新たな10年間を見据えた計画として「第2次那珂市総合計画」を策定しました。新計画では、市の将来像を「人と地域が輝く 安心・安全な住みよいまち 那珂」と定め、3つの基本理念である「すべての人が安心して住み続けられるまち」、「共に助け合い支え合う、すべての人にやさしいまち」、「すべての人が輝く、賑わいのあるまち」を目指し、少子高齢化や人口減少など時代の変化に的確に対応するとともに、豊かな自然環境や地理的優位性を活かしながら、本市が持つ「住みよさ」の更なる向上を図り、将来にわたって持続可能な地域の実現に取り組んでまいります。

そのためにも、私と職員がともに一丸となり、迅速に課題解決に取り組み、よりきめ細やかな行政サービスを市民の皆様にご提供することが私に与えられた使命であると考えております。私は、市民の皆様のご負託に応え、愛されるふるさと那珂市をつくるべく、いかなる困難な課題にも挑戦し、那珂市の発展のため今後も各種施策を展開してまいりたいと考えており

ますので、議員の皆様のご理解ご協力のほどお願い申し上げます。

以上、市政運営の基本的な考え方について申し上げます。

次に、平成30年度当初予算の概要について申し上げます。

那珂市予算は、歳入では、根幹である市税については、固定資産税の評価替え等により減収となる見込みであります。また、地方交付税については、国の概算要求において交付税予算総額が前年度比2.5%の減額と示されており、さらに、合併算定替え縮減による段階的な削減のため減額が予想され、依然として厳しい状況にあります。

一方、歳出につきましては、社会福祉費などの扶助費や特別会計に対する繰出金の増加が続いており、財政運営の硬直化を招く要因となっております。また、投資的事業においては、継続して実施されている道路改良舗装事業、菅谷市毛線整備事業及び下菅谷地区まちづくり事業などに加え、公立幼稚園建設事業や国民体育大会準備事業などにおいて多額の費用を要することから、大幅な財源不足となることは必至であります。これらを見据えた中で、歳入に見合った歳出の原則に立ち、徹底した経費の節減と事務事業の見直しを進めた中で財源の効率的な配分に努めた予算編成を行いました。

その結果、一般会計については前年度比10.9%増の207億2,000万円、特別会計については、国民健康保険特別会計（事業勘定）が前年度比15.3%減の58億300万円、下水道事業特別会計は前年度比8.2%増の22億3,000万円、公園墓地事業特別会計が前年度同の1,200万円、農業集落排水整備事業特別会計が前年度比3.9%減の11億700万円、介護保険特別会計（保険事業勘定）が前年度比1.8%減の46億800万円、上菅谷駅前地区土地区画整理事業特別会計が前年度比16.7%減の1億500万円、後期高齢者医療特別会計が前年度比4.9%増の6億2,100万円となりました。

水道事業会計につきましては、収益的収入が前年度比2.6%減の11億7,309万3,000円、収益的支出が前年度比10.5%減の10億6,653万5,000円、資本的収入が前年度比24.8%増の7億873万8,000円、資本的支出が前年度比19.5%増の12億5,211万円となりました。

次に、重点的に取り組む主要施策の概要につきまして、「第2次那珂市総合計画」に掲げる施策体系に沿って申し上げます。

第1章、みんなで進める住みよいまちづくり。

協働のまちづくりの推進につきましては、市民との協働体制の確立に向け、引き続き地区まちづくり委員会、自治会及び市民活動団体の活動を支援するとともに、市民一人ひとりがまちづくりの主体であることを認識し、進んでまちづくりに参加できるよう、まちづくりリーダー養成講座や協働のまちづくり推進フォーラム等を通して、学習機会の提供や啓発を行ってまいります。

また、市が元気になる活動を心から応援してくれる市民や市外の人で組織する「いい那珂暮らし応援団」では、SNSによる情報発信力を強化するとともに活動内容の拡充を図り、本市の更なる知名度アップと活力あるまちづくりを推進してまいります。

本市の魅力である「住みよさ」を市内外に広めるため、シティプロモーションを推進します。「那珂市プロモーション行動計画」において掲げた各種施策に全庁的に取り組み、市の知名度の向上や交流人口の増加を図り、さらには定住人口の増加につなげてまいります。また、定住促進、結婚・少子化対策として、結婚を個人の問題ではなく地域全体の問題と捉え、結婚を希望する男女の出会いの場を提供する「ふれあいパーティー開催支援事業」を引き続き推進していきます。さらには、空き家の売却や賃貸を希望する所有者からの申し込みにより空き家情報を登録し、利用希望者に空き家の情報を提供する「空き家バンク」を開始するとともに、空き家等の改修や家財処分の経費の一部を助成し、定住の促進を図ります。

ふるさと大使につきましては、それぞれの仕事や活動の機会を通して、全国各地で本市の魅力を広めていただいているところであります。市としましても、ふるさと大使の活動を支援するため引き続き各種イベントや市政の情報を積極的に提供するとともに、情報交換会を開催し市政への意見や助言を聴取してまいります。あわせて、本市にゆかりがあり様々な分野で活躍されている方の発掘に努めます。

広報事業につきましては、広報紙や市ホームページを通してわかりやすい市政情報の提供に努めるとともに、フェイスブックやツイッター等のソーシャルネットワーキングサービス SNS や情報メール斉配信サービス等を活用して積極的・効果的な情報発信を行います。

広聴事業につきましては、開かれた市政の実現を目指し、市民相談室の窓口をはじめ「市民ボックス」や「市長への手紙」により、引き続き広く市民の意見・要望の聴取に努めてまいります。

○議長（君嶋寿男君） 傍聴者の皆様に申し上げます。

会議中は静粛をお願いいたします。また、携帯電話をお持ちの方は、電源をお切りいただくかマナーモードにしてくださいようお願いいたします。ご協力をお願いいたします。

○市長（海野 徹君） また、市の計画等の立案にあたりましては、パブリックコメントを実施するほか、「市長と話そうふれあい座談会」を継続して実施し、市民の皆様との対話や意見交換を通して市民のニーズを把握し市政運営に反映してまいります。

人権尊重の啓発につきましては、一人ひとりの人権が尊重される社会をつくるため、人権問題についての啓発・教育の推進に取り組んでまいります。また、平和事業につきましては、戦争や平和について学び考える機会を提供するため、原爆や戦争に関するパネル展等を開催します。戦争の悲惨さや平和の尊さは、特に若い世代に語り継ぐことが重要であることから、引き続き学校を通して児童・生徒に周知します。

男女共同参画の推進につきましては、「第二次那珂市男女共同参画プラン前期実施計画」に基づき、女性活動団体等と連携を図りながら、さまざまな取り組みを総合的かつ計画的に実施してまいります。

第2章、安全で快適に暮らせるまちづくり。

防災対策につきましては、自主防災組織が結成されている自治会に対し、定期的な防災訓

練の実施を呼びかけ組織の運営強化を推進します。さらに、組織及び地域の防災力向上の担い手として、防災士の育成を支援します。

未結成の自治会に対しては、引き続き災害に備える重要性について説明し、認識を深めてもらうことにより結成の促進を図ります。また、「那珂市地域防災計画」に基づき災害に強いまちづくりを推進するため、食糧や飲料水等非常用食糧の備蓄を進めるとともに、的確な情報を確実に住民に伝達するため、防災行政無線のデジタル化を行い、災害時における市民の安全確保に努めてまいります。

木造住宅の耐震化につきましては、旧耐震基準で建築された住宅（昭和56年5月31日以前着工の木造住宅）を対象に、耐震診断及び耐震改修工事に要する費用の補助を行い、耐震化の促進を図ってまいります。

原子力の防災対策につきましては、「那珂市地域防災計画（原子力災害対策編）」に基づき、防災体制の整備・充実に努めるとともに、広域避難計画の策定に取り組んでまいります。また、東海第二発電所につきましては、国、県及び近隣市町村の動向を注視しながら、議会及び市民の意見を尊重してまいります。

消防行政につきましては、火災被害を最小限に抑えるよう防火貯水槽を設置し水源の確保を図ってまいります。

救急では、毎年増加する需要に対処するため東署の高規格救急車を更新いたします。また、救急講習会等を実施し、救命率及び救急に対する知識と技術の普及を図ってまいります。

火災予防では、一般住宅の火災警報器の設置を促進し、事業所においては消防用設備の維持管理及び消防訓練の指導に努め、防火管理の育成指導を行います。

消防団につきましては、地域防災の要として消防団員の勧誘に努め、また、団員の安全確保や、迅速な消防活動ができるよう教養・訓練を通して消防力の強化を図ります。

防犯対策につきましては、防犯灯の設置補助など、地域の安全確保に努めてまいります。また、犯罪のない安全で安心なまちづくりへの取り組みとして、警察や防犯協会等と連携した防犯パトロールの充実を図り、地域と一体となった防犯活動を進めてまいります。

消費者行政につきましては、近年、情報化や高齢化の進展により消費者を取り巻く環境が大きく変化し、消費者トラブルも悪質かつ巧妙化しており、これらの消費者問題に適切に対応するため、引き続き消費生活センターにおける相談・あっせん・情報提供の充実を図ります。また、市ホームページや出前講座等により消費者の意識啓発に努め、被害の未然防止を図ってまいります。

交通安全対策につきましては、警察等関係機関との連携により、季節ごとに交通事故防止運動を展開し、高齢者や子どもの事故、自転車事故等の未然防止に努めてまいります。また、飲酒運転や夜間の交通事故防止等の広報啓発活動を実施し、交通マナーの向上を図るとともに、高齢者や児童・生徒に重点をおいた交通安全教育を実施してまいります。

環境政策につきましては、地球温暖化対策と低炭素社会づくり、廃棄物の抑制とリサイクル

ルの推進を図るため、市広報紙やホームページを通して啓発を行うとともに、市民や事業者の主体的・自主的な取り組みと連携して地球にやさしい生活環境の保全に努めます。

空き家対策につきましては、空き家等の適正管理に関する条例に基づき、所有者に対し適切に維持管理をするよう働きかけるとともに、空き家等対策協議会を設置し、空き家等の適正管理を推進するための計画を策定してまいります。

市道整備につきましては、生活道路としての利便性の向上と安全な交通環境の確保を図るため、緊急性と必要性を考慮しつつ、あわせて地域の要望を総合的に勘案し、継続的に道路の新設や改良、維持補修を実施し、舗装率の向上に努めてまいります。

橋りょうの維持管理につきましては、できる限り長く利用するといった予防保全型の維持管理へと転換するため、「橋りょう長寿命化修繕計画」に基づき最適な維持に努めてまいります。

排水路整備事業につきましては、両宮排水路の平成30年度末全線完了に向けて整備を実施し、大雨等による冠水被害の防止に努めてまいります。

都市計画道路につきましては、菅谷・市毛線（第3期、延長1,400メートル）及び上宿・大木内線（延長440メートル）について、引き続き整備を進めてまいります。

地域公共交通につきましては、高齢者や障がい者等の日常生活に不便をきたしている市民の交通手段を確保するため、ひまわりタクシー及びひまわりバスの運行を引き続き実施するとともに、高齢者の事故防止のため、運転免許返納者に対してひまわりタクシー及びひまわりバスの共通利用割引券を交付し、利便性の向上を図ってまいります。

また、「茨城県央地域定住自立圏共生ビジョン」の地域公共交通分野において、域外運行の早期実現など、圏域の持続可能な公共交通のあり方について、協議検討してまいります。

地籍調査事業につきましては、南酒出(4)地区及び額田北郷(1)地区の一筆地の調査を実施してまいります。

市街地の整備につきましては、下菅谷地区まちづくり事業における街区道路等の整備を地区まちづくり協議会と協議の上、進めてまいります。

上水道事業につきましては、水道水の安定供給を図るため、浄水施設の統合更新及び老朽化した配水管の更新を計画的に行うとともに、災害に備え、耐震化を進めてまいります。また、既存施設を適正に維持管理し、水質検査を定期的に行うとともに、日々浄水過程を監視し、水質の保全に努めてまいります。

木崎浄水場更新工事につきましては、場内土木工事、電気計装設備工事及び木崎浄水場系配水管布設工事を行ない、平成34年度の完成に向けて計画的に実施してまいります。

公共下水道事業につきましては、第1次整備優先地区の1期地区である額田、後台地区及び2期地区の後台、戸多、中里地区の污水管布設工事を進めてまいります。

農業集落排水整備事業につきましては、平成32年度の供用開始に向けて、酒出地区の污水管布設工事及び処理場建設工事を計画的に進めてまいります。

合併処理浄化槽の設置につきましては、下水道の認可区域以外の区域において、引き続き助成を行ってまいります。

第3章、やさしさにあふれ生きがいの持てるまちづくり。

子育て支援につきましては、「那珂市子ども・子育て支援計画」に基づき、子育て世帯の負担軽減を図るとともに、待機児童の解消を図るため新たな保育施設の整備を進めます。

また、子育ての相談と親子の交流の場である地域子育て支援センター事業の充実とファミリーサポートセンターの利用促進を図るなど、安心して子どもを育てられるよう社会全体で子育てを支援していく環境づくりに努めてまいります。

子どもの発達に不安や悩みを抱える保護者を支援するため、発達相談センター「すまいる」の相談・支援事業を充実するとともに、関係する機関との連携を図ってまいります。

児童虐待への対応やひとり親家庭の相談体制の充実と自立支援のため、家庭児童相談室では、引き続き関係機関との連携を図ってまいります。

母子保健につきましては、乳児全戸訪問や妊婦及び乳幼児の健康相談・健康診査により育児不安の解消に努めるほか、定期予防接種の勧奨、任意予防接種の助成により感染症予防と重症化の防止、感染症のまん延防止など、安心して出産・子育てできる体制を進めてまいります。

また、これまでの妊婦健康診査の助成に加えまして、産後早期からの母親支援の体制強化のために産婦健康診査の費用助成を開始いたします。

不妊治療費につきましても、男性不妊治療も含めて助成対象として、県補助金への上乗せ助成を継続し経済的負担の軽減を図り、子どもを産みたい方が産めるような環境づくりに引き続き取り組んでまいります。

高齢者福祉につきましては、新たに策定しました「那珂市高齢者保健福祉計画」に基づき、介護ばかりでなく、医療や介護予防、日常生活や住まいなどの支援を一体的に提供する地域包括ケアシステムの充実に向け取り組んでまいります。

平成30年4月から認知症初期集中支援チームの活動を開始し、高齢者が安心して地域で暮らしていけるよう認知症対策を進めるとともに、在宅医療・介護連携推進に向け、引き続き取り組みを進めてまいります。

また、高齢者の自立支援と尊厳の保持を基本に、虐待防止や成年後見制度など権利擁護活動に引き続き取り組んでまいります。

さらに、市内3圏域にある地域包括支援センターや社会福祉協議会等の関係機関と緊密に連携を図り、高齢者が住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことができるよう支援してまいります。

障がい者福祉につきましては、新たな障がい者プランに基づき、障がいの有無にかかわらず地域の誰もがかけがえのない個人として尊重され、自立と自己決定により社会に参加、参画しながら、地域で安心して暮らしていけるよう、支援を必要とする方に対し、適切な障が

い福祉サービス等の提供に努めてまいります。

地域福祉につきましては、「那珂市地域福祉計画」に基づき、社会福祉協議会、民生委員・児童委員等の関係機関との連携を図ってきたところですが、平成30年度は地域福祉計画の改定年度にあたるため、要支援者の支援体制を強化するとともに、お互いを認め支え合う地域社会の構築を目指した計画づくりに取り組んでまいります。

生活保護につきましては、生活保護法に基づき生活保護の適正な認定と支給に努めるとともに、受給者の自立を促すため就労支援等をさらに推進します。また、生活困窮者自立支援法に基づき、自立支援策の強化を図ってまいります。

国民健康保険につきましては、平成30年度から茨城県との共同運営になります。県は財政運営の責任主体となり、財源の確保に努めるなど制度の安定化を図ります。市町村は引き続き、資格の管理、国保税の賦課徴収、医療費の給付、さらには、特定健康診査など保健事業の実施に努め、住民と密接な業務を展開し、持続可能な安定した制度の運営に努めてまいります。

後期高齢者医療保険につきましては、茨城県後期高齢者医療広域連合と連携を図りながら、健全な事業の運営に努めてまいります。

また、国保・高齢者医療の財政の健全化を推進するため、生活習慣病の早期発見、早期治療、さらには、重症化予防のためにも、特定健康診査・高齢者健康診査の受診率向上に努めるとともに、昨年度に引き続き、人間ドック等の助成事業を行ってまいります。

成人保健につきましては、健康寿命の延伸を図ることを目標に、新たに策定しました「那珂市健康増進計画」に基づいた事業を進めるとともに、生活習慣病の早期発見のための健診やがん検診等の受診率の向上に努めながら、きめ細かな保健指導を実施して生活習慣の改善や合併症の発症等の重症化予防に重点を置いた対策に取り組むなど、健康づくりを進めてまいります。

また、歯科保健対策として、新たに、成人期以降の歯周病検診を市歯科医師会の協力のもとで実施いたします。そのほか、骨髄移植のための骨髄等を提供する方に対して、骨髄ドナー助成事業を開始いたします。

また、水戸市を中心とする茨城県央地域定住自立圏形成協定に基づき、初期救急医療の充実や医師及び看護師等の確保に向けた取り組みを継続して推進してまいります。

第4章、未来を担う人と文化を育むまちづくり。

学校教育につきましては、個性と創造性を育む学校教育の充実を図ることを目標に、「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」「自分らしい生き方や自立」の育成を図ってまいります。

確かな学力を培うため、少人数指導の実施のほか、障がい児学習指導員等の配置により、児童生徒一人ひとりの能力やニーズに合わせたきめ細かく効果的な指導を行います。また、ALT（外国語指導助手）を活用した英語教育につきましては、次期学習指導要領の改訂を

見据えて、小学校において授業時数の拡充強化を図るとともに、中学校においても引き続き外国人とのコミュニケーション能力の育成を推進してまいります。さらに、高度情報化が進展し社会がグローバル化する中、児童生徒の情報活用能力の育成を推進するため、ICTを活用した学習活動の充実を図ってまいります。

小中一貫教育は4年目を迎える中、義務教育9年間を見通し、発達段階に応じた連続的・系統的できめ細かな学習指導や生徒指導を実践してまいりました。引き続き、小小連携、小中連携を進めるとともに、研修・研究の充実により教職員の指導力の強化を図りながら、さらに推進してまいります。また、地域とともにある学校づくりを進めるため、今後も学校評議員制度やコミュニティ・スクールの活用を図ってまいります。

いじめ問題につきましては、いじめ防止に向け、いじめ問題対策連絡協議会において関係機関と連携を密にし、地域と一体になっていじめ問題の克服に取り組んでまいります。また、学校生活への悩みを持つ児童生徒のほか、保護者や教職員からの多様な相談に応じるため、教育支援センター機能を強化するとともに、心の教室相談員やスクールカウンセラー等、身近な相談体制の充実を図ってまいります。

幼児教育につきましては、発達に応じた指導を通して小学校に向けた学習の基礎を築くため、幼稚園教育の一層の充実を努めてまいります。また、公立・私立の幼稚園・保育所と小学校の教職員が連携し、カリキュラムの作成や合同研修を通して、就学前教育の充実や小学校への円滑な移行についての共通理解と情報の共有を進めてまいります。

新公立幼稚園の建設につきましては、平成31年4月の開園に向け事業を推進してまいります。

学校施設につきましては、校舎や屋内運動場等の大規模改造を計画的に進め、長寿命化と教育環境の充実を進めてまいります。また、教職員の業務改善やICT教育を推進するため、小中学校におけるICT環境の計画的な整備を行います。

地域と学校が連携して教育活動を行うコミュニティ・スクールにつきましては、白鳥学園瓜連小・中学校の活動を今後も推進してまいります。

青少年健全育成につきましては、学校・家庭・地域が一体となって青少年を育てる体制を強化し、地域や家庭における教育の充実を図り、子どもたちが健やかに育つ環境づくりを推進してまいります。

また、ふるさと教室等の開催を通して仲間づくりや郷土の歴史を学び、社会性を身に付けながらたくましく生きる力を養うため、自然に触れながら様々な体験をする機会を提供し、事業の充実を図ってまいります。

市立図書館につきましては、読書の意義や重要性について広く普及・啓発を図るとともに、多様化する市民ニーズに応じた図書館資料の効果的な収集に努めてまいります。また、「那珂市読書活動推進計画」に基づき、市民が読書に慣れ親しむ機会の提供及び習慣づくりを推進してまいります。さらに、地域や学校等の関係機関と連携・協力し、子どもたちの読書活

動を支援してまいります。

中央公民館につきましては、市民の意向を反映した講座の充実や自主事業の積極的な展開等、多様化する市民ニーズに対応するとともに、各地区まちづくり委員会との連携を深め、地域における生涯学習活動を推進してまいります。

スポーツの推進につきましては、「那珂市スポーツ振興基本計画」に基づき、生涯にわたるスポーツの推進による市民の健康づくりを実施するとともに、スポーツ振興の中核を担っている市体育協会の活動を支援してまいります。また、那珂総合公園を活用して、市民のニーズに応じた魅力あるスポーツ教室を開講し、スポーツに親しむきっかけを提供してまいります。さらに、那珂川河川敷を屋外スポーツの振興や地域コミュニティ創出の場としても活用し、かわまちづくり支援制度を活用した多目的広場の整備を進めてまいります。また、利用促進のため、整備進捗状況を広報紙やホームページ等で随時情報公開し、広く周知を図ってまいります。

第74回国民体育大会につきましては、2019年9月下旬に開催する那珂市開催競技の馬術競技会において県立水戸農業高校敷地の一部を使用し、茨城県の協力のもと仮設競技会場を整備するとともに、那珂総合公園アリーナで開催する3B体操につきましては、施設管理者や競技団体と連携し準備を進めてまいります。また、競技会が滞りなく運営できるよう、市民・関係団体との連携を一層強化してまいります。

歴史遺産・伝統文化につきましては、歴史民俗資料館を拠点として季節展や企画展を充実するとともに、市史編さん事業を進めてまいります。また、市民との協働により、額田城跡の保存管理をはじめ各種の歴史遺産の保存活動及び活用を進めてまいります。

国際交流につきましては、国際交流協会と連携し異なる文化や生活習慣を互いに理解し合える多文化共生の推進に努めるとともに、国際親善姉妹都市であるアメリカ合衆国オークリッジ市との交流を通して、国際的感覚を持ちグローバル社会に対応できる人材を育成してまいります。さらに、アジアにも目を向け、新たな異文化交流の裾野を広げてまいります。

市民交流事業につきましては、友好都市である秋田県横手市との交流を通して、異なる風土や文化、生活習慣等に触れ、市民及び市民団体の友好関係が継続・発展できるよう交流活動を支援してまいります。さらに、市民が様々な文化に親しみ、見聞を広められるよう新たな都市交流を検討してまいります。

第5章、活力あふれる交流と賑わいのまちづくり。

農業振興につきましては、農業経営発展のため、米の消費拡大と高収益作物への転換に取り組むとともに、農畜産物の生産及び販路拡大に向けた新たな企画を展開し、都市交流や各種イベント等での出品など関係課と連携し積極的に進めてまいります。また、農業者の所得向上と産地強化のため、農業の6次産業化と農商工連携による特色あるアグリビジネスを支援してまいります。併せて、安全な食材の安定供給を図るため、需要に応じた野菜栽培を振興するとともに、県やJAと連携して農業栽培技術の指導及び普及を図ります。

農地につきましては、農業委員会と連携し、農地パトロールによる遊休農地の調査及び指導を行い、農地の適切な保全管理を進めます。農業従事者の減少は、農地の利活用や地域経済に大きな影響を及ぼしており、将来の地域農業の担い手となる人材として、新規就農者や定年帰農者及び女性農業者など、多様な担い手の育成に取り組むとともに、農地中間管理事業による農地流動化を促進し農地の集積集約を図ります。

生産基盤の整備につきましては、引き続き有ヶ池地区及び芳野地区において県営事業を実施するとともに、担い手等への農地集積を進めながら、新木崎地区など県営による「ほ場再整備計画」を推進してまいります。また、既存施設の長寿命化や更新を進めるとともに、農業・農村の多面的機能の維持・発揮のため、地域での共同活動への支援を通じ、農業生産基盤の適切な保全管理を推進してまいります。

商工業の振興につきましては、「那珂市商工業振興計画」に基づき、商工業の活性化に向けて取り組むとともに、自治・振興金融制度による事業資金の融資支援及び雇用対策としての就職活動の支援、那珂市産業祭の開催、特産品ブランド化推進事業、さらには、企業コーディネーターを配置し、中小企業・小規模事業者からの相談窓口の設置、及び支援を行うよろず相談事業に引き続き取り組んでまいります。

また、産業競争力強化法による「創業支援事業計画」に基づき、市と民間の事業者が連携を強化し、開業率の向上と雇用の確保を目指してまいります。

企業誘致につきましては、製造業に限らず多様な業種について誘致の可能性を探るとともに、県や関係機関等との連携や情報収集に努めてまいります。

また、引き続き固定資産税の優遇や緑地面積率の緩和措置等を活かした誘致活動に取り組むとともに、既存企業への支援を行ってまいります。

観光振興につきましては、「那珂市観光振興計画」に基づき、市の歴史、文化、自然、人などの地域資源を生かし、交流人口の拡大を図るため、静峰ふるさと公園の再整備工事を引き続き実施してまいります。

また、観光と商業・農業などの地域産業が連携する仕組みをつくることにより、地域経済の活性化を図るほか、市観光協会ははじめ関係機関と連携し、市の魅力や情報を積極的に発信して市のイメージアップに努めてまいります。

第6章、行財政改革の推進による自立したまちづくり。

行財政改革につきましては、平成30年4月より那珂聖苑に指定管理者制度を導入するなど、第3次行財政改革大綱に基づき、効率的な市政運営に向けた取り組みを引き続き進めてまいります。また、平成30年度で「第3次行財政改革大綱」の計画期間が終了するため、次期大綱の策定を行ってまいります。

広域連携につきましては、茨城県央地域全体で必要な生活機能を確保し、圏域への人口定住を促進するため、「茨城県央地域定住自立圏共生ビジョン」の取組方針に基づき、医療、福祉など各政策分野において連携を図ってまいります。

職員研修につきましては、人材育成基本方針に基づき、「信頼される職員」「自立する職員」「創造性あふれる職員」の育成を目指し、それぞれの役職階層において求められる知識や能力をはじめ、政策形成能力や行政経営能力、危機管理能力等の専門的能力の育成に向け、職員一人ひとりの意識改革や資質・能力の向上を図ってまいります。

人事評価制度につきましては、平成28年度から本施行となりました。平成29年度においては、評価結果の公平性などについて分析をしながら、人材育成などの人事管理に活用してまいりました。評価結果を職員の人材育成に活かせるよう適正な運用を図ってまいります。

職員数につきましては、平成28年度に定員管理計画目標の483人を達成しました。今後も、退職職員の再任用、職員の適材適所への配置、退職補充の新規採用職員の確保など、業務の継続性を確保しながら、適正に定員管理を行ってまいります。

市税等につきましては、収納率向上への取り組みを推進し、行財政運営の基盤となる自主財源の確保に努めてまいります。

マイナンバー制度につきましては、平成29年11月13日から、情報連携の本格運用開始とともに、個人情報のやりとりの記録が確認できる政府運営のオンラインサービス「マイナポータル」につきましても本格運用が開始されました。これにより、パソコンやスマートフォンを使って、子育てに関する行政手続きがワンストップ（子育てワンストップサービス）でできたり、行政からのお知らせが自動的に届くようになるなど、子育て支援等の住民サービスが向上します。また、住民票の写し等のコンビニ交付につきましては、平成29年1月から運用を開始いたしました。

今後、マイナンバーは様々な分野での利活用が見込まれるため、情報を収集して安心、安全な利用環境の構築や適切な管理、市独自利用の検討などを進め、マイナンバーカードの普及を図ってまいります。

以上、平成30年度の市政運営に当たっての基本的な考え方と主要施策の概要について申し上げます。地方自治体を取り巻く環境は依然として厳しい状況にありますが、那珂市の発展をさらに確実なものとし、輝ける未来を創造するため、先に述べた各種施策を一つひとつ確実に推進しながら、市民生活において真の豊かさが実感できるよう全力を挙げて取り組んでまいりたいと考えております。

ここに、議員各位をはじめ市民の皆様の一層のご理解とご協力を重ねてお願い申し上げます。施政方針といたします。

平成30年3月6日、那珂市長、海野 徹。

ご清聴ありがとうございました。

○議長（君嶋寿男君） 暫時休憩いたします。再開を11時といたします。

休憩 午前10時51分

再開 午前 11 時 00 分

○議長（君嶋寿男君） 再開いたします。

◎報告第 2 号～議案第 36 号の一括上程、説明

○議長（君嶋寿男君） 日程第 2、報告第 2 号から議案第 36 号まで以上 36 件を一括議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 海野 徹君 登壇〕

○市長（海野 徹君） 平成 30 年第 1 回那珂市議会定例会の開会に当たり、提出いたしました議案の概要についてご説明申し上げます。

初めに、今定例会に提出いたしました議案は、報告が 1 件、条例の一部改正が 12 件、条例の制定が 4 件、平成 29 年度各種会計補正予算が 6 件、平成 30 年度各種会計予算が 9 件、その他が 4 件の計 36 件でございます。

続きまして、それぞれの概要についてご説明いたします。

初めに、報告の案件でございます。

議案書 1 ページをお開きいただきたいと思います。

報告第 2 号 専決処分について（損害賠償請求に関する和解及び損害賠償の額の決定）。

平成 29 年 11 月 21 日に豊喰地内で発生した公用車事故について、賠償額が決定し和解したので、地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、議会において平成 20 年議決第 3 号により指定された事項について専決処分したので、同条第 2 項の規定に基づき議会に報告するものでございます。

続いて、議案のうち条例の一部改正についてご説明いたします。

3 ページをお開きいただきたいと思います。

議案第 2 号 那珂市個人情報保護条例の一部を改正する条例。

行政機関等の保有する個人情報の適正かつ効果的な活用による新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するための関係法律の整備に関する法律が平成 29 年 5 月 30 日に施行され、その中で、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律が改正されたことに伴い、那珂市個人情報保護条例においても定義に関する規定を法律と合わせる必要があるため、当該条例の一部を改正するものでございます。

続きまして、12 ページをお開きいただきたいと思います。

議案第 3 号 那珂市特別職の職員で非常勤のものの報酬及費用弁償に関する条例の一部を

改正する条例。

那珂市空き家等対策協議会設置条例を制定するにあたり、その委員の報酬及び費用弁償について新たに規定するものです。

那珂市男女共同参画プラン推進委員会を設置するにあたり、その委員の報酬及び費用弁償について新たに規定するものでございます。

那珂市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定に伴い、職名を「国民健康保険運営協議会の委員」から「国民健康保険事業の運営に関する協議会の委員」へ変更するものです。

続きまして、18ページをお開きいただきたいと思います。

議案第4号 那珂市介護保険条例の一部を改正する条例。

那珂市高齢者保健福祉計画の策定及び介護保険法の改正により、指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準等の改正を行うものでございます。

続きまして、24ページをお開きください。

議案第5号 那珂市指定地域密着型サービスの事業に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令等に基づき、定義規定の改正を行うものでございます。

続きまして、28ページになります。

議案第6号 那珂市指定地域密着型介護予防サービスの事業に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令等に基づき、定義規定の改正を行うものです。

続きまして、32ページになります。

議案第7号 那珂市指定介護予防支援等の事業に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令第5条に基づき、基準の改正を行うものでございます。

続きまして、36ページをお開きいただきたいと思います。

議案第8号 那珂市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例。

高齢者の医療の確保に関する法律の改正に伴い、県外に住所を有し国民健康保険の住所地特例の対象となる者は、後期高齢者医療保険においても同様に住所地特例を適用し、従前住所地の後期高齢者医療広域連合で資格を取得するよう改正されるため、対象者に市が保険料を徴収すべき被保険者とする規定に改正するものです。

続きまして、42ページになります。

議案第9号 那珂市国民健康保険条例の一部を改正する条例。

国民健康保険法の改正に伴い、県が財政運営の責任主体になり、市は被保険者の身近な窓

口としての事務を行う共同運営となるため、県との役割分担を明確にし、また県に国民健康保険運営協議会が設置されるため、市の運営協議会の名称も改めるものでございます。葬祭費については、県内市町村との均衡を確保するため、支給額を5万円に改正するものです。

続きまして、47ページをお開きいただきたいと思います。

議案第10号 那珂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

国民健康保険法及び地方税法の改正に伴い、市から県へ納付する国民健康保険事業費納付金を、国民健康保険税の課税額として算定する国民健康保険事業に要する費用として位置づけるため改正するものでございます。

55ページになります。

議案第11号 那珂市公共施設の暴力団等排除に関する条例の一部を改正する条例。

余暇活用施設「しどりの湯保養センター」の設置及び管理に関する条例が平成26年4月1日付けで廃止されているため、那珂市公共施設の暴力団等排除に関する条例に規定のある当該条文を削除するものでございます。

続きまして、60ページになります。

議案第12号 那珂市都市公園条例の一部を改正する条例。

都市公園内の運動施設の敷地面積に関する制限について条例に明記するとともに、上菅谷駅前地区土地区画整理事業の換地処分により上菅谷駅東公園の所在地番地を変更するため、那珂市都市公園条例の一部を改正するものでございます。

続きまして、65ページになります。

議案第13号 那珂市危険物規制事務手数料条例の一部を改正する条例。

地方公共団体の手数料の標準に関する政令に定められる手数料の標準額については、地方分権計画に基づき原則として3年ごとに見直しが行われているところであり、平成29年度は見直し年度に該当し、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令が平成30年1月26日に公布され、同年4月1日から施行されることに伴い、那珂市危険物規制事務手数料条例の危険物規制事務手数料を改正するものでございます。

続いて、条例の制定について説明いたします。

89ページをお開きいただきたいと思います。

議案第14号 那珂市一般職の任期付職員の採用等に関する条例。

高度の専門的な知識経験等を有する民間人材等について、任期付職員を採用できる制度を導入するとともに、一定の期間に限り業務量の増加が見込まれる国民体育大会等について、任期付職員を採用して対応できるようにするため、採用等の基準を定めた条例を制定しようとするものでございます。

続きまして、101ページをお開きいただきたいと思います。

議案第15号 那珂市空き家等対策協議会設置条例。

空家等対策の推進に関する特別措置法第7条第1項の規定に基づき、空き家等対策計画の

作成や特定空き家の該当いかんを協議するために協議会を設置することを新たに規定するものでございます。

続きまして、105ページになります。

議案第16号 那珂市コミュニティ広場の設置及び管理に関する条例。

現在整備を進めている額田コミュニティ広場が平成30年度から供用開始となることに伴い、新たに設置及び管理に関する条例を制定するものでございます。

続きまして、109ページになります。

議案第17号 那珂市指定居宅介護支援等の事業に関する基準等を定める条例。

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律第6条の規定による介護保険法の改正により、指定居宅介護支援事業者の指定等が県から権限移譲されるため、条例を制定するものでございます。

続きまして、平成29年度各種会計補正予算についてご説明いたします。

補正予算の予算書をお開きいただきたいと思います。

議案第18号 平成29年度那珂市一般会計補正予算（第7号）。

予算総額から歳入歳出それぞれ2億16万5,000円を減額し、190億880万円とするものです。

歳出については、各事業における契約額、所要額の確定等により事業費を減額するものでございます。

増額補正をする主な事業は、民生費については、民間保育所等児童入所事業において処遇改善等により委託料を、生活保護扶助費において扶助費をそれぞれ増額するものでございます。

土木費については、道路改良舗装事業において委託料及び国民体育大会に関連する工事請負費を増額するものでございます。

教育費については、中学校施設補修事業において空調機の修繕料を増額するものでございます。

諸支出金については、国県負担金等返納金において過年度の国補助金等の確定精算に伴う返納金を増額するものでございます。

また、歳入については、歳出補正予算との関連において、市税、地方交付税、繰越金及び諸収入をそれぞれ増額し、地方譲与税、配当割交付金、使用料及び手数料、国庫支出金、県支出金、繰入金及び市債を減額するものでございます。

さらに、繰越明許費としまして、額田コミュニティ広場整備事業ほか10事業において、各事業諸般の理由により事業費の一部を翌年度に繰り越すものです。

続いて、議案第19号をごらんいただきたいと思います。

議案第19号 平成29年度那珂市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第4号）。

予算総額から、歳入歳出それぞれ1億4,018万2,000円を減額し、66億8,491万7,000円とするものでございます。

歳出の主な内容として、保険給付費について、一般被保険者療養費及び一般被保険者高額療養費において負担金をそれぞれ増額し、出産育児一時金において負担金を減額するものでございます。

共同事業拠出金については、高額医療費共同事業医療費拠出金及び保険財政共同安定化事業拠出金において、額の確定により負担金をそれぞれ減額するものでございます。

支払準備基金積立金については、積立金を増額するものでございます。

また、歳入については、歳出補正予算との関連において、繰越金を増額し、国民健康保険税、国庫支出金、県支出金、共同事業交付金及び繰入金をそれぞれ減額するものでございます。

続いて、議案第20号をごらんいただきたいと思います。

議案第20号 平成29年度那珂市下水道事業特別会計補正予算（第3号）。

予算総額から、歳入歳出それぞれ9,666万1,000円を減額し、19億6,531万1,000円とするものでございます。

歳出の主な内容として、総務費について、基金積立事業において積立金を、流域下水道維持管理負担金において負担金をそれぞれ増額し、一般管理事務費において額の確定により消費税を、公営企業会計適用推進事業において契約額の確定により委託料をそれぞれ減額するものでございます。

下水道建設費については、公共下水道整備事業において契約額の確定により委託料、工事請負費及び補償金を、那珂久慈流域下水道事業において額の確定により負担金をそれぞれ減額するものでございます。

また、歳入については、歳出補正予算との関連において、繰越金及び諸収入をそれぞれ増額し、国庫支出金、県支出金、繰入金及び市債をそれぞれ減額するものでございます。

さらに、繰越明許費としまして、那珂久慈流域下水道事業において、諸般の理由により事業費の一部を翌年度に繰り越すものでございます。

続いて、議案第21号をごらんいただきたいと思います。

議案第21号 平成29年度那珂市農業集落排水整備事業特別会計補正予算（第4号）。

予算総額に歳入歳出それぞれ380万4,000円を追加し、11億6,631万7,000円とするものでございます。

歳出の主な内容として、総務費について、基金積立事業において積立金を増額し、公営企業会計適用推進事業において契約額の確定により委託料を減額するものでございます。

また、歳入については、歳出補正予算との関連において、繰越金を増額し、県支出金、繰入金及び市債をそれぞれ減額するものでございます。

さらに、繰越明許費としまして、農業集落排水整備事業において、諸般の理由により事業費の一部を翌年度に繰り越すものでございます。

続いて、議案第22号になります。

議案第22号 平成29年度那珂市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第4号）。
予算総額から歳入歳出それぞれ1億4,420万3,000円を減額し、46億1,270万3,000円とするものです。

歳出の主な内容として、保険給付費について、介護サービス給付事業及び高額医療合算介護サービス事業において給付費の見込み減により負担金をそれぞれ減額するものでございます。

地域支援事業費については、介護予防・生活支援サービス事業において給付費の見込み減により負担金を、介護予防ケアマネジメント事業において委託料をそれぞれ減額するものでございます。

基金積立金については、介護給付費準備基金積立事業において積立金を増額するものでございます。

また、歳入については、歳出補正予算との関連において、保険料、国庫支出金、支払基金交付金、県支出金及び繰入金をそれぞれ減額し、繰越金を増額するものでございます。

続いて、議案第23号になります。

議案第23号 平成29年度那珂市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）。

予算総額に歳入歳出それぞれ438万9,000円を追加し、5億9,638万9,000円とするものでございます。

歳出の内容として、分担金及び負担金について、広域連合納付金において保険料納付金を増額するものでございます。

また、歳入については、歳出補正予算との関連において、保険料及び繰越金をそれぞれ増額し、繰入金を減額するものでございます。

続きまして、平成30年度の各種会計予算についてご説明いたします。

これからご説明いたします議案第24号から31号につきましては、地方自治法の規定に基づき提出するものです。

それでは、3ページをお開きいただきたいと思います。

議案第24号 平成30年度那珂市一般会計予算。

平成30年度那珂市一般会計予算を地方自治法第96条第1項第2号の規定に基づき提出するものです。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ207億2,000万円で、前年度比10.9%の増となっています。

続いて、予算書の187ページをお開きいただきたいと思います。

議案第25号 平成30年度那珂市国民健康保険特別会計（事業勘定）予算。

平成30年度那珂市国民健康保険特別会計（事業勘定）予算を地方自治法第96条第1項第2号の規定に基づき提出するものでございます。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ58億300万円で、前年度比15.3%の減となって

おります。

続いて、予算書の217ページをお開きいただきたいと思います。

議案第26号 平成30年度那珂市下水道事業特別会計予算。

平成30年度那珂市下水道事業特別会計予算を地方自治法第96条第1項第2号の規定に基づき提出するものでございます。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ22億3,000万円で、前年度比8.2%の増となっております。

続いて、予算書の239ページをお開きいただきたいと思います。

議案第27号 平成30年度那珂市公園墓地事業特別会計予算。

平成30年度那珂市公園墓地事業特別会計予算を地方自治法第96条第1項第2号の規定に基づき提出するものでございます。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,200万円で、前年同額となっております。

続いて、予算書の249ページをお開きいただきたいと思います。

議案第28号 平成30年度那珂市農業集落排水整備事業特別会計予算。

平成30年度那珂市農業集落排水整備事業特別会計予算を地方自治法第96条第1項第2号の規定に基づき提出するものでございます。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ11億700万円で、前年度比3.9%の減となっております。

続いて、予算書の269ページをお開きください。

議案第29号 平成30年度那珂市介護保険特別会計（保険事業勘定）予算。

平成30年度那珂市介護保険特別会計（保険事業勘定）予算を地方自治法第96条第1項第2号の規定に基づき提出するものです。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ46億800万円で、前年度比1.8%の減となっております。

続いて、予算書の297ページをお開きいただきたいと思います。

議案第30号 平成30年度那珂市上菅谷駅前地区土地区画整理事業特別会計予算。

平成30年度那珂市上菅谷駅前地区土地区画整理事業特別会計予算を地方自治法第96条第1項第2号の規定に基づき提出するものでございます。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億500万円で、前年度比16.7%の減となっております。

続いて、予算書の313ページをお開きいただきたいと思います。

議案第31号 平成30年度那珂市後期高齢者医療特別会計予算。

平成30年度那珂市後期高齢者医療特別会計予算を地方自治法第96条第1項第2号の規定に基づき提出するものでございます。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ6億2,100万円で、前年度比4.9%の増となっ

ています。

続いて、水道会計の予算書をごらんいただきたいと思います。

議案第32号 平成30年度那珂市水道事業会計予算。

平成30年度那珂市水道事業会計予算を地方公営企業法第24条第2項に基づき提出するものでございます。

続いて、その他の議案について説明いたします。

議案書の112ページをお開きいただきたいと思います。

議案第33号 公の施設の広域利用に関する協議について。

公の施設の広域利用については、県央地域9市町村（那珂市、水戸市、笠間市、ひたちなか市、小美玉市、茨城町、大洗町、城里町及び東海村）において協定を締結し実施しているところですが、このたび、対象施設の追加、削除及び名称変更に伴い改めて協議し、協定を締結したいので、地方自治法第244条の3第3項の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

続きまして、121ページをお開きいただきたいと思います。

議案第34号 茨城北農業共済事務組合同規約の変更について。

農業災害補償法の一部を改正する法律が平成30年4月1日から施行されることに伴い、茨城北農業共済事務組合同規約を変更することについて協議したいので、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

続きまして、125ページになります。

議案第35号 市道路線の認定について。

道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を経て市道路線の認定を行うものでございます。

続きまして、139ページをお開きいただきたいと思います。

議案第36号 市道路線の変更について。

道路法第10条第3項の規定により、議会の議決を経て市道路線の変更を行うものでございます。

以上でございます。ご審議のほどお願い申し上げます。

◎発言の訂正

○議長（君嶋寿男君） ここで、先ほど説明のありました平成30年度施政方針について一部訂正の申し出がありましたので、これを許します。

総務部長。

○総務部長（川崎 薫君） 先ほどの平成30年度施政方針におきまして一部訂正をお願いいた

します。

平成30年度当初予算の概要についての部分で、歳入の根幹である市税については「減収となる見込みであります」と記載されてございましたが、市税については償却資産の増加により全体では増収となる見込みでございます。訂正をお願いいたします。

後ほど施政方針の差しかえをさせていただきますので、よろしくをお願いいたします。申しわけございませんでした。

◎散会の宣告

○議長（君嶋寿男君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

散会 午前11時31分

平成30年第1回定例会

那珂市議会会議録

第3号（3月8日）

平成30年第1回那珂市議会定例会

議事日程(第3号)

平成30年3月8日(木曜日)

日程第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員(17名)

1番	大和田 和 男 君	2番	富 山 豪 君
3番	花 島 進 君	4番	君 嶋 寿 男 君
5番	筒 井 かよ子 君	6番	寺 門 厚 君
7番	小 宅 清 史 君	8番	綿 引 孝 光 君
9番	木 野 広 宣 君	10番	古 川 洋 一 君
11番	萩 谷 俊 行 君	12番	勝 村 晃 夫 君
13番	中 崎 政 長 君	14番	笹 島 猛 君
15番	助 川 則 夫 君	16番	遠 藤 実 君
17番	福 田 耕四郎 君		

欠席議員(なし)

地方自治法第121条第1項の規定に基づき説明のため出席した者

市 長	海 野 徹 君	副 市 長	宮 本 俊 美 君
教 育 長	大 縄 久 雄 君	企 画 部 長	今 泉 達 夫 君
総 務 部 長	川 崎 薫 君	市 民 生 活 部 長	石 川 透 君
保 健 福 祉 部 長	加 藤 裕 一 君	産 業 部 長	篠 原 英 二 君
建 設 部 長	引 田 克 治 君	上 下 水 道 部 長	石 井 亨 君
教 育 部 長	高 橋 秀 貴 君	消 防 長	海 野 幹 雄 君
会 計 管 理 者	小 澤 祐 一 君	行 財 政 改 革 推 進 室 長	平 松 良 一 君
農 業 委 員 会 農 事 務 局 長	根 本 実 君	総 務 課 長	川 田 俊 昭 君

議会事務局職員

事務局長 寺山修一君 書記 小田部信人君
書 萩谷将司君

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（君嶋寿男君） おはようございます。

ただいまの出席議員は17名であります。欠席議員はおりません。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

○議長（君嶋寿男君） 議案等説明のため、地方自治法第121条第1項の規定に基づき、議場
に出席を求めた者の職氏名は、今期定例会冒頭に配付した出席者名簿のとおりであります。

職務のため、議会事務局より事務局職員が出席しております。

本日の議事日程については、別紙のとおりお手元に配付しております。

◎一般質問

○議長（君嶋寿男君） 日程第1、一般質問を行います。

質問事項については、お手元に配付の一般質問通告のとおりであります。

質問者の質問時間は1人60分となっております。これには答弁の時間を含みます。

これより順次発言を許します。

傍聴者の皆さんにお知らせいたします。

会期日程の中に一般質問の順番及び期日を定めました。したがって、今期定例会の一般質問は、本日は通告1番から5番までの議員が行います。また、明日3月9日は通告6番から9番の議員が行います。

携帯電話をお持ちの方は電源をお切りいただくかマナーモードにしてください、お願いいたします。ご協力お願いいたします。

以上、ご理解及びご了承のほどよろしくお願い申し上げます。

◇ 木 野 広 宣 君

○議長（君嶋寿男君） 通告1番、木野広宣議員。

質問事項 1. マイナポータルについて。2. 市民の健康づくり推進について。

木野広宣議員、登壇願います。

木野広宣議員。

〔9番 木野広宣君 登壇〕

○9番（木野広宣君） 改めまして、おはようございます。

議席番号9番、公明党、木野広宣でございます。

通告に従い、質問をさせていただきます。

今回は一番最初の質問ということでかなり緊張していますので、どうかよろしくお願いたします。

以前も子育て支援の一つである子育てワンストップサービスについて質問させていただきましたが、今回は進捗状況等について伺いたいと思います。

前回は前橋市の取り組みを紹介いたしました。今回は世田谷区の取り組みについてご紹介をさせていただきます。

世田谷区では、世田谷子育て応援アプリをしております。背景となったきっかけにつきましては、平成27年度から子ども・子育て新支援制度がスタートすることに伴い、子供や保護者の身近な場所で保育をはじめとするさまざまな子育て支援に関する情報提供や相談・助言等を行う利用者支援事業の実施が自治体に求められました。

世田谷区では、保育所の入園申請窓口である子ども家庭支援センターのほか、親子で集える広場、地域子育て支援拠点事業で利用者支援事業を順次展開することとなったそうです。

しかし、それだけでは多様化する子育て環境に情報を届けるにはまだ不十分であり、外出しない方や忙しくて集いの場へ出かけることができない方もいます。そこで、自宅にいながらにして個々のニーズに沿った情報提供を図る利用者支援事業の一端を担うツールとしてアプリを活用できるのではないかと考えられました。

また、核家族化やひとり親世帯の増加、地域のつながりの希薄化などにより保護者が孤立しがちであることから、出産や子育てに感じる不安感、負担感の軽減が課題とされております。

そこで、妊娠期から小学校就学前の子育て家庭を対象に、この世代の多くが日常的に利用しているスマートフォンで、好きなときに好きな場所で気軽に子育て支援情報を取得できるようにすることで、不安感の軽減、孤立化の予防、効果的な情報伝達を図る世田谷子育て応援アプリを構築することとなりました。

サービスの概要ですが、主な情報は7つあります。1つ目は、施設マップ、おむつがえ、授乳スペース、公園などです。2番として、子育てナビ、子育て支援情報や申請・手続などの情報を閲覧する機能。3番目として、お出かけナビなどの機能。4番目として、保育施設検索ナビ。5番目として、保育施設空き情報検索。6番目として、お知らせ配信機能。

利用者の登録した情報、子供の生年月日などに応じた情報を通知する機能であります。7番目としまして、子育てに関するイベント一覧、緊急情報検索などを提供しております。

また、子育てを取り巻く状況も、少子化という全国的な流れである中、就労している母親の増加などもあり、子育て家庭の家族形態が就労形態も多様化しており、保育所だけでなく、さまざまな形の子育て支援が求められているのも現実ではあります。

また、世田谷区ではアンケートをとり、子育て当事者ならではの視点からも意見をいただきながら、さらなる細やかな条件など内容についても利用者の視点を取り入れ、より使い勝手のよいアプリにできるよう、今後の課題として対応を検討していくとのことであり、利用者の声に耳を傾けて改良を重ねていくこともあります。

そこで初めに、マイナポータルについて質問させていただきます。

平成29年第2回定例会で質問した子育て支援の一つである子育てワンストップサービスにて前回質問をしたときは、那珂市においては現在、国で定めた期間や日程に合わせてサービスメニュー内容や申請様式などの確認、入力フォームなどの確認を行い、今後については茨城県において、県内市町村共同利用している茨城電子申請届け出サービスの子育てワンストップサービスからのリンク連携により、申請データの受け取りを行い、そしてサービス提供者の準備ができ次第、茨城県と密に調整を図りながら電子申請のデータ受け取りテストなどを実施し、平成29年7月からの試験運用、平成29年10月からの本格運用に向け、対応していきたいとありました。

そして、実際に那珂市においても、ガイドラインどおりに対応できるかどうかとの質問に、現状としては、国で定めたガイドラインに沿う形での作業については順調に進んでいる状況ではありますが、今後は茨城県とも連携を図りながら、国の示したガイドラインに沿うよう、鋭意作業を進めてまいりますとの答弁をされました。

そこで、試行運用期間を設けることにより、対応機種スマートフォンなどもマイナポータルの利用が可能となることや、パソコンでのアカウント開設なども容易になるなど、専用のアプリケーションなども含めて開発を行うことで、さらに改善を図った上での本格運用を開始することとし、平成29年7月からの試行運用期間でもマイナポータルを利用した子育てワンストップサービスの機能は利用可能であり、問題等は特段ないと考えておりますとの答弁でした。そのことを踏まえて再度確認し、質問させていただきます。

初めに、マイナポータルにおける子育てワンストップサービスへの問い合わせや利用状況などについてお伺いいたします。

○議長（君嶋寿男君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（加藤裕一君） お答えいたします。

マイナポータルや情報連携につきましては、昨年の7月から3カ月、試行的に運用する期間を設け、10月より本格運用を行っております。同時に、子育てワンストップサービスによる子育て関係のオンライン申請についても可能となっております。

子育てワンストップサービスの問い合わせにつきましては、申請方法などの問い合わせはいただいているところではございますが、市民からの電子申請の利用については今のところございません。

また、そのほかの利用状況になりますが、情報連携の利用の利活用が図られております。児童手当やマル福など窓口で申請する際、那珂市に転入された方の所得判定につきまして、今までは転入先から所得証明をとっていただき、それを提出していただくというような手順になっておりましたが、この情報連携により証明書提出の省略が図られるなど、申請時の提出書類の簡素化が図られることができているような状況でございます。

以上です。

○議長（君嶋寿男君） 木野議員。

○9番（木野広宣君） わかりました。

次に、利用者についてですが、那珂市におけるマイナポータルの電子利用者数はどれくらいあるのか、お伺いいたします。

○議長（君嶋寿男君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（加藤裕一君） お答えいたします。

現状としましては、市民よりの電子申請利用の方法などの問い合わせはあるような状況でございますが、実際の利用までは結びついていないというのが現状でございます。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 木野議員。

○9番（木野広宣君） わかりました。

では、マイナポータル等における課題などについてはどのような認識であるのか、お伺いいたします。

○議長（君嶋寿男君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（加藤裕一君） お答えいたします。

現状の課題としましては、子育て支援各制度への電子申請については申請可能となっておりますが、各申請にあたりまして必要な添付書類なども多くあることから、書類の提出を別に行わなければならない、こういった電子申請のみでは完結に至らない、制度設計上の問題等もあるのではないかと考えております。

さらに、情報連携につきましても、所得情報以外での認定判定を行う事業については情報連携ができないなど、まだ国の対応がおくれているというような状況もあることから、現在において全ての手続を電子申請のみで対応完結に至らない、こういったことが主な課題であると認識しているところでございます。

以上です。

○議長（君嶋寿男君） 木野議員。

○9番（木野広宣君） そうなりますと、やっぱりいかに周知するかが大事になってくると思

うのであります。

そこで、子育てワンストップサービスの今後の周知方法などについてどのように考えているのか、お伺いいたします。

○議長（君嶋寿男君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（加藤裕一君） お答えいたします。

国としての取り組みになっておるわけでございますが、テレビ等でのCMの周知、各自治体へのチラシやポスターの配布、各担当省庁でのホームページによる周知を実施しているところでございます。

市としましても、情報発信ツールである子育て応援サイトのママフレや子育てガイドブック、市ホームページ等で周知を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 木野議員。

○9番（木野広宣君） 確かに那珂市としては、ママフレや子育てガイドブック、ホームページ等での周知を行うということですが、確かにそう思いますが、もっとやっぱり周知できる方法があればと思いますので、その辺を検討していただきたいと思います。

では、マイナポータルの今後についての利用促進など、市としてはどのように考えているのか、お伺いいたします。

○議長（君嶋寿男君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（加藤裕一君） お答えいたします。

今後、マイナポータルにつきましては、行政機関ばかりでなく、企業や市民団体など民間組織についても参入することとなっております。

また、子育てワンストップサービスにつきましても、マイナンバーカードの読み取りに対応したスマートフォンが販売されておりますので、スマートフォンでのマイナポータルへの利用が今後、可能となることやラインとの連携など、子育て世帯が利用しやすいような施策を実施しているところでございます。

さらに、本年7月より、所得情報以外の情報連携、これは保育所入所時に必要な市民税の税額などの情報連携などになりますが、その運用も開始されることとなっております。

このようなことから、さらなる利用の促進や利便性の向上が今以上に図られると思われまますので、市としましても国の動向を注視しながら利用の促進を図ってまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 木野議員。

○9番（木野広宣君） わかりました。

那珂市では国のガイドラインに沿い、県との連携を図りながら子育て支援を行っていることがわかりました。今後とも支援事業の充実とともに、関係機関との連携を図りながら、子

育てしやすい環境をお願いし、この質問を終わります。

次に、市民の健康づくり推進について質問させていただきます。

初めに、ほかの自治体で行われている健康づくりについて紹介いたします。

現在、いくつかの自治体でコンビニエンスストアと連携し、住民が近所のコンビニで買い物ついでに健康診断を受け、自分の健康状態を把握できるようにする取り組みが進められております。

近年、糖尿病や高血圧症などの生活習慣病が増加傾向にある中、健康診断の重要性が改めて指摘されております。企業などに所属している人は職場で健康診断を受ける機会がありますが、個人事業主や専業主婦などは定期的な健康診断を受ける機会が少ないと言われており、近年、特に若い世代の専業主婦の健康診断受診率の低さが指摘されております。

そのような中、最近では地域ごとに健康率向上に向けた取り組みなども行われるようになっております。兵庫県尼崎市では、これまで健康診断を受けたことのない潜在的な生活習慣病予備軍や重症者の掘り起こし、若年者の健康受診率の向上など、市民の健康寿命の延伸を目的に、2012年10月にローソンと健康協定を締結し、それに基づき、2013年10月20日から12月15日にかけて全12回、全国で初めてローソン店舗の駐車場を利用した出前型のいわゆるコンビニ健診を実施しました。

市民の健康寿命の延伸を目指し、生活習慣病の発症予防と心筋梗塞や脳卒中などの重症化予防の取り組みとして、平成17年度からヘルスマップ尼崎戦略事業を実施している尼崎市と、まちの健康ステーションをうたい、各種健康支援事業を展開するローソンの目指す方向が同じであることを受け、全国初の試みとして実施することとなりました。

具体的には、受診希望者が実施スケジュールから希望日時を選択し、インターネットや電話、または実施する各店舗で事前に予約した上で健診を受診します。当日は店舗の駐車場にテントを設けるなどをして健診を実施します。2013年に実施したコンビニ健診の結果では、16歳から82歳までの248人が受診し、そのうち若い世代、16歳から39歳が半数となり、また、受診者の8割が市の健診を初めて受けた人で、そのうち約7割の人が血糖高値や高血圧など、検査結果でなんらかの所見がありました。受診した人からは、身近なローソンだから健診を受ける気になった、初めて健診を受けただけでも、こんなにいろいろわかるとは思わなかったなどの声が寄せられたそうであります。

尼崎市では、2014年にも5月から7月、10月から11月にかけて実施し、今後も引き続き取り組んでいく予定だそうであります。

今後の課題としては、民間企業とタイアップしてこうした取り組みを実施する場合、いかに事業の継続性をもたせていくかということがあります。企業側としても、単なる集客効果にとどまるのではなく、収益に結びつくようなメリットが求められるため、今後、実施していく中でさまざま検討されるものと思われております。

なお、このようなコンビニ健診は尼崎を皮切りに、佐賀市などいくつかの自治体で実施さ

れ、生活に身近なコンビニが生活習慣病対策を担う存在として注目されております。

また、茨城県におきましても、日立市でラジオ体操が盛んでもありますし、また、桜川市などは目指せラジオ体操のまちにしよう和健康寿命を延ばす活動を展開している自治体もございます。

そこで、本市としての取り組み等について、どのようにされているのかなどを質問させていただきますので、よろしくお願いいたします。

初めに、市民の健康づくりの推進について、市の取り組み状況はどのようになっているのか、お伺いいたします。

○議長（君嶋寿男君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（加藤裕一君） お答えいたします。

本市の健康づくりの推進につきましては、健康プラン那珂21を策定し、市民の健康づくりに取り組んでいるところでございます。

議員ご指摘のように、ほかの自治体におきましては、コンビニ健診による取り組みや市民の健康づくり事業としまして、ウォーキング教室や健康づくり体操教室の実施、健康福祉まつりなどの周知啓発のための各種イベントの実施や健康マイレージポイント事業の導入を行っている市町村もありますが、市としましては、健康診断を定期的に受け、病気を早期に発見するとともに、脳血管疾患や虚血性心疾患による死亡率の減少や糖尿病性腎症による新規透析導入患者の重症化の予防などを重要視し、健康指導に取り組み、生活習慣の早期改善を図ることで、健康づくりに取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 木野議員。

○9番（木野広宣君） わかりました。

次に、健康寿命について質問いたします。

那珂市の健康寿命及び平均寿命についてはどのようになっているのか、お伺いいたします。

○議長（君嶋寿男君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（加藤裕一君） お答えいたします。

まず初めに、健康寿命につきましては、厚生労働科学研究班が公表している数値になりますが、こちらは都道府県別のみの数値となっております。茨城県では、平成25年度で男性が71.66歳、女性が75.26歳となっております。この健康寿命の算定につきましてはいくつかの算定方法があることから、単純に比較することはできませんが、那珂市の健康寿命の数字としましては、国保データベースシステムによるものがございます。この数字で言いますと、平成22年度の国勢調査からの数値になりますが、茨城県としましては男性が65.1歳、女性が66.8歳となっており、那珂市につきましては男性が65.7歳、女性が66.9歳となっております。

また、平均寿命につきましては、現在公表されているものは平成22年の数値となっております。

ますが、男性で80.2歳、女性で86.8歳となっておりまして、那珂市は茨城県内においては男女とも第2位の順位となっております。

しかし、高齢化の進行に伴いまして、病気や要介護状態で自立した生活に制限を受ける期間、健康寿命と平均寿命の差は男性で約14年、女性で約20年となっておりまして、この差の縮小が課題となっているところでもございます。

以上です。

○議長（君嶋寿男君） 木野議員。

○9番（木野広宣君） 確かに平成25年の第3回の定例会で質問したときには、那珂市は男女とも第2位でしたので、5年ごとということもありますので、今回、5年が過ぎたので、新しい数値が出たのかと思って伺いましたけど、まだデータが出ていないということで期待はしていたのですが、少し残念に思います。

また、健康寿命の延伸についての取り組みはどのようにされていくのか、お伺いいたします。

○議長（君嶋寿男君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（加藤裕一君） お答えいたします。

健康寿命の延伸につきましては、本議会冒頭の市長の挨拶にもありましたように、各種スポーツができる多目的広場を整備し、市民の皆様がスポーツや健康づくりに率先して取り組める場所を提供するとともに、これまでの健康プラン那珂21におきましても、健康寿命を延伸し、平均寿命との格差を縮小することを目標に掲げ、推進しておりました。

平成30年度よりは、那珂市健康増進計画を新たに策定しまして、各ライフステージにおける健康診断受診率の向上、健診結果に基づく保健指導の充実を柱に、生活習慣病予防健診などの基本健診や各種がん検診事業を実施するとともに、心の健康づくりのための講演会やゲートキーパー養成講座の開催、各種健康相談事業を実施して市民の健康づくりの支援施策を行い、乳幼児期から高齢期までの全ての市民が健康づくりに取り組み、健康で生きがいを持って暮らせるような保健体制の充実を引き続き図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 木野議員。

○9番（木野広宣君） わかりました。

次に、健康についての質問をさせていただきます。

那珂市の健診の状況について、お伺いいたします。

○議長（君嶋寿男君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（加藤裕一君） お答えいたします。

市では、公益財団法人茨城県総合健診協会と契約を結びまして、健康増進法を根拠法令にしまして、国・県の指針に基づいて総合健診やがん検診を実施しております。

基本健診としましては、生活習慣病予防健診、特定健康診査、高齢者健診を実施しており

ます。がん検診につきましては、胃がん検診、肺がん検診、大腸がん検診、乳がん検診、子宮頸がん検診を実施しております。その外に、肝炎ウイルス検診を実施しております。

また、ほかの市町村に先駆けまして、特定健診が制度化されたときから、クレアチニン検査と心電図検査を受診者全員に実施し、透析移行者及び虚血性心疾患の早期発見に努めているところでございます。

新たなものとしましては、口腔機能が重要視されているような状況から、平成30年度より市内の歯科医療機関での歯周病検診を開始することとしております。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 木野議員。

○9番（木野広宣君） 確かに平成30年度から新たな取り組みをして先駆けているということは、本当に素晴らしいことと思います。

では次に、那珂市の特定健康診査の受診率及び過去3年の実績値はどのようになっているのか。また、男女の年代別の受診率がわかれば教えていただきたいと思います。

○議長（君嶋寿男君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（加藤裕一君） お答えいたします。

特定健康診査の受診率の実績についてでございますが、平成26年度が39.2%、平成27年度は38.7%、平成28年度が41.5%となっております。

また、年代別の受診率につきましては、平成28年度の実績になりますが、40歳から44歳が、男性で18.4%、女性で26.0%、45歳から49歳は、男性で25.4%、女性で26.1%、50歳から54歳になりますが、男性で24.8%、女性で32.6%、55歳から59歳は、男性で19.9%、女性で38.4%、60歳から64歳になりますが、男性で30.3%、女性で47.2%、65歳から69歳につきましては、男性で44.0%、女性で50.1%、70歳から74歳になりますが、男性で49.0%、女性で50.6%となっております。男性、女性とも、若い世代の方ほど健診を受けていないというような状況となっております。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 木野議員。

○9番（木野広宣君） 確かにそうだと思います。

先ほどのコンビニ健診でもありましたが、いかに若い方に受診をしていただくかが課題になってくると思います。何か新しい方法を考えなくてはならないのかと思います。ぜひご検討のほど、よろしく願いいたします。

次に、那珂市の特定健康診査受診後の特定保健指導の実施状況について、また、過去3年の実績値はどのようになっているのか、お伺いいたします。

○議長（君嶋寿男君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（加藤裕一君） お答えいたします。

特定健康診査受診後の結果で保健指導が必要となった方に対する特定保健指導実施率につ

きましては、市内の各地区ごとに担当保健師や管理栄養士がきめ細やかな個別指導の健康相談や保健指導にあたっております。

このようなことから、実績になります。平成26年度が52.9%、27年度が66.2%、平成28年度が73.9%となっております。この実績にあります。平成27年度から県内で第1位ということになっております。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 木野議員。

○9番（木野広宣君） ありがとうございます。

確かに平成26年、27年、28年度と健康指導がきめ細やかにされていると伺い、そして、27年度からは県内1位ということですので、これは大変素晴らしいことだと思います。確かに私も那珂市の健康診断を受けておりますので、少しひっかかったときには保健の指導の方からやっぱり指導されて、こういうことを改善してくださいというふうに言われておりますので、今後もこのことはしっかりと指導をしていっていただきたいと思います。

また、これからもこの素晴らしいことと思いますので、ぜひ自信を持って対応していただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

施政方針にもありますが、那珂市健康増進計画に基づいた事業を進めるとともに、生活習慣病の早期発見のための健診やがん検診等の受診率の向上に努めながら、きめ細やかな保健指導を実施して、生活習慣病の改善や合併症の発症等の重症化予防に重点を置いた対策に取り組むなど、健康づくりを推進していただきたいと思いますので、今後とも健全な事業運営をお願いし、以上で私の一般質問を終了いたします。

○議長（君嶋寿男君） 以上で、通告1番、木野広宣議員の質問を終わります。

◇ 富 山 豪 君

○議長（君嶋寿男君） 通告2番、富山 豪議員。

質問事項 1. 静峰ふるさと公園について。2. スポーツとにぎわいづくり。3. 新しい防災について。4. 市営住宅について。

富山 豪議員、登壇願います。

富山 豪議員。

〔2番 富山 豪君 登壇〕

○2番（富山 豪君） 議席番号2番、富山 豪。

通告に従いまして、質問させていただきます。

まず初めに、静峰ふるさと公園について伺いたいです。

過去の質問でも交通渋滞の問題を含め、二度ほど質問させていただきました。そのとき伺

うことができなかつた具体的な今後の展開について、伺いたいと思います。

平成28年の定例会において、当時の佐々木産業部長より、28年度中には静峰ふるさと公園の魅力向上委員会を設置して再生計画をつくり、その再生計画をもとに年間を通じた集客というところを目指し、取り組んでいこうと考えているという答弁をいただきました。

その計画をもとに工事に着工している現在、本来ならもっと早くに質問しておかなければならなかったのですが、確認の意味を込めまして、改めて静峰ふるさと公園魅力向上計画とは一体どのような計画なのかを伺います。

○議長（君嶋寿男君） 産業部長。

○産業部長（篠原英二君） お答えいたします。

静峰ふるさと公園魅力向上基本計画についてでございますが、計画の策定にあたりましては、平成28年9月、検討委員会を設置しまして、「四季を通じて魅力ある公園を目指すこと」を基本方針に、「公園の新たな魅力の創出」と「既存施設の改善・更新」のコンセプトをもとに検討を重ねまして、平成29年3月、計画を策定したところでございます。

内容といたしましては、公園の新たな魅力の創出では、利用者がわかりやすい園路に再整備するとともに、ノルディックウォーキングコースとして新たな機能を付加すること。また、市民ニーズの高かった遊具、水遊び場を設置すること。それから、園内の景観を楽しむ展望施設を設置することとしております。さらには、既存施設の改善・更新といたしまして、水上ステージの改修、老木化した桜の木の更新などを計画に盛り込んでございます。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 富山議員。

○2番（富山 豪君） 新たに遊具、水遊び場、そして展望施設を設置して、さらには既存の施設の改善、更新、また、老木の更新と盛りだくさんの計画となっているわけですが、この計画、どのように進めていくのか、工事概要について伺います。

○議長（君嶋寿男君） 産業部長。

○産業部長（篠原英二君） お答えいたします。

平成29年度は国の地方創生拠点整備交付金を活用しまして、公園内に多世代交流ゾーンを設けまして、児童対象の複合遊具推進施設、それから、ふわふわドームや親が見守るベンチやテーブル等を設置してまいります。

また、エリア内には幅広い年代の方に利用していただけるよう、健康遊具や、また、エリア近くに多目的のトイレを設置いたします。さらには、園内を一望できる展望施設の設置や園路を一部バリアフリー化する整備のほか、ノルディックウォーキングコースとしての機能を付加いたします。

その外にも、旧しどりの湯につきましても、来園者のレストスペースとしてご利用いただけるよう一部改修をしまして、多世代の方に楽しんでいただける公園づくりを現在、進めているところでございます。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 富山議員。

○2番（富山 豪君） 新たな遊具、園路のバリアフリー対応整備、そして桜の木の更新と、とても大きなリニューアル工事になると思います。とても単年度では完成は難しいと見ますが、来年度以降はどのような内容で進めていかれるのか、伺います。

○議長（君嶋寿男君） 産業部長。

○産業部長（篠原英二君） お答えいたします。

平成30年度につきましては、水上ステージ、それから管理事務所に併設する交流施設を改修するなど、既存施設のブラッシュアップを図ってまいります。

また、桜の木の更新につきましては、樹木医の資格を持つ委員からご意見をいただきながら、複数年をかけて整備してまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 富山議員。

○2番（富山 豪君） 複数年かけてリニューアルしてますます磨きをかけるとの心強い答弁、本当にうれしく思います。

前にも紹介させていただきましたが、一昨年、瓜連小学校でキャリア教育関東甲信越ブロック研究発表会がありました。その中で、子供たちがこんなまちにしたい、研究発表をした遊具の充実や休憩ベンチの設置などの提言、たくさん取り入れていただいたことも心より感謝申し上げます。

子供たちにおいても、自分たちの提案がまちづくりにつながっていると実感できるでしょう。これもまた大変すばらしいことだと思います。

大きくリニューアルをしようとしている静峰ふるさと公園、これまで何度も問題視されてきたのは、年間を通しての集客と利活用でございます。整備されました公園、どのように利活用を考えておられるのか、伺います。

○議長（君嶋寿男君） 産業部長。

○産業部長（篠原英二君） お答えいたします。

今回、園内に設置した遊具につきましては、県内初というものもでございます。市内はもとより、近隣市町村の幼稚園や保育所に対しまして、遠足や園外の授業で活用していただけるよう、積極的にPRを行ってまいりたいと考えてございます。

今回、整備しました園路につきましては、ノルディックウォーキングの周知と普及のための講習会やコースを活用しまして大会やイベントを実施するなど、園内を有効に活用したソフト事業についても、今後引き続き魅力向上検討委員会のほうで検討をしてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 富山議員。

○2番（富山 豪君） 前回、地元や周辺の学校等に遠足や歩く会などで使っていただけるようPRしたらどうかと提案、質問させていただきました。学校と幼稚園、保育園、多少ずれはございますが、反映された利活用とイベント等のソフト事業を考えているとの答弁、大いに期待したいと思います。

昨年度は天候に大変恵まれ、メディア等でたくさん取り上げていただき、たくさんの方に桜まつりを楽しんでいただきました。今年も天候に期待はいたしますが、今年の桜まつりのPR、どのようなPR方法を予定しているか、お伺いいたします。

○議長（君嶋寿男君） 産業部長。

○産業部長（篠原英二君） お答えいたします。

昨年は議員もご紹介ありましたように、在京キーのお天気コーナーのほうで現地からの生中継もありまして、県内外から多くの方に来園していただきまして、大変なにぎわいを見せたところでございます。

今年も引き続き、テレビ局、ラジオ局、新聞、各種情報誌などメディアに対しまして、積極的な情報提供に努めてまいりたいと考えております。

また、新たな取り組みといたしまして、水戸市内の路線バスの側面広告や新聞への広告掲載等についても行ってまいりたいというふうに思っております。

なお、飲料メーカーが発売しますお茶のペットボトルのパッケージに、日本さくら名所100選の一つとして静峰ふるさと公園が紹介されておまして、PRに一役買っているというところでございます。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 富山議員。

○2番（富山 豪君） 現在、流行しておりますインスタやフェイスブック、個人の発信力も大事でございますが、公共メディアのPR効果はやはり絶大でございます。ぜひともどんどんこちら側からアプローチして、いろいろなメディアで取り上げていただきますようよろしくお願い申し上げます、この項の質問を閉じさせていただきます。

次の質問は、スポーツとにぎわいづくりとさせていただきます。

さきの新聞報道で、現在、那珂市はJ2リーグ所属、水戸ホーリーホックとB2リーグ所属のサイバーダイナミクス茨城ロボッツとホームタウン、マザータウンの協定をそれぞれ結んだことを知りました。大変素晴らしいことだと思ひ、たくさんの方にわかっていただき、理解していただきたく思ひ、今回の質問となりました。

まず初めに、那珂市とJ2水戸ホーリーホックとのホームタウン協定はどういうものなのか、経緯を含めまして伺います。

○議長（君嶋寿男君） 教育部長。

○教育部長（高橋秀貴君） お答え申し上げます。

ホームタウン加盟の経緯でございますが、平成14年1月に水戸ホーリーホックホームタウ

ン推進協議会が設立するにあたりまして、水戸市から要請があり、那珂市のPRを行うことができるため、隣接の8自治体とともに加盟しました。

水戸ホーリーホックの事業としまして、市町村の日には在住・在学の無料招待を実施しており、市のサッカースポーツ少年団による前座試合や観光PR等のイベントを行っております。

平成27年度には水戸ホーリーホックの経営基盤を築くため、第三者割当増資として出資金50万円を出資しております。

水戸ホーリーホックでは、J1クラブライセンス取得及びJ1昇格を目指すためにホームタウンの広域化を図る必要があります、推進協議会加盟8自治体においても、平成29年11月にホームタウンに正式に加盟しているという状況でございます。

以上です。

○議長（君嶋寿男君） 富山議員。

○2番（富山 豪君） 続けて伺います。

那珂市とロボッツとのマザータウン協定とはどういうものなのか、こちらも経緯を含めてお伺いいたします。

○議長（君嶋寿男君） 教育部長。

○教育部長（高橋秀貴君） お答えいたします。

マザータウン協定の締結の経緯としましては、プロバスケットボール男子Bリーグのサイバーダイナミクス茨城ロボッツが那珂総合公園体育館を練習拠点として使用していたことから、那珂市と株式会社茨城ロボッツ・スポーツエンターテインメントにおきまして、昨年8月にマザータウン協定を締結しました。マザータウンとは、チームの本拠地であるホームタウンに準じ、練習などを中心にチームの活動を支援する市町村のことでございます。

協定の概要としましては、那珂市側は練習会場として可能な限り体育館を確保し、練習環境の整備などを通じてチームの活動を側面から支援することとし、茨城ロボッツ側は地域貢献活動の一環として、試合やイベント等、さまざまな活動の場を通じて那珂市のPRや地域おこしへの協力を行うというものでございます。

今後も、今回の協定締結を機に協力体制を強固なものとし、互いに実りある連携事業を展開していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（君嶋寿男君） 富山議員。

○2番（富山 豪君） この2つのプロスポーツクラブとの協定ですが、ホームタウン協定、マザータウン協定を結んだことによりまして、那珂市民に対するメリットはどのようなことがあるのか、伺います。

○議長（君嶋寿男君） 教育部長。

○教育部長（高橋秀貴君） お答えいたします。

トップスポーツチームの練習等を間近に見られ、高い技術を生で感じ取れること、市主催のイベントに両チームの関係者等が参加してもらうことによる集客効果が市のPRにもつながるといいうメリット、また、指導をいただくスポーツ少年団等の団員にとりましても、技術力向上などの効果があると考えられます。

以上です。

○議長（君嶋寿男君） 富山議員。

○2番（富山 豪君） 部長の答弁のとおり、トップスポーツ選手が間近にいる、見られる、教えてもらえる、子供たちには最高の幸せだと思います。また、市の観光PRも行ってもらえるとのことで、大変すばらしいと思います。

しかし、まだ市民の皆様の中で機運と申しますか、盛り上がりには欠けているような気がします。今後、どのように盛り上げて対応していくのか、伺います。

○議長（君嶋寿男君） 教育部長。

○教育部長（高橋秀貴君） お答えいたします。

両チームが発行するポスターなどを積極的に掲示することにより、両チームの活動や試合日程等を広く周知し、市民に両チームへの興味を持ち開催試合に足を運んでいただき、熱い応援による市民の盛り上がりを促していきたいと思っております。

また、両チームが主催しております貴重な那珂市のPRの場となっております公式試合「那珂市の日」の参加も広く呼びかけ、地域の活性化にもつなげていきたいというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（君嶋寿男君） 富山議員。

○2番（富山 豪君） ぜひともたくさんの市民の方に関心を持ってもらい、応援し、盛り上がり、そして地元愛が醸成されますことを強く願いたいと思います。

本来なら茨城県に確認、伺うべきような質問ですが、せつかくの質問の機会です。知り得る範囲で結構です。参考までに伺います。

水戸ホーリーホック、那珂市がホームタウンに加わることで、笠松運動公園等が条件を満たしてJ1ライセンス取得に動き出せるのか、伺います。

○議長（君嶋寿男君） 教育部長。

○教育部長（高橋秀貴君） お答えいたします。

現在のホームスタジアムである水戸市小吹町のケーズデンキスタジアムでは、観客席数の不足もあり、J1ライセンスは現状では取得できない状況と聞いております。近い将来での改修が見込めないことから、広域市町村をホームタウンとし、要件を満たす笠松運動公園をホームスタジアムとすることで、J1ライセンスの取得が可能になるというふうに聞いてございます。

以上です。

○議長（君嶋寿男君） 富山議員。

○2番（富山 豪君） ぜひそうになっていただきたいと思います。

近くでJリーグが見られるなんて夢のようなことであります。ぜひとも那珂市を含めましたホームタウン推進協議会加盟市町村で一致団結して頑張っていただきたいと思います。

もう一つ気になりますのは、市民の皆様への周知、PRでございます。今後、どのように行っていくのか、伺います。

○議長（君嶋寿男君） 教育部長。

○教育部長（高橋秀貴君） お答えいたします。

広報やホームページ等で両チームのホームタウン、そしてマザータウンになっていることの周知や既に行っておりますスポーツ少年団や小中学校への啓発活動など、関連する活動等を広く周知し、PRに努めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 富山議員。

○2番（富山 豪君） ぜひともお願いいたします。

スペースなどの関係はあるでしょうが、できれば本庁舎、瓜連支所で掲示コーナーを設けていただき、そこにポスターや選手のサイン等を掲示したり、のぼりや等身大パネルなどを置いてもらい、多くの市民の皆様の目にする機会をつくっていただければ、なおよいと思います。盛り上がりを後押しするような周知PRのほどをよろしくお願いいたします。

最後に、この協定を受けまして、那珂総合運動公園など既存の施設、改修などを考えているのか、伺います。

○議長（君嶋寿男君） 教育部長。

○教育部長（高橋秀貴君） お答えいたします。

那珂総合公園は広い市民生涯スポーツ振興の促進が目的であり、現在、市内スポーツ団体や個人競技の利用も含めると稼働率が非常に高い状態となっております。

プロスポーツチームの主催競技場として改修しますと、そのチームが優先的に使用することとなる影響で、一般市民のスポーツの場が制限されることが懸念されますので、現在のところ、ホームスタジアム化やホームアリーナ化することは考えてはおりません。

しかしながら、大規模改修ではございませんが、総合公園アリーナにつきましては、平成30年度に照明のLED化による改修を予定しているところでございます。

以上です。

○議長（君嶋寿男君） 富山議員。

○2番（富山 豪君） そのとおりだと思います。

市民の皆様が楽しく利用なされることが一番だと思います。そのために、より利便性の高い施設へと改修との答弁、どうぞよろしくお願いいたします。

Jリーグでは、チームのホームタウンをクラブと地域社会が一体となって実現するスポー

ツが生活に溶け込み、人々が心身の健康と生活の楽しみを教示することができるまちと定義しております。ぜひとも那珂市におかれましても、この2つのプロスポーツチームとの連動性を活用し、魅力PRを行って、にぎわいの創出に向けて頑張っていたいただきたいと思います。

続いての質問は、新しい防災にさせていただきました。発生から7年を迎えようとしています東日本大震災、人の記憶とは曖昧なものでも、あのときの記憶だけは鮮明に覚えております。

本市でも甚大な被害を受けました東日本大震災、発生当時の情報収集体制、どのような方法で行ったのか、伺います。

○議長（君嶋寿男君） 市民生活部長。

○市民生活部長（石川 透君） お答えいたします。

地震発生後、直ちに災害対策本部を設置いたしまして、職員によりまして市内全域を巡回しまして情報収集を行ったところでございます。集めました情報を災害対策本部におきまして集約、整理した上で、対策を行ったということでございます。

以上です。

○議長（君嶋寿男君） 富山議員。

○2番（富山 豪君） 想定外のあり得ない事態で大変混乱し、ご苦労なされたことと察します。あれから7年が過ぎます。現在、どのような情報収集体制を考えておられるのか、伺います。

○議長（君嶋寿男君） 市民生活部長。

○市民生活部長（石川 透君） お答えいたします。

基本的に、職員によりまして現地確認をするということとは変わりません。ただ、災害発生時には通信が錯綜するという想定されますので、そのような場合でも通信が可能な携帯型の無線機などを導入することによりまして、迅速かつ的確な情報収集ができる体制を進めているところでございます。

また、今後でございますが、各地区に設立されております自主防災組織がございしますが、こちらにも無線機を整備させていただきまして、より多くの情報を市民からも提供していただくような方策を現在、考えているところでございます。

以上です。

○議長（君嶋寿男君） 富山議員。

○2番（富山 豪君） 東日本大震災時も携帯電話が繋がらず、情報収集にかなりの時間と労力を費やしたのは、私も報道等で耳にしております。その点を改善するための携帯無線機は大変有効的な手段だと思います。

また、自主防災組織に無線機を配備するとのことも、広く市民の皆様から情報をいただきたいという意味で、重要で大変よいことだと思います。

重ねてお伺いいたします。久慈川と那珂川を擁しております本市において、河川での水難

事故等でどのような対応をしておられるのか、伺います。

○議長（君嶋寿男君） 消防長。

○消防長（海野幹雄君） お答えします。

消防本部では、水難救助事案発生時の出場体制に基づき、東消防署及び西消防署に配備してある水難救助資機材の救助艇及び水上バイク、潜水隊を最大限に活用し、人命救助体制をとっております。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 富山議員。

○2番（富山 豪君） 消防では、迅速に現場に駆けつけ、主に消防署に配備されております救助艇、水上バイクを活用した救助体制とのことですが、空からの捜索等は行っておられるのか。また、行っておられるなら、時間はどれくらいかかるのか、伺います。

○議長（君嶋寿男君） 消防長。

○消防長（海野幹雄君） お答えします。

河川での水難救助事案発生時には、茨城県消防指令センターからの出場指令が管轄する消防本部に入ると同時に、茨城県防災航空隊でも災害の無線を傍受した時点で出場準備を図っております。

現場の状況により、茨城県防災航空隊の出場要請をすれば、つくばヘリポートから那珂市管内に約15分で到着します。災害現場である入水地点から海上にかけて捜索を行い発見できなければ、海上から上流の入水地点まで、空から要救助者の救助発見に全力を挙げております。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 富山議員。

○2番（富山 豪君） これもまた15分という素早い迅速な対応に頭が下がる思いであります。

ただいま、有事の際の情報収集と水難事故時の救助体制について伺いましたが、この2つの例もさることながら、有事の際に活用できると注目されているツールがございます。皆様方もご存じだと思いますが、それは無人航空機ドローンでございます。何だ、ラジコンヘリかとばかにするかもしれないですけれども、最近のドローンは格段に性能が向上しております。

例えば、震災時における情報収集、土砂崩れでインフラが寸断しても、空からのカメラで瞬時に状況を把握することができます。さらに、軽量の物資であれば運ぶこともできます。そのことによって、現地に情報収集に向かう職員の方のリスクを回避することもできます。夜間における緊急避難時等は、赤外線カメラを使えば逃げおくれた方の発見にも有効であります。また、カメラだけではなく、ローター音が小さい特性を生かし、防災無線の役目もできます。特に、防災無線が聞き取りづらい場所では、有効であります。

水難事故では、ヘリがおりられない超低空で人が確認しづらい場所等をきめ細やかに捜索

できます。海外では、救命胴衣の投げ入れを行っているところがあるみたいです。

さまざまな利点を挙げさせていただきましたが、一番の利点はドローンの撮影した映像が災害対策本部や消防署などの担当者のパソコンや端末に映像伝送され、素早く対策が立てられることだと思います。

かといえ、空を飛ぶものですから、安全性への課題、操縦士の育成、システム維持のための費用等課題はありますが、導入に向けて研究・調査を検討してみてもどうか、伺います。

○議長（君嶋寿男君） 市民生活部長。

○市民生活部長（石川 透君） お答えいたします。

ドローンにつきましては、県内でも11の市あるいは町で導入されておりまして、訓練ですとか現地確認といったことに使用しております。そのほか、3つの市では民間のドローン運用会社というものがございまして、そこと協定を結んでいるといった状況もございます。ただ、幸いにも実際に災害等で使用したという実績はないということでございます。

ただ、導入済みの市あるいは町につきましては、いずれも山岳ですとか山林を有していたり、海や湖に面しているといった、那珂市とはちょっと地理的条件が異なる条件を有しているということもございます。

また、議員ご指摘のとおり、導入するにつきましてはいろいろな課題もございますので、那珂市にとりまして、ドローンの導入が必要なのか否かを含めまして、今後、慎重に判断してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（君嶋寿男君） 富山議員。

○2番（富山 豪君） 大井川知事も特区申請をしようかと話し合っていると、ドローンの活用には大変前向きであります。

水戸市では、防災に加えて千波湖から望む夜景や偕楽園のもみじ谷であったり、空撮しまして動画、写真をSNS上にアップいたしまして、水戸市の魅力発信を行っているようでございます。那珂市も、ひまわり畑、静峰公園の空撮から始めてみるのもいいかもしれません。

さまざまな用途で活用が期待されますドローン、導入しておられます11市町村、また、先進的に取り組まれている自治体の調査・研究をしていただきますようお願い申し上げまして、次の質問にいかせていただきます。

続きましての質問は、市営住宅についてでございます。おととの定例会で小宅議員よりの質問に多少重なる部分もあるかとございますが、確認の意味も込めましてお尋ねいたしたいと思います。

まず、那珂市市営住宅、どのような目的で建てられたのか、伺います。

○議長（君嶋寿男君） 建設部長。

○建設部長（引田克治君） お答えをいたします。

市営住宅を整備した目的ということでございますけれども、これには2つほどございます。

1つは、戦後の住宅不足を補うこと。それから、所得の低い方々へ低廉な家賃で住宅を供給するということを目的とし、昭和24年度から昭和48年度にかけて整備をしてまいりました。

その後、国の政策において住宅供給量は十分に得られたとのことから、政策が住環境の整備や住宅規模の改善といったものにシフトし、当市においても老朽化した住宅の用途廃止や団地の統合として、平成2年度から平成12年度までに3団地、198戸の建てかえを行ってまいったところでございます。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 富山議員。

○2番（富山 豪君） 現在、管理されている戸数はどのくらいあるのか、伺います。

○議長（君嶋寿男君） 建設部長。

○建設部長（引田克治君） お答えいたします。

現在、建てかえた3団地、198戸と既存の4団地、82戸、合せて280戸を管理しております。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 富山議員。

○2番（富山 豪君） 建てかえました住宅と既存の住宅とがあるとのことですが、それぞれの入居率はどのようになっているのか、伺います。

○議長（君嶋寿男君） 建設部長。

○建設部長（引田克治君） お答えいたします。

建てかえました市営住宅、これには3つございます。鷺内住宅、静駅前住宅、鴻巣住宅、この3住宅の入居率は94%でございます。既存の住宅といたしましては、中宿住宅、額田第2住宅、かしま台住宅、上宿西住宅の4住宅でございます、入居率は84%となっております。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 富山議員。

○2番（富山 豪君） 約1割、おおよそ20戸のあきがあるようですね。ちょっともったいない気がしますが、入居募集について伺います。どのような募集方法をとられているのか、お尋ねいたします。

○議長（君嶋寿男君） 建設部長。

○建設部長（引田克治君） お答えいたします。

市営住宅の募集につきましては、老朽化した住宅を除きまして、公募により行っているところでございますが、近年の応募状況を勘案し、一昨年度からは静駅前住宅を、今年度からは鷺内住宅を随時募集に切りかえました。鴻巣住宅につきましては、年3回の定期募集を行っているところでございます。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 富山議員。

○2番（富山 豪君） 近年の応募状況から見て随時募集に切りかえたのは、住宅を求める方の側に立ってみても大変よいことだと思います。

鴻巣住宅に関しては人気があるゆえ、定期募集で賄えるようですが、その時代のニーズに合いました募集方法を考えていただければありがたいと思います。

次に、入居条件はどのような条件なのか、伺います。

○議長（君嶋寿男君） 建設部長。

○建設部長（引田克治君） お答えいたします。

入居条件ということでございますけれども、まず1つ、那珂市内に住所または勤務地があること、これが1つ。次に、所得が基準以下であること。それから、税金の滞納がないことというのが主な条件でございます。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 富山議員。

○2番（富山 豪君） 他市町村に住んでおられる方にも間口を広げてみてはと思うところですが、まずは市民の皆様のことを考え、今の入居率から見ても、条件で制限されてしまうことは仕方がないのかなと思います。

次に、募集にあたりましてどのような広報をしておられるのか、伺います。

○議長（君嶋寿男君） 建設部長。

○建設部長（引田克治君） お答えいたします。

年3回の募集にあわせまして、「広報なか」のおしらせ版に掲載をしております。また、ホームページやメールマガジンなどでも情報を提供しているところでございます。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 富山議員。

○2番（富山 豪君） 年3回の募集にあわせての広報、また、ホームページやメールマガジンでの情報提供とのことですが、空き部屋がございます。広報などの頻度を上げてみてはどうか、伺います。

○議長（君嶋寿男君） 建設部長。

○建設部長（引田克治君） お答えいたします。

主に、随時募集をしている鷺内住宅、静駅前住宅につきましては、ホームページや定期募集にあわせ、おしらせ版で周知をしているところですが、ホームページとあわせ、情報内容を見直してまいりたいと考えております。

また、入居希望の問い合わせ時につきましては、積極的に空き情報を提供してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 富山議員。

○2番（富山 豪君） どうぞ積極的な広報と情報提供をよろしく願いいたします。

私も今回の質問をするにあたりまして、市営住宅を何度か見に行かせていただきました。比較的新しい住宅でも、外観に傷みがあると感じましたが、入居率を上げるためにも改修は必要だと思われませんが、改修はどのように行っているのか、伺います。

○議長（君嶋寿男君） 建設部長。

○建設部長（引田克治君） お答えいたします。

退去者には、ふすまや畳などの修繕を行っていただいております。その引き渡し後は、壁や床の補修などの内部改修は市が行っているところでございますが、外壁改修等は費用がかさむことから、長寿命化計画に基づいて順次、改修を始めたところでございます。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 富山議員。

○2番（富山 豪君） そうですね、内装の改修に外装の改装となれば、かなり費用はかさみます。

ただいまいただきました答弁の中に、長寿命化計画に基づいて順次改修とございましたが、長寿命化計画とはどのような計画なのか、伺います。

○議長（君嶋寿男君） 建設部長。

○建設部長（引田克治君） お答えいたします。

この長寿命化計画は、那珂市公共施設マネジメント計画の一環として、住宅の各施設の保全計画や修繕計画として策定したものでございます。

主な内容といたしましては、建物の寿命を延ばすための外壁改修や設備改修などの年次計画、それに伴う財政支出の平準化を図るための基礎資料となっております。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 富山議員。

○2番（富山 豪君） 財政収支とバランスをとりながら、公共施設の長寿命化を図る計画と理解いたしました。

次に、現在の市営住宅、どのような管理を行っているのか、管理状況について伺います。

○議長（君嶋寿男君） 建設部長。

○建設部長（引田克治君） お答えいたします。

管理の状況でございますけれども、昨年度より茨城県住宅管理センターへ滞納整理や修繕業務、緊急連絡業務、定期見回りなどの業務の一部を委託し、市の職員とともに管理を行っているところでございます。

以上です。

○議長（君嶋寿男君） 富山議員。

○2番（富山 豪君） 重ねてお尋ねいたしたいと思います。

管理エリアであります共有スペースや公園の草刈り、剪定などの管理は誰が行っているの

か、伺います。

○議長（君嶋寿男君） 建設部長。

○建設部長（引田克治君） お答えいたします。

管理につきましては、団地の入居者をお願いをしているところでございます。また、新しい入居者には入居時の説明の中でその旨、お伝えをしているところでございます。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 富山議員。

○2番（富山 豪君） 管理については団地の自治会や班など、入居者をお願いしているのですが、私も何度か見に行かせていただいたとき、特に夏場など、公園の生け垣などが荒れていることが見受けられました。ここに住んでみたいと思って見に来られた方がいらしたら、おそらくがっかりして帰ることだろうと思います。

そこで、管理の指導をお願いしたいかがでしょうか。

○議長（君嶋寿男君） 建設部長。

○建設部長（引田克治君） お答えいたします。

先ほども申し上げましたが、県の住宅管理センターに定期見回りというものを委託しているところでございますので、その状況報告に応じまして、団地の自治会や入居者に管理の徹底をお願いしてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 富山議員。

○2番（富山 豪君） どうぞよろしく願いいたします。

最後に、今後、市営住宅をどのようにしていくのか、伺います。

○議長（君嶋寿男君） 建設部長。

○建設部長（引田克治君） お答えいたします。

現在ある住宅をできるだけ長く使えるように、中長期的な計画に基づき、維持管理をしてまいりたいと考えております。

この中で老朽化した住宅は管理上も問題がありますので、空き家になった建物は再募集は行わず、順次取り壊しをしていきたいと考えております。

その際、入居者には不安を与えないよう、十分説明をしながら進めてまいりたいというふうに考えております。

なお、現在のところ、建てかえや新築についての計画はございません。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 富山議員。

○2番（富山 豪君） 建てかえの予定はないとのことなので、緩やかな縮小傾向をたどることとあります市営住宅、しかし、セーフティネットの一翼を担っております市営住宅、長寿命化計画等に基づきまして、できるだけきれいに長く使えるように維持管理を、そして、た

くさんの方が住んでみたいと思う市営住宅を目指していただきますようお願い申し上げます、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（君嶋寿男君） 以上で通告2番、富山 豪議員の質問を終わります。
暫時休憩をいたします。再開を11時30分とします。

休憩 午前11時16分

再開 午前11時30分

○議長（君嶋寿男君） 再開いたします。

◇ 小 宅 清 史 君

○議長（君嶋寿男君） 通告3番、小宅清史議員。

質問事項 1. フリーライダー問題を考える。2. 菅谷地区市街地限界論について考える。
3. 那珂市の「働き方改革」について考える。

小宅清史議員、登壇願います。

小宅清史議員。

〔7番 小宅清史君 登壇〕

○7番（小宅清史君） 議席番号7番、小宅清史でございます。

今回、3つの切り口から質問をしていきたいと思っております。

平成も今年で30年となりました。来年には天皇陛下のご退位と同時に、皇太子さまの即位も控えており、時代は大きな変換を迎えつつあります。

今後、私たちの住む自治体が今の形で存続していくことができるのか。コミュニティもどんどん崩れていってしまうのではないかと。考える施策を今、検討して打っていかねば、気づいたら手おくれになってしまう、そんな状況が生まれないう、少なくとも那珂市では起こらないよう、執行部、市民の皆様と一緒に対話をしながら進めて考えていきたいと思っております。

さて、フリーライダーという言葉、ご存じでしょうか。一言でいいますと、ただ乗りということですが、社会学でいうフリーライダーとは、必要なコストを負担せず利益だけを受け取る人という意味になります。

今回考えていきたいのは、利益だけを受けるのはけしからんということではなく、頑張っ
て負担をしてくれている人たちが報われる社会じゃないといけないのではないかと
いうことをテーマにして話を進めていきたいと思っております。

それでは、ほぼ通告に従いまして質問をさせていただきます。

まずは、自治会とアソシエーションについてでございます。

まず、行政の考える自治会の役割とは何なのか、お聞きします。

○議長（君嶋寿男君） 市民生活部長。

○市民生活部長（石川 透君） お答えいたします。

自治会の役割というご質問でございますが、那珂市におきましては、平成23年4月にそれまでの区制から自治会制へ移行いたしました。区は市が規則によりまして設置した行政機関の一つでございます。正副区長を中心に運営されてきたところでございます。

それに対しまして、自治会は住民自治の考え方に基きまして、自治会内に専門部会を置くなどし、性別や年齢を問わず市民一人一人が地域の課題について問題意識を持ち、みずからができることは何かを考え行動し、多くの地域住民により運営がなされていくということが役割であるというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（君嶋寿男君） 小宅議員。

○7番（小宅清史君） それでは、続けてお聞きします。

それでは、自治会は誰のために存在するというふうに執行部ではお考えでしょうか。

○議長（君嶋寿男君） 市民生活部長。

○市民生活部長（石川 透君） お答えいたします。

自治会ですが、そこで暮らす住民のためということのもとよりとしまして、行政としても深いかかわりを持つ組織であるというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（君嶋寿男君） 小宅議員。

○7番（小宅清史君） 地域には、自治会以外にもいろいろな団体組織がございます。ここで考えたいのは、自治会というのはあらゆる団体の上位組織となり得るのかという点でございます。お祭りですとか趣味、運動、競技など、興味・関心で集まった組織、自治会とは関係なく集まっている組織、いわゆるこれがアソシエーションになります。アソシエーションの大きな意味合い、1つには、1つの共通目的があるということが大きな前提であります。例えば、ソフトボールであればソフトボールでみんな一つになって大会で優勝しようですとか、共通の趣味があればその趣味を教わるためにみんなで集まるとか、そういったのがアソシエーションでございます。

コミュニティとアソシエーション、しばし対義語として用いられることもあります。自治会はまさにコミュニティでございますので、このバランスをとっていくこと、これも今、重要課題と思われれます。ですので、前提としてお聞きしたいんですが、自治会というのは任意団体という認識になるのでしょうか。

○議長（君嶋寿男君） 市民生活部長。

○市民生活部長（石川 透君） 議員おっしゃるとおりでございます。

○議長（君嶋寿男君） 小宅議員。

○7番（小宅清史君） 先ほど答弁いただきましたように、区長制度は行政機関の一つでありました。しかし、自治会は任意団体です。しかし、この自治会に地域を統べるということを期待してしまうのは、私も執行部も同じかと思います。誰のために存在するのか、行政は何を期待するのか、ここをしっかりと検討していくことで、自治会が大事だと思います。

今、自治会制度は8年目に入りながらも、いまだに自治会長さんたちは暗中模索で四苦八苦されております。

私もこの自治会絡みの質問は何回目かわからないぐらいやっていますけれども、自治会に入ってもらえない、自治会に思うように出てきてくれないということで、本当に自治会長を含め、役員の皆さん、悩んでいらっしゃいます。ですが、アソシエーションである趣味団体、そういったものは自然と人が出てきてくれるというようなものもありまして、ここをうまく調整して行って、自治会を活性化していければなというふうに考える次第であります。

自治会とその他の境界、団体と大きな違いというものをどのように認識されているか、お聞きします。

○議長（君嶋寿男君） 市民生活部長。

○市民生活部長（石川 透君） お答えいたします。

自治会と申しますのは、地域の人たちがつながりを深め、理解し合い、心の触れ合う人間関係をつくること、また、地域の人たちや地域内の各種団体と手を携えまして、快適な住みよい地域社会をつくっていかうということで組織化された自主的な団体でございます。その点におきまして、他の協会、あるいは団体とその目的が違うというふうに考えてございます。以上です。

○議長（君嶋寿男君） 小宅議員。

○7番（小宅清史君） そうですね、いろんなクラブ、何々クラブとか何々会とか、同じ任意団体、自治会も同じ任意団体ですが、自治会はやはり入ってくれないという意見になってしまう。これはやはり自治会はコミュニティだからなんです。一緒に暮らしていきましょうという切っても切れない結びつきがやはりあるからでございます。

自治会は地域の住民の生活の基礎団体と言えるのですが、一方、加入しなくても生活に困らないという事実もあります。それは生活が便利になってしまったからです。しかも、那珂市は災害もそれほどなく、皮肉なことに住みよさが自治会加入率の低下につながってしまうということも起きております。

例えば、これが非常に雪が多いですとか坂が多くて一人で暮らしていくのは大変だというようなことがありますと、共助の精神が生まれますので、コミュニティに頼らざるを得ない、コミュニティが活性化するということになるんですけども、那珂市のように平たんで住みやすいところは、どうしてもやはり自治会に入らなくても暮らしていけるというよう

なことになってしまうわけです。

一つ、ここで断っておきますが、私は自治会は非常に重要な組織だと思っております。それゆえにそれを考えると、自治会加入者だけが負担を強いられるという状況を変えていかなければならないというふうに、考え方そのものを変えていったほうがいいのではないかというふうに思っております。要は、入らない人を責めても仕方がないです。他人と過去は変えられない、自分と未来は変えられるという言葉があります。入らないと言っている人に入れ入れじゃなくて、入っている自分たちが変わっていくことで、それを見た入っていない人たちが私も入りたいと思うようなことをしていく、それがフリーライダー問題を考えるということの一番の改善策だと今、思っております。

今回の質問事項、全部にわたってそうですが、やっている人が特をするという考え方をしていきたいという問題提起であります。例えば、よく言われる防犯灯の電気代、これが自治会負担となって、自治会の経費を非常に苦しめていると。しかしこれは市民サービスとして市が費用負担することが公平ではないかという考え方もあります。こちらについて、執行部の考え方をお聞きいたします。

○議長（君嶋寿男君） 市民生活部長。

○市民生活部長（石川 透君） 防犯灯でございますが、これの電気代につきましては自治会で負担していただいておりますが、防犯灯の維持管理分ということで、自治会に市から交付金の形で配分をさせていただいております。

これまでも維持管理に要する費用につきましては、市から交付されている分ではとても足りないというご意見をいただきまして、平成28年度からは300円増額いたしまして、1灯当たり1,800円とさせていただいているところでございます。市といたしましても、見直しを図るなど努力しているところではございますが、財政的な部分も含めると、全額市の負担とするには現状では大変厳しい状況でございます。

以上です。

○議長（君嶋寿男君） 小宅議員。

○7番（小宅清史君） 防犯灯、外灯、これは誰を照らしているのかというような話になるわけです。要は、自治会に入っている人だけが明かりを受けているわけではない。市民全員、そこを通る人、極端に言えば市外の方もそうです。そこを通る人は皆さん、明かりの恩恵を受けると。真っ暗なところの夜道を通るよりはやはり明るいところを通ったほうが防犯の面でもいい。特に、女性の方なんかは夜暗いところでは襲われるなどという事件もございまして、やはりまちが明るくなるということは重要なことだと思います。

そうすると、自治会加入者だけが照らされているわけじゃないのに自治会に負担を強いるというのは、これはある意味、道理からして不条理とも言えます。市が電気代が財政的に厳しいというようなことは、やりくりすればいいようにも思えるんですけども、将来的にはこの辺も抜本的な見直しを進めていくべきではないかなというふうに、私は思っております。

そして、消防団、これもあります。消防団はコミュニティかアソシエーションかというところは難しいところではありますが、地域防災という一つの目的のもとに集まっているわけですから、おそらくアソシエーションになるのかなというふうに思っております。

消防団は地域防災の観点から非常に大切な組織と考えております。報酬がある程度出ているとはいえ、ボランティアの意味合いが強い活動であります。現在、新入会員が不足している現状もございます。消防団が活動しやすいように、地域コミュニティが応援していくということも大事かと思っております。自治会で消防団を支援していくということをもっと推奨していただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（君嶋寿男君） 消防長。

○消防長（海野幹雄君） お答えします。

消防団は、消防組織法に基づき市町村に設けられた機関であり、非常勤特別職の地方公務員でございます。消防団に要する報酬及び費用弁償は、条例で定められております。

現在、いくつかの分団で少数人数の欠員が生じておりますが、消防団活動には支障を来していないのが現状でございます。欠員を生じている地区におきましては、各自治会及び団員を通じて入団促進をお願いしております。自治会からの協力もいただいております。

そもそも消防団は、市が条例で定め、非常勤公務員としてその立場を保障された機関でございますが、日ごろはそれぞれの本業を持った地域の住民によって構成されております。自分の地域は自分で守るという自主性と奉仕の精神を持って活動する団体であるため、災害発生等を考慮すれば、消防団と自治会のつながり、協力等は必要不可欠と考えております。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 小宅議員。

○7番（小宅清史君） 地区によっていろいろ自治会と消防団のかかわりというのは違うというふうには伺っております。幸いにして私が住む菅谷地区においては、消防団自治会と非常に協力体制でやっただいていてというふうに伺っております。

消防団、なりたくても誰もがなれるというものでもございません。やはり皆さん、仕事も持っておりますし、家庭の事情もございます。いろいろありながらも、時間をつくって地域のために活動しているわけでございます。

先ほども申しましたように、今回のテーマ、やっている人がやりやすい環境を整えていくということが重要だと思っております。私も消防団員ではございますが、団員の方から、要は消防団の詰所、ここで懇親会もできないのは不自由だと、ぜひ改善してほしいというようなことをよく言われます。消防団の詰所は消防団員のコミュニケーションの場でもありまして、なかなか集まる場所というのは今、核家族化で皆さん、家も狭くなっておりまして、集まれる場所というのはないんですね。

そういった中、そういうコミュニケーションの場を制限があるというふうに聞いたんですが、そういうような事実はあるのでしょうか。

○議長（君嶋寿男君） 消防長。

○消防長（海野幹雄君） お答えします。

消防団での飲酒は禁止しております。これは、平成26年4月に一般市民から注意を受け、そのとき、団員の態度について指摘・苦情が寄せられたことを受けまして、消防団長命により、消防団詰所での飲酒を全面的に禁止及び消防団車両での飲食等の買い物も禁止しておるのが現状でございます。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 小宅議員。

○7番（小宅清史君） 最近、テレビを見ていても、非常に納得いかないことがありまして、それは少数意見を取り上げて、さもそれが全体の意見かのように、それが世論だというように取り上げる報道というのがよくあるんです。この苦情というものも何件あったかわかりませんが、一回指摘を受けたからといって何でもかんでも変えてしまう、禁止にしてしまうというのは、やっぱり世の中、窮屈になっていってしまうと思うんですね。

こういうことで必要なんだということを、やはり主張すべきだと思うんです。そのために、これは制限解除すべきだと私は考えるんですが、いかがでしょうか。

○議長（君嶋寿男君） 消防長。

○消防長（海野幹雄君） お答えします。

消防団員は非常勤特別職の地方公務員として、市民からの信頼も厚い一方で、厳しい目が向けられているのが現状でございます。消防団に対してさまざまな意見等が寄せられていけば、その都度、団長に報告し、団長から副団長、分団長、部長等に周知徹底を図り、会議等でも各団員に注意を促しております。

以上のことを踏まえ、現在のところ、詰所での飲酒に関する制限の解除は考えておりません。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 小宅議員。

○7番（小宅清史君） これ、解除してほしいんですよ。今後、団員不足や若者不足が考えられる中、コミュニケーションの場となるこういう飲酒とかだめだというのは、非常にマイナスだと思います。

そもそもやっている人、頑張っている人がやっていない人に言われたから方針を変えらるというのはなかなか、今回の私の言っている、やっている人が得をするというテーマからそぐわないですね。ですので、市民の方にご迷惑をおかけするようなことはもちろんだめですけども、そうでないことはやはり余り何でもかんでもだめだというのはちょっといかがなものかと思うので、ぜひ頑張ってやっている団員さんのために、ここは認めていただきたいなと思いますので、今後、検討していただければと思います。

次に、子ども会と自治会について考えていきます。

子ども会衰退の原因、これは都市化と過疎化と両方あるんですね。菅谷地区におきましても、子ども会は既にいくつも消滅しています。ここでの原因は、主に共働き家庭がふえて、親の参加が難しいと。役員を受けることができないというような理由で子供を退会させてしまうというようなことで、どんどん子供の数が減っていつてしまっていて、子ども会もなくなってしまったというような地区がいっぱいあります。

その一方、それ以外の地区におきましては、若者世代の流出による少子化によって子供がいないというような現状が生まれてしまっております。子供にいろいろな機会を与えたいけれど、なかなか親としては参加できないけれども、子供には参加させたいと。これはなかなか普通、思うのは親の普通の考えだとは思いますが。

地域のイベントに参加したとき、子ども会にも入っていないのに何でこういうのにだけ出てくるんだと、子供が後ろ指さされてしまえば、これは子供がかわいそうです。親が参加しないから子供が参加したくても出られないというような状況は、なるべく変えていきたいなというふうに考えております。

昔は子ども会には子供も父兄もいっぱい参加しておりました。それによってどここの子供だとか、あれはどどこのお父さんだというようなことで、互いに顔がわかっていることで、これが防犯ですとか困ったときに助けてくれるとか、そういったことにもつながっていたわけでございます。ですが、今はそれが希薄になりまして、近所を歩いている子供もどこの子供かわからないというような状況も生まれてきております。

子供は地域で育てるものという認識を持って自治会の方々は接してくださっておりますので、朝夕の立哨ですとか見守りなどしていただいているわけなんですけど、当事者の親御さんのほうは、それを余り気づいていないというようなことも不安になる一因であります。

今、子ども会が危機的状況にあるんですけれども、これも今後、子ども会を存続させていくためには、私のこれも持論ですけれども、やってくれている保護者への手厚い保護も必要と考えます。これを検討していただくと余地はございますでしょうか。

○議長（君嶋寿男君） 教育部長。

○教育部長（高橋秀貴君） お答えいたします。

子ども会の保護者への手厚い保護という点では難しいところではございますが、議員からも今、ご指摘がありました会員の減少につきましては、市の子ども会育成連合会では、役員の負担軽減など、子ども会の問題点について意見交換会を数回にわたり行いましたが、役員になると退会してしまうということがあるという意見が多数ございました。

こうした意見を踏まえまして、役員の負担軽減を考えました結果、年間行事や役割がわかるマニュアルを作成するに至りました。平成30年度より役員へマニュアル配布を行い、退会の対策になればと考えているところでございます。

また、市子ども会育成連合会でも保護者の負担軽減を図るため、連合会の役員とPTAの役員、兼務とならないよう要望を提出するなど、子ども会離れについて現在、事務局ととも

に取り組んでいるところでございます。

以上です。

○議長（君嶋寿男君） 小宅議員。

○7番（小宅清史君） 手厚い保護と漠然と言いましたけど、いろいろあると思うんですね。よくお答えいただきました。ありがとうございます。

親御さんもやって楽しかったというような経験値が必要なんだと思うんです。子供はやはり楽しかったと言ってくれますが、やっているお父さんたちもお母さんたちも楽しかったというような経験値を積み重ねられるような活動、これができないかなと思うわけです。子ども会活動を楽しそうにしているお子さんたちの笑顔とともに、SNSに写真とか出たら、私もやってみたいと思うような親御さんも出てくるんじゃないかなというふうに思います。子ども会がインスタ映えというようなところで、ナウい団体になっていくと思うんですけれども。

一方で、子供たち、核家族化でおじいちゃん、おばあちゃんになかなか接しられないと、触れ合う機会がないというようなこともありますので、思い切って子ども会も3世代交流会のように変えてしまって、自治会とは別に子供が主役ながら、地域のおじいちゃん、おばあちゃんにも参加してもらって子供たちにいろいろな遊びを教えとか、一緒にいろんな火の起こし方を教えとか、そういうことを教えるというようなことも検討していいのではないかなというふうに思います。これも私も勝手な考えなんで、答弁は結構でございます。これも子ども会がやっていたおかげで得をしたというようなことをするのがやはり、これもフリーライダーをなくしていく最善の方法と私は考えております。

続きまして、PTAについて考えていきたいと思っております。

PTA、これは重荷だと主張される方もいらっしゃいます。先ほどの子ども会もそうですが、ただ、子ども会はやめてしまえばいいが、PTAはやめられない、仕方なくやるというような声もよく聞きます。そうではなく、身になることも多くあるわけで、啓発が足りないためにPTAイコール雑用のようなイメージになってしまっているのではないかと考えるわけですが、そうではないということ、市の学校教育課としてPRをすべきだと私は考えるのですが、いかがでしょうか。

○議長（君嶋寿男君） 教育部長。

○教育部長（高橋秀貴君） お答えいたします。

PTA活動でございますが、やはり役員になると仕事を休んで学校に行くケースなどが重荷となるため、学校によりましてはメール等のやりとりによりまして、打ち合せ等で学校へ行く機会を減らす工夫や、委員長に仕事が集中しないように役員で仕事を分担している学校はございます。

また、身になることとしましては、役員になりますと学校に行く機会がふえ、先生や児童生徒の様子がわかるようになりよかったという意見もございます。あと、小宅議員のおっし

やるように、仲間づくりや情報交換も図れるというメリットもあるとは考えております。

PRについてでございますが、学校ではPTAの役員のほうを決める際に、事前にその役員の仕事内容や集まりの頻度などを説明しているところでございます。また、各学校におきましては広報紙を発行しており、PTA活動の紹介をしているという状況でございます。

今後も、広報紙やホームページによる情報の提供やSNS、ツイッター等による情報の発信に努めるよう、学校にも働きかけていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 小宅議員。

○7番（小宅清史君） ありがとうございます。

先日、わかすぎ学園、那珂市立第四中学校PTAが、優良PTA文部科学大臣賞というのを受賞されました。これはほかのPTAに携わる人たちへの励みにもなりますとともに、これまでで歴代PTAをされてきた方々の努力の積み重ねの成果だと、大変すばらしく思います。大変おめでとうございました。

歴代PTA役員、ここにいらっしゃる石川部長や古川議員のお名前もありまして、そうそうたる方が会長をされてきたんだと、しみじみ思った次第でございます。

今回、配付させていただきました資料①をご覧くださいと思います。

こちら、以前、茨城県議会議員をされておりました狩野平左衛門岳也さんがSNSで投稿されていたものを、本人の許可を得まして印刷して配付させていただきました。ですので、原文のままでございます。時間の都合で全部は音読できませんが、非常に納得させられる内容でした。ぜひ皆さんにも読んでいただきたいと思ひまして、ご用意しました。最後の一文に、「PTA活動は子どもたちのために、新しい仲間を作り情報交換していくから楽しいのであり、決して義務でもなく無理やりやるものでもない。何事も「子どもたちのために」という気概を親が持っていれば子供はのびのび成長する。人のために役立つ職業、世のため人のために働くことこそ、素晴らしい人生を送れると信じている。」というふうに書かれて、ずっと長年PTAの役員をやってきた締めくくりをこのような文章でつづっておられました。

まさに私が今回、言いたかった内容が詰め込まれていると思います。やらない人が得をするのではなく、やった人が得をする社会、それがフリーライダーをなくす最善の方法だと私は思います。

今後、行政も含めまして私達も知恵を絞りますので、でき得る施策を打っていきたいと思います。フリーライダー問題を考えるは以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 質問の途中ですが、暫時休憩をいたします。再開を午後1時といたします。

休憩 午前11時57分

再開 午後 1時00分

○議長（君嶋寿男君） 再開いたします。

午前中に引き続き、小宅清史議員の質問を許します。

小宅清史議員、登壇願います。

小宅議員。

〔7番 小宅清史君 登壇〕

○7番（小宅清史君） それでは、次に、菅谷地区市街地限界論について考えるというテーマでございます。

市街地限界論というキャッチーなタイトルをつけさせていただきましたが、わかりやすく言いますと、菅谷地区をもっと発展させるためにはどうすればいいかという話であります。国道349沿いは、商業施設がまばらにできてきています。今後、さらなる人口増加、さらなる発展を期するためには、都市化の見直しも含めた検討も必要になってくるのではないかなというふうに思っております。

那珂市には、高い建物が余りありません。これは、市役所の5階から見ると、遠くまで見渡せることでもよくわかりますように、いいことでもあるんですけども、一方で、これが建築の制限をしてしまっているのではないかなというふうなことも感じています。

那珂市の中心である菅谷に必要と思われる施設がいくつかありますが、それがまだないというものがいくつかあります。その最たるもの、私はビジネスホテルだと思っております。那珂市に来てもらっても、泊まる場所がなかなかない、市外に宿をとるということで、これはなかなか地元の活性化にとってはマイナスの面が大きいというふうに感じております。

これは、できない理由の1つが建築条件というのが弊害になっているんじゃないかという向きもあります。具体的に申しますと、これは階数の規制緩和ということで、見直せないかというふうに思います。建蔽率を部分的に緩和すると、こういうことはできないのでしょうか。

○議長（君嶋寿男君） 建設部長。

○建設部長（引田克治君） お答えをいたします。

議員ご指摘のビジネスホテルにつきましては、第一種住居地域や準住居地域などの用途地域に指定をされている区域であれば、建築は可能でございます。また、これらの用途地域においては、建築物の高さの制限は定められておりませんので、建蔽率、容積率の関係において一定程度の高さの建築物を建築することが可能であるというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 小宅議員。

○7番（小宅清史君） 土地があれば、建てることができるというようなことなんだと思うんですけども、なかなかホテルの立地というと、やはり繁華街に接しているのが望ましいと

思います。ですが、なかなかそれだけの土地がとれる場所があるのかということ、甚だここも疑問になってしまいます。

高萩市で、先日ビジネスホテルが市長選の争点になっていました。ですが、那珂市におきましては、ホテルがほぼないという現状でありますので、誘致も含めて、ぜひホテルを建てるような方向を目指していただきたいというふうに思います。

それから、菅谷地区、これも大分以前から言われておりますが、コミュニティセンターが、これはやはりないです。今後、コミュニティセンターを建設されるということで、調査費用などの予算の計上がありますが、これも候補地として聞いているのは、調整区域がほとんどでございます。今度建設されます保育園、民間ですけれども、幼稚園、統合される幼稚園です、こちらもほとんど調整区域ということで、車社会でありますけれども、やはり市の活性化を考えれば、市街地に隣接している、もしくは市街地の中にあるということで、人の交流を図るといのが、コンパクトシティというものを目指すのには非常に大事なことだというふうに私は考えております。

菅谷のコミュニティセンターの建設予定地、これは市の考えをお聞きしたいんですが、どのようになっていますか。

○議長（君嶋寿男君） 市民生活部長。

○市民生活部長（石川 透君） お答えいたします。

議員ご指摘の菅谷地区コミュニティセンターでございますが、これの建設候補地につきましては、平成28年6月から、菅谷地区まちづくり委員会と菅谷地区の自治会長の代表委員が中心となりまして、地区協議会というものを設立して検討しているところでございます。

これまでに、示されました候補地の中には、議員のおっしゃるとおり、市街化調整区域もございますし、市街化区域も含まれているところでございます。

候補地につきましては、平成30年度、来年度から、菅谷地区まちづくり委員会ですとか、自治会の代表者の方々をはじめといたします建設準備委員会というものを立ち上げまして、選定を進めていく予定としているところでございます。

以上です。

○議長（君嶋寿男君） 小宅議員。

○7番（小宅清史君） それで、菅谷のコミセンに関しましては、やはりほかのコミセンの倍以上の広さは少なくとも欲しいなと思う次第です。大ホールは1,000人ほど入れるようにしていただきたいなど。やはり、それだけの人数が集まれる場所が那珂市にはございませんので、やはりそれが、菅谷のコミセンがそれをつくる最後のチャンスかなというふうに感じておりますので、ぜひそれを入れてほしいなというふうに思います。

国道349の沿道は、既に商業施設でまとまった土地はほぼとりづらいという状況になっております。そうすると、新しい計画道路のほうに、そういった可能性が見出せるのかということでお聞きしたいんですが、今、菅谷地内で取りかかっています道路の計画と進捗状況を

お聞きします。

○議長（君嶋寿男君） 建設部長。

○建設部長（引田克治君） お答えいたします。

菅谷地区内における市街化区域内の都市計画道路は、9路線ございます。延長は約17キロメートルとなっております。整備率につきましては、約74%となっております。なお、現在は都市計画道路、菅谷市毛線、上宿大木内線を整備中でございます。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 小宅議員。

○7番（小宅清史君） そうすると、そちらのほうにどういうふうなものが出てくるのかというところが気になってくるところでございます。そうすると、その沿道はどのような区域に指定していく予定でしょうか。

○議長（君嶋寿男君） 建設部長。

○建設部長（引田克治君） お答えいたします。

現在、整備中の都市計画道路、菅谷市毛線、上宿大木内線につきましては、沿道の土地利用を想定し、第一種低層住居専用地域から第一種住居地域に見直しを行いました。都市計画道路につきましては、今後の整備状況により、必要に応じて沿道用途地域へ見直しを行ってまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 小宅議員。

○7番（小宅清史君） 何十年も取りかかっている計画でございますので、これをせっかくできる道路、無駄にならないように有効に使えるような施策を検討していただきたいと思えます。

先ほどは菅谷のコミセンの話でしたが、菅谷には交流センターもつくっていただきたいという思いもでございます。場所なんですけれども、上菅谷の駅の、前回も質問しました、JA常陸の建物がある場所、そこの裏手にシルバー人材センターがございます。そして、その奥には、JAさんで使っていた駐車場の土地もありますし、あそこはまとまった土地になっております。ここを全部一帯解体して、交流センターを建設してはどうかというふうに思うんですが、市の考えをお聞きしたいと思えます。

○議長（君嶋寿男君） 企画部長。

○企画部長（今泉達夫君） お答えいたします。

お尋ねいただきました上菅谷駅前のJA常陸、こちらの底地についてでございますが、まず契約のほうでございます。

市とJA常陸におけるその土地の賃貸借契約、この期間が、平成31年3月31日までとなっております。また、そのJA常陸北側の那珂市シルバー人材センター、こちらについては、市とシルバー人材センターにおける土地・建物の賃貸借契約期間、これが平成37年3月

31日までとなっている状況でございます。

いずれも、契約上はその期間満了などによって賃貸借契約を解除する場合には、貸し付け時の現状に復帰して返還されるというようなことになっております。この際、そのJA常陸に関しましては、その建物はJAさんの建物でございますので、建物を撤去の上、更地にして返還されるというようなことになってございます。こちらにつきまして、現在のところ、まだ契約期間だということもございまして、JA常陸さん、シルバー人材センターさん、いずれからも返還したいというような相談は、具体的なものは一切、まだ市のほうには来ておりません。

よって、返還になった場合の跡地利用についても、現時点では市として具体的な検討をする段には至っていないというような状況でございます。

仮に、返還となった場合というようなことでお答えしますと、議員ご提案のその交流センター、そういったものも視野に入れながら、上菅谷駅前という好立地条件を生かして、地域の活性化に結びつくような有効な跡地利用が図れるよう、しかるべき体制によって検討を重ねて、よりよい土地活用が図れるように検討していきたいと、かように考えてございます。

○議長（君嶋寿男君） 小宅議員。

○7番（小宅清史君） そうですね、これが実現すれば、上菅谷区画整理事業も、実を結ぶんじゃないかと私は思っているんです。例えば、那珂四中学区にコミセンができると、どこにできるかはまだわかりませんが、そこから両宮用水を通過して、図書館、宮の池、そして交流センターに出ると。

そして、交流センターには、ぜひ屋根つきの多目的広場をつくっていただきたい。そこでは、ミニコンサートですとか、そこで運動ですとか、スリー・オン・スリーなどのバスケットなんかもできたら最高だと思います。それが、雨の日でもできるというような交流の場をつくっていただく。そして、市民が集える場所にするのが、あそこは望ましいと私は思っております。幸いにして、県道は歩道もしっかり整備されておりますし、市民が歩いていけると、そしてそこを中心に、市民の輪が広がっていく。

ちなみに、シルバー人材センターは、その交流センターの中に入れていただくということで、早期に解約をしていただくように促していただければいいかなと思います。そうすると、そこには毎日人が来ますので、それもやっぱり交流の輪が生まれていくというふうに思います。

余談ですけども、その際には、今話題になっております旧歯科ビルの敷地も駐車場として使えるかと思っておりますので、初めて公共性がそこで生まれてくるわけです。ぜひ、これを実現させていただきたいというふうに願う次第でございます。

以上で、菅谷地区限界論について考えるということでございました。

続きまして、那珂市の「働き方改革」について考えるに移りたいと思います。

安倍総理が2016年9月、内閣官房に働き方改革実現推進室を設置しました。それで、働

き方改革の取り組みをこれから考えていくと、それは、1億総活躍社会を実現するための改革であり、働き方改革実行計画の決定は日本の働き方を変える改革にとって歴史的な一歩であるとまで、総理は発言されております。

これらを実現するためには、3つの課題があるというふうになっております。1つが長時間労働、それから非正規と正規の格差、それから労働人口の不足、これから少子高齢化社会になっていくという中で、労働者人口がやはり減っていくという、この3つの課題をどうにかしていかなきゃいけないということでございますので、これらの現状と対策につきまして、本市の考えを聞いていきたいと思っております。

まず、那珂市の職員数、正規、非正規それぞれを教えてくださいたいと思っております。

○議長（君嶋寿男君） 総務部長。

○総務部長（川崎 薫君） お答えいたします。

現在の那珂市の職員数は、再任用職員を含めた正規職員が508人、非正規職員は短時間の方も含めると、およそ400人でございます。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 小宅議員。

○7番（小宅清史君） 必ずしも非正規が嫌だという人ばかりではないと思っております。やはり時間的な制約もありますので、私は非正規がいいと、逆に私は正規がいいというような、人の事情によってそれぞれだと思います。

その庁内の中で、各課の配置人数というのを資料でいただきました。資料3になります。

こちらは、まず一番職員数が多いところはどちらになりますか。

○議長（君嶋寿男君） 総務部長。

○総務部長（川崎 薫君） お答えいたします。

あくまでも市役所でございますけれども、市役所の組織におきましては、およそ30の課がございますけれども、そのうち一番配置人数が多いのは土木課の20人でございます。続いて社会福祉課18人、税務課及び下水道課が17人となっております。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 小宅議員。

○7番（小宅清史君） やはり、これ土木課とか下水道課というのは、現場に行く方が多いということの解釈でよろしいんですか。

○議長（君嶋寿男君） 総務部長。

○総務部長（川崎 薫君） そうだと思います。

以上です。

○議長（君嶋寿男君） 小宅議員。

○7番（小宅清史君） そうしますと、じゃ、市役所のこの標準勤務時間というのを教えてくださいたいんですが。

○議長（君嶋寿男君） 総務部長。

○総務部長（川崎 薫君） お答えいたします。

市職員の勤務時間でございますけれども、那珂市職員の勤務時間、休暇等に関する条例により、週に38時間45分と定められております。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 小宅議員。

○7番（小宅清史君） 定めは定めとしてあるようですが、逆に残業という制度がございます。

資料2をいただきました。時間外時間数集計表でございます。そうすると、課ごとに見ると、これは残業が一番多い課、理由は何でしょうか。

○議長（君嶋寿男君） 総務部長。

○総務部長（川崎 薫君） お答えいたします。

今年度の4月から1月末までの時間外勤務の実績において、総時間数が一番多くなっている課は社会福祉課でございます。各課の総時間外勤務時間を実際に勤務している職員数で割り返して算出した職員1人当りの時間外勤務が多い課は、総務課となっております。

この理由でございますけれども、本年度8月に行われました茨城県知事選挙及び10月の衆議院総選挙に伴うものとなっております。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 小宅議員。

○7番（小宅清史君） 選挙が確かに2回ありましたので、総務課が忙しいというのは、本当大変でしたねと言わざるを得ないですが、社会福祉課は、人数も多くて残業も多い、これはどういう理由なのでしょう。

○議長（君嶋寿男君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（加藤裕一君） お答えいたします。

社会福祉課になりますが、大きく分けて、障害福祉と生活保護担当ということになっております。その主な業務としまして、窓口業務が挙げられるかと思えます。障害福祉に関しましては、身体障害、知的障害、精神障害と分かれておりまして、さらに細かく身体障害は分かれているような状況でございます。

そうなりますと、おのずと適用する制度もたくさんありますし、申請する内容も違ってまいります。そうなりますと、当然、窓口においての説明も丁寧に行わなければいけないし、そのようにやっているような状況でございます。さらに、生活保護につきましては、相談や申請に至る経緯というのが、やはり複雑な状況にあることから、またそちらも細かな説明、いろんな相談に応じなければいけないというようなことになっております。そうすると、日中での業務の大半ではないでしょうけれども、多くを窓口業務にとられるというような状況となっております。

そうすると、その申請とか相談の処理とかなんかは、おのずと終わった後、夜とかいうふ

うになってくるのが現状です。さらに、障害福祉も生活保護も、施設やそれぞれのところにありますので、訪問したりなんかして、日中行きます。そうすると、やっぱりその詳細の記録はとらなくちゃいけないものですから、どうしても帰ってきてからということで夜になる。こういった業務が、やはり残業を多くしている一番の要因ではないかというふうに捉えているところでございます。

以上です。

○議長（君嶋寿男君） 小宅議員。

○7番（小宅清史君） すごく大変だということがわかりました。

一人一人に対応していかなきゃいけないということですよ。それがまさに働き方改革をしなきゃいけないという場所かなというふうに、今思いました。人員が足りていないということも、一つにあるんだと思うんですけども、足りてないみたいですが、総務部長、ご検討ください。本当に、確かに福祉関係は千差万別、同じ人がいないというのも、本当、部長のおっしゃることは非常によくわかりました。

今度は、同一労働、同一賃金ということを政府は掲げております。今後、市役所でもこれは検討していくのでしょうか。

○議長（君嶋寿男君） 総務部長。

○総務部長（川崎 薫君） お答えいたします。

現在、市においては、昨年度公布されました地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律を受け、非正規職員の雇用のあり方について検討を始めたところでございます。この改正法は、地方公務員の臨時非常勤職員が、全国の自治体で増加しているとともに、教育や子育て等のさまざまな分野において、地方行政の重要な担い手になっているため、その適正な任用、勤務条件を確保するために制定されております。

本市においても、臨時・非常勤職員の雇用条件について、現在ある職の必要性を再度検証した上で、勤務時間に応じた適正な賃金体系や手当の支給などの待遇改善について検討してまいります。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 小宅議員。

○7番（小宅清史君） これから、いろいろ待遇改善も検討していくということで答弁いただきました。

ですが、先ほどの社会福祉部長の話もありましたが、やはり残業も、残業したくてされている方も中にはいらっしゃると思うんですが、やはり残業というのは、働き過ぎというか、過労につながるということも今言われておりますので、残業を減らしていくための施策というものも必要になってくるんだと思います。こちらも、何か検討はされているのでしょうか。

○議長（君嶋寿男君） 総務部長。

○総務部長（川崎 薫君） お答えいたします。

本市におきましては、職員の健康保持、メンタルケアのため、毎週水曜日をノー残業デーとしております。今年度は、茨城県の2017茨城ワーク・ライフ・バランス推進に賛同し、特に8月と11月をワーク・ライフ・バランス推進月間として、ノー残業デーの推進、休暇推進促進を実施するとともに、育児や介護との両立支援の取り組みについて職員に周知いたしました。

しかしながら、ノー残業デーについては、現状余り徹底されていないと認識しておりますので、職員向けに制度の周知徹底を図り、職員の健康維持のため時間外勤務の縮減に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 小宅議員。

○7番（小宅清史君） ノー残業デーは、じゃ、今、有名無実化されているということなんですか。ノー残業デー、これは管理職の方が帰らないと、なかなか一般職員は帰れないというような現状もありますので、偉い人から率先して帰っていくというのも、勇気としては必要なんではないかなというふうに思います。

やはり、事務職の方ですと、朝から晩までずっとパソコンに向かっている仕事と、そういったこともあると思います。そうすると、やはりこれも職員の方の健康被害が出てくるということも考えられます。こちらのほうも、対策も何か考えていらっしゃるのでしょうか。

○議長（君嶋寿男君） 総務部長。

○総務部長（川崎 薫君） お答えいたします。

現在、市において全庁的な対策は実施してございません。職員個人がブルーライトカットの眼鏡をかけるなどの対策をしております。職場の労働環境における対策が必要なものについては、産業医や衛生管理者と相談の上、実施してまいります。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 小宅議員。

○7番（小宅清史君） このブルーライトが、結構意外にばかにできないようございまして、夜寝ようとしたときまぶたがちかちかして眠れないですとか、ドライアイにつながるというような話もありますので、このブルーライトカット、画面につけるタイプもありますので、ぜひ長時間パソコンに向かう方には、その辺のケアもしていただきたいというふうに思います。

それから、これから労働人口の不足という面を見ていきたいと思うんですけれども、労働人口、今働き手がどんどん減っているという中で、65歳を超えても働きたいという方が6割を超えているという厚生労働省の調査結果もあります。今後、市でも高齢者雇用を検討していくというような余地はありますでしょうか。

○議長（君嶋寿男君） 総務部長。

○総務部長（川崎 薫君） お答えいたします。

当市の高年齢者雇用につきましては、現在は短時間の再任用職員を運用しております。雇用の上限年齢は、年金支給年齢に応じて段階的に65歳まで引き上げていくことになってまいります。

今般、国家公務員の65歳までの定年延長について、基本認識と主要な論点などの概要が示されましたので、今後の国家公務員の制度改正の動向を見きわめ、本市の高年齢者雇用の制度について検討してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 小宅議員。

○7番（小宅清史君） 60代、まだまだお元気であります。議員さんでは60代いっぱいいらっしゃると思いますので、60を超えても働きたいという方、たくさんいらっしゃると思います。この辺も含め、働き方改革、今後の動向を見守っていききたいというふうに思います。

次に、消防職員の勤務体制についてお聞きします。

消防職員というのは、緊急のときには市民の生活を守っていただいているわけですが、なかなかどういうふうな勤務をされているのかというのは、一般の人には見えないものでございます。

月何時間ぐらい勤務するのが標準勤務となっているのでしょうか。

○議長（君嶋寿男君） 消防長。

○消防長（海野幹雄君） お答えします。

消防職員の署勤務は2交代制となっております。8時半から翌日の8時30分までの24時間拘束となっております。その中の15時間30分が勤務でございます。残りの8時間30分につきましては、休憩及び仮眠となり、翌日の8時30分までが非番で、1カ月おおむね12日の当務でございます。

本部員につきましては、8時30分から17時15分までの勤務で、1カ月おおむね22日の勤務でございます。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 小宅議員。

○7番（小宅清史君） この24時間拘束というのは、いやすごいなと思ってしまうんですけども、常にやはり、実労が15時間30分ということですけども、やはりそのいる間は、常に緊張している状態だと思うんです。消防署員の方は、現状の勤務体制と人員とで問題は無いのでしょうか。

○議長（君嶋寿男君） 消防長。

○消防長（海野幹雄君） お答えします。

現在、本部勤務員15名、東署51名、西署27名で、災害対応体制を構築しておりますが、これからの災害件数を考慮すると厳しい人員であります。頑張っただけで対応しているのが現状でございます。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 小宅議員。

○7番（小宅清史君） 厳しい人員であります、頑張ってお対応していただいているということでございますので、本当にこれはご苦労さまですと言うほかないんですけれども、やはり万が一のときには命をかけて出動していただいている消防隊員の方でございます。その消防隊員の方々が、過労だと、あと疲れて体を壊してしまったということでは、やはりいざというとき困ってしまいますので、ぜひ、職場環境の改善を図っていただきたいというふうに思います。

消防のほうは、集中指令体制というのに2年前に移行したかと思えます。業務負担は、これは大きくなりましたか、減りましたか。

○議長（君嶋寿男君） 消防長。

○消防長（海野幹雄君） お答えします。

指令センター体制を移行し、業務の軽減を予想していましたが、災害時の無線統制、消防団等の要請、関係機関への連絡、問い合わせ対応など、思いのほか負担が軽減されたとはいえないのが現状でございます。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 小宅議員。

○7番（小宅清史君） 思いのほか負担が軽減されなかったというのも、これも本当に気の毒でございますので、ぜひ、よりよい環境で働けるように、こちらも改善をお願いします。

最後に、外郭団体についてお聞きします。

社会福祉協議会ですとか、シルバー人材センター、こちらの正規、非正規の人数を教えてください。

○議長（君嶋寿男君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（加藤裕一君） お答えいたします。

社会福祉協議会につきましては、正職員23名、非正規職員34名、市からの派遣職員1名となっております。

また、市シルバー人材センターの事務局員につきましては、理事長、事務局長以下8人で、平成24年度からは、会員による運営となっております、事務局員全てシルバー人材センターの会員ということから、非正規、正規という区分はないと伺っております。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 小宅議員。

○7番（小宅清史君） シルバーのほうは全て会員で、正規、非正規ということはないということなんですね。

じゃ、社会福祉協議会のほうですが、正規、非正規こちらの格差是正というのは、検討されているのでしょうか。

○議長（君嶋寿男君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（加藤裕一君） お答えいたします。

社会福祉協議会につきましては、勤務形態や賃金形態も違っておることから、単純に正規、非正規の比較が難しいというふうに伺っております。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 小宅議員。

○7番（小宅清史君） 市役所、消防署、社会福祉協議会、シルバー人材センター等、職員がいて、そこで非常勤で勤める方がいて、そしてサービスを受ける方がいると、そのそれぞれが三方よしになるように改革していく、これがやはり政府の言う働き方改革だというふうに思います。

こちらを、すぐに変えるというのはなかなか難しいですが、よりよく改善していただくことを願ひまして、私の一般質問を終わりにします。

○議長（君嶋寿男君） 以上で通告3番、小宅清史議員の質問を終わります。

◇ 寺 門 厚 君

○議長（君嶋寿男君） 通告4番、寺門 厚議員。

質問事項 1. 学校施設及び学校環境衛生について。2. 歴史民俗資料館について。

寺門 厚議員、登壇願ひます。

寺門議員。

〔6番 寺門 厚君 登壇〕

○6番（寺門 厚君） 議席番号6番、寺門 厚でございます。通告にしたがいまして一般質問をいたします。

最初に、学校施設及び学校環境衛生についてであります。

今や、地方創生、少子化対策で各自治体は、移住、定住者増を目指し、子育て環境の充実に焦点を当て、さまざまな施策を打ち出し、移住者、定住者の取り組みが激化をしております。

現在、本市のさまざまな子育て環境事業は、他自治体に比べても遜色はないというふうに私は思っております。これからは、他自治体との差別化をさらに拡大していく必要があります。それには、今いる子供たちの子育て環境が申し分のない環境であり、その恩恵を受けていなければなりません。

しかし、現状を見ますと、子育て環境の中で小中学校の教育環境の充実促進を図る必要があるのではないかと私は考えております。それは、学校の施設と環境衛生状況が、まだまだ十分とは言えない状況であり、速やかな環境整備を行い、教育環境の充実を図って、子育て

環境の優位性をもって他自治体との競合に打ち勝っていく必要があるというふうに考えております。

そこで、本市におきます小中学校の施設と環境衛生について、整備状況はどうかいくつかお聞きしたいと思います。

まず、最初に小中学校の暖冷房、換気設備ということで、特に、エアコンの設置状況について伺いたいと思います。

議長の許可をいただきまして、お手元に資料を配付させていただきました。

1枚目、これが残念ながらちょっと県内のデータがないということで、都道府県別のエアコン設置状況を、これでいいますと、本県は42.8%、普通教室特別教室合わせてです。まだ半分にも満たないという状況でございます。

本市におけますこの冷房環境はどうかといいますと、平成25年までに、小中学校へ扇風機が整備をされております。それでも、扇風機が入ったということで、現場の方々は前よりはいいよねという話はお聞きしておりますが、残念ながら、やっぱり最近35度を超える猛暑といますか、酷暑が続いております。これは、先生方も生徒さん方も汗だくだくで授業をしております、好ましい勉強環境ではないというふうに言えると思います。

この、環境改善にはエアコン整備が急務であるというふうに考えます。そこで、今後のエアコン整備計画についてどのようになっているのか伺います。

○議長（君嶋寿男君） 教育部長。

○教育部長（高橋秀貴君） お答えいたします。

今、議員からお話がありましたように、近年の温暖化に対応するために、市内小中学校の普通教室には扇風機を設置し、パソコン室、保健室、職員室等にはエアコンを設置したところでございます。

しかしながら、このエアコンのほうも、整備されてから既に20年弱経過しており、老朽化による故障が懸念されているところでございます。このため、各学校ごとの整備方針について、現在検討を始めたところでございます。

まずは、既存のエアコンの更新を優先しながら、整備箇所や整備年次について調査、検討を行いながら、来年度の実施計画に計上していきたいというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（君嶋寿男君） 寺門議員。

○6番（寺門 厚君） 生徒優先ということで、普通教室への整備を急いでほしいんですけども、故障の可能性もあるということで、老朽化対策が先だよということですね、わかりました。

では、ちなみにこの来年度の実施計画に計上されますと、最短でいつごろ設置というのは可能になるのでしょうか。伺います。

○議長（君嶋寿男君） 教育部長。

○教育部長（高橋秀貴君） お答えいたします。

先ほど、お話ししたとおり、保健室は体調を崩した児童生徒の安静を確保する必要があります。また、コンピューター室は、授業の性質上、窓をあけて行うことができない状況となっております。職員室、校長室等につきましては、児童生徒が夏休みの期間でも校務を行っておりますので、現状のエアコンの入れかえは急務であるというふうには考えてございます。

それ以外の場所についての整備でございますが、先ほど答弁しましたとおり、小中学校のほうは、普通教室だけでも約180部屋程度でございますので、整備箇所や整備年次の調査、検討を行い、来年度の実施計画に計上するというところで答弁したとおりでございますので、整備する場所や時期につきましては、今後実施計画策定の中での調整を経て具体化していく予定でございます。

以上です。

○議長（君嶋寿男君） 寺門議員。

○6番（寺門 厚君） 180教室あるということで、当然、財源的な問題もあるかと思っておりますけれども、財源については学校施設環境改善交付金というの、これも用意されておりますので、有効活用を図って、早くエアコン設置ができるよう促進をお願いしたいと思います。

今は冷房という話でしたが、今年の冬は異常寒波で大変な寒さに見舞われておりました。当然、教室の暖房設備はフル稼働だったと思います。そこで、各教室の空気環境が大変気になるところでございました。換気の状況、換気設備の設置状況はどのようになっているのか、また、室内の温度や湿度、あるいは二酸化炭素の管理、これはどのように行っているのか伺います。

○議長（君嶋寿男君） 教育部長。

○教育部長（高橋秀貴君） お答えいたします。

各教室の換気でございますが、窓をあけることによる自家換気で行っております。また、換気設備でございますが、自然換気が十分にできない場所や建築基準法により義務化された場所につきましては、換気扇等の設備による換気を行っているところでございます。なお、換気の頻度でございますが、担任等の判断により適宜実施しているところです。

室内の環境に関する管理でございますが、学校環境衛生基準に基づき教室内の環境や飲料水などについて、客観的、科学的に学校薬剤師が行う定期検査と養護教諭、担任などが感覚的に行う日常検査を実施しております。検査の頻度でございますが、定期検査は年2回、日常検査は毎日実施しております。

以上です。

○議長（君嶋寿男君） 寺門議員。

○6番（寺門 厚君） 換気は都度、先生が室内の状況を見て行っていらっしゃるということで、窓あけ換気をやっているよということでございました。

今出てきましたその日常点検や定期検査ということで言いますと、今回この日常点検票と

いうものをサンプルで皆様のお手元に配付してございます。これを見ますと、毎日点検する項目は結構ありますよね。今言いました換気については、基準といたしますか、点検は換気が適切に行われているかということだけでございます。これ全く感覚の判断ということになるんですけれども、じゃ、温度はどうかのといいますが、10度C以上3度C以下ということで、先生方の判断に任せているとは言いますが、結構緩い基準だなというふうには思うんですが、一方調べますと、この定期検査についてはきちんとした基準項目が策定されておりますので、そちらできっちりやるということなんだろうと思います。

それにしましても、毎日この項目を先生方が子供さんたち、あるいは児童たちの様子を見ながら、温度や環境を管理していくというのは非常に大変なことだと、改めて先生方のご苦労も相当割にあるなというふうに推察をいたします。

今、定期検査という話が出ましたけれども、日常点検、これをやった結果、あるいは実施上の問題はないのか、あるいは結果として解決すべき課題があれば何か伺います。

○議長（君嶋寿男君） 教育部長。

○教育部長（高橋秀貴君） お答えいたします。

各学校ごとに毎年、学校保健計画を策定し、その計画に基づきまして校内の環境管理や衛生管理などの学校環境衛生活動を実施しております。また、定期検査及び日常点検でございますが、現在問題等の報告は受けておりません。

以上です。

○議長（君嶋寿男君） 寺門議員。

○6番（寺門 厚君） 問題等の報告は受けていないということは、良好な学校環境衛生状況が維持をされておると、改善の必要がないということでしょうか。

また、今回のように、インフルエンザが発生しておりまして、A型、B型、2種類が発生をしました。こういったときなどは、これ、臨時検査は行わなくていいのでしょうか、伺います。

○議長（君嶋寿男君） 教育部長。

○教育部長（高橋秀貴君） お答えいたします。

先ほどの定期検査並びに日常点検でございますが、現在のところ、問題等の報告はありませんが、検査により指摘を受けたショート等の箇所については、その都度修繕等を行い、改善に努めておるところです。

また、臨時検査についてでございますが、エボラ出血熱やペストなどの第一種感染症や、コレラや細菌性赤痢などの第三種感染症及び新感染症など、第一種感染症にみなされるものが発症した場合にのみ実施すべきものと認識しております。

以上です。

○議長（君嶋寿男君） 寺門議員。

○6番（寺門 厚君） 都度改善に努めておられるということなので、安心はしましたけれど

も、この臨時検査というのは法定で対象が決まっているよということなんで、やらないよという理由もわかりましたんですが、毎年毎年このインフルエンザというのは感染があつて、学校閉鎖なんかもされているわけですけども、その辺も検査してみてもいいのかなという気はするんですが、わかりました。適切なやっぱり教室環境の維持管理に今後も努めていただきたいなというふうに思います。

今、申し上げたインフルエンザについてなんですけれども、今年も市内小中学校ではやって学級閉鎖が発生しました。これの感染防止というのはどのような対応をしているのか伺います。

○議長（君嶋寿男君） 教育部長。

○教育部長（高橋秀貴君） お答えいたします。

各学校におきまして保健主事及び養護教諭が中心となり適切な換気に合わせて手洗い、うがい、アルコール消毒、マスク着用や規則正しい生活習慣を促すよう、保健日より等にて児童生徒に合わせて家庭へも周知を図っているというところです。

以上です。

○議長（君嶋寿男君） 寺門議員。

○6番（寺門 厚君） では、そのインフルエンザ感染者が出る前と出た後で、どのような対応になったのか伺います。

○議長（君嶋寿男君） 教育部長。

○教育部長（高橋秀貴君） お答えいたします。

先ほども答弁申し上げましたが、感染防止対策で最も有効なのは予防対策であると考えております。このため、インフルエンザの発症が予想される時期に入る前に、児童生徒に先ほどの手洗い、うがい、アルコール消毒、マスク着用や規則正しい生活習慣を促すよう指導を行っております。

また、感染者が発生した場合でございますが、さらなる感染拡大を防ぐため、学校医に相談、指導を仰いで対象児童生徒の出席の停止や、学級・学年閉鎖など他者との接触を極力少なくする措置をとっているところでございます。

以上です。

○議長（君嶋寿男君） 寺門議員。

○6番（寺門 厚君） 学級閉鎖は最終の処置ということですので、予防対策が最重要だというお話でございますので、予防といいますとやっぱり家庭での予防対策を実施されるよう、いま一度、シーズンの前に注意喚起を何回も言っていただければありがたいなというふうに思います。

次に、環境ということで、小中学校のトイレの設備についてでございます。

トイレの洋式化状況につきましては、お配りしました資料に載せてあります。これは県内の公立小中学校の各市町村別、載せておりますので、県全体では洋式化というのは49.2%、

本市においては38.3%ということで、ちょっとおくれが出ているなという気がします。洋式化率の高いところは、例えば東海村ですとか行方、牛久、美浦村と。まあまあ人口減少には余り問題がないというところが、もう既にこういうこともやっておられるということだと思います。

そこで、このトイレの洋式化なんですが、当然保育園や幼稚園というのはもう、家庭もそうなんですけれども、極めてもう洋式になっておりますので、小学校入っていきなり和式ということになると、学校でのトイレ使用を控える子どもたくさんいますし、それからプライバシーへの配慮も十分とは言えない状況ですので、早急にこの洋式化を進める必要があるなというふうに思います。

この小中学校の洋式のトイレ化、これの整備計画はどのようになっているのか、いつごろこの整備は終わるのか、予定を伺います。

○議長（君嶋寿男君） 教育部長。

○教育部長（高橋秀貴君） お答え申し上げます。

まず、現在の洋式トイレの整備状況を申し上げますと、各学校の各階に最低1カ所整備しているところでございます。また、学校は教育施設であるとともに社会体験の場でもありますので、和式トイレも一定数は今確保しているところでございます。

今後の洋式トイレの整備計画でございますが、子供たちの環境整備のためにも必要性は十便認識しております。現状のトイレスペースや配管等の状況を十分調査し、先ほどご質問にありましたエアコン整備や大規模校舎の改造工事との整合性を図りながら、できるだけ早期に着手できるよう、来年度の実施計画に計上したいというふうに考えております。

なお、具体的な整備年次につきましては、先ほどのエアコンの整備同様、今後の実施計画の中で検討調整をしていくことになると考えております。

以上です。

○議長（君嶋寿男君） 寺門議員。

○6番（寺門 厚君） 教育委員会の方針では、洋式化率というのは60%以上目指すというふうに出されておりますけれども、さらに洋式率を上げて、プライバシーへの配慮を十分に検討いただいて、早期の整備着手をされるよう要望をしたいと思います。

次に、防災環境といいますか、学校というのは災害時の地域の避難所にも指定されておまして、現在さまざまな防災対策が進められております。中でも対策がおくれているのは非建造物、校舎等の建物以外、窓ガラス、壁、それから設備機器、あるいは天井等々。こちらは、まだまだおくれしておりますので、早目の対策というのは必要になるんですけれども、最近特に豪雨や竜巻等も想定外の災害が発生しております。特に昨年におきましてJアラートが2回も発動されまして、北朝鮮のミサイル攻撃への対策も現実の問題となってきております。

このようなミサイル攻撃に対しましても、また竜巻や地震災害に対し窓ガラス破損対策含

め、非建造物対策はどのようにしていくのか伺います。

○議長（君嶋寿男君） 教育部長。

○教育部長（高橋秀貴君） お答え申し上げます。

東日本大震災の際には、鉄製サッシの窓ガラスが割れるという被害がございました。このため、現在の校舎は鉄製サッシからアルミサッシに改修を行い完了しているところでございます。

また、児童生徒が出入りする箇所や教室の高窓以外の場所のガラスは強化ガラス、もしくは網入りのガラスを使用するなど、破損対策を行っております。

次に、ミサイル攻撃等に対してでございますが、校舎内に避難に適した窓のない場所が少ないため、ミサイルや竜巻などに対しては各学校ごとに定めております危機管理マニュアルに基づきまして避難行動を行うことが重要であると考えております。各学校におきましては、ミサイル攻撃を含め各種災害を想定し、避難訓練を実施しているという状況でございます。

以上です。

○議長（君嶋寿男君） 寺門議員。

○6番（寺門 厚君） 高窓を残して窓ガラスは強化ガラス等へ対策を行ったということですが、これ想定外時の対策をどうしていくのか、またミサイル攻撃を含めた災害対策については、どこへ避難するのか、避難訓練は実施しているのか伺います。

○議長（君嶋寿男君） 教育部長。

○教育部長（高橋秀貴君） お答え申し上げます。

避難行動は火災など内部災害に関しては屋外に、竜巻や原子力などの外部災害は屋内に避難するよう指示の方針を決めておりますので、想定外の災害の場合はこの2つの方針に該当するかを各学校の判断や、登下校時におきましては日ごろの指導に基づく児童生徒の判断により行動することになります。

ミサイルを含めた災害対策でございますが、ミサイルの場合、外部災害となりますので、屋内に避難となります。その際には、窓から離れた場所に避難するとしております。

また、避難訓練の実施についてでございますが、一部の学校におきましてはミサイル攻撃を想定した訓練を実施しているところもございます。今後は、原子力災害などを想定した屋内避難訓練は実施しておりますので、想定災害の事例のほうを拡大しまして、訓練等実施していきたいと考えております。

以上です。

○議長（君嶋寿男君） 寺門議員。

○6番（寺門 厚君） 今の答弁でいいますと、ミサイル攻撃の避難訓練もやっておられる学校もあるということでしたが、これ、災害別にそれぞれ避難訓練をされているということですので、これ年に何回くらい行っているんでしょうか。

○議長（君嶋寿男君） 教育部長。

○教育部長（高橋秀貴君） 各学校におきましては、学期ごとに1回ずつ、年3回。そのほか引き渡し訓練、そういったものを実施しております。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 寺門議員。

○6番（寺門 厚君） 3回ないし4回はやっていらっしゃるということなので、先生方、児童生徒も大変でしょうけれども、やっぱり生徒の安全を守るためにも、ぜひ継続をお願いしたいと思います。

それから、学校が当然地域の災害時の避難場所という役割も持っておりますんで、この避難場所としての役割を果たすためにも、今後の避難訓練につきましては、あらかじめ学校と防災課、あるいは地域防災組織、地域住民とあわせて役割を明確にしておく必要があると思いますし、避難訓練も一緒にぜひ実施をしていただければいいと思います。

次に、学校関係でいいますとスポーツ環境についてちょっと見てみたいと思います。

スポーツ環境の整備という点につきましては、昨年度中学校の部活動、ソフトテニスやバスケットボール部が、部活動の顧問の先生の不在等もありまして、継続ができなくなりましたという学校がありました。生徒にとりましてもやっぱり幅広いスポーツの種目の中から、好きなスポーツを選択ということができなくなってしまったよということですね。さらに、そのスポーツも種目が限定されるなど、スポーツ振興の環境は決してよくはないというふうに思います。

つきましては、好きな種目が選択できるスポーツ振興できるよう、地域の各種スポーツ経験者、これはたくさんいると思いますんで、これらの方を登録メンバーとして登録していただいて活動してもらおう地域スポーツ振興センター、仮称ですけども、ぜひとも早目に設置を検討お願いしたいと思います。いかがですか。

○議長（君嶋寿男君） 教育部長。

○教育部長（高橋秀貴君） お答えいたします。

ご指摘のとおり、近年の少子化の影響により、生徒数の減少が進んでいる状況でございます。これに伴いまして、配置される教職員も減少し、部活動顧問が配置できなくなり、やむなく廃部を行った学校もございます。今回議員よりご提案のありました地域スポーツ振興センターは、地域住民と学校が協力し、指導者を確保するには非常に有効な手段であるとは考えております。

しかしながら、現在の部活動でございますが、学校教育の一環としまして、教育課程との関連が図れるよう留意をしなければならず、部活動の顧問についても教員が行うようになっていところでございます。

また、地域の指導者の負担や責任等の問題も考えられるところでございます。現段階におきましては、国の働き方改革による教職員の業務負担の軽減の方向性や、それに伴います部活動外部指導員制度の動向を注視しながら、様子を見ていきたいというふうに考えておりま

す。

以上です。

○議長（君嶋寿男君） 寺門議員。

○6番（寺門 厚君） 地域指導者の負担や責任、働き方改革の動向など、いくつかの乗り越えなければならないハードルがありますが、前向きな検討をぜひとも進めていただきたいというふうに思います。

また、学校は地域との交流促進の核ともなる大事な拠点であり、学校としても地域交流を積極的に進めているところでございます。今後、少子化による児童生徒数の減もあり、空き教室の発生も予測されます。現在、立哨活動や児童生徒も含め、地域の安全と見守りを、地域の安全を守る会の人たちがパトロールも含めて毎日活動をされております。こういった地域パトロールの方々も含めて、交流促進のために空き教室を開放していただいて、児童生徒との触れ合い談笑室として開放していただけないでしょうか。いかがですか。

○議長（君嶋寿男君） 教育部長。

○教育部長（高橋秀貴君） お答え申し上げます。

地域パトロールの皆様方には、日ごろより児童生徒の安全確保のためご尽力をいただき、感謝を申し上げます。

まず、各学校の児童生徒数の状況でございますが、議員ご指摘のとおり減少傾向にはございます。しかしながら、一方では特別支援教室の設置数が増加しており、空き教室がほとんどないというのが現状でございます。

しかしながら、議員ご提案の件は、地域の方々の交流として有意義であると考えておりますので、学校長等の判断により会議室等を開放することも可能かと考えております。

以上です。

○議長（君嶋寿男君） 寺門議員。

○6番（寺門 厚君） 学校によっては多目的室あるいは多目的ホールというような部屋がありますので、こちらも会議室とあわせて開放していただけるよう検討をお願いしたいと思えます。

以上、聞いてまいりました、この学校施設や設備、そして保健環境の充実がとりもなおさず教育環境の充実を促進させ、子育て環境のさらなる充実を深めて、移住者・定住者増につながることを大いに期待いたしまして、この項の質問を終わります。

次に、那珂市歴史民俗資料館についてでございます。

本市の歴史民俗資料館は、総合公園の中にあり、市中央部からは離れており、市民の方からすると、どうもなじみのない施設だという声も聞かれます。しかし、ここ二、三年は、伊達政宗の密書の発見と公開により、歴史愛好家には一躍人気スポットとなっております。

さらに、那珂のつるしびなまつり、ひなまつり、年々好評を得て、来訪者もリピーターがふえていると聞いております。また歴史民俗資料館ではありますが、博物館機能も求められ

ており、書や絵画、美術工芸品などの展示要望や、講演会の開催やイベント開催も多く、歴史民俗資料館のあり方が問われていると思います。

そこで、歴史民俗資料館の今後のあり方についていくつかお尋ねをします。

まず、本市の歴史民俗資料館の役割、機能について伺います。

○議長（君嶋寿男君） 教育部長。

○教育部長（高橋秀貴君） お答え申し上げます。

歴史民俗資料館の役割でございますが、文化財及び市に関する郷土資料を収集、保管、調査研究及び展示し、その活用を図りながら郷土の歴史と文化に対する市民の教養と理解を深め、市民の学術及び文化の振興・伝承を担っている役割を果たしております。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 寺門議員。

○6番（寺門 厚君） 郷土の歴史、伝統文化の保存と継承、市民の郷土愛の育成など、大変重要な役割があるということはわかりました。

では、現在の利活用状況についてですが、これは来館者数をお聞きしましてまとめたものを資料の中に入れておきました。資料は4です。資料4に過去5年間の来館者数を載せております。これを見ますと全体の入館者数というのは25年度を除きますと、大体1万6,000人ぐらい。ほとんど横ばいということが言えまして、ひな人形展や特別企画展、これは1万2,000人前後、全体の70%を占めております。しかも、このひな人形展はリピーターがあると、ふえているということで聞いておりますので、まず、このひな人形展でリピーター増となっている理由は何か。また、今後どのような企画展を行って来館者増を図っていくのか、あわせて伺います。

○議長（君嶋寿男君） 教育部長。

○教育部長（高橋秀貴君） お答え申し上げます。

ひな人形展におきましては、江戸時代から平成までのおひな様を展示しております。特に、江戸時代のおひな様である享保びなと古今びなは、近隣ではなかなか見ることができない貴重なものと聞いております。

また、オリジナルティーあふれる創作人形、手芸作品、つるしびなを展示していることや来館者にはアンケートを実施し、来館者のニーズに応じた、そうした魅力的な企画がリピーター増につながっているものと考えております。

平成30年度につきましては、季節展としまして例年同様、端午の節句展やひな人形展、正月飾り展等を開催し、特別企画展としまして明治150年記念展や平成31年、来年に行われる茨城国体の機運を盛り上げる茨城国体展を予定しているところでございます。

以上です。

○議長（君嶋寿男君） 寺門議員。

○6番（寺門 厚君） リピーター増の理由は、江戸期のおひな様の展示はもちろん、毎年ア

ンケートを実施し、来館者のニーズに応じているからということがわかりました。これからも、お客様の要望に応じて、継続をしていって、魅力ある歴史民俗資料館にしていってほしいと思います。

そこで、今年、ひなまつりに来られた方の声として、観光客の中には鉄道を利用される方もおまして、曲がり屋から、この歴史民俗資料館への移動、これ足がないと、わざわざタクシーをつかまえて来ましたということですね。しかも、月曜日は曲がり屋以外は休館日で、会場ではあいていないということではられない。おまけに今年は曲がり屋のトイレが故障で使えなかったということもあったようです。これではリピーター増どころではないですよ。もう二度と来なくなってしまっておそれもあります。

ということで、改善策としてひまわりバスをJR、これ上菅谷、それから常陸鴻巣、瓜連各駅と、それぞれの会場、曲がり屋、中央公民館、らぼーる等々を結ぶ巡回コース。午前午後、3便か4便か知りませんが、やっぱりこれぐらい設けてほしいなということ。それから、祭りやイベント期間中は休館日でも開催を、あけて見られるようにしていただきたいということですね。

これ、当たり前ですが、トイレは当然いつでも使えるようにしていただきたい。これ当たりのことなんで、ぜひ。

それと、もう一点、よくお昼に困るよというご婦人の方からの声が聞かれます。これも、那珂市特産の野菜を使ったお弁当を用意するとか、いろいろとちょっと。あと、非常に、常勤ではないんですけども、テントハウス出して、そこでもてなすとかいったことも考えてほしいなということで、この5点を改善実行していただけるよう提案しますので、生涯学習課さん以外、商工観光課さん、それから関係部署とよく検討していただいて、回答していただきたいと思います。回答は後ほどで結構です。

次に、歴史民俗資料館では、文化芸術作品、美術品、工芸品、古文書、伊達政宗密書等歴史資料などのいわゆるお宝品、高額高価品、重要文化財などもありますけれども、これを本物を、あの今の会場で見られるのでしょうか。展示できるのでしょうかということと、保管場所はあるのかどうか伺いたします。

○議長（君嶋寿男君） 教育部長。

○教育部長（高橋秀貴君） お答え申し上げます。

民俗資料館におきましては、一般的な博物館のような温度、湿度及び照度を一定に保つ設備がございませんので、いわゆる今お話ありましたお宝品、高額商品、国指定の重要文化財等の展示は大変厳しい状況ではございます。しかしながら、可動式ケースに施錠し、警備員を配置することにより、管理の軽微な資料に関しては展示できるように工夫はしているところでございます。

また、保管場所でございますが、こちらは温度、湿度を一定に保つ収蔵庫が資料館内にありますので、年に一度はカビや害虫などの駆除のための燻蒸作業を行いながら保管をしてい

る状況でございます。

以上です。

○議長（君嶋寿男君） 寺門議員。

○6番（寺門 厚君） やはり、文化芸術作品や古文書など、これ本物を見るということは非常に我々市民にとっても文化や歴史力向上のためにも大変有効だと思います。

今おっしゃっていただいた管理のできる展示室あるいは可動式のブースでも結構ですけども、この確保、保管スペースの拡大をしていただいて、ぜひとも本物を見る機会をふやしていただきたいなというふうに思います。

そこで、歴史民俗資料館の今後のあり方についてお聞きしますが、まずこれからの人員体制についてであります。

現在、市史編さんもやっておられるようですけども、やっぱりスタッフが不足しているんじゃないかという気はしますし、当然博物館機能拡大も含めると、現在の学芸員では不足するという事。さらに、館長の役割ですけども、現在、歴史民俗資料館は仲田館長、個人の才知と圧倒的な活動力で支えられていると言っても過言ではないというふうに、私ははたから見ているかと思っております。これいつまでも個人の才に、仲田館長に頼るわけにはいきませんので、組織として後継者の確保適正を今から準備しておく必要があるなというふうに思いますので、これについてはどう考えていますか。

○議長（君嶋寿男君） 教育部長。

○教育部長（高橋秀貴君） お答えいたします。

議員おっしゃるとおり、専門員として資料館における館長の高い識見、その行動力は余人をもってかえがたいことは十分承知しているところでございます。現在の職員の配置状況でございますが、正職員、嘱託員、臨時職員合せて6人となっており、うち学芸員等の資格を有する者は4人というふうになってございます。正職員につきましては、平成28年、一昨年ですかね、より学芸員の有資格者を新たに採用しており、正職員の学芸員は現在2人体制ということで行っております。今後も専門的知識を有した職員の確保に努めながら、文化の伝承、後継者の育成に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（君嶋寿男君） 寺門議員。

○6番（寺門 厚君） ぜひ後継者の確保・育成というものも尽力していただきたいなというふうに思います。

現在の6名体制の陣容でこのまま運営していくということですが、これ、館長の役割も含めて、今後歴史民俗資料館のあり方をどのように考えて運営していくのか伺います。

○議長（君嶋寿男君） 教育部長。

○教育部長（高橋秀貴君） お答えいたします。

先ほどの後継者育成も急務でございますが、歴史民俗資料館の役割といたしましては、今

後も歴史民俗資料、遺跡や出土品などを展示しながら、あわせて特別展、ひな人形展などの季節展などの企画展も実施しながら市の歴史の一端に触れることのできる、市民の皆様が親しまれる資料館運営を今後も目指していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（君嶋寿男君） 寺門議員。

○6番（寺門 厚君） 現行スタイルで行きますよということでございますけれども、やはりさまざまな角度から、この歴史民俗資料館というものも含めて考えてみる必要があるなというふうに思います。

といいますのは、那珂市には文化センター、文化ホールみたいな1,000人ないし1,500人規模の収容施設というのはないわけですが、いろんなイベント、それから文化の会合を開くにも困っている状況でございます。

先ほど、小宅議員から菅谷地区に交流センターで1,000人規模というお話がございましたけれども、これは那珂市としてやはりその辺も踏まえて文化施設、中央公民館、図書館、文化センター、美術館、これも一体化して考えてみるということも必要でありますし、また歴史、この民俗資料館と施設、今ばらばらですんで図書館は向こうですし、公民館はこの近くです、本庁舎の近くですが、歴史民俗資料館は向こうにあるということで、この辺も集中統合して管理についても民間へその管理を委託するなど、経済性、利便性、効率性を上げていくような形を考えてみてはどうかというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（君嶋寿男君） 教育部長。

○教育部長（高橋秀貴君） お答えを申し上げます。

将来的にはそうした複合施設の検討も必要になるかとは思っておりますが、現時点におきましては全ての文化施設を集中統合し、あわせて民間に委託を検討するという事は、現在の状況では難しいと考えております。

歴史民俗資料館は展示会などを通じまして、市内の方々をはじめ市内外の方々にも広く知られるようになってきておりますが、総合公園内ということでスポーツイベント等の機会も多く相乗効果で訪れる方もおり、単独での施設より今の現在の立地は条件としては恵まれた環境であるというふうには考えてございます。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 寺門議員。

○6番（寺門 厚君） 立地条件としてはこれ、スポーツアリーナとの併設ということもございますので、そういう意味では恵まれているというふうに理解をされているということですが、やはり広域での事務事業の効率化や、あるいは学芸員も含めた活用なども含めまして、今後の公共施設マネジメントの中で、中長期的な展望も踏まえて有効活用できる施設政策を打ち出してほしいなというふうに思います。

最後の質問になりますが、私はこの問題は以前から危惧しておるわけですが、それ

は伝統文化や芸能の伝承と、それから後継者育成を、これ今の時点でやらないと、今携わっている方々がそれぞれ高齢化していますし、いつまでも続けられるわけではありませんので、今すぐにでもこういった方々の声を聞いたり、記録したり、映像にとどめておかないと、やがてといたしますか、もう消えてしまいますんで、ぜひとも保存、継承をしておく必要があるなというふうに考えております。

そういう意味で、本市においてもこういった後継者を育成するクラブ、伝統分野や芸能、あるいはお祭り、ぜひともつくっていただいて、後継者確保と育成の充実をぜひとも検討していただきたいんですが、いかがでしょうか。

○議長（君嶋寿男君） 教育部長。

○教育部長（高橋秀貴君） お答えいたします。

伝統文化などの継承と保存につきましては、現在郷土芸能保存会であります菅谷大助ばやし保存会や門部ひよっこ踊り保存会に対しまして、歴史民俗資料館より補助を行っているところではあります。

後継者育成につきましては、各団体の方々には会員の確保に努めながら小学生などにも継承活動を行っておりますが、文化伝承や会員の確保には、まず伝統文化に関心を持っていただくことが重要であるというふうに考えておりますので、今後も歴史民俗資料館を通して市内の伝統文化の周知と保存ということで努めていきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 寺門議員。

○6番（寺門 厚君） ぜひ、歴史民俗資料館から強力に伝統文化と芸能の継承と保存、発信していただきたいと思います。

聞くところによりますと、やっぱり知っていただくということと、それから関心を持ってもらうということが非常に大事であるということと言われておりますんで、これも平成19年度でしょうか、地域の伝統行事を映像保存版ということでDVD化して、各公共施設、公民館ですとか学校施設に配付されているというふうに聞いています。これをやっぱりいま一度大々的に見ていただくということで、歴史民俗資料館のほうでそういう企画をつくっていただいて、ぜひ周知徹底をしていただきたいなというふうに要望をいたしまして、私の一般質問を終わります。

○議長（君嶋寿男君） 以上で通告4番、寺門 厚議員の質問を終わります。

暫時休憩をいたします。再開を2時35分といたします。

休憩 午後 2時18分

再開 午後 2時35分

○議長（君嶋寿男君） 再開いたします。

◇ 遠 藤 実 君

○議長（君嶋寿男君） 通告5番、遠藤 実議員。

質問事項 1. 那珂市都市計画について。2. 市内の大型計画について。3. 防災体制の推進について。

遠藤 実議員、登壇願います。

遠藤議員。

〔16番 遠藤 実君 登壇〕

○16番（遠藤 実君） 議席番号16番、遠藤 実です。

通告に従いまして、一般質問をいたします。

まず、最初の項目は、那珂市都市計画です。

導入にあたり、市執行部とさまざまに議論し、いろいろとご意見を申し上げましたが、今年度中に導入された区域指定制度、それが果たしてどのようになっているのか。市の想定どおりになっているかを検証します。

まず、この区域指定制度は、近年の少子高齢化に伴う人口減少によって、既存集落のコミュニティを維持することが困難になりつつある現状を打開するよう、市街化調整区域における既存集落の維持保全を図るため、出身要件等を問うことなく誰でも住宅を中心とした開発許可が可能となるものです。

では、今年度から導入された後、指定された区域における開発許可申請の件数はどのようになっていますか。

○議長（君嶋寿男君） 建設部長。

○建設部長（引田克治君） お答えをいたします。

議員ご指摘のとおり、昨年4月から区域指定制度を導入してまいりました。この区域指定内の開発許可件数並びに許可面積は、本年2月15日現在17件、面積約7,530平方メートルでございます。

なお、申請者の現住所の内訳でございますけれども、市内の方が10件、市外の方が7件となっております。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 遠藤議員。

○16番（遠藤 実君） 17件ということですが、では、その区域における申請件数は昨年までと比べてどのように変化していますか。

○議長（君嶋寿男君） 建設部長。

○建設部長（引田克治君） お答えいたします。

地区別の許可件数ですが、許可件数の多い順に中台地区が5件、中台・津田地区が4件、門部地区、額田地区、西木倉地区が各2件、南酒出地区、鴻巣地区が各1件となっております。また、比較的申請が多かった中台地区の許可件数は平成27年度が2件、平成28年度が1件、平成29年度が5件となっております。中台・津田地区の許可件数は、平成27年度、28年度いずれも1件で、29年度が4件となっております。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 遠藤議員。

○16番（遠藤 実君） では、件数はふえているようですが、じゃ、実際このうち、もともと出身要件を持っているということで、この区域指定されなくとも申請ができたという方はどれぐらいいらっしゃいますか。

○議長（君嶋寿男君） 建設部長。

○建設部長（引田克治君） お答えいたします。

先ほど、議員のほうからもお話がありましたように、区域指定制度につきましては、いわゆる出身要件というものを問うておりません。ですので、許可申請の書類の中で、戸籍謄本等の添付が省かれております。したがって、その件数については私どもでは把握しておりません。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 遠藤議員。

○16番（遠藤 実君） そうですね、私も業務上、行政書士なんで、この開発許可申請なんかやるんですね。だから、本当にこの人がもともと出身要件持っているかどうかというのはその戸籍で見るとですね。だから、前は本当に出身要件がないとだめだったんですから、だからそれを緩和化したということで、それはよかったなというふうに思いますが、ただ一方で、そういう添付書類の申請が必要なくなってしまうがゆえに、この申請件数が本当に出身要件がない人がようやく申請ができるようになったのかどうか、今のところは、じゃ、検証はできないと、そういうことですね。

○議長（君嶋寿男君） 建設部長。

○建設部長（引田克治君） おっしゃるとおりでございます。

○議長（君嶋寿男君） 遠藤議員。

○16番（遠藤 実君） わかりました。

検証のしようがない。

では、この区域指定制度ができてこの1年、各地域からどのようなご意見、ご要望が上がっていますか。

○議長（君嶋寿男君） 建設部長。

○建設部長（引田克治君） お答えをいたします。

区域指定集落に関する照会、問い合わせは多数受けておりますが、区域指定制度そのものに関するご意見、ご要望は特に受けてございません。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 遠藤議員。

○16番（遠藤 実君） 特にご意見、ご要望もない。

これ、制度を導入して目的である既存集落の維持保全にどのくらいの影響があったのでしょうか。これ、検証のしようがないと、今のところねということでございます。

それで、導入する前に、私も市が市内8カ所において、市民への説明会を実施しましたね。私もほとんどの会場に伺いまして市民の声を聞きましたが、ほとんどの反応は、制度を説明されてもよくわからないということだったんですよ。また、声として大きかったものは、この制度を導入しただけで地域の発展はないと。今後、じゃ、農業政策をどうしてくれるんですか、生活排水施設をどうしてくれるんですか、下水ですね。あと、この地域の対外的PRをどうやってくれるんですか、そういうものが結構ありました。私もそう思うんです。

つまり、地域の発展は、この一つの制度を導入したから、そのまま発展するという事はなかなかないと思うんです。そこで、各課横断的にどのように各課が連携をして、政策を連携させて各地域を活性化させるか、これが大事だというふうに導入前に私は訴えてきたわけでございますけれども、それがこの1年間どのようにしてきたのか。これをしっかりと考えていただきたいなというふうに思うわけでございます。まだ、年度は終わっておりません。検証が今のところしようがありませんということですが、しっかり各課、各部、考えていただきたいなというふうに思っております。

では、次に、市街化区域、今度は市街化調整区域じゃなくて、市街化区域ですよ。市街化区域での活性化策を取り上げます。

那珂市都市計画マスタープランにおける基本方針2として、市街化区域の都市機能集積の促進というのが掲げられておりますが、ここには、菅谷地区では水郡線3つの駅と図書館、ひだまりなどの機能の向上と連携強化というのが書いてあって、瓜連地区では市街地と支所周辺の連携確保だけしか書いてないですね。果たしてこれだけでいいんでしょうかね。

那珂市の中心である菅谷地区において、国道349バイパス沿いは大型商業施設が立ち並んでにぎわいを見せていますが、そのバイパスから少し東とか西に入ると、すぐに住宅が立ち並んでおりますけれども、こういう声をお聞きをしました。那珂市の菅谷に店舗や事務所を出店したいのだが、バイパス沿いは既に大型店舗が張りついていて、なかなか出店しにくい。そこで、バイパスから少し入ったあたりと思っても、そこは住宅の専用地域で店舗のみでの出店はできないと、何とかならないでしょうかということでした。

今回も議長に許可をいただきまして、皆様に資料を配付させていただいております。

お手元の資料1ですね、こちらのほうをごらんいただきたいというふうに思います。

本来は、これカラーでコピーしたかったんですが、ちょっとなかなかできなくて、白黒で

大変恐縮でございますが、これが市内の用途地域計画図というものです。これは、市街化区域にはこういうふうな用途区域が定められておりまして、特にちょっと今回は私が入手した東組1区の地図で説明をさせていただきます。

これを見ると、この地図自体は、これがバイパスですね、これがバイパスになっていて、349バイパスで、これがちょっと非常に見づらくて申しわけないんですけども、ここに用途地域凡例というのが書いてあって、上から7番目に書いてある準住居地域というようなエリアがこのバイパス沿いなんです。

そして、白く横に2つ書いてあるのが、下の白がこれちょうどジャスコのところの信号のところから東に新しい道が進んでいますけれども、それがこの道、これ、その中に一住とか書いてありますけれども、これは、用途地域の凡例の準住居の2つ上の第一種住居地域というものがこれですね。その上にも白く横に通っている、これがちょうどカンセキの上、ユニクロさんあたりでとまっているあたり、これが東に延びるあたり。これがまだ計画ですけども、一住と書いてある、これも第一種住居地域というやつが、これが縦に延びる都市計画道路菅谷市毛線というものに将来ぶつかるよというふうな都市計画の図面になっています。

この将来延びる、今この下のほうを見ると、ときわ台の端っこから菅谷東小の端を通過して、ずっと北にこれから延びていく予定の菅谷市毛線という沿線上も、やはりこれ一住ということで、第一種住居地域というふうになっております。その一住と書いてある白抜きの線の中にちょっと薄くグレーになっているこの部分は、丸一低と書いてありますね。これは用途地域凡例の一番上、第一種低層住居専用地域というものがこのグレーになっているところでございます。これを見ると、バイパス沿いは準住居地域ということで、実は準住居地域というのは、いろんなものがかなり建てられることになっております、これは。ただ、これはバイパス線から東、西へそれぞれ数十メートルしかないんです、エリアとしては。すぐにもう東も西もですが、一低と書いてあるいわゆる第一種低層住居専用地域に指定をされています。

この第一種低層住居専用地域というのは、実はかなりもう住居系の中でも一番制限が厳しいんです。ほとんど住居しか建てられないという地域になっておりまして、ほぼ店舗、事務所は建築できないエリアになっているということなんです。ここをやっぴりもう少し緩和化して、店舗、事務所が立地しやすいような用途地域を見直ししてはどうでしょうかというふうなご提案でございます。いかがでしょうか。

○議長（君嶋寿男君） 建設部長。

○建設部長（引田克治君） お答えをいたします。

国道349号バイパス等の沿道用途を設定している地域につきましては、議員もご指摘くださいましたように、主に商業・業務系の土地利用を想定して、用途地域を設定しております。一方、沿道用途を設定している以外の地域につきましては、住環境の保全を中心に捉え、建物用途を住宅中心に誘導しているところでございます。

議員ご提案の店舗、事務所が立地しやすいよう、用途地域を見直ししてはどうかとのご質問

でございますが、現状のまま店舗や事務所が立地しやすいよう建築用途を緩和いたしますと、逆に業務系、あるいは住居系の建物が混在することになります。良好な住居環境が損なわれることが予想されます。したがって、用途地域を面的に見直す緊急性が現時点では低いものというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 遠藤議員。

○16番（遠藤 実君） 今のご答弁、住居系と業務系が混在をするからよろしくないよという話でございますが、ただ、私が申し上げているのは、こういう住宅の真ん中にジャスコとかカスミさんとかそういう大きいのがどんとどんと、こういうのを誘致してくださいよというふうに言っているわけではないんですよ。そもそも、こういったところにそういう大きい敷地を確保しなかなかそれ自体が難しいというか、無理に近いと思いますけれども、私が申し上げているのは、小規模店舗、もしくは個人事務所のレベルの話でございます。この建築基準法でも、第二種低層住居専用地域、いわゆる用途地域凡例の第一種の話をしてきましたが、この下においてある第二種低層住居ぐらいに若干緩和化すると、実は床面積が150平米以下ならば日用品販売店舗、喫茶店、理髪店などを建てるのが許されます。

もう一つ、1個下がる第一種中高層住居専用地域ならば、飲食店や物品販売店舗などが許されまして、もう1個下がった第二種中高層住居専用地域ならば、これら店舗とともに2階以下の事務所も許されるということに法律上なっているんです。いわゆるこれも住居系の中でありまして、大体このレベル、私が言ったそういう小規模のレベルのものであれば、住宅街でも問題ないよと法律が許している範囲なんですよ。

しかし、今のままですと、店舗のみとか事務所のみでは建てられないんですよ、全く建てられないんです。となると、ほかから菅谷にそういうお店を出したいよというふうになっても、本来は必要のない住宅まで一緒に併設して建てなきゃいけなくなっちゃうんですよ。もしくは、実際に使う必要のないお風呂、台所というのを事務所にくっつけて、住居系の設備もくっつけないと事務所すら出せないんですよ、個人事務所ですらということになっているので、法律上もここのレベルは大丈夫だよと言っているレベル、つまり住宅街にそれほど迷惑をかけないレベルのものであれば、むしろ今後は高齢化する地域において、身近に買い物に行ける、利便性を備えた店舗とか事務所、これがあつたほうが良いというふうにも思いますけれども、もっと柔軟にこの用途地域の変更というのは考えられませんか。

○議長（君嶋寿男君） 建設部長。

○建設部長（引田克治君） お答えいたします。

そもそも用途地域というものにつきましては、地域ごとにゾーニングをすることにより、指定された建物の用途を誘導していくというところがございます。用途地域の見直しというのは、街路整備事業であるとか土地区画整理事業などのいわゆる事業に伴って見直しを実施することになるわけでございます。したがって、現時点での具体的なそういった整備

事業の計画がない状況で行うことはできないということをご理解いただきたい。

それともう一つ、今いわゆる一種低層の住居地域にお住まいの方は、逆にそこだからお買い求めになったという方もあろうかと思えます。議員の言われることももちろんわかるんですけれども、そういう方もいるという意味で、広くやっぱり議論をした上で考えていかなきゃならないのかなというふうに思っています。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 遠藤議員。

○16番（遠藤 実君） 部長のおっしゃる意味はわかります。

そもそも、ただ、私は都市計画審議会にも入っておりますけれども、那珂市の用途地域というのは、基本的に何十年も見直しされていないんですよ。見直しされておられません。新しい計画道路ができて、それに伴ったものの沿線はできているけれども、そもそも那珂市のマスタープランをどう考えるかという意味では、その議論はちょっとおざなりになってきたのではないかと、そういうふうな考えがございます。

ただ、そういった中では、調整区域においては、区域指定を導入をして、既存集落をちゃんと守っていきましょうよという方針は出ました。じゃ、市街化区域はどうなんだろう。そこで、じゃ、実際に企業の誘致、店舗の誘致というものに関しては、那珂市はどういう今まで議論をしてきたらうか。もしかしたら、工業団地のあの一区画をどうする。それだけの話にとどまっていたのではないかと、そういう思いもあるわけでございます。そういった意味では、今新たにマスタープランを考え直す中で、市街化区域もどのような形でほかからのものを誘致していくか、立地させていくか、しっかりと議論をしていく時期になっているのではないかと問題提起をさせていただきたいというふうに思います。

そういった意味では、やはりバイパスにはやはり大型店舗に進出をしていただく、ただその後背地であるエリアには、小規模なものというふうな可能性も考えられる。そういった多面的な都市機能を集積しましょうと、そういう考えをぜひ議論としていただきたいというふうに思っております。

今回は、那珂市都市計画においては、調整区域は区域指定、市街化区域においては、こういった用途地域の見直し、そういうことを提案をさせていただきましたので、この各地域特性を生かした那珂市全体を考えた都市計画、そして那珂市全体のさらなる発展をぜひ考えていきましょうという提案をさせていただきます、1番目の項を終了をいたします。

続きまして、2番目の項、市内の大型計画について伺います。

まず1つ目は、大型商業施設イオンの出店状況に関してです。

これについては、この話があつてからも何年にもなりますが、市内を歩くとたまにイオンは本当に来るのと聞かれます。私自身も平成25年第4回定例会で一般質問をし、そのときの答弁では、都市計画法の土地利用に関する地区計画の提案に向け、イオンが地権者と調整を図っているところ、進出までには少なくとも建設を含めて3年程度はかかるものと思われる

るとのことでした。それから4年半がたつところであります。多くの市民が注目しているイオンの進出計画について、現状を伺います。

○議長（君嶋寿男君） 企画部長。

○企画部長（今泉達夫君） お答えいたします。

イオンの進出についてでございますが、これまでもイオンの担当者から適宜来訪や電話などにより進捗状況の報告並びに種々のご相談、こういったものを受けてきたところです。昨年の10月でございますが、私どものほうでも直接千葉にあるイオンの本社、こちらに出向きまして、進出意向の改めての確認と情報の共有化、こういったものを図ってきたところでございます。

現在の状況でございますが、まずは今現在においては、イオン内部において那珂市への進出に向けて、各種必要な調査及び協議検討を行っている状況、こういうような状況であると伺っております。

市としましては、この進捗にあわせて大規模集客施設を立地する上で必要となる林地開発の許可や埋蔵文化財の調査、発掘、開発行為など、さまざまな法的手続について、庁内での大規模開発連絡調整会議での検討や、茨城県をはじめとした関係機関等との協議を行うなど、事業が適切かつ円滑に進捗するよう早期進出に向けて積極的に支援すると、こういうような考えで対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 遠藤議員。

○16番（遠藤 実君） これほど大きい商業施設ですから、那珂市にはかなり影響が大きいですね。那珂市の活性化に寄与すると消費者は期待をしております。一部商業者への配慮も必要かと存じますけれども、市としては、責任を持った体制で臨んでいただきたいと、これは民間の計画でございますね。しっかりと状況に対応できるようにしていただきたいというふうに思うところでございます。

続いて2つ目は、旧日本サーボ跡地の利活用に関してでございます。

これについて、私は平成27年第1回、平成28年第3回定例会において一般質問をしております、その経過を大変注視しているところであります。

瓜連駅前の旧サーボ跡地に特別養護老人ホーム、クリニック、院外薬局が建設されるとのこと、この応募過程もいま一つ腑に落ちるようなものではなかったわけですが、いずれにしましてもこの結果に至ったということで、その後進捗状況はどのようなものか伺います。

○議長（君嶋寿男君） 企画部長。

○企画部長（今泉達夫君） お答えいたします。

旧日本サーボ跡地につきましては、公募型プロポーザル方式により選定した特別養護老人ホームの社会福祉法人誠慈会、クリニックの医療法人藤慈会及び院外薬局の株式会社クオン、これら3者に土地を売却処分し、医療と福祉の複合型施設として利活用を図ることとなって

ございます。

現在は、誠慈会の特別養護老人ホームについて2月に着工したところでございます。クリニックと院外薬局とあわせて来年4月には同時に開設する予定だというふうに伺っております。この建設工事におきまして、地中から実はコンクリートがらなどの埋設物が発見され、市としましても想定外の事案が生じたところではありました。市の責任において、建設に支障が出る範囲での撤去工事を速やかに実施いたしまして、建設工事への影響は回避され、3施設とも予定どおりの工程で完成する見込みとなっております。

このことにより、瓜連町時代からの長年の懸案であった瓜連駅北側の有効活用が図れ、駅周辺のにぎわいの創出や瓜連地区全体の活性化につながることを期待しているところでございます。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 遠藤議員。

○16番（遠藤 実君） この地中埋設物が見つかったと、コンクリートのがらが結構出てきたということですね。これに関しては、既に議会の常任委員会にも詳細に説明があったということでございます。

では、現状はじゃ、とにかく過去に議会に説明があったとおりの計画で進めていると、進んでいるということですのでよろしいですね。議会が説明を受けた内容と違ってないという理解でよろしいですね。

私も瓜連地区の活性化には、ぜひ寄与をしていただきたいという思いは一緒でございます。しかし、この事業者は過去にも約束をたがえて、一方的に応募を取り下げたという経緯もございまして、市としても継続的にその動向を注視していただきたいと思っておりますし、私もこれからきちっと注視をしていくと申し上げまして、この項につきましては終了をいたします。

続きまして、3番目の項目、防災体制の推進について伺います。

市は、昨年11月19日に初めての総合防災訓練を実施しました。これは、同僚議員も取り上げておりましたが、私も過去に4回一般質問で訴えまして、ようやく実現したものでございます。まずは、準備の段階から当日、そして開催後に至るまで、尽力された全ての職員の皆さんに大変お疲れさまでしたというふうに申し上げたいというふうに思います。

さて、これまで中学校区ごとにしか実施されていなかった市内一斉での総合防災訓練、まずはどのような内容で行われたのか伺います。

○議長（君嶋寿男君） 市民生活部長。

○市民生活部長（石川 透君） お答えいたします。

昨年11月19日に、初めての市内一斉の防災訓練ということで実施させていただきました。

まず、内容でございますが、市民が災害を想定しまして実際に避難行動をとること、それから職員が避難所を開設いたしまして、実際に市民を受け入れるという体験型の訓練を実施したところでございます。

訓練では、午前8時30分に茨城県沖を震源とする地震が発生して、那珂市では震度6弱を観測したと、さらに茨城県沿岸部で大津波警報が発令されたという想定で行ったところです。訓練におきましては、自治会を中心にしまして、自分や家族の安全を確保するための行動を身につけ、災害時でも落ちついて避難ができますよう、一人一人の防災意識の向上と、防災知識の普及というものを目指して取り組んだところでございます。

内容としましては、一時避難場所では、自治会ごとに住民の安否確認を実施していただきまして、市へ報告していただくという訓練を行いました。その後、その場で炊き出しをやったり、防災資機材の使い方を体験するなど、独自の防災訓練を実施したところでございます。また、一部の自治会におきましては、一時避難場所へ避難した後、市が開設いたしました6カ所の拠点避難所へ移動していただきまして、そこで水消火器やAEDを使用した各種訓練に参加していただいた自治会もでございます。

市としましては、災害対策本部の設置や運営を通しまして、緊急時の役割分担や職員の危機管理意識の向上というものを図りまして、防災活動が迅速かつ的確に実施できるための体制強化と関係機関との連携の確認に取り組んだところでございます。

その中で、連携した訓練としまして、自衛隊への派遣要請も行いまして、住民の拠点避難所への搬送を行ったところでございます。さらに、県の防災ヘリの出動も要請いたしまして、防災ヘリによるピックアップ訓練ということも実施したところでございます。

以上です。

○議長（君嶋寿男君） 遠藤議員。

○16番（遠藤 実君） 大変いろいろとされたということでございます。

災害においては、よく自助・共助・公助と言われます。まず、みずからの命を守り、そして地域においては住民同士で助け合い、そして行政や関係機関が総合的に対応すると、この3つ。ただ、実際の災害時におけるこの割合、自助・共助・公助の割合は、7対2対1とかいうふうに言われます。つまり、自助が7、共助が2、公助の力は災害直後では1割にしか満たないと。大地震発生後などは、救急車などの緊急車両の台数が物理的に圧倒的に不足する上、被災地までに路面の陥没、倒木、ブロック塀の崩落などがあり、思ったように助けに行けないことが多いようです。ですから、これまでの災害、例えば阪神・淡路大震災、東日本大震災、熊本地震などにおきましても、自助・共助で助けられている方が9割とのことです。

こういう過去の事実を踏まえまして、では、市は総合防災訓練において何をしなければならないのか、つまり、誰に何を訓練していただくのかということです。そういう意味では、市はじゃ、まず自助に対して何を働きかけたのかと、つまり、市民に対して、みずからの命を守るために何をしていただくか。さらに発災後3日間における備蓄に関してはどうか。ちなみに、発災後1日1人当たりどれくらいの飲料水が必要になるかおわかりでしょうか。1日1人当たり3リットルだそうです。これが3人家族なら9リットル、5人家族なら15リッ

トル必要だということなんですよ。

次に、共助の意味ですが、市は誰に何を働きかけたのか。ここで重要な組織は、地域においてはやはり自主防災組織です。現実的には自治会かもしれません。この自治会への事前説明はどのように行い、何を要請したのか伺います。

○議長（君嶋寿男君） 市民生活部長。

○市民生活部長（石川 透君） お答えいたします。

自治会への説明でございますが、地区ごとに説明会を実施いたしました。説明の内容につきましては、当日のタイムスケジュールですとか、訓練の内容、それから自治会ごとに安否確認とその情報の集約というものを実施していただくこと、そしてその結果を市に報告していただくこと、これらを要請させていただきました。また、地区の一時避難場所に集合した後、地区の拠点避難所への移動ということも要請したところでございます。

以上です。

○議長（君嶋寿男君） 遠藤議員。

○16番（遠藤 実君） 私も関係者の方にさまざまお聞きをしました。いろんなご意見ありました。確かに、行政からの説明はありました。ありましたけれども、私たちは素人だから1回だけではなかなかよくわからなかったよと、もう少し具体的に説明をしてくれてもよかったとか、あとは、全体的には何をしているのか何かよくわからなかったよと、そういういろんなご意見ございました。

おそらく市としては、地元の意向というのを大切にされたかと思いますが、それにしても事前の自治会に対する説明は足りないものがあったように感じております。聞くところによりますと、市内一斉ではありましても、参加しなかった自治会もあったかのようにも聞いております。

今後、これをどのように改善をしていきますか。

○議長（君嶋寿男君） 市民生活部長。

○市民生活部長（石川 透君） お答えいたします。

なにぶん初めて自治会、もしくは住民が参加して、実施するという総合的な防災訓練を実施したのは初めてでございますので、なかなかご理解いただけなかった部分はあったのかなと思っております。

今後につきましては、さらにきめ細かい説明会を催すなどやりまして、ご理解いただけるよう努力してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（君嶋寿男君） 遠藤議員。

○16番（遠藤 実君） ぜひお願いいたします。

では、この訓練が終わった後、自治会からはどのようなご意見をいただいていますか。

○議長（君嶋寿男君） 市民生活部長。

○市民生活部長（石川 透君） 訓練後、各自治会から、参加していただいた自治会からアンケートをとりました。

代表的な意見といたしまして、4つほどおまとめをさせていただきますと、1つ目として、一時避難場所や拠点避難所までの道のりを実際に歩くことで、距離感ですとか所要時間を把握することができたというご意見。それから2つ目として、今まで自主防災組織で活動を余り行えていなかったが、今回の訓練を通じて非常時の流れや体制をつくることができたといったご意見。さらには3つ目として、若年層の参加が少なかったといった反省点。それから4つ目として、避難行動要支援者、これを対象とした訓練が必要であろうというご意見もいただいているところでございます。

以上です。

○議長（君嶋寿男君） 遠藤議員。

○16番（遠藤 実君） では、市として総合防災訓練、初めてやってわけですが、これをどのように検証していますか。

○議長（君嶋寿男君） 市民生活部長。

○市民生活部長（石川 透君） お答えいたします。

東日本大震災から7年になるわけでございます。災害への意識というものが徐々に薄れてきている中で、市民の皆さんが訓練に参加したことにより、いつ起こるかわからない災害に備える防災意識の高揚が図られたばかりではなく、避難場所や避難経路の確認、あるいは安否確認の方法など、災害時にとるべき行動の確認ができたのではないかとというふうに考えております。あわせて、地域内での助け合いですとか、支え合いである共助の意識も高まったというふうに考えております。

市におきましては、災害時の職員初動マニュアルというものに沿って訓練の実施をいたしました。実際の訓練から、参集体制ですとか通信手段の確保、あるいは関係機関との連絡等を確認することはできましたが、実務において、避難者の輸送手段の確保ですとか、自治会等との情報交換方法などの課題も見出したところでございます。

また、今回は災害時要支援者の参加がほとんどなかったということで、今後これに重点を置いた訓練の必要性も感じているところでございます。

以上です。

○議長（君嶋寿男君） 遠藤議員。

○16番（遠藤 実君） わかりました。いろいろとできたこととできなかったこと、そういうような形で検証をされているということで、それは一つよかったなというふうに思います。

私も当日は、地元かしま台自治会のパトロール隊として、集会所に避難する皆さんを誘導して、それから那珂市議会で設置された防災会議に副議長として出席をし、またその後、中央公民館で避難してこられた住民の皆さんとともに煙体験、非常食体験、消火訓練などを実施しましたが、そのとき職員の皆さんはついてくださって、いろいろと説明してくださった

わけですけれども、ただそのときの職員の皆さん、実際に地震があったときにここにおいて、こういう役目やっているのかなと、ふとちょっと思ったんですね。やっぱり、大地震のとき、3.11のときですが、後でお聞きしますと、職員の皆さん自身が、私がどこに行って何をすればいいかわからなかったということの後でお聞きをしました。それじゃ、やっぱりいかなだろうということで、職員の皆さんの行動マニュアルが必要だろうということで対応をして、そういうマニュアルをつくっていただいたわけですが、今回せっかくの総合防災訓練でしたから、職員の行動マニュアル、本当につくったものがどうなのかというのは、やっぱり試す絶好の機会だったわけです。

だから、そういった意味では、本当に試せたのかな、マニュアルつくったけれども、試せたのかなというのが疑問になっておりますけれども、そこらのところをもう一度いかがでしょうか。

○議長（君嶋寿男君） 市民生活部長。

○市民生活部長（石川 透君） 今回、訓練実施するにあたってシナリオを作成いたしました。このシナリオにつきましては、当然職員の初動マニュアルに沿った形でシナリオをつくりましたので、全てマニュアルどおりかといわれると、違う部分もあるかもしれませんが、ほぼマニュアルに沿った形で実施できたのではないかというふうに思っております。

○議長（君嶋寿男君） 遠藤議員。

○16番（遠藤 実君） わかりました。

訓練、まず1回ようやくできました。やってみてどうだったか、それぞれの職員の皆さんの思いがあると思いますが、訓練は決してこれで終わりではないですよ。むしろ、これからが始まりであり、今後さらに精度を上げて継続的にいろんな形で続けていきたいと思っております。どのように今後実施していかれますか。

○議長（君嶋寿男君） 市民生活部長。

○市民生活部長（石川 透君） お答えいたします。

市民が災害を想定しまして、実際に避難行動をとることですとか、職員が避難所を開設して、実際に市民を受け入れるといったことを経験するなど、体験型の訓練が実施できまして、大きな効果があったのではないかというふうに感じております。

今後でございますが、訓練や啓発活動を通しまして、地域の取り組みが進展し、安全確保ですとか相互の連絡が困難な状況におきましても、それぞれが自立的に行動できますよう、地域の防災力の向上に継続的に取り組んでまいりたいというふうに思っております。

また、例年実施しております市職員の抜き打ちでの招集訓練といったものも今後も継続して行ってまいります。総合防災訓練におきましては、今回見直しが必要になった事項もございますので、しっかり見直しいたしまして、実際の災害を想定する訓練を継続的に実施してまいりたいと思っております。ただし、マンネリ化しないように、内容をより具体的にするとともに、さらには関係機関の連携を密にしまして、より多くの市民が訓練に参加できます

よう、努めてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（君嶋寿男君） 遠藤議員。

○16番（遠藤 実君） わかりました。

先ほどの自治会からのご意見の中で、避難所まで歩いたよという、そういう成果の声が出ております。この訓練においては、避難所における役割非常に大きいというふうに思っておりますが、お手元の資料の2のほうに、これは市のホームページから防災マップをとりました。

現在、市内には、ちょっとこの下に避難所一覧と右側のほうに書いてありますが、避難所一覧、ちょっと小さ過ぎて大変見づらくて恐縮でございますが、これには41カ所あるんですが、今見直しをして37カ所になっています。拠点避難所がそれぞれあって、またさらに、小中学校が16カ所、これが拠点避難所は今6カ所で、学校が16カ所ですから、37の指定避難所のうちのこれらが過半数ということで、実際に3.11のときに開設した避難所というのも、やっぱりこの拠点避難所と学校が大体ほとんどなんですよ。

ですから、非常に避難所訓練としては大事なんですけど、ただ今回は、学校は一切参加していないですよ。一体なぜなのかというふうにも思いますが、また、避難所において、健常者と一緒にいることが難しい障害者、障害者などは福祉避難所に避難することが示されておりますけれども、この福祉避難所、いわゆる高齢者福祉施設でございますが、そういったところも今回は連携できていませんでしたね。これらの連携、今後どうしていくのか伺います。

○議長（君嶋寿男君） 市民生活部長。

○市民生活部長（石川 透君） お答えいたします。

今回の総合防災訓練におきましては、住民の初動対応の確認といったものに重点を置いたものでございまして、議員ご指摘のとおり、学校あるいは福祉避難所、こちらの参加依頼は行いませんでした。

今後ですが、学校や福祉避難所などとの連携も大変重要でございますので、関係者と協議を重ねまして、災害発生時の対応のための訓練も行ってまいりたいと思っております。また、あわせて、各施設で作成いたします避難マニュアル、これの作成や見直しといったことにも助言等必要な協力をしてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（君嶋寿男君） 遠藤議員。

○16番（遠藤 実君） 学校には避難所の運営マニュアルがあります。しかし、それを実際に教職員の皆さんが果たしてどれくらい見ておられるのか、そして、それを実際必要なときに行動できるようになっているのかなんですよ。学校があいている時間に災害が起きたときに、学校としては、地域の皆さんが続々と避難してこられます、地域の方。と同時に、子供たちには引き渡し訓練を、保護者に引き渡しをしながら、この地域の方々と協力して避難所

を開設し、さらに運営をするということもしなきゃいけないんですが、それが果たしてできるようになっているのか。

また、拠点避難所、いわゆる中央公民館やひだまりというところですが、そういう常時おられる職員の数というのは、場所によって相当開きがあります。だから、ひだまりなどは市役所機能も一部ありますから、職員は30名程度いらっしゃるでしょう。しかし、コミセン、コミュニティセンターごだい、よしの、よこぼりは通常二、三名しかおられません。そこでも地域の方々が避難して来られる。果たしてどうするのか。そういった意味では、これは共助と公助の連携の兼ね合いという意味合いで、避難所を開設の訓練をすべきではないかというふうに思いますが、どうでしょうか。

○議長（君嶋寿男君） 市民生活部長。

○市民生活部長（石川 透君） お答えいたします。

今回の訓練は、それぞれの施設の業務時間内で行いましたので、初動開設のみの訓練となりました。今後につきましては、初動開設も含めまして受け入れ、あるいは運営といったことの実務的な訓練も実施してまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（君嶋寿男君） 遠藤議員。

○16番（遠藤 実君） ぜひ質を上げて、発災型の実践的な訓練をやっていただきたいというふうに思います。

また、市民を守る体制をさらに強化していただきたいという観点から、いくつか申し上げます。

今、市のほうでハザードマップできていますが、これはどのように活用されていますか。

○議長（君嶋寿男君） 市民生活部長。

○市民生活部長（石川 透君） お答えいたします。

このハザードマップでございますが、那珂川、久慈川がおおむね100年に1回程度の大雨によって増水して、堤防が決壊した場合の避難の目安ということで、国土交通省が作成いたしました浸水想定区域図をもとにしまして、平成19年に洪水ハザードマップというものを作成いたしました。

またその後、平成23年度には、土砂災害防止法によりまして指定された区域が大雨等によりまして、土砂災害の発生の危険が高まった場合の避難ということで、土砂災害のハザードマップというものも作成したところでございます。これらによりまして、地域住民の方々には避難場所ですとか、その地域の危険度というものを認識していただきまして、災害時に迅速に避難できる体制ですとか、家庭をはじめ、地域や学校などで防災意識を高めていただくために、市内全戸に配布したところでございます。

現在でございますが、この2つのハザードマップの見直し作業を進めておりまして、大雨などによる洪水・土砂災害などを含めました総合的な防災マップの作成を進めているところ

でございます。全戸配布は、来年度、平成30年度早々を予定しております。

この防災マップを一つのきっかけといたしまして、各家庭や地域、職場、学校などで災害時の行動について話し合うなど、ぜひ有効に活用していただきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（君嶋寿男君） 遠藤議員。

○16番（遠藤 実君） これからまた、新しくつくるとのことですね。実際皆さんお手元にある資料2というのは、それが実際マップなんですよね。これは、那珂市のホームページからとったものでございまして、実際はこういうカラー版になっておりますから、これが浸水エリア、あと黄色いところは土砂災害の危険エリアというのがちゃんと出ております。ただ、それを新しくまた改定されるという話ですんで、大変それは期待したいと思いますが、ただここで1点、2点申し上げたいのは、せんだってNHKスペシャルでやっていましたけれども、河川を津波のときに川を遡上してくるあの津波ですね。いわゆる河川津波というやつでございますが、それに対して想定できているかどうかというところはできていないんですよね。いわゆる宮城県の南三陸町の大川小学校なども、あれは海からではなく、北上川を遡上してきた川からの津波で被災をしたというふうなこともございます。

そういった意味では、川をさかのぼってくる津波も非常にこれから想定していただきたいということと、近年は内水氾濫というものがあります。これは、河川からだけじゃなくて、集中的な豪雨が降ると、側溝とか下水だけで排水し切れなくて、道路が冠水してしまう内水氾濫というのが最近叫ばれます。これも菅谷や竹の内、もしくはバイパス沿いでもそういうことがございます。そういったマップも精度を上げて、ぜひいざというときのということの観点でやっていただければいいなというふうに思っております。

また、最近の考え方では、防災基本条例を定めるというふうな考え方もございます。これは、防災の役目、自助・共助・公助という観点から、これを行政と市民と各種団体がどのような役割でやるかと、こういう防災基本条例定めているところが県内でも2つございますし、そういったところの整備も考えたいなというふうに思いますので、これはご提案だけしておきたいなというふうに思います。

それと最後、1つご提案なんですけど、ここ数年私の中で、かなりずっと不安に感じているところがありまして、それはあの震災からあと3日でもう7年でございます。これから、南海トラフ、もしくは首都直下など、大地震の危険性が常に隣にありまして、この地震の震度7以上の可能性がせんだって80%に引き上げられた。これ30年以内に起きる可能性が80%です。この30年以内ということで、この30年というマジック、皆さん安心してしまっただけけれども、30年後に来るんではないんですよ。30年以内に来るということですから、実は、あした来るかもしれない、きょうかもしれない。それでも30年以内です。それが80%という割合なので、これはもう正直言いますと来る、来るんです。災害は来る。そうい

う地震は来ます。来ますので、来ると考えて、まさかはないです。

来ると思って想定をしましょうということですが、そういう状況であって、市執行部の体制はどうなっているか。計画は強化されてきていると思いますけれども、実際にそれを運用する方は当時の大震災のときに何をしておられたか、思い出していただきたい。当時、災害対策本部にいて被害の全容を知って、陣頭指揮をとっておられた方々、もうほとんど退職しておられていますね。現在の部長さん方、皆さん方は実際あのとき何をされていたか。いろんなところにいらっしゃったと思いますが、本部におられたかどうかいうと、その空気感を感じている方はほとんどもう残っていらっしゃらないわけです。でも、大地震起きたときには、やっていただかなきゃいけない。しかも、失敗は許されない。住民を守ってもらわなきゃいけない。そういうことをございますので、やはり想定どおりできるかどうか、何遍も何パターンも訓練はしていただきたいと思うわけです。

また、市執行部の目線だけで市内くまなく隅々まで把握できるかどうか、できていたかどうか。市職員の方が知らないところでいろんなことが実際行われていたんだと思います。それは、本来職員の方がやらなければいけないところを一ボランティアの市民の方が一生懸命汗をかいて動いてくれたこと。皆さんが知らないところで、こんなひどい状況があったんだけれども、住民の皆さんの協力で何とかうまく防げたということ、そういうことがあるんじゃないかと。それを一つ一つ知ることによって、今後やらなければいけない指針になり得るんじゃないかなと思うんです。それは、執行部目線じゃなくて、住民目線からいろんなことを教えていただく必要があるだろうと思うんです。

そういった意味で、あの震災のときに果たして何があったのか、何が起きていたのか、事実を知ってあすへ伝えると、そしてあしたへの備えにしようではありませんかと、そういう市民からの声をお聞きするという事業をやってみませんかというふうに思うんです。市民の皆さんに呼びかけをして、いろんな声を聞きましょう。これはさまざまな媒体を使いましょう。市報とかお知らせ版とか、ホームページとか投書箱、何でもいい。郵送でもファクスでもメールでも何でもいいじゃないですか。そういう事実を聞かせていただくことによって、那珂市の大震災の全てを記録する。こういう事業を市民の記憶からあの震災の記憶が薄れる前にやっていただきたい。これは、大震災を知る私たちにしかできない事業だと思いませんか。これは、市民総ぐるみでやっていただきたいなど、それをやることによって、大震災をあのとき幹部として経験していない皆さん、もしくは皆さんの後輩方、これからの幹部の方々の活動指針になるんじゃないかなというふうに思いますので、そういう体制をぜひつくっていただきたいと思うんですが、いかがですか。

○議長（君嶋寿男君） 市民生活部長。

○市民生活部長（石川 透君） 東日本大震災の被災体験を後世に伝えるということは、大変重要だというふうに考えてございます。

本市でも大震災の那珂市の記録として、「明日に伝えるべきもの」ということで、記録誌、

写真集をつくっております、販売しております。これからですが、市民や事業者の方から情報を提供していただきまして、後世に伝えると、伝承していくという形を整えてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（君嶋寿男君） 遠藤議員。

○16番（遠藤 実君） ぜひそういう体制をつくっていただいて、市民の生命、財産を守っていただくというふうにしていただきたいなと思うんです。

資料として、別添この紙ぺら1枚でご案内をさせていただきます。これは、県の事業として東日本大震災、あのときの写真や映像、皆さんの体験談集めていますということでございます。実際、これはこういう黄色い紙で、これが原紙でございますが、こんな形で県のほうでいろんなものを集めて、やっぱり皆さんで後世に語り継ごうではないかということをやっておりますので、これは今後の防災教育、また皆さんの活動指針になるだろうという観点から、ご提案をさせていただきました。薄れる前にやりましょうということで、お願いをしたいというふうに思います。

市長答弁にもお願いしようと思ったんですが、時間がなくて、最後申し上げます。

私、震災後、ずっと取りたい資格がございました。それは防災士という資格でございます。防災士というのは、自助・共助・協働を原則として、社会のさまざまな場で防災力を高める活動が期待され、そのための十分な意識と一定の知識、技能を習得したことを日本防災士機構が認証した人のことです。2カ月間の座学と救急救命の実技、グループワークを経て、さらに資格試験に合格しないとイケないのですが、昨日ようやく合格通知を受け取りました。これからも地域の中で、地域防災しっかりと頑張っていきたいと思っておりますし、自助・共助のために働きたい。また、公助を進めるためにこのような場で、議会の場でしっかりといろいろと議論して進めていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひしたいというふうに思います。市として、覚悟をもって責任持ってやっていただきたいと要請をしまして、今回の一般質問を終了いたします。

○議長（君嶋寿男君） 以上で、通告5番、遠藤 実議員の質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（君嶋寿男君） 本日は議事の都合により、これにて終了し、残余の一般質問は明日3月9日に行うことにいたします。

本日はこれにて散会いたします。

散会 午後 3時35分

平成30年第1回定例会

那珂市議会会議録

第4号（3月9日）

平成30年第1回那珂市議会定例会

議事日程(第4号)

平成30年3月9日(金曜日)

- 日程第 1 一般質問
- 日程第 2 議案等の質疑
- 報告第 2号 専決処分について(損害賠償請求に関する和解及び損害賠償の額の決定)
- 議案第 2号 那珂市個人情報保護条例の一部を改正する条例
- 議案第 3号 那珂市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第 4号 那珂市介護保険条例の一部を改正する条例
- 議案第 5号 那珂市指定地域密着型サービスの事業に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 議案第 6号 那珂市指定地域密着型介護予防サービスの事業に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 議案第 7号 那珂市指定介護予防支援等の事業に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 議案第 8号 那珂市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第 9号 那珂市国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 議案第10号 那珂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 議案第11号 那珂市公共施設の暴力団等排除に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第12号 那珂市都市公園条例の一部を改正する条例
- 議案第13号 那珂市危険物規制事務手数料条例の一部を改正する条例
- 議案第14号 那珂市一般職の任期付職員の採用等に関する条例
- 議案第15号 那珂市空き家等対策協議会設置条例
- 議案第16号 那珂市コミュニティ広場の設置及び管理に関する条例
- 議案第17号 那珂市指定居宅介護支援等の事業に関する基準等を定める条例
- 議案第18号 平成29年度那珂市一般会計補正予算(第7号)
- 議案第19号 平成29年度那珂市国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第4号)
- 議案第20号 平成29年度那珂市下水道事業特別会計補正予算(第3号)
- 議案第21号 平成29年度那珂市農業集落排水整備事業特別会計補正予算(第

4号)

議案第22号 平成29年度那珂市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算
（第4号）

議案第23号 平成29年度那珂市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

議案第24号 平成30年度那珂市一般会計予算

議案第25号 平成30年度那珂市国民健康保険特別会計（事業勘定）予算

議案第26号 平成30年度那珂市下水道事業特別会計予算

議案第27号 平成30年度那珂市公園墓地事業特別会計予算

議案第28号 平成30年度那珂市農業集落排水整備事業特別会計予算

議案第29号 平成30年度那珂市介護保険特別会計（保険事業勘定）予算

議案第30号 平成30年度那珂市上菅谷駅前地区土地区画整理事業特別会計予
算

議案第31号 平成30年度那珂市後期高齢者医療特別会計予算

議案第32号 平成30年度那珂市水道事業会計予算

議案第33号 公の施設の広域利用に関する協議について

議案第34号 茨城北農業共済事務組合規約の変更について

議案第35号 市道路線の認定について

議案第36号 市道路線の変更について

日程第 3 議案等の委員会付託

日程第 4 請願陳情の委員会付託

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（17名）

1番	大和田 和 男 君	2番	富 山 豪 君
3番	花 島 進 君	4番	君 嶋 寿 男 君
5番	筒 井 かよ子 君	6番	寺 門 厚 君
7番	小 宅 清 史 君	8番	綿 引 孝 光 君
9番	木 野 広 宣 君	10番	古 川 洋 一 君
11番	萩 谷 俊 行 君	12番	勝 村 晃 夫 君
13番	中 崎 政 長 君	14番	笹 島 猛 君
15番	助 川 則 夫 君	16番	遠 藤 実 君
17番	福 田 耕四郎 君		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条第1項の規定に基づき説明のため出席した者

市長	海野徹君	副市長	宮本俊美君
教育長	大縄久雄君	企画部長	今泉達夫君
総務部長	川崎薫君	市民生活部長	石川透君
保健福祉部長	加藤裕一君	産業部長	篠原英二君
建設部長	引田克治君	上下水道部長	石井亨君
教育部長	高橋秀貴君	消防長	海野幹雄君
会計管理者	小澤祐一君	行財政改革推進室長	平松良一君
農業委員会 事務局長	根本実君	総務課長	川田俊昭君

議会事務局職員

事務局長	寺山修一君	書記	小田部信人君
書記	萩谷将司君		

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（君嶋寿男君） おはようございます。

ただいまの出席議員は17名であります。欠席議員はおりません。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

○議長（君嶋寿男君） 議案等説明のため、地方自治法第121条第1項の規定に基づき議場に出席を求めた者の職氏名は、今期定例会の冒頭に配付した出席者名簿のとおりであります。

職務のため、議会事務局より事務局職員が出席をしております。

本日の議事日程については、別紙のとおりお手元に配付しております。

◎一般質問

○議長（君嶋寿男君） 日程第1、昨日に引き続き一般質問を行います。

質問者の質問時間は1人6分となっております。これには答弁の時間を含みます。

これより順次発言を許します。

◇ 古 川 洋 一 君

○議長（君嶋寿男君） 通告6番、古川洋一議員。

質問事項 1. 市長の公約等について。2. 企業誘致について。3. 総合公園グラウンドの利用について。4. 公共交通について。

古川洋一議員、登壇願います。

古川議員。

〔10番 古川洋一君 登壇〕

○10番（古川洋一君） おはようございます。議席番号10番、古川洋一でございます。

今回も那珂市を住みたい、住んでよかった、ずっと住みたいと思えるまちにするため、市民の代弁者として一般質問をさせていただきます。

それでは、通告に従いまして質問をさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。
最初は、市長の公約等についてお伺ひいたします。

この質問は前回の一般質問でも取り上げましたが、時間のない中で一覧表の作成をお願いし、また、質問当日も外の質問との兼ね合いで、最後、お時間がなくなってしまいましたので改めて質問をさせていただきます。外の質問もごさいますので、市長におかれましては、質問をよくお聞きいただきまして、ご答弁は簡潔にお願ひいたします。

まず、海野市長の公約及び選挙リーフレットにて「市民との約束」として掲げた事業等の達成状況についてお伺ひしてまいります。

議長にお許しをいただき、皆様にお配りいたしました資料1をごらんいただきたいと思ひます。

これは、前回は申し上げましたが、平成27年の那珂市長選挙において、海野市長が選挙公報に載せた選挙公約の7項目、そして市民に配付したリーフレットで、「市民との約束」と題して掲げた三十数項目に及ぶ事業の数々を一覧表にしたものであります。それぞれの進捗状況、さらにはそれぞれの項目の評価をしていただいたものでありまして、前回の質問時にお配りしたものを再度見直しをしていただいたものであります。

まず、この一覧表にある公約等の内容とそれぞれの進捗状況については、担当課にて記入をしていただいているかと思ひますが、進捗状況が前回よりもやや具体的になったところもあるようですが、書かれている内容に間違いはございせんか。間違いがあるかないかだけお願ひいたします。

○議長（君嶋寿男君） 市長。

○市長（海野 徹君） ほぼ間違いはありません。

○議長（君嶋寿男君） 古川議員。

○10番（古川洋一君） では、それから一番右側の評価、いわゆる達成状況ということなんですが、前は丸・バツ・三角で記入をしていただきましたが、その三角の幅が余りにも広過ぎて、着手を始めたばかりなのか、検討を重ねてもなく実施する段階までいつているのかという部分まで三角ということだったものですから、状況がわかりづらいということで、今回はゼロから5ということで6段階で評価をしていただきました。今回の1から3あたりが前回の三角ということになるのかなというふうに思ひます。

では、この評価ですが、前は、市長ご自身による評価ではなく、職員に評価してもらったというふうに答弁されておりますが、今回は自己評価ということでよろしいでしょうか。

○議長（君嶋寿男君） 市長。

○市長（海野 徹君） 前回は自己評価もありました。今回は自己評価ということで理解していただければと思ひます。

○議長（君嶋寿男君） 古川議員。

○10番（古川洋一君） わかりました。

評価の捉え方としてですが、見方といいますか、例えば公約の4番、「那珂市地域振興公社をつくります」ですが、前回の質問に対して、先進地を通して多くのデメリットが見えてきたため、引き続き研究していきたいというふうに答弁されておりますが、結論は公社はつくれない、でも調査はしたということで前回は三角でありましたが、今回の評価は1ということであります。そのような見方になるかと思えます。

それでは、それぞれの事項について具体的にお伺いしてまいります。

公約の7番、「JA本部事務所を那珂市に早急に誘致できるよう全力を尽くします」ですが、前回、どのように全力を尽くしているのかの質問に対し、鋭意早くつくっていただくようお願いをしていきたいとの答弁がございました。そもそも本部事務所の移転は、市長選の前にJAさんの実施計画で決まっていたとの情報もあり、決まっていることを選挙の公約とすること自体、大いに疑問を感じるというお話をしましたが、那珂市に誘致したのは自分だというような結論にしたいのか、それとも、決まっていると聞いて公約にしたんだから早くしてというふうをお願いすることが全力を尽くすということなのかよくわからないのですが、どうなんでしょうか。誘致の進捗状況も含めてご答弁をお願いいたします。

○議長（君嶋寿男君） 市長。

○市長（海野 徹君） 選挙前に、いわゆる決定していたのかということのご質問がありましたけれども、選挙後でございます。これは昨年4月の総代会での決定により、基本計画のとおり、那珂市に移転するとして報告を受けているところでございます。しかし、総代会で決定されても、具体的に用地が決定し建設が始まったわけではないため、調整中として3の評価をしたところでございます。

北関東最大規模を有するJA常陸の本店機能として那珂市が選ばれているわけですから、それを逃す手はないというふうに考えております。早期実現のために、JA常陸から情報を得るのみならず、市からもさまざまな情報を提供するとともに、お互いがさまざまな課題をクリアしなければならないというふうに思っております。

以上です。

○議長（君嶋寿男君） 古川議員。

○10番（古川洋一君） 「全力を尽くす」という部分はどういうことなのかお願いします。

○議長（君嶋寿男君） 市長。

○市長（海野 徹君） 「全力を尽くす」というのは、那珂市へ誘致を実現させるという強い気持ちを相手側にもアピールするものでございます。

今後は、本店移転先の立地条件や必要面積、それから、移転先に集約を図ろうとしている本店以外の機能の有無など、より詳細にJA側の意向を確認しながら、円滑に本市への移転を促進していきたいというふうに考えております。

○議長（君嶋寿男君） 古川議員。

○10番（古川洋一君） わかりました。「全力を尽くす」というのは強い気持ちをあらわし

たものだということであります。

では、次にまいります。

次に、市民との約束の4番、「民間の人材を積極的に登用するとともに民間委託のルールをつくりまします」ですが、今回の進捗状況には2行目以下が追加されまして、評価が前回の三角から今回は5になったのですが、「任期付職員を採用できる制度を導入し」とございますけれども、これは市が考えた制度ではないですよ。条例制定も任期付職員を採用できるようにするためのものであって、民間委託のルールづくりとは全く違うというふうに思います。

たまたま国体の準備で人が必要になったことを、この事項に当てはめただけなんではないでしょうか。そういう意味で本当に評価は5なんではないでしょうか、お伺いいたします。

○議長（君嶋寿男君） 市長。

○市長（海野 徹君） 民間の人材を登用する制度は、今回、定例会に任期付職員の採用制度を導入する条例を提出いたしました。この条例が可決されれば平成30年から実施するという事で、評価を5の実施済みとさせていただきます。しかしながら、民間委託のルールの作成については現時点で未達成でございます。

私の想定している民間委託ルールとは、民間業者がもっと参入しやすいようなルールをつくれれば、民間の競争も働き、民間委託となることで市民サービスの向上にもつながるのではないかと考えたものでございます。現在は、指定管理者制度で、施設管理については民間委託制度がありますが、市の行政事務については明確な基準がないため、民間の参入がなかなか難しい状況になります。今までも窓口業務の民間、いわゆる証明書発行を民間にというようなことも検討しましたが、ちょっと難しい部分がありました。

今後も調査研究をしてみたいと思います。そうしますと評価は、一部については1の調査中というふうになるかもしれません。

以上です。

○議長（君嶋寿男君） 古川議員。

○10番（古川洋一君） 一部については評価1の調査中かもしれないというご答弁でありました。それはそれで市長の自己評価ですから結構でございます。

次に、市民との約束の8番、「中心市街地の活性化と周辺地域を結ぶネットワークを構築します」ですが、前回、進捗状況には都市計画道路の整備を進めているとだけ記載され、その評価が丸であったため、道路をつくるのが果たしてネットワークの構築と言えるのでしょうかというような質問をしました。今回、進捗状況に公共交通のネットワークについてが追加され、それについては「検討しています」となっております。つまり、道路の整備だけではネットワークの構築とは言えないということをお認めされたものと思います。それでも評価は5ということになってはいますが、そうなんではないでしょうか、お伺いいたします。

○議長（君嶋寿男君） 市長。

○市長（海野 徹君） 評価は5としております。

中心市街地の活性化と周辺地域を結ぶネットワークの構築につきましては、道路や交通のネットワークを効果的に構築し、市内どこでも生活に支障のないような環境を整備することによって、市街地や商店街の活性化につながり、市民生活の利便性が向上するのではないかと考えております。

公共交通によるネットワークの構築については、現在も循環バス運行の見直しや、デマンドタクシーの運行を行いながら利便性の向上を図っております。

また、ネットワークの構築には、那珂市の骨格をなす都市計画道路の整備は非常に重要なものであり、下菅谷停車場線の一部供用開始、県事業の菅谷飯田線の下菅谷高架橋の開通、さらに現在、市では菅谷市毛線と上宿大木内線について、開通に向けて鋭意整備を進めているところでございます。このようなことから実施中ということで5と評価をしました。

○議長（君嶋寿男君） 古川議員。

○10番（古川洋一君） それも自己評価ですから構いませんが、道路整備だけがネットワークの構築ではないというふうに認識され、公共交通については検討中ですというふうに書いてあるわけですから、それで実施中ということで5になってしまうのかなということで、私は感じているところであります。

次に、市民との約束の11番、「イベントやマネジメントの一元管理を行います」ですが、前回いただいた進捗状況には、イベントの一元化に関する記載がないのに評価は丸だったということに疑問を感じておりましたが、やはりイベントの一元化にはしていないということで、今回の評価は2にしたということなんでしょうか、お伺いいたします。

○議長（君嶋寿男君） 市長。

○市長（海野 徹君） 前は、市の業務マネジメントということで評価をいたしました。市の業務マネジメントは、事務事業評価や実施計画、それから予算編成などにより一元管理しております。

さらに、シティプロモーション的な見地から、イベントのマネジメントを一元管理するような専門部署を設置することで、対外的にも効果的なPR活動をしていくことが必要ではないかというふうに考えておりました。

那珂市内ではさまざまなイベントが開催されております。イベントは、情報発信や地域イメージ向上の場として大切な場であると考えております。そこで、そのイベント開催などに関する情報や運営を一元的に管理することで、市内の同じ時期に開催するイベントをパッケージにしたり、市内のさまざまなイベントを統一したイメージで開催することで、効果的なPRや集客ができるかと思いました。

現状では、人員配置や経費の面から専門部署の設置や一元管理までは至っていないことから、2の検討中ということで評価をいたしました。

以上です。

○議長（君嶋寿男君） 古川議員。

○10番（古川洋一君） わかりました。

では次に、市民との約束の13番、「地域資源を活用したオンリーワンのまちづくりを推進します」ということなんですが、地域活性化に結びつけるための計画策定を平成30年度に予定しているということなんですが、計画を策定するのは多分市長ではなく、委員会か何かを立ち上げて、そこをお願いするということだと思うんですが、その前に、市長にとって地域資源を活用したオンリーワンのまちづくり、地域活性化というのはどういうふうに思っているのか。何か思い描くイメージのようなものがあるのか、お伺いいたします。

○議長（君嶋寿男君） 市長。

○市長（海野 徹君） オンリーワンというのは、那珂らしさを引き立たせるまちづくりという考えであり、那珂市が潜在的に持っているさまざまな資源を生かしたまちづくりを総称したものであると考えているところです。

那珂市が持っている地域資源といえば、土地が広く平たんで、多くの種類の農作物が作付け可能ということになります。気候も温暖で災害が少ないといった地域的な特性を持ち、また、八重桜やヒマワリといった観光資源、それから多くの神社仏閣といった歴史資産、それから多くの知識と技能を有した人材、そして、私も気づいていない潜在的なさらなる地域資源があるはずだと思っております。また、生活利便性が高く、住みよさも地域資源の一つと言えるかもしれません。

那珂市総合戦略の策定にあたっては、まだ生かし切れない地域資源を発掘し、活用し、住んでいる人が住み続けたい、市外の人に移り住んでみたいと思っただけのようなまちづくりを目指していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（君嶋寿男君） 古川議員。

○10番（古川洋一君） わかりました。

では次に、市民との約束の14番、「道の駅に代る農産物、特産物の販売拠点をつくり出す」ですが、フェルミエ那珂が道の駅に代る販売拠点ということなんでしょうか、お伺いいたします。

○議長（君嶋寿男君） 市長。

○市長（海野 徹君） 那珂市は農産物が豊富にとれる地域です。また、特産物についても、那珂市特産品ブランド認証品が今では30品目にふえました。これらの販路を拡大し、農業、産業の活性化を図るため、販売拠点の設置を考えたところであります。販売拠点というのは、店舗などのハード面だけではなく、農産物や特産品の消費や販路の拡大、加工品の開発などを統括して実施する組織など、ソフト面も含めたものを想定していました。

今年度、市内の農業者や農産物加工業者が中心となり、アグリビジネスネットワーク「フェルミエ那珂」が設立されました。フェルミエ那珂では、安全・安心で質の高い農産物の生産、加工技術の研究、それから多様な事業者との連携、6次産業化を推進するなど、農家所

得の向上と地域の農業の活性化にもつながる取り組みを行っております。

また、特産品の販売につきましては、昨年6月に株式会社かわねやの菅谷店において、当該ブランド認証品の特設ブースを設置して、市民や市外の方に購入をしていただくなど、認知度アップの取り組みを進めております。

今回、4と評価させていただきましたけれども、これで完結ということではなく、今後も販路を拡大し、それから農業や産業の活性化を図るため、各種施策を進めていきたいというふうに考えております。

○議長（君嶋寿男君） 古川議員。

○10番（古川洋一君） わかりました。

店舗などのハード面だけではなくソフト面も考えていたと、それがフェルミエ那珂なんだということで、別の方策で実施したということで評価が4だということなんですが、それはそれでよろしいかと思えます。そしてまた、かわねや菅谷店等での特設ブースの設置、これなんかも大変評価といいますか、すばらしいなというふうに私は思います。

ただ、どうしても一般市民は、販売拠点というとなんかつくのかなというふうに思ったかと思うんですけども、道の駅に代るハード面での販売拠点づくりは考えていないということに理解してよろしいですか。改めて伺います。

○議長（君嶋寿男君） 市長。

○市長（海野 徹君） 道の駅につきましては、常陸太田、それから常陸大宮でもう既につくっております。新たにつくっても、どれだけの効果が出るか、何十億円という投資をして、それを回収できるのかどうかというのも非常にちょっと不安なところもあります。

したがって、今後、大型店等が出店した場合に、その中の一部を地元の特産品を展示する、販売するコーナーとして活用していくことも検討しながら、これからこの地場産の物産品を販売していく方策を進めていきたいというふうに考えます。

○議長（君嶋寿男君） 古川議員。

○10番（古川洋一君） わかりました。それはそれでよろしいかと思えます。

では次に、市民との約束の16番、「都市計画法上の市街化区域、市街化調整区域の見直しをします」ですが、大型商業施設の区域区分の見直しは今後の検討だが、調整区域については区域指定を行ったので、あわせて評価は3だということなんだと思えますが、区域指定を行った効果及び許可件数をお伺いする予定でありましたが、昨日の遠藤議員からのご質問で、出身要件は不要のため、効果は今のところよくわからないと。許可件数は17件ということで内訳もお聞きしましたので、この質問は省略させていただきます。

次に、市民との約束の20番、「地産地消を推進するための新しい条例を制定します」ですが、条例の制定が約束ですから、この評価の4ということはどうなのかなというふうに思えます。

ちなみに、この地産地消を推進する条例というのは、どのようなものを想定していらっし

やるのか、また条例は制定するのかしないのか、お伺いします。

○議長（君嶋寿男君） 市長。

○市長（海野 徹君） 地産地消の方策の一つとして、地産地消の推進条例等を制定し、自治体内の生産者、それから消費者及び事業者が連携し、産業の振興や安全な食育を目指している自治体があります。それらを参考にして条例を制定する必要があるのではないかと考えました。地産地消条例は、あくまでの那珂市の地産地消に対する取り組みを示すような指針や、理念的なものと考えております。本市においては、農業や産業の振興を図るため、マッチングフェアやマルシェを開催し、地産地消を推進しております。

また、第2次那珂市食育推進計画を策定し、産業の振興や安全な食育などの項目や目標などを掲げ、地産地消を推進しておりますが、条例の制定につきましては、引き続き研究をしていきたいというふうに考えております。

○議長（君嶋寿男君） 古川議員。

○10番（古川洋一君） ということですよね。ですから、評価は4なのかなという気もいたします。

ちなみにこれは、例えば他市町村でよく聞く乾杯条例とかありますよね。なるべく、例えば乾杯のときには日本酒でやりましょうとか、そういったものをイメージされているということであって、決して地産地消をやらないと罰則があるよとか、そういうことじゃないということなんだというふうに理解をいたします。

次に、市民との約束の24番、「9つある水郡線の駅を活用したスローライフ型のまちづくりをすすめます」ですが、「駅が9つある利便性をはじめとした「住みよさ」を市内外にアピールし」とございますけれども、どのようにアピールしていらっしゃるのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（君嶋寿男君） 市長。

○市長（海野 徹君） JR水郡線を利用して通勤、通学する、旅行や観光を楽しむといった生活スタイルは、心と時間に余裕を生み、スローライフを営むことが可能となり、住みよさの重要な要素だと考えております。

これまでの取り組みとしては、市民がJRを利用しやすい環境を整えることが市としての役割の一つと考えまして、平成28年度には額田駅、平成29年度には常陸鴻巣駅に駐輪場を整備しました。また、ひまわりフェスティバルや、八重桜まつり、水曜どうでしょうキャラバンといったイベントチラシに、JR水郡線の利用促進記事を入れてPRをしております。

また、「いい那珂暮らしパンフレット」、「いい那珂暮らしホームページ」、市のPR動画では、水郡線の写真などを使って、水郡線を活用しながら、いい那珂暮らしをしていくというイメージを出しております。さらに2月からは、水郡線車内に「いい那珂暮らし」ポスターを掲示して、それらから生まれる住みよさのイメージアップを図り、移住・定住につなげていきたいと考えております。

○議長（君嶋寿男君） 古川議員。

○10番（古川洋一君） わかりました。

ただ、駅がいくつあっても電車が走っていなければ利便性がいいとは言えませんよね。これについては、後ほど公共交通についての事項で質問させていただきます。

次に、市民との約束の27番、「若者や女性が活躍するスキルを身に着ける社会人大学院を創設します」ですが、社会人大学院というのは、若者や女性が社会で活躍できるスキルを身につけられるような高度な学習を受ける環境が身近にあることが理想だということだと思えます。また、誰でも学べる環境ができればということなんですよ。

専門の講師を招いてのウィメンズクラスの開催というのは、その一つなのかなということだと思いますが、これは前回も申し上げましたけれども、女性ネットワーク那珂というのは既存の任意団体ですよ、違いますか。この研修会へ派遣しているというようなご答弁があったんですが、この研修会の参加によるスキルアップが、ここでいう社会人大学院の創設や理念と合致するとは思えないのですが、いかがでしょうか、お伺いいたします。

○議長（君嶋寿男君） 市長。

○市長（海野 徹君） 若者や女性が活躍できる社会は、元気で活気がある社会であり、市の活性化につながると考えております。市内において、若者や女性が社会で活躍できるよう、スキルアップが図れる学習機会を提供する必要があると考えており、必ずしも大学院をつくるということにこだわるものではございません。その学習機会の提供の一つとして、ウィメンズクラスの開催や、女性ネットワーク那珂の会員を研修会等に派遣してスキルアップに努めていただいております。

スキルアップにつながっているかという疑問なんですけれども、派遣されている方はおおむね大変勉強になったという感想も聞いております。このような物言いはちょっと失礼にあるんじゃないかと思っておりますけれども、スキルアップは一朝一夕にできるものではございませんので、今後とも学習会等の機会を提供するように努めていきたいというふうに考えております。

○議長（君嶋寿男君） 古川議員。

○10番（古川洋一君） ですから、先ほど言いましたように、誰もがそういう学べる環境にある、そういう環境をつくるということが、このいわゆる社会人大学院ということだと思いますから、特定の団体だけではなくて、広く間口を広げて、そういう機会をつくっていただきたいというふうに思います。

次に、市民との約束の31番、「教育現場と地域社会の連携を深化します」ですが、評価が5になっておりますけれども、白鳥学園のコミュニティ・スクールはモデル校としての実績を踏まえ、設置されたものですが、市内5つの学園全てにそういうものが設置されて初めて、地域と教育現場がというふうなことで評価が5というふうに言えるんだと思えますが、その辺はいかがでしょうか、お伺いいたします。

○議長（君嶋寿男君） 市長。

○市長（海野 徹君） 学校運営に地域の声を積極的に生かして、地域と一体となって特色ある学校づくりを進め、学校と地域住民等が力を合せて学校の運営に取り組む学校運営協議会、コミュニティ・スクールでございますけれども、を白鳥学園に設置しました。

学校運営協議会は、教育委員会が学校や地域の実情に応じて設置し、地域の人々が学校と連携、それから協働して、保護者及び地域住民等の学校運営への参画、または支援・協力の促進及び連携強化を図ることで、児童生徒の成長を支え、地域創生や教育課程を介して地域社会とつながる学校を目指しております。

白鳥学園というコミュニティ・スクール導入等促進事業のモデル校としての実績ができましたので、市内の各学校におきましても、国や近隣市町村の動向を見ながら、学校や地域の実情に応じて、導入に向けた調査研究を行っていきます。

また、平成27年度から実施しました小中一貫教育においても、学校の情報等を広く地域に発信しながら、地域で子供を育てる連携意識を深めていきたいというふうに考えております。

○議長（君嶋寿男君） 古川議員。

○10番（古川洋一君） ですから、その他の学園については導入に向けて調査研究を行っていきますということですから、まだ完了ではないですよということをお願いしたいと思います。

次に、市民との約束の32番、「市民が相互に学び合う「ふるさと学芸員」をつくります」ですが、前回は、3行目の地域資源学会に委託して冊子を作成しましたとだけ記載されており、評価は三角でありましたが、今回、1、2行目の「歴史民俗資料館及び中央公民館において」云々という文言が追加されましたが、評価は1であります。どうなることが市民が相互に学び合うふるさと学芸員をつくることになるのか、つまり評価が5になっていくのか、お伺いいたします。

○議長（君嶋寿男君） 市長。

○市長（海野 徹君） 那珂市の歴史、文化、風土などさまざまな地域の知識を有するふるさと学芸員を育成して、さまざまな角度からふるさとについて伝承していければと考えました。ふるさと学芸員は、地域資源と地域の宝物を掘り起し、その宝物を磨いていくことが、ふるさとへの愛着や地域の方々の交流を高めて、シビックプライド、いわゆる郷土愛だと思うんですが、の醸成を図ることにつながるというふうに考えております。

現在、歴史民俗資料館及び公民館において、古代から近代までの那珂市の歴史をたどる歴史教室や講演会を開催し、歴史を知ってもらうことで次世代への継承を図っているところで

す。

最終的には、ふるさと学芸員がみずから市民の伝承や学びの場を企画し、市民の交流が広がっていくことが理想であるというふうに考えております。

以上です。

○議長（君嶋寿男君） 古川議員。

○10番（古川洋一君） それじゃ、次に、市民との約束の34番、「那珂市が本であふれる「みんなの図書館」を立ち上げます」とございますが、立ち上げるとはどういうことなのか、また、「図書館と連携を図り」とありますが、どのようなことを行うのか、あわせてお伺いいたします。

○議長（君嶋寿男君） 市長。

○市長（海野 徹君） 本を読むことは、知識が身につくだけでなく、感性を豊かにして、生きる力や人間形成の糧となり、人生を豊かにしてくれるものだと思います。そこで、みんなの図書館を立ち上げ、できるだけ多くの市民の皆様の本になれ親しんでいただきたいと考えたところでございます。みんなの図書館のイメージとしては、いろんな場所に図書を置いて、たくさんの人が本に触れ合える機会ができればというものでございます。

地域の公共施設それぞれに図書コーナーを設置し、図書資料を充実させることは、図書の管理や財政等の課題もあり、なかなか難しいことと考えております。

現在は、市立図書館やらぼーる図書館の図書資料等を充実させ、市民の皆様喜んで利用していただける図書館の充実に努めているところでございます。

また、全ての公共施設というわけにはいきませんが、各コミュニティセンターの図書コーナーにある図書資料についても、図書館から図書資料を提供し、充実を図っていきたいというふうに考えております。

○議長（君嶋寿男君） 古川議員。

○10番（古川洋一君） では、最後に、市民との約束の35番、「新しい那珂市の骨格をつくる常陸那珂港から那珂インター、県北に向かう幹線道路が開通します」ですけれども、下菅谷高架橋が完成し、菅谷飯田線が開通したことで、評価が5になっておりますけれども、これが県北に向かう幹線道路の開通と言えるのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（君嶋寿男君） 市長。

○市長（海野 徹君） 道路は計画的に建設していくものでございますので、すぐにできるものではありません。この菅谷飯田線の高架橋の道路は、私としても、市民にとっても利便性が高い道路であるので、間もなく開通するという事で皆様に当時、お知らせしたいという思いがありましたので、掲載をしたものでございます。

パンフレットで明記したこの部分につきましては、菅谷飯田線が那珂市を東西に横断して、国道6号、349号、那珂インターを抜け、118号線、3本の国道を抜けて結んでいるということになります。広域的には、常陸那珂港から県北に向かう幹線国道に接続しているという意味を掲載したものでございます。

以上です。

○議長（君嶋寿男君） 古川議員。

○10番（古川洋一君） わかりました。約束ではなくて、皆様にお知らせしたいという思い

だったということであります。

質問は以上といたしますけれども、前回の丸・バツ・三角による評価について市長は、これは職員に評価してもらったものなので、ちょっと甘い点があるかもしれないというふうに、前回、答弁されました。今回は自己評価したということなんですが、自己評価のほうが甘いんじゃないのかという感想なんです、私は。

その一つが、評価を4、つまり外の方策で実施したという事項なんです。ただ、例えば市民との約束の7番、「行政窓口にキッズルームを設置します」というものが、キッズルームは設置していないけれども、キッズスペースは設置しましたよということなんですが、これは、別の方策によりその目的は達成したということで、これは私もそのとおりだと思います。つまり手段が多少違っただけで目的は達成、子供たちのためのスペースをつくるということだと思いますから、そういう評価は私はこの4ということでもよろしいと思うんですが、しかし、それ以外の評価を4とした事項を見ますと、全てとは言いませんが、多くが決して目的は達成されていないんじゃないかと。たまたまあった外の事業をこれに当てはめて、外の方策でやったよというふうにしたように見えてならないんです。

ただ、これは、あくまでも私個人の見方でありますから、市民の皆さんが、いや、それでいいんじゃないのということと思われるのであればそれは結構ですし、先ほども申しましたけれども、市長ご自身の評価でありますから、評価を変えさせようなんてことは思っておりません。

それから、例えば〇〇を推進しますとか、〇〇の向上を図りますのような、言葉は悪いですが、ちょっと漠然としたような約束については、おおむね達成、もしくは前進しているのかなという気はいたしますけれども、〇〇をつくりますとか、〇〇を設置しますというもののほとんどは達成されていないんじゃないかと。達成したものの中には、もう既に決まっていた、できていたといったものも含まれているんじゃないかなというふうに思います。前回も申し上げましたが、これら多くの事項を、本当にやる気があって選挙リーフレットに記載したのか、私は大いに疑問を持っているところであります。

ちなみに、改めて伺いますけれども、これら多くの事項、公約、もしくは市民との約束として掲げられた事項というのは、市長ご自身がお考えになったんですか。

○議長（君嶋寿男君） 市長。

○市長（海野 徹君） 私自身が考えました。いろんな方の意見を頂戴しながら、自分で発表したということです。

○議長（君嶋寿男君） 古川議員。

○10番（古川洋一君） 実は、何でそう思うかといいますと、例えばここに書いていただいている進捗状況の記載内容ですとか、あとは評価ですとか、きょうの質問に対するご答弁というものが、何か全体的にしっくりいかないというか、的を射ていない。失礼な言い方ですが、的を射ていないような気がするんです。私だけなのか、そういうふうに思うのは、そう

なのかなという気もするんですが、市長が何をしたいのかがよくわからない職員が、職員にもこういうことをやりたいんだということでリーフレットを渡して、渡すか見せるかして、お話はされたというようなこと、前回おっしゃっていましたが、結局は、市長が何をしたいのかというのを職員がよくわかっていない。その職員が、今のご答弁の、例えば答弁書なんかもおつくりになっているんでしょうから、その職員も大変だなということでご苦勞感が感じられます。

私が言いたいのは、単なる選挙のための見ばえであっては、もう政治不信につながることは間違いなし。ですから、今後、ご自身も含めて市長を目指す方には、こういった類いのリーフレットをつくる際には十分注意していただきたいなということを申し上げて、この質問を終わりたいと思います。

次の質問事項に移ります。

企業誘致についてでございます。

企業誘致の条件、雇用、税金面についてお伺いします。

企業誘致に関する質問は、これまでも何度か質問をさせていただきましたけれども、なかなか進展がないようなので、今回はいくつか、無理を承知でご提案をさせていただきたいと思っております。

那珂市における企業立地のための優遇制度のご案内というものが書かれた配付資料の2をお配りさせていただいております。これは、執行部が企業様にもお配りしているものだというのでございまして、これをコピーさせていただきました。

企業誘致の優遇制度としていくつかございますけれども、例えば表面の最初にある固定資産税の課税免除というものは、新增設によって雇用者が5人以上増加すれば、固定資産税を3年間免除しますよというものでありますが、この優遇要件の引き上げと引きかえに適用企業に対する優遇措置を拡大してはどうか。つまり雇用者が5人以上ではなく、例えばですけども、雇用者が30人以上ふえたら、固定資産税は3年間じゃなくて10年間免除しますよといった、思い切った施策がとれないかということなんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（君嶋寿男君） 企画部長。

○企画部長（今泉達夫君） お答えさせていただきます。

現在、本市におきましては、立地や本社機能を移転する企業、設備等を新・増設する企業に対して、今、議員からご紹介あったチラシにも書いてございますように、固定資産税の減免や課税免除、電気料金に対する補助金等々、さまざまな優遇制度を設けているところでございます。また、那珂西部工業団地においては、茨城産業再生特区というようなことで指定されていますので、さらに有利な優遇措置も受けることが可能というような状況でございます。

現制度上、企業が固定資産税の減免及び課税免除を受けるための雇用者数、そこのお話なんだと思いますが、5人とか15人とかいろいろ制約を設けています。一定の雇用効果がある

ところに対して、我々としても恩典を与えましょうというようなこと、それをさらに引き上げてはいかがかというようにござりますが、今現在、特段、例えば私ども那珂市が直接企業誘致ができるような土地を有していない。例えば那珂西部工業団地でいえば県の工業団地でござりますし、あとは民間事業者が持っているような土地がターゲットになってまいります。そういった中で、我々がそうやってハードルをさらに上げるというようなことがいかなのかなという感じはちょっと持っております。

さらに言うと、今現在、各企業さんも、我が国が人口減少社会に突入している中で、いかに雇用人数を確保、これから難しくなる中で企業活動を継続していくかというような観点で事業活動を検討されているというようなところです。そのために、ロボットの導入ですとか、AIの導入ですとか、さまざまな企業努力を重ねているところでござります。その中で、例えば雇用人数に関していえば、じゃ、雇用人数のハードルを上げます。そのかわり恩典をさらにふやしますというような形でやったときに、それに反応してくれるような企業さんがどれほどいるかなというところは一つ、慎重に考えなくてはならない部分ではないかなと思っております。

そういったことも含めまして、私どもとしては、今現在こうやってやっている優遇制度、さらにいえば、那珂西部工業団地なんかでいえば、県でも大幅な、今回値下げ、今まで単価2万円強だったものを1万3,000円ぐらいまで引き下げていただけるというような判断もいただいたところでござります。そういった材料をもとに、引き続き企業誘致、精いっぱい頑張っていきたいと思っております。

以上でござります。

○議長（君嶋寿男君） 古川議員。

○10番（古川洋一君） わかりました。優遇はうれしいが、一方で要件を引き上げれば、その分、ハードルが高くなるということです。

私は、優遇と要件、それぞれの線の引き方、どこに線を引くかによっては、企業がそのほうが得だというふうにも考えることもあるんじゃないかなというふうに思っているわけなんです。また、対象となる業種をできるのであれば再検討するとか、外に方法はないのかなというふうに思っています。

以前の質問の中で、那珂西部工業団地に進出してきた企業に、那珂市民がどのぐらい雇用されたのか、雇用されているのかを調べていただいたことがございまして、私の記憶では、那珂市民の正社員としての採用はほとんどなく、パートとして数名が雇用されているだけという調査結果だったように思います。

企業誘致に期待できるものとして大きくは雇用と税金がありますが、先ほどの提案は雇用してもらうためにはというものであります。これからは、特に製造業なんかはロボットが働く時代だというようなことも言われておりますから、ここに記載されている業種あたりについては、ますます雇用も厳しいのかなというように思います。

では、税金をいかに市に納付していただけるようにするかという観点からの提案なんですが、那珂市に進出してくる企業は、本社、本店でなくとも、市内の事業所における売り上げに応じて法人税を納付していただくといった、ある意味、特区的な、特区とは言わないんでしょうけれども、特区的な政策はできないんでしょうか、お伺いいたします。

○議長（君嶋寿男君） 企画部長。

○企画部長（今泉達夫君） お答えいたします。

税制の話でございますが、まず、法人に係る税金について少しご説明しておきたいと思えます。

大きく言うと、国税と地方税、分かれておりますが、例えば法人税というのは、法人税法に基づいて徴収される国税でございます。地方税の中では、法人住民税、あと法人事業税というものがございます。法人事業税は県税でございます。法人住民税については、法人県民税は県税、法人市民税は市税というようなことで徴収しているところであります。

その法人事業税なり法人市民税、住民税については、事業活動を行っているところにおいて徴収するというようなことになっておりますが、実際こういったものを、例えば改正するというか、例えばもう少し引き上げて税収を確保しましょうみたいなことになってきますと、これはそもそも国税だったり、地方税、そこら辺の法改正が必要なものでございます。要は、法改正というのは法律でございますので、国レベルでの議論というのが当然必要になってくる部分。ましてや引き上げてというような話になりますと、我々、地方自治体の立場から申し上げますと、今、さまざまな企業が東京一極集中、東京のみならず、例えば名古屋とか大阪とか、三大都市圏に集中していると。それを、今、地方に進出を促そう、本社機能を例えば地方にというような流れをつくろうと躍起になっておりますが、なかなか実際進んでいない。じゃ、進ませるために何が必要かといったら、やっぱり企業活動がいかにしやすいかというようなところなんだと思えます。

企業活動がしやすいから、今、三大都市圏に企業さんが集中しているわけであって、我々の那珂市が企業活動がしやすいかという、端的に言うとそういう評価ではない。だからなかなか企業さんが集まっていたけないというようなところなんだと思えます。さらにそういう企業活動が、今、そんなにさしてしやすくないよというような評価をされている我々のところを、例えば税金をさらに上げるというような形になってしまうと、なおさら企業誘致という側面にとっては、ちょっと難しい面もあるのかなと思えます。

逆に言うと、企業が集中している、そういうような自治体さんで税を引き上げて、それで地方への移転を促す。それで、例えば渋滞だとか、通勤通学ラッシュだとか、そういったものを緩和するというような政策なんかはあり得るのかななんて個人的には思いますけれども、なかなか今の時点で、税制でいろいろ誘導していくというのは難しいんじゃないかなと考えております。

以上です。

○議長（君嶋寿男君） 古川議員。

○10番（古川洋一君） ご丁寧にありがとうございます。

ただいま法人税は無理だと、だが、法人市民税は事業所等を有する市町村に納付されるものなんだというようなお答弁がございましたけれども、今現在、もう歳入として、この那珂市には、企業から本市に納付されているのでしょうか。もしされているのであれば、年間おいくらぐらいなのか、もしくは予算書の歳入の部分に計上されているのか、わかりましたら教えてください。

○議長（君嶋寿男君） 企画部長。

○企画部長（今泉達夫君） お答え申し上げます。

ただいま本定例会に上程させていただいております平成30年度の当初予算に計上されている金額をご紹介しますと、市民税の中の法人税の部分、現年課税分として3億2,600万円余りが計上されてございます。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 古川議員。

○10番（古川洋一君） わかりました。ありがとうございます。

企業が、例えば昨日もお話し出ましたけれども、イオンなどの大規模商業施設が立地されれば、固定資産税だけでなく法人市民税も落ちるということであれば、那珂市としてもメリットはかなりのものなのかなというふうに思います。ちなみにイオンの進出については、時間はかかっておりますが、取りやめになったわけではなさそうですので、大いにできるというふうに感じております。

ちなみに、イオンによる大規模商業施設が立地された場合、固定資産税や法人市民税の外に期待できるものとしては何がございませうか、お伺いいたします。

○議長（君嶋寿男君） 企画部長。

○企画部長（今泉達夫君） お答え申し上げます。

その税収というのが当然ありきではございますけれども、例えばイオンで申し上げますと、ショッピングセンターという性質上、当然それなりの雇用というのは創出されるのかなというような期待はしやすいのかなと思います。例えば製造業でしたり、物流業みたいな部分でいうと、オートメーション化が進んで、なかなか雇用というものには直接進まないにしても、いわゆるサービス業が進出してくるとなれば、当然、その接客みたいな部分が中心になるわけですから、それ相応の雇用効果というのは出てくるんじゃないかなと期待しております。

○議長（君嶋寿男君） 古川議員。

○10番（古川洋一君） ありがとうございます。

いかにしたら企業を誘致できるかという提案でございましたけれども、自分でも余り現実的ではないことを申し上げているというのは十分承知しておりますし、そのくらい難しいことなんだということも理解をしているつもりであります。

北関東自動車道や圏央道が次々と開通する中で、常磐自動車道的那珂インターから近いですが、平たんで災害も少ないですというだけでは、また、加えてどこも同じような優遇制度だとすれば、那珂市は企業立地としての魅力が外に比べて劣るのかもしれないというふうに考えますと、企業誘致も大事ですから、もちろんやめるわけにはまいりませんが、那珂市の進むべき道は、住みよさを最大の売りにしてベッドタウンに徹し、いかにして那珂市に住んでもらえるかということを考えることなのかなというのが、私の実は本音なんですが、市長の見解をお伺いしたいと思います。

○議長（君嶋寿男君） 市長。

○市長（海野 徹君） この3月に第2次那珂市総合計画を策定しましたが、第1次との大きな違いは、人口減少社会における那珂市の進むべき道を大きな視点として策定している点でございます。働く場所の確保、市の貴重な財源の確保という観点からも、企業誘致は今後も継続していかなければならないというふうに考えております。

しかしながら、議員おっしゃったように、那珂市によさは何ととってもやっぱり住みよさであると思っております。災害が少ない、それから平たんな土地で近郊の都市からのアクセスがよいという那珂市の持つ優位性を生かして、人口減少に歯どめをかけるべく、子供を産み育てやすく、すぐれた教育環境を整備することなどにより、子育て世帯に優しい那珂市を構築して、市外からの移住や定住を促進していくことが那珂市政の根幹であるというふうに考えております。

さまざまな施策や事務事業のベースには、住みよさの向上を視점에置いて、市民生活の利便性の向上、あるいは移住・定住を進め、那珂市に住んでもらう、住み続けてもらうために、今後も精いっぱい努力をしていきたいというふうに考えております。

○議長（君嶋寿男君） 古川議員。

○10番（古川洋一君） 今、市長からもお話がありましたけれども、ただ、那珂市がアクセスがよい、便利だというだけではなくて、子供を産み育てやすく、すぐれた教育環境を整備することとか、あと福祉、そういった部分を整備することによって本当の住みよさになるんだろうというふうに私は思っておりますので、ぜひその辺はよろしくお願いをしたいと思います。

では、次の質問、総合公園グラウンドの利用についてに移ります。

ちょっとお時間もないので、端的に質問事項だけ申します。

まず、野球場や多目的グラウンドが、総合公園のグラウンドがどのぐらい利用されているのか、利用率を教えてくださいませんか。

また、そのうち、その日の利用はあったが、午前、もしくは午後、どちらかはあいていたという日があったのか、あわせてお伺いいたします。

○議長（君嶋寿男君） 教育部長。

○教育部長（高橋秀貴君） お答えいたします。

総合公園の多目的広場及び野球場の昨年度の利用状況でございますが、まず、多目的広場におきましては1年間稼働率が平日64%で、その内訳としましては、1日の利用が46%、半日利用が18%となっております。休日につきましては稼働率が75%で、内訳としましては、1日利用が52%、半日利用が23%となっております。

続きまして、野球場の稼働状況でございますが、平日は稼働率が35%で、その内訳は1日利用が30%、半日利用が5%となっております。休日につきましては、稼働率が83%で、その内訳は1日利用が57%、半日利用が26%となっております。両施設とも屋外の施設でございますので、雨の日の場合や大会開催時の予備日等の予約日は日曜日扱いとカウントされておりますので、実際の休日の稼働率につきましては非常に高い状況となっております。

以上です。

○議長（君嶋寿男君） 古川議員。

○10番（古川洋一君） ありがとうございます。

そのような利用状況、つまり100%ではないということが今よくわかりましたし、日によってはあいているということだと思います。実際に那珂市内のスポーツ団体が那珂総合公園の野球場や多目的グラウンドを利用する場合に、午前中や午後の時間帯で利用することはできるが、丸一日利用することはできないというふうに聞いています。練習だけでしたらそれでも構わないんでしょうけれども、練習試合となると相手チームがせっかく遠くから来てくださるわけですから、せめて2試合はやりたいというふうに考えるのが普通であります。

しかし、準備、片づけの時間まで考えますと半日では無理ということになります。とはいえ、予約があいていなければ無理ですが、あいていても借りられないというふうに聞いています。

では、あいているのになぜ貸せないのか。もしかして貸せるのかもしれませんが。その辺ちょっとご答弁をいただきたいんですが、また一日利用できるような条件がもしあるのであれば教えていただけますでしょうか。

○議長（君嶋寿男君） 教育部長。

○教育部長（高橋秀貴君） お答えいたします。

総合公園のほうは広く市民が利用できるよう練習での利用の場合は時間の制限を設けさせていただいております。しかしながら、午前中、半日利用の場合でも午後の予約がない場合は続けての利用は可能とはなっております。

また、複数チームによる大会開催、親善試合等の試合に係る利用であれば丸一日の利用を認めている場合もございます。競技を続けていくモチベーション高揚のため、試合により実力を試すということもスポーツ振興には必要と考えております。複数チームでの試合形式による大会開催を考えているのであれば、お申し込みの際にご相談いただければ対応していきたいというふうに考えてございます。

○議長（君嶋寿男君） 古川議員。

○10番（古川洋一君） わかりました。

ご相談させていただくということでお答えをしておきたいというふうに思います。

では、その前段の大会開催に関連しますけれども、グラウンドは借りられました。大会も開催できることになりました。大会は2日間です。それも遠方から来ます。当然宿泊が必要となります。人数も多いし、チームとしての費用もかさむので安価な施設に泊まりたいといった要望は当たり前のようにあります。でも那珂市には泊まる場所はありませんと、参加チームをお招きする主催者として恥ずかしい思いをしたと、こういった話をよく耳にいたします。というか、誰もがおっしゃっています。

茨城国体でも宿泊施設はないというようなことを聞いておりますので、この質問はちょっとやめますけれども、いずれにしても以前、今回と同様に宿泊できる施設が欲しいという要望をしたことがございますが、そのときの執行部の答えは、水戸市やひたちなか市など周辺自治体にはホテルも多いので、そちらを利用していただければと。那珂市での必要性はない旨のご答弁がございました。

今回はホテルの必要性を申し上げるつもりはございません。例えばスポーツ少年団とかの団体が宿泊できるような施設、イメージとしては合宿所のような最低限の簡易的な設備でも構いません。そういう施設があれば総合公園内のグラウンドだけではなく、市内にある外のスポーツ施設や近い将来、かわまちづくりを利用して戸多地区の那珂川沿いにできる多目的グラウンド等を利用しての合宿を誘致することもできると思うんですが、市有地や市有建築物の再利用も含めて合宿所を計画する考えはないのか、市長のお考えを伺います。

○議長（君嶋寿男君） 市長。

○市長（海野 徹君） 宿泊施設が少ない状況にあるということは十分承知しております。ただ、宿泊施設の整備については維持管理に係る経費等かなりの財政負担も予想されます。現時点では整備は考えておりません。

しかしながら、宿泊施設があれば那珂市内での経済効果が期待できることから、過去に市内の事業者、それから水戸のホテル事業者にホテルを建設しないかというようなお願いを非公式でやったことはありました。ただ、よいお返事はいただいておりません。

いずれにしても宿泊施設は自治体が行うものではなくて、民間でやっていただくのが一番ベターではないかというふうに思っております。

そこで、水戸市のすぐ近くにあるんですけれども、下国井町にあるんですが、JAグループ茨城、茨城県農村研修館がありますので、その施設は宿泊できますので、食事もつきます、この研修館をご利用いただくとか、近隣の宿泊施設をご利用いただくしかないのかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（君嶋寿男君） 古川議員。

○10番（古川洋一君） わかりました。

それでは、ちょっと時間がないので、宿泊所についてはぜひお願いしたいと。

昨日、小宅議員も上菅谷駅近くのJA常陸さんの今の東部支所でしたか、その跡地に交流センターをつくってほしいという要望をされましたが、私もそこが宿泊所の候補地にならないかと考えておりましたので、宿泊のできる交流センターということでお願いしておきたいなというふうに思います。

次、最後の質問、公共交通なんですが、デマンドタクシーの他市町村への取り入れについては今進んでいるというようなことでお聞きしましたので、引き続きご努力をお願いしたいということで、最後に、水郡線の増便ということで、特に上菅谷駅より北、常陸太田方面、大宮・大子方面、その増便ができないかということで、お考えはいかがかお伺いいたします。

○議長（君嶋寿男君） 企画部長。

○企画部長（今泉達夫君） お答えいたします。

水郡線の増便につきましては、茨城県水郡線利用促進会議という県と沿線市町村で構成している会議がございまして、そこでJRの本社なり、水戸支社に要望活動をしております。その要望活動の中で、当然その増便についても要望をしているところございまして、成果としましては、さきのダイヤ改正において下り最終列車が23時台に新設されたというような成果も一定程度出ているところです。

ただ、単純に増便のお話について言うと、そういったところは出てきておりますけれども、なかなか思うように我々の要望が通っている形では……

○議長（君嶋寿男君） 答弁途中ですけれども、通告時間ですので、以上で通告6番、古川洋一議員の質問を終わります。

○10番（古川洋一君） では、よろしく願いいたします。

○議長（君嶋寿男君） 暫時休憩をいたします。再開を11時15分といたします。

休憩 午前11時02分

再開 午前11時15分

○議長（君嶋寿男君） 再開いたします。

◇ 笹 島 猛 君

○議長（君嶋寿男君） 通告7番、笹島 猛議員。

質問事項 1. 自主財源の現状について。2. 自治体経営と戦略について。3. 都市計画マスタープランについて。

笹島 猛議員、登壇願います。

笹島 猛議員。

〔14番 笹島 猛君 登壇〕

○14番（笹島 猛君） 通告に従いまして一般質問いたします。議席番号14番です。

今日は大勢の傍聴者が来ていらっしゃいますので、執行部におきましては前向きな答弁をお願いいたします。

まず、順番を変えまして、最後だった都市計画マスタープランから始めさせていただきたいと思います。

市町村が策定する都市計画マスタープランは、都市計画に基づき土地利用や各種施設の整備等、市町村の都市計画全般に関する基本的な方針や考え方を定めるものです。

一方、立地適正化計画は平成26年度土地再生特別措置法の改正により新たに位置づけられたものです。

そこで、具体的にどのようなものか伺います。

○議長（君嶋寿男君） 建設部長。

○建設部長（引田克治君） お答えをいたします。

立地適正化計画は、急速に進む人口減少や高齢化に対応する施策としてコンパクトなまちづくりを実現し、都市機能や町なか居住の緩やかな誘導を図り、持続可能な集約型都市の形成を目指すものでございます。

なお、立地適正化計画に定められる具体的な内容といたしましては、住居系市街化区域内に都市機能誘導区域及び居住誘導区域を定めるものでございます。

都市機能誘導区域につきましては、商業・医療などの都市機能を立地誘導する区域として、また居住誘導区域につきましては居住を誘導し、人口減少化におきましても人口密度を維持する区域として定めるものでございます。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 笹島議員。

○14番（笹島 猛君） 次に、県内の取り組み状況について伺います。

○議長（君嶋寿男君） 建設部長。

○建設部長（引田克治君） 県内の取り組み状況でございますが、県内市町村の計画策定状況につきましては、土浦市と水戸市の2市が計画策定済みでございます。また、つくば市外13市町で作成中と伺っています。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 笹島議員。

○14番（笹島 猛君） 部長、その外13市町村は今わかりますか。わかれば。

○議長（君嶋寿男君） 建設部長。

○建設部長（引田克治君） ちょっと資料を持ち合わせておりませんので、すみません。調べ

ます。

○議長（君嶋寿男君） 笹島議員。

○14番（笹島 猛君） 本市では、全ての市民が安全・安心かつ快適に暮らせるコンパクトなまちづくりを推進し、持続可能な都市の計画実現を図るため、この立地適正化計画を策定する予定はありますか、伺います。

○議長（君嶋寿男君） 建設部長。

○建設部長（引田克治君） お答えいたします。

立地適正化計画の策定にあたりましては、どのようなまちづくりを目指すのかまちづくりの方針、いわゆるターゲットの検討や都市が抱える課題をどのように解決するのか、あるいはどこにどのような機能を誘導するのか、課題解決のための施策や誘導方針の検討が必要になるものでございます。

以上のことから、まずは関連する計画や他部局との関連施設等の整理を行った上で都市の現状と将来を展望し、各種データを分析するなど、解決すべく課題の抽出を今後行いたいと考えております。したがって、計画策定は今のところ未定ではございますが、那珂市におきましても将来的には取り組まなければならないものと認識をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 笹島議員。

○14番（笹島 猛君） 外13市町村がわかったみたいですので、ご答弁をお願いいたします。

○議長（君嶋寿男君） 建設部長。

○建設部長（引田克治君） それでは、現在策定中の市町村について報告させていただきます。

古河市、下妻市、高萩市、牛久市、つくば市、日立市、石岡市、龍ヶ崎市、取手市、坂東市、小美玉市、大洗町、城里町、境町でございます。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 笹島議員。

○14番（笹島 猛君） 本市のコンパクトシティ形成の方針というのは都市計画マスタープランの中に述べております。これに立地適正化計画というのがさらについてくるわけですから、また、この立地適正化計画に基づいて国は各種の支援措置というか、いくつも発表しております。メリットはあると思いますので、活用可能な支援制度について具体的な調査、検討を進めていったらよいと思いますが、いかがでしょうか伺います。

○議長（君嶋寿男君） 建設部長。

○建設部長（引田克治君） お答えいたします。

国の支援事業といたしましては、主に都市再生整備計画事業により基幹事業や関連事業及び提案事業などをあわせたパッケージ補助がございまして、これらの補助メニューにつきましては立地計画適正化計画策定に合わせて積極的に活用してまいりたいというふうに考えてお

ります。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 笹島議員。

○14番（笹島 猛君） 次に、最初にやるわけでした自主財源の現状についてを伺ってまいります。

平成30年度の本市の予算は、歳入では、根幹である市税については、国の経済対策により緩やかな回復が続くということが期待されていることから増収が見込まれる一方、大幅な財源不足を補うため、市債の発行や財政調整基金からの繰入金を大幅に増額して必要な財源を確保したとのことですが、市債発行額と一般会計における基金からの繰入金を伺います。

○議長（君嶋寿男君） 総務部長。

○総務部長（川崎 薫君） お答えいたします。

市債発行額は一般会計で24億1,682万円、下水道事業特別会計で7億7,670万円、農業集落排水整備事業特別会計で3億9,200万円でございます。また、一般会計における基金からの繰入金につきましては17億1,380万円でございます。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 笹島議員。

○14番（笹島 猛君） そうすると部長、17億1,380万円と言ったんですけれども、これ基金の残高はどのくらいあるんですか、今。

○議長（君嶋寿男君） 総務部長。

○総務部長（川崎 薫君） 平成30年度の予算計上額を全額繰り入れした場合でございますが、財政調整基金をはじめ、特定目的基金も含めた全体の残高は約44億円となる見込みでございます。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 笹島議員。

○14番（笹島 猛君） その各市町村と比較し、これは多いほうなのか、少ないほうなのか。いきなりの質問なんで、アバウトでいいですから。

○議長（君嶋寿男君） 総務部長。

○総務部長（川崎 薫君） この近隣の市町村と比べると少ない金額だと思います。

以上です。

○議長（君嶋寿男君） 笹島議員。

○14番（笹島 猛君） 償却資産の増加による固定資産税の増収が見込まれることから、前年度比0.8%増の69億6,319万2,000円を見込んでいるとのことですが、この内容について伺います。

○議長（君嶋寿男君） 総務部長。

○総務部長（川崎 薫君） お答えいたします。

固定資産税の主な増加分は償却資産によるものでございます。これは太陽光発電及びガス発電新規事業者の増加によるもので、平成29年度当初予算より1億1,800万円増額計上してございます。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 笹島議員。

○14番（笹島 猛君） そうすると、ほとんど太陽光発電の恩恵を受けていると言っているんですか。

○議長（君嶋寿男君） 総務部長。

○総務部長（川崎 薫君） 1事業所のことをいうのもちょっとどうなのかと思えますけれども、おそらくほとんどはガス発電事業者の恩恵だと思います。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 笹島議員。

○14番（笹島 猛君） 償却資産は土地及び家屋以外の事業用資産で、土地や家屋のような登記制度もないことから、所有者みずから申告主義制度を採用しております。償却資産を所有する方は、毎年1月1日現在において所有している償却資産の内容を1月31日までに市町村に申告することになっております。

そこで、本市の平成28年、29年、30年見込みの申告件数をお伺いいたします。

○議長（君嶋寿男君） 総務部長。

○総務部長（川崎 薫君） 28年度でございます、943件でございます。29年度の申告件数は1,006件でございます。30年度見込みにつきましては1,025件を見込んでございます。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 笹島議員。

○14番（笹島 猛君） これは年々伸びていきますけれども、何か理由はあるんですか。わかる範囲で、突然ですので。

○議長（君嶋寿男君） 総務部長。

○総務部長（川崎 薫君） いきなりの質問で、資料もございませんけれども、おそらく個人の、個人ばかりじゃありませんけれども、太陽光発電が伸びているからかなと思います。

以上です。

○議長（君嶋寿男君） 笹島議員。

○14番（笹島 猛君） そうすると、太陽光発電という市町村で見れば山林を切り開いたり、住宅地のそばとか、休耕地とかと結構何カ所も増えていますよね。でも税収も欲しいけれども、環境破壊もされたくないとか、それから、これから先パネルゴミもどうなるかわからないというので、いろいろ矛盾があるんですけれども、やっぱり少しは考えていかなきゃいけないこれから先というのはありますか、総務部長として。これもいきなりなんで申しわけないんですけれども。

○議長（君嶋寿男君） 総務部長。

○総務部長（川崎 薫君） お答えいたします。

総務部長としては、税収も上がることから、ちょっと環境も配慮しなくちゃなりませんけれども、太陽光発電がふえてくれればいいなと思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 笹島議員。

○14番（笹島 猛君） それでは本題に入りまして、そもそも本市の自主財源の現状はいかかなものかと思ひまして、本市の自主財源比率をお伺いいたします。

○議長（君嶋寿男君） 総務部長。

○総務部長（川崎 薫君） お答えいたします。

平成30年度当初予算につきましては47.4%でございます。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 笹島議員。

○14番（笹島 猛君） 次に、本市と近隣市町村との自主財源比率の比較について伺います。

○議長（君嶋寿男君） 総務部長。

○総務部長（川崎 薫君） お答えいたします。

近隣市町村につきましては、平成29年度当初予算の数値と比較いたしました。平成29年度的那珂市の自主財源比率は48.7%でございます。那珂市より高い比率であったのは、ひたちなか市の58%でございます。また低い比率であったのは水戸市の44.3%、それから常陸大宮市の37.4%、それから常陸太田市の33.4%でございます。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 笹島議員。

○14番（笹島 猛君） 那珂市が48.7%でしたか、水戸市がそれよりも低くて44.3%、ひたちなか市は今工業地帯で企業が多いから58%と高いですけれども、それはわかりますけれども、何で水戸市がこれ低いんですかね。わかる範囲で。突然ですんで。

○議長（君嶋寿男君） 総務部長。

○総務部長（川崎 薫君） すみません、わかりません。

○議長（君嶋寿男君） 笹島議員。

○14番（笹島 猛君） 地方自治体の財源は自主財源と依存財源で構成されていますが、民間の感覚での表現だと自主財源とは独自の 방법으로財源を確保するイメージがあると思います。実際はそのほとんどは市税や固定資産税、法人税が占めるわけですけれども、そうすると、この自主財源比率を高めるためには人口をふやすとか、企業を誘致するとか、自主財源をふやす道しかないとか、今各自治体ではさまざまな取り組みでその地方自治独自の財源確保の取り組みが検討されているように聞きます。本市でも独自の財源をつくり出す取り組みがあれば伺います。

○議長（君嶋寿男君） 総務部長。

○総務部長（川崎 薫君） お答えいたします。

本市における現在の取り組み状況でございますが、自主財源のかなめでもございます市税につきましても、適正な課税を心がけるとともに、収納対策推進委員会等において徴収率の維持向上のための取り組みを強化するなど、安定した財源の確保に努めているところでございます。

また、土地や車両などの財産を処分する際には、まずは売却の可能性を検討し、可能であれば随時売却を行い、収入を生み出してございます。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 笹島議員。

○14番（笹島 猛君） 市として独自の財源を確保していく、独自の財源をつくっていくという考えは非常に大切なことだと思います。市長のほうでこういった独自財源を確保していくという考えについて見解を伺います。

○議長（君嶋寿男君） 市長。

○市長（海野 徹君） 自主財源の確保のためには、徴収率の維持向上など今まで進めてきた方法を見直し、強化していくことに加えて、新たな財源の発掘や開発もまた求められるものであると考えております。そうした点から、先ほど議員のお話がありましたとおり、人口をふやしたり、それから市内の企業の生産力を高めることが市の収入をふやすために大変有効で、かつ重要な財源確保のための方策であるというふうにとらえております。

そのため、いい那珂暮らしの促進事業をはじめとした移住・定住に関する事業につきましては、住みよいまちとして人口をふやすためにも、重点的に力を入れ進めるべき分野と考えており、平成30年度も引き続き力を入れてまいりたいというふうに思っております。

また、よろず相談事業は販路拡大やマッチングなど、中小企業の取り組みを支援する事業でございますが、平成30年度にはコーディネーターを1人増員して、より相談しやすい環境を整備いたします。さらに、展示会や商談会に出店する際の経費の補助につきましても、新たに創設したところでございますので、中小企業者の意欲を高め、生産活動を後押しできればというふうに考えております。

今後も、自主財源の確保に知恵を絞り、収入をふやすために一層努力をしていきたいというふうに考えております。

○議長（君嶋寿男君） 笹島議員。

○14番（笹島 猛君） ありがとうございます。

盛りだくさんなんですけれども、どうですか市長、これ成果は期待できますか。

○議長（君嶋寿男君） 市長。

○市長（海野 徹君） 種をまいたところもありますし、着実に成果が上がってくるものだというふうに思っております。

以上です。

○議長（君嶋寿男君） 笹島議員。

○14番（笹島 猛君） ありがとうございます。

次に、自治体経営と戦略について伺ってまいります。

市長におかれましても、24時間、365日、那珂市政、那珂市民のためにご奮闘いただいております。一那珂市民として感謝申し上げ、敬意を表します。

初めに、市長の任期が来年2月で満了となることから、残りの任期期間でそれぞれの政策をしっかりと丁寧に住民の皆さんの理解を深めながら実現して、そのメリットを住民と共有していくことが大切であると考えております。スピードが求められるものは、この任期などにかかわらず、やはりスピード感を持って促進していかねばならないと思います。

そこで、残りの在任期間中で特に何に力点を置いて市政運営に取り組んでいくのか伺います。

○議長（君嶋寿男君） 市長。

○市長（海野 徹君） 初めに、身に余る言葉をいただきまして、本当にありがとうございました。

私の任期も残すところ1年弱となりましたが、これまでの歩みをとめることなく、未来に夢が持てるような地域づくりのために全力を傾注する所存でございます。

特に平成30年度は、今後の10年間を見据えた第2次那珂市総合計画によるまちづくりが始まります。新計画で掲げた「人と地域が輝く安心・安全な住みよいまち 那珂市」の実現のため、各種施策に邁進してまいりたいと思います。

その中で、平成30年度の予算に盛り込みました具体的な例を挙げさせていただきますと、安全で快適に暮らせるまちづくりの一環としまして、的確な情報を市民の皆様に確実に伝達するために防災行政無線のデジタル化を行います。

また、子育て支援につきましては、待機児童の解消を図るため、新たな保育施設を整備してまいります。

外にも、静峰ふるさと公園の再整備やかわまちづくり支援制度を活用した多目的広場の整備を行ってまいります。

以上です。

○議長（君嶋寿男君） 笹島議員。

○14番（笹島 猛君） 次に、これまで行ってきた重点施策とその評価ですが、何に重点を置いて市政運営を進めてきたのかお伺いします。

○議長（君嶋寿男君） 市長。

○市長（海野 徹君） これまで行ってきた重点施策ということですが、私は市政運営において重要だと考えているのは、まず市民の安心・安全を保障することだと考えております。災害や防災に対して人命や財産を守ることが重要であると常に考えております。

また、社会的弱者や子供から高齢者までに対する医療や社会福祉制度の充実、そして乳幼児から小・中学生までの子育てにあたり、市民を支援するための保育所、幼稚園、学校などの施設整備や多様な教育制度の導入などでございます。当然のことではありますが、行政運営の基本は市民のために充実した行政サービスを継続して実施することが、当たり前のことですが重要なことだと考えております。

そして、さまざまな行政運営を実施していくためには財政との兼ね合いもあります。全て実施したい施策ができるわけではございませんので、その財源、配分の判断も市政運営の中では重要な部分であると考えております。

以上です。

○議長（君嶋寿男君） 笹島議員。

○14番（笹島 猛君） 行政と地域経営、これらを融合させるのは自治体経営です。その自治体経営の手段の核は公共政策の展開です。言うまでもなく行政経営は地方自治体の行政機能と組織を中心とした視点です。地域経営は市民や企業など経済社会活動を中心とした視点です。自治体経営の目的は地域の継続性の確保で、将来、市民の選択肢を奪うことなく現在の市民を最大限に満たすため、限られた資源を有効に利用することにあります。

今まで右肩上がりの人口増加時代だったのですが、人口減少時代に入ってしまった。日本全国の自治体の共通課題は、人口減少社会に対応したまちづくりです。このような行政経営リスクにどのように立ち向かっていくのかお伺いします。

○議長（君嶋寿男君） 市長。

○市長（海野 徹君） 行政経営の視点としましては、効率的そして効果的な行政運営が可能になるように行財政改革に積極的に取り組み、職員数の削減目標を達成するなどしてきたところでございます。

また、人口減少時代への対応としましては、まち・ひと・しごと創生総合戦略において人口減少時代という行政経営リスクに対応するため、5つの基本目標の一つに那珂市への人口還流戦略を掲げまして、移住相談窓口の設置、子育て世帯への住宅助成、ICT教育の充実等の事業を実施しております。

目標指数としまして、社会動態による年間増加者数（各年30人）を設定した上で進捗状況を把握し、平成28年度実績値は80人となっております。

以上です。

○議長（君嶋寿男君） 笹島議員。

○14番（笹島 猛君） 定住環境の創出に向けて何といたっても一番重要なのは働く場を確保することです。定住環境の創出に向けて、那珂市を選んでもらうために安定的な働く環境の政策について伺います。

○議長（君嶋寿男君） 市長。

○市長（海野 徹君） 市においては、まち・ひと・しごと創生総合戦略においても、第2次

那珂市総合計画においても、住みよさを前面にアピールすることによって定住促進を図っていくこととしております。

議員のおっしゃる定住環境の創出という面では、総合戦略において5つの目標を掲げ各種施策を実施していますが、安定的に働く環境ということで申し上げますと、その中の一つ、安定した雇用の創出戦略の中で企業コーディネーターを配置することによる相談窓口の設置、米ゲルを活用した6次産業化の推進、特産品ブランド化の推進、地元大学・企業との連携による就職支援などを実施しております。

また、那珂西部工業団地への企業誘致につきましても、引き続き対応しながら、連携をとりながら積極的に取り組むなど、働く場の創出に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（君嶋寿男君） 笹島議員。

○14番（笹島 猛君） 本市でも、小学校の統廃合によって戸多小学校とか、本米崎小学校がなくなったわけです。そういう意味で、にぎわいの創出という意味では当然低下が懸念されると思うんです。そういう点を含めてどのような対策を考えているのか伺います。

○議長（君嶋寿男君） 市長。

○市長（海野 徹君） 地域の拠点施設とも言える小学校がなくなったわけですから、にぎわいの低下への懸念は議員おっしゃるとおりだと思っております。

市としましては、これまでも戸多小学校、本米崎小学校の跡地、建物利用につきましては、利活用を検討するにあたって、地域の活性化に結びつくという点を重要視した上で、地域住民の皆様とともに協議、検討してまいりました。

結果として、戸多小学校跡地は戸多地区交流センターと教育支援センターとして、また本米崎小学校跡地は学童保育所として利活用していくことで調整を進めているところでございます。

以上です。

○議長（君嶋寿男君） 笹島議員。

○14番（笹島 猛君） 人口減少が進行して、その整備や維持管理等の財源を支える納税者の減少が確実視されている中で、公共施設の総量削減は避けて通れない問題なのか、これについて伺います。

○議長（君嶋寿男君） 総務部長。

○総務部長（川崎 薫君） お答えいたします。

人口の減少や少子高齢化の進行に伴い、公共施設の利用需要が変化していくことや、老朽化による改修・更新のコストも膨らんでいくことなど、多くの課題が想定されますので、各施設の実態や利用状況、維持管理コストなどを考慮しながら、長期的な視点に立ち、施設の廃止や他の施設との複合化などによる総量の縮減や可能な限りの長寿命化を図ってまいりたい

いと考えてございます。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 笹島議員。

○14番（笹島 猛君） 地域の公共施設を利用して、その活動の活性化により地域力の向上やにぎわいの創出をどう促進していくのか伺います。

○議長（君嶋寿男君） 市長。

○市長（海野 徹君） 第1次那珂市総合計画においても、第2次那珂市総合計画においても、「市民との協働によるまちづくり」を柱の一つに掲げています。特に自治会、地区まちづくり委員会といった自治組織への活動を支援することで地域に活性化を図り、もって地域力の向上が図れるものというふうに思っております。

公共施設を利用してとのご質問ですが、自治組織の活動拠点として、市ではコミュニティセンター、地区交流センター、市民活動支援センターを整備してまいりました。これらの施設は、自治組織や市民活動団体に積極的に利用され、地域活性化の一助としてその機能を果たしているものというふうに考えております。

今後も、自治組織などの創意工夫により、より一層これらの施設が利用され、地域の活性化に結びつくよう活動を支援していきたいというふうに考えております。

○議長（君嶋寿男君） 笹島議員。

○14番（笹島 猛君） 市長、突然ですけれども、菅谷は結構人口多いんですよね、その割にはその活動拠点という施設が少ないんですよね。やっぱり地域活性化にそういうことがなければ結びつかないと思うんですけれども、これ早急に整備しないと、住民の不満が噴出するような気がするんですけれども、どう思いますか。

○議長（君嶋寿男君） 市長。

○市長（海野 徹君） 今多分、まちづくり委員会のほうで検討委員会を設置して、るる検討しているところだと思います。いずれにしても財政の面等もありますので、そのまちづくり委員会からのご意見等を参考にして、なるべく早くやるようにしたいと思っておりますけれども、財政的な面もありますので、もうちょっと猶予をいただきたいというふうに思います。

○議長（君嶋寿男君） 笹島議員。

○14番（笹島 猛君） 現在、那珂市においては自治会の加入率などが減ってきております。また逆に言いますと、自治会の活動に参加できないような、例えば高齢化であったり、その中で参加できないから自治会に加入しない、退会するということが聞かれる昨今です。逆に、自治会というのは基本的に互助会的な意味合いが非常に強いものが自治会の創設時期にあったのだらうと思います。その自治会の加入率を上げていく、そのためには、その自治会の中の問題点、例えば2年ごとに自治会役員が交代するような中においては、次の後継者がなかなか見つからない、継続的な事業にしても、継続的な対策にしてもなかなかとれないという問題点、そういう中で自治会を充実させていく、そして自治会の加入率を高めていく、でき

るだけ自治会の成り立ちがきちんと継続的に運用できるような、そして互助会的な役割を果たす自治会になっていくように地域担当職員制度を設立して、地域と行政のパイプ役として地域担当職員を配置して、担当職員が動いていただければきめ細かなまちづくりができ、地域力が一層増すことが期待ができると思いますが、いかがでしょうか、伺います。

○議長（君嶋寿男君） 市民生活部長。

○市民生活部長（石川 透君） お答えいたします。

地域担当職員を配置してはどうかというご提案でございますが、平成23年4月に、それまでの区長制度から自治会制度に移行いたしましたから丸7年が過ぎようとしております。この間、立ち上げ当初にはまちづくり委員会の会則ですとか、組織の立ち上げといったものをお手伝いするために、市職員によるサポートを行ったところでございます。ですが、7年たちまして運営が軌道に乗った現在では、まちづくり委員会あるいは自治会それぞれの自主運営をお願いしているところでございます。

また、現在、地域に住んでいる職員ですとか、あるいは元職員、職員のOB等がそれぞれの自治会等で運営に携わっているところもございまして、現在のところ新たな地域担当職員の配置ということは考えてございません。

市といたしましては、活動に必要な情報の提供ですとか相談業務などについて、全ての課、室が一体となって取り組むなどの支援を引き続き行ってまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（君嶋寿男君） 笹島議員。

○14番（笹島 猛君） 部長、これちょっと突然ですけども、那珂市内での加入率というのは70%、ただこれ菅谷で見えますと50%とか、50%切っているところがあるんですね。そうすると問題点は、一斉清掃とか奉仕活動もありますよね、それからいろんな行事、それから自治会費で、昨日も小宅議員が言っていました街灯代はどうしていくのか、ステーションゴミをどのようにしていくかという、地区内で関心がある方と無関心な方といろいろ分かれてなかなか複雑になってくるという、いろんな人が住んでいらっしゃるから一緒くたには言えませんけれども、やはりそのきめ細かなサービスというんですか、そういうことをしていただけないと、だんだん自治会制度も崩壊に近くなってしまうと、いろんな先進的な市町村を見ても、ですから早く何か手を打っておかないと、今日、明日でやれとは言っていないんですけども、そういうことも考えていったほうがよろしいんじゃないかというご提案なんです。どうなんですか。

○議長（君嶋寿男君） 市民生活部長。

○市民生活部長（石川 透君） 議員おっしゃるとおり、今、自治会の加入率は市全体では約70%前後というところございまして、また市街地域になるほど加入率が低下しているというのが現状でございます。これは那珂市に限らず、全国的な傾向、問題だと思っております。

市といたしましても、大変関心のある重要な問題ではございますが、ただ、ご承知のとおり、自治会というものは任意団体でございますので、これに加入を強制するということは法律上はできませんので、なかなか加入率をふやすということの特効薬は見出せないのが現状でございます。

といいましても、この状況をなるべく改善するためにさまざまな方策をまちづくり委員会あるいは自治会とも協議しながら、市としてできることを模索しながらやってまいりたいというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（君嶋寿男君） 笹島議員。

○14番（笹島 猛君） そうですね。やはり自治会ということを作成して運営しているわけですから、市としては何もかも自治会にお任せしますというわけにはいかないですね。やはり温かく見守って、きめ細かく見守っていかないと、そういうことがいろんな面でのコミュニティの崩壊までいかないですけれども、そのようなことに結びつかないうちに何とか少しずつ手を加えていくということが大事じゃないかなという私の意見ですけれども、そういうことです。

次は、市長と議会議員は市民から直接的に負託を受けた代表者であります。議会は市民の代表として市長や執行部との間で行政施設の説明や報告を受けたり、意見を申し上げたり、また提出された議案採決に参加をしたりするわけです。この市長や執行機関と議会の関係ですが、改めてこの二代表制に対する市長の考えをお聞かせください。また、これから議会とどのように向き合っていくのかお伺いします。

○議長（君嶋寿男君） 市長。

○市長（海野 徹君） まず、二代表制に対する私の考えですけれども、市政運営、それから市政改革をなし遂げるためには市民の皆様並びに市民の代表である議員の皆さんのご支援、ご理解をいただき、一丸となって取り組むことが必要であると考えております。

議決機関である市議会と執行機関の関係は、よく車の両輪に例えられます。二代表制の一翼としてお互いを尊重し、議論を深めながら、よりよいまちづくりのため互いに切磋琢磨していかなければならないと考えております。

執行部も、それから議会も目指すところは市民の福利向上をかなえることとなります。市民が主役となる行政運営に尽きると思いますので、その旨心がけていきたいというふうに考えております。

○議長（君嶋寿男君） 笹島議員。

○14番（笹島 猛君） 議会議員は是々非々さまざま、同じ方向を向いていてもその手法が違ったり、考え方の違いなどございます。そういう意味では、その議案、議案によって賛成してくれた議員、反対した議員、立場によって考え方とニュアンスというものがあるのですから、賛成しなかったからといって区別することなく、なれ合うこともなく、足を引っ張る

こともなく、その議案一つ一つに真摯に向き合いながら議論を進めていくのが二元代表制のあるべき姿だと思いますが、市長のご所見を伺います。

○議長（君嶋寿男君） 市長。

○市長（海野 徹君） そのとおりだと思います。

○議長（君嶋寿男君） 笹島議員。

○14番（笹島 猛君） 海野市政の2期目から当初の新鮮さは希薄となって、二元代表制の一翼を担う議会の審議を経ずに決定する行為が見受けられます。市長は議会を重視しなければならない立場なのに、議会を無視とも言える独裁的な行政運営が目につきます。その理由は何か伺います。

○議長（君嶋寿男君） 市長。

○市長（海野 徹君） 私は、今まで議会を無視して独裁的な行政運営を行ってきたことはありません。職員にも、議会に対しては丁寧な説明に心がけるように指示しているところです。しかしながら、こちらが意図せず議会に対し説明が不足してしまった案件もありますので、今後そのようなことがないように、改めて議会とのコミュニケーションを密に図るよう心がけてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（君嶋寿男君） 笹島議員。

○14番（笹島 猛君） 具体的に市長、どのようなコミュニケーションをとって密を図っていくのかな。

○議長（君嶋寿男君） 市長。

○市長（海野 徹君） 議案についてあらかじめこれから進めていくべきものについては丁寧に説明していく、その一言に限るんじゃないかと思います。

○議長（君嶋寿男君） 笹島議員。

○14番（笹島 猛君） 執行部と議会は那珂市を、この自治体をよくしていこうという思いは、方向はそれほど変わらないのですから、同じ方向を向いて建設的な、前向きな議論をしながら、または同じ方向に力を注ぎながら進むことがどれほど大きな力を発揮するだろうと思います。

議会と執行部は対立するのではなく、対峙しながらお互いに真摯に膝を詰め合いながら、目標や夢に向かって議論を進めていくべきです。そして、動くときには同じ方向を向いて、お互いに力を合せて前へ進むことが、その市にとって最大の効果が生まれると思います。

そこで、議会から指導なり、指摘等があった場合、そのような声を真摯に受けとめながら、膝を詰め合いながら議論していく中で力を合わせていくという考えはございますか、伺います。

○議長（君嶋寿男君） 市長。

○市長（海野 徹君） 先ほども申し上げましたけれども、議会と執行部は車の両輪でありま

すので、力を合わせて那珂市の発展と我々の至上の使命である市民の福利向上に、ぶれることなく邁進してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（君嶋寿男君） 笹島議員。

○14番（笹島 猛君） この項は終わりにしまして、最後に指定管理者制度について伺ってまいります。

指定管理者制度とは、それまで地方公共団体やその外郭団体に限定した公の施設の管理運営を株式会社をはじめとした営利企業、財団法人、NPO法人、市民グループなど法人、その他の団体に包括的に代行させることができる制度です。市民サービスの向上と行政運営の効率化、経費の削減を図るため民間の活力を活用しての推進として公共施設等の効率的な運営のため、これからも指定管理制度の拡大を進めていくのかお伺いいたします。

○議長（君嶋寿男君） 行財政改革推進室長。

○行財政改革推進室長（平松良一君） お答えいたします。

指定管理者制度は、平成15年に地方自治法の第244条の2の一部改正により創設をされた制度になります。公の施設の管理に民間の能力を活用し、施設の設置目的を最大限に実現し、市民サービスの向上と経費の削減などを図るものでございます。

当市におきましては、常陸鴻巣駅ふれあい駅舎及び那珂市総合保健福祉センター「ひだまり」において指定管理者制度を導入しております。また、平成30年4月からは那珂聖苑について指定管理者制度を導入をいたします。

これらを踏まえまして、指定管理者制度の効果が十分に期待できる施設につきましては、導入をしていくというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 笹島議員。

○14番（笹島 猛君） 指定管理に関しては、施設によって民間に任せても支障がないものとそうでもないものがあると思いますが、伺います。

また、一度指定管理制度を導入した場合、それをもとに戻すことは困難なのか、お伺いいたします。

○議長（君嶋寿男君） 行財政改革推進室長。

○行財政改革推進室長（平松良一君） お答えいたします。

指定管理者制度が適用できる公の施設につきましては、地方自治法上では範囲を限定しておりませんが、公の施設の中には当該施設の設置を根拠づける法律ごとにその管理の主体も限定していることが少なくありません。例えば学校の管理は設置者であります国、自治体、学校法人に限られております。道路、河川もそれぞれ管理者が法律によって定められております。

また、公民館については営利事業は禁止され、その館長は教育委員会が任命するというこ

ととさせていただきます。

一度指定管理者制度を導入した場合、これをもとに戻すことは困難かというご質問でございますが、指定期間中は指定管理者の責めに帰する事由がない限り、取り消しはできません。しかし、指定期間終了時に制度の導入効果が見られない、または指定管理者制度になじまないなどの事由があれば、指定管理者制度の枠組から戻すことは可能かと考えております。ただし、これまでに市職員の配置がえをしまして指定管理者制度の運用がされておりますので、市直営に戻すことは、運用等のノウハウやスキルの低下、職員の人員確保などの懸念が生じるものと予想してございます。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 笹島議員。

○14番（笹島 猛君） 人口減少社会のひずみは税収減にも直結します。指定管理者選定の2期、3期において1期目と同程度の指定管理料を維持していくことは難しいことなのかどうか分かりませんが、指定管理者の企業努力等によって質の高いサービスの提供を継続していくため、指定管理における問題点や課題をはじめ市民のニーズや利用状況、制度導入によって得られた効果を検証した上で施設経営の状況を的確に把握して、サービスの質の維持向上と効率的運営の両立に努めていくのかお伺いいたします。

○議長（君嶋寿男君） 行財政改革推進室長。

○行財政改革推進室長（平松良一君） お答えいたします。

議員ご指摘のとおり、ますます厳しくなる財政状況や市民ニーズの多様化などの課題に対応するためにも、指定管理者制度の導入は必要であると考えております。サービスの質の向上と効率的な運営の両立に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 笹島議員。

○14番（笹島 猛君） まさか施設を指定管理者に任せて、そういう他力本願的なことはないですね。

○議長（君嶋寿男君） 行財政改革推進室長。

○行財政改革推進室長（平松良一君） お答えいたします。

指定管理者は、毎年度終了時にその管理業務に関する事業報告を自治体に提出することになってございます。指定管理者の管理する公の施設の管理の適正を期するために、指定管理者に対しまして管理業務または経理の状況に関しまして報告を求めて、実地に調査または必要な指示をすることができるとさせていただきます。そこで、指定管理者の指定後も施設管理や事業運営を指定管理者に一方的に任せるのではなく、住民の福祉を増進する目的を持ってその利用に供するための施設であります公の施設がその役割を果たせるように監視や指導のほうをしていきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 笹島議員。

○14番（笹島 猛君） 中長期的な視点で、本市がよりよい公共サービスが提供できるように、これからどういう仕組みを構築していくのか、最後にお伺いします。

○議長（君嶋寿男君） 行財政改革推進室長。

○行財政改革推進室長（平松良一君） お答えいたします。

全国的にも行政の財政状況の悪化や公務員数の削減などを背景に、近年、官民連携に関する手法の導入が行われてきた経緯がございます。官民連携の必要性は今後ますます高くなっていくものと考えております。

また、地方分権の推進にあわせまして、今後は地域の特性に応じた多様な形での官民連携が行われることが予想されております。

当市においては、行財政改革を推進するために第3次那珂市行財政改革大綱に基づきまして行政改革に取り組んでございます。また、行政評価システムによる施策や事務事業の改革、改善を進めまして、行政サービスの向上に努めておるところでございます。

引き続き指定管理者制度の導入も含めました事務の効率化に取り組み、さらなる公共サービスの向上に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 笹島議員。

○14番（笹島 猛君） わかりました。

以上で私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（君嶋寿男君） 以上で通告7番、笹島 猛議員の質問を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。再開を午後1時といたします。

休憩 午後 零時03分

再開 午後 1時00分

○議長（君嶋寿男君） 再開いたします。

◇ 花 島 進 君

○議長（君嶋寿男君） 通告8番、花島 進議員。

質問事項 1. 国民健康保険の広域化に関連して、国保税負担、市の財政負担について。
2. 地域の交流館などへの補助金について。 3. 学校職員の勤務状況について。 4. 空き家バンク制度と周辺地域の振興策、区域指定について。 5. 地震予測について。

花島 進議員、登壇願います。

花島議員。

〔3番 花島 進君 登壇〕

○3番（花島 進君） おおむね質問通告に沿って質問いたします。

まず最初の課題、国民健康保険の広域化に関連する事柄についてお伺いします。

我が国では、国民の全てをいずれかの健康保険制度の対象とすることになっています。その中、国民健康保険は、企業と関連する健康保険組合、公務員等にかかわる共済組合などにも大きな役割を担っています。この国民健康保険は、民間の医療保険とは異なり、対象とされる者は強制的に入らされるというものであります。ですから、関連して保険税の納付が義務づけられているものです。社会保障の一環ですが、国庫や自治体からの資金だけでなく、保険を受けている者からも保険税を徴収して運営されているということです。

ですが、国民健康保険は、外の諸制度と違う面がありまして、被保険者の方々の平均的な経済基盤が弱いという現状があります。そのため、国保税の納入が大変大きな負担になって苦しんでいる方も多いいえます。

日本国憲法では、生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利ということが保障されています。ですが、そういうこともあります、健康保険税のために苦しめられる方が多く、そういうことがあってはならないとは思っていますが、少なからずいらっしゃるのが現状です。

この国民健康保険ですが、これまでは市町村が運営していました。しかし、本年4月から、国民健康保険の広域化というタイトルで会計の責任主体が茨城県になります。広域化は、財政基盤が強い自治体、弱い自治体、いろいろある中で、平準化を図るためなどと言われていますが、各市町村が一般会計から国保に独自に予算を繰り入れることに対して、国や県が干渉を強めることが懸念されています。ただ、現在のところは、制度移管ということもありまして、そのような圧力は少ないかなとは思っています。

そういうことで、特に収入が少ない方々の国民健康保険税への負担がこの制度変更、それからこれからまたふえる可能性があることを心配しています。これまで一般質問で制度変更によって納税額がどのように変わるかを聞いてきました。ですが、茨城県の計算や各種数値が定まらず、はっきりした回答ができないとの答えがありました。さすがに今回は来年度予算案がもうできていますので、お答えいただけると思います。国民健康保険利用者の国保税負担がどう変わるのか、変わらないのか、また国保税の将来見通しをお示しください。

○議長（君嶋寿男君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（加藤裕一君） お答えいたします。

議員おっしゃるとおり、国の持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法の一部を改正する法律が制定されたことにより、国保は、県と市町村の共同運営となりました。なりましたというか、30年度からなります。その中で、県が財政運営の主体となることから、市町村より事業費納付金を徴収する制度となりました。

当市の平成30年度の国民健康保険特別会計予算におきましては、歳入歳出総額58億300万円のうち、県に納める納付金としましては、総額17億7,411万円となっております。国保税収の伸びが見込めないことから歳入の不足が想定されるため、一般会計から昨年と同額の1億円、国保の支払準備基金から1億4,408万7,000円の繰り入れを行っております。このことにより、国保加入者の皆様に負担していただく保険税の税率につきましては、現状を維持することとなりました。

なお、将来の見通しになりますが、県全体の医療費の動向により、当市の納付する金額が変わってくることが予想されております。市としましては、積極的な保健事業を展開することにより、医療費の適正化に努め、健全な財政運営を目指してまいります。

なお、今回の制度改正によりまして、国保加入者の皆様におきましては、支障を来たすことなく従来どおり業務にあたってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 花島議員。

○3番（花島 進君） とりあえず来年度は支払準備基金からの取り崩しによって、今年と同じ税率にするという見通しとのことですが。ただ、残額は多くありませんよね、取り崩して。ですから、その先のことは早目に対応を検討し、できるだけ国保税の税率を上げないで済むように配慮願いたいと思います。

次の質問です。

今回の広域化の一つに平準化が言われています。茨城県では、税率が単純に各全県民に一律に課されるわけではありません。もともと1人当たりの医療費の水準も自治体ごとに異なるし、収入の水準も異なります。その中で、各市町村が県に納める納付金はどのように計算されるのかお話しください。

○議長（君嶋寿男君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（加藤裕一君） お答えいたします。

国保事業費の納付金の割り当てにつきましては、医療給付費分の納付金を例にとってご説明したいと思います。あらかじめ茨城県において年間の医療費を見込みまして、国等からの補助金等を控除した上で、県内の納付金総額を確定しております。確定された納付金総額を各市町村の医療費指数を考慮した後、那珂市の国保の加入者の所得の総額が県全体の国保加入者の所得総額に占める割合、所得の割合と那珂市の国保加入者数が県全体の国保の加入者数に占める割合、人数の割合に基づき納付金が割り当てられる仕組みになっております。

このことより、同じ所得水準であれば、市町村ごとの医療費水準に応じた保険税水準となるところでございます。

県全体の医療費が増加しますと、必然的に各市町村の納付金額総額が増加することになってきます。各市町村が割り当てられた納付金を納めることにより、県の財政が安定化し、各市町村において医療費が高騰したときの場合でも、安定した予算の執行が確保されることと

なります。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 花島議員。

○3番（花島 進君） なかなか実際は複雑で、1回聞いても、多分、理解できない人が多数じゃないかと思います。私も、1回聞いても理解できませんでした。

それで、一言で言えば、各市町村ごとの所得水準、医療水準から計算されるということで、同じ所得水準であれば、市町村ごとの医療費水準に応じた保険税水準になるということかなと思います。

実は、国民健康保険には国からの補助金も入りますよね。ですから、国の補助金はもちろんふえれば保険税も減っていいかなと思うんですが、そういうことで国の支出増額も求めたいところですけども、市としては、その辺はどうお考えですか。

○議長（君嶋寿男君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（加藤裕一君） お答えいたします。

国のほうでも、この国民保険税の財源の安定化を図るために、各種いろんな手当というか補助金を増額とかしているような状況でございますので、そちらのほうをよく動向を注視しながら、市としても対応してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 花島議員。

○3番（花島 進君） ありがとうございます。

先ほどのお答えにあった保健事業を積極的に展開して医療費の増加を抑えたいということについては、単に医療費を抑えるだけではなくて、お年寄りができるだけ健康に生きていってもらおうということで非常に大事だと思っておりますので、よろしく願います。

次の質問に移ります。

地域交流館などへの補助金についてです。

先日、平野台団地の方から、平野コミュニティセンターは利用する住民が多く、施設も大きいのに市からの補助が少ない、もっと出してほしいという訴えがありました。私の住む額田地区にも、額田中央公民館というものがあります。これらの施設は、社会教育法にある公民館ではなく、市政では地区公民館と呼んでいるそうですが、市の補助金は対象地域の住民の数や施設の規模を考慮した補助金にすべきだと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（君嶋寿男君） 市民生活部長。

○市民生活部長（石川 透君） お答えいたします。

今、議員ご指摘のとおり、平野コミュニティセンターですとか額田中央公民館などを地区公民館というふうに呼んでおります。社会教育法で規定されております公民館は、市で管理しておりまして、使用などにさまざまな法律上の制限がございますが、地区公民館は自治会が管理運営する施設でございます。

議員おっしゃる3万円という交付金でございますが、これは自治会へ交付いたします地域まちづくり交付金、これの算定基準の中で、地区公民館を管理する自治会に対しまして、1施設に対して一律3万円を加算しているものでございます。

以上です。

○議長（君嶋寿男君） 花島議員。

○3番（花島 進君） 地区公民館があるから3万円は出すけれども、そのために出すというんじゃないで、要するに自治会に対する交付金に加算されているだけということですね。ですから、使い道は自治会のほうで自由にどうぞということかと思えます。それは、その交付金の算定基礎の内訳はどのようなものなのでしょうか。

○議長（君嶋寿男君） 市民生活部長。

○市民生活部長（石川 透君） 交付金の算定基礎でございますが、まず地区のまちづくり委員会と自治会への交付金というものがそれぞれございまして、それぞれの算定基礎がございます。

まず、地区まちづくり委員会でございますが、均等割が130万円、人口割といたしまして1人当たり70円、事務局員の報酬分といたしまして、事務局員1人につき180万円となっております。

また、一方、自治会のほうでございますが、自治会につきましては、均等割が27万円、世帯割といたしまして加入世帯1世帯当たり1,950円、文書の配送事務分といたしまして1世帯当たり1,200円、それから防犯灯の維持管理分といたしまして、防犯灯1灯当たり1,800円、それと自治活動施設維持管理分と、これが地区公民館を持つ自治会に交付しているものですが、これが1館当たり3万円というふうになってございます。

以上です。

○議長（君嶋寿男君） 花島議員。

○3番（花島 進君） 概略はわかりましたが、平野地区のものは、ちょっと特殊な事情がいろいろあると思いますよね。細かいことはともかく、1つは、3つの自治体が1つの公民館を持っていて、それなりに規模も大きいということがあると思います。その各自治体ごとに3万円の加算がされているのでしょうか。それとも、代表自治体だけに出されているのでしょうか。

○議長（君嶋寿男君） 市民生活部長。

○市民生活部長（石川 透君） 平野コミュニティセンターのお尋ねだと思いますが、平野コミュニティセンターは、平野第1、第2、第3、それぞれ3つの自治会によって管理運営がなされております。この交付金でございますが、これは1館当たり3万円ということで上乗せ交付しているものでございますので、これについては1館分ということで3万円が交付されているということでございます。

○議長（君嶋寿男君） 花島議員。

○3番（花島 進君） 今の状況はわかりました。外にも市内にいろんな地区公民館があると思いますので、その辺、それぞれの公民館にどのくらいの費用がかかっているのかを把握しているかをお聞きしたいんです。まず、自治会がいくつあり、地区公民館はどれだけありますでしょうか。

○議長（君嶋寿男君） 市民生活部長。

○市民生活部長（石川 透君） まず、自治会の数でございますが、全部で69の自治会がございます。そのうち、地区公民館を持っているという自治会が55の自治会でございます。ただ、1つの自治会で複数の集会施設なり地区公民館を持っているというところがございますので、地区公民館の数といたしましては60施設ございます。

以上です。

○議長（君嶋寿男君） 花島議員。

○3番（花島 進君） 55自治会が持っていて60施設があるということは、複数持っている自治会が複数あって、なおかつ平野台みたいに3つの自治会が1つしか持っていないところもあるということですね。

では、ただ単に出せと私が言うのも、すぐにはできないというのはわかりますので、各地区公民館の管理費について、どのような費用がかかっているのかどうか、ぜひ調べていただきたいと思うんです。今、資料はございますでしょうか。

○議長（君嶋寿男君） 市民生活部長。

○市民生活部長（石川 透君） 地区公民館につきましては、各自治会が所有して管理していただいておりますので、施設管理等に要する経費につきましては、市では把握してございません。

○議長（君嶋寿男君） 花島議員。

○3番（花島 進君） 今のところはそれでいいとしても、先ほどの別の議員の質問からありましたように、自治会をどう活性化するかとか、自治会により多くの人に入ってもらうにはどうしたらいいかということを考えなきゃならないので、市に地区公民館の運営に干渉せよということではないのですが、どのような経費がかかり、どのような負担を自治会がしているかについては、今後把握していただけることを望みたいと思います。どうでしょうか。

○議長（君嶋寿男君） 市民生活部長。

○市民生活部長（石川 透君） 各地区の自治会、地区公民館の維持管理費がいくらぐらいになっているのか、各自治会の協力をいただきまして、協力していただける自治会につきまして調査するというので、後でご報告させていただきたいと思います。

○議長（君嶋寿男君） 花島議員。

○3番（花島 進君） よろしく申し上げます。

それを聞いてから、また交付金の算定基準などについていろいろ考えてみたいと思います。次の質問に移ります。

学校職員の勤務状況についてです。

学校職員の勤務時間などが過重であることは広く言われています。そのために、健康を害する方も多くいるというように見受けています。教育に熱意と、それから資格を持っていても、仕事がきつ過ぎて教職にはつけないとためらう方もいるのが現状じゃないかと思います。

こういう状況を改善するためにも、第1にすべきことは、正規雇用の教員をふやすことだと思っています。しかし、実際には、那珂市においては、正規雇用の教員は県の扱いになっているので、茨城県の基準とか方針、それから予算の制約があり、那珂市独自でできることは限られているかなと思っています。ですが、ただ見ているだけでなく、国や県に強く訴えることが必要と考えています。それで、そういう声を上げるには、現状を把握して示すことが必要かなと思っています。勤務時間などを数値的に明らかにしていくことが私は有効だと思っています。

さきの12月議会で同じような質問をしましたが、各学校長が教師の勤務状況を把握しているというお話でした。ですが、具体的なものはまだ出てきていないということですね。学校長任せではなくて、詳細に調査し、認識を新たにさせていただきたいと考えています。私自身、知人などから教師の仕事についていくらか聞いています。教師の仕事を羅列した表も見ました。新入教員の指導用のものですが、非常に多岐の項目があり、実に変だなど思いました。私なんかも高学歴ですけれども、何ていうんですかね、そういう多様なことをやらなきゃならないというのはもうとても耐えられない性格で、これでは学校の教師はできないなと思ったくらいです。

さきに共産党の県議団が茨城県のほうからいただいた資料もお渡ししています。過重労働改善に向けて力になる調査を行って、結果を示していただきたいと思う、結果というのは調査結果ですね、まずは。できれば改善の結果も示していただければ素晴らしいんですが、そんな一足飛びにそこまでは要求いたしません。

○議長（君嶋寿男君） 教育部長。

○教育部長（高橋秀貴君） お答え申し上げます。

議員ご指摘のとおり、学校職員の勤務時間については、昨今、過重であると言われていたところがございます。出退勤の時間や時間外勤務の実態につきましては、各学校長が管理、把握しており、問題等があった場合には、その都度、教育委員会に報告することとなっております。

教職員の時間外勤務の主な内容としましては、児童生徒のノートや作品の評価、コメント入れなどの学級担任としての業務、学習指導案等の作成等の業務が多いと聞いております。

教育委員会といたしましては、今回、議員のご質問を受けまして、改めて各校の勤務実態の詳細を調査し、結果がまとまり次第、ご報告したいと考えております。

また、教職員の配置数は、児童生徒の教育環境に大きく影響いたしますので、定員増につきましては、県のほうにも強く要望をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 花島議員。

○3番（花島 進君） よろしく申し上げます。

業務の中にいろいろ挙げられているんですが、何といたらいいいんですかね、正式な勤務ということになっているのかどうかはわからないんですが、部活の指導とかいうのも入っていますね。そういう点も見て、勤務実態等を調査の場合、平均値だけでなくどのように分布しているのか、どういう時間の人がどういう仕事でどのくらいの項をやっているという、その分布図を見ながら考えることができるような調査をお願いしたいと思います。

私自身、中学時代に部活をやっていたんですが、今の部活動に比べたらはるかに短い時間しかやっていないような印象で、土地柄の違いかもしれませんが、本当にそこまで先生に負担をかけていいのかと疑問に思っています。ちなみに大阪府でしたかね、部活指導に外部の方を入れるのを公式に進めようとしています。ついにはそういうことも考えなきゃならないかもしれませんが、まずはきちっとした調査をお願いしたいと思います。

では、次に、空き家バンク制度と周辺地域の振興策、区域指定等についてお伺いします。

区域指定制度が始まってそろそろ1年になります。外の議員からも質問がありました、この1年間の実績はどうだったかということについて、傍聴の方々は聞いていない方もいらっしゃるので、もう一度お答えいただけたらと思います。

○議長（君嶋寿男君） 建設部長。

○建設部長（引田克治君） お答えをいたします。

議員のおっしゃるとおり、昨年4月から市街化調整区域において、この区域指定制度というものを始めました。この指定した区域内における開発許可件数と許可面積は、本年の2月15日現在で17件、約7,530平方メートルでございます。

なお、申請者の現住所の内訳ですが、市内の方が10件、市外の方が7件ということになっております。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 花島議員。

○3番（花島 進君） それは去年なり、その前々年の実績よりもふえていると言えますでしょうか、数的に、面積的に。

○議長（君嶋寿男君） 建設部長。

○建設部長（引田克治君） 場所によってふえているところもあります。現状維持、同じぐらいのところもあるというのが実態でございます。

○議長（君嶋寿男君） 花島議員。

○3番（花島 進君） まだ制度が始まって1年程度ですので、本当によかったか、そうでもなかったかというのは、まだまだわからないだろうというのは承知しております。

次の質問です。

空き家バンク制度が今年の1月よりスタートしました。ちょっとサイトと言っているんですけど、市のウェブを見ても、登録はゼロですね、ちょっと前に見た。それはとやかく、今のところ言うつもりはありません。ですけれども、そこで見て気がついたというか、前からわかっていたんですけども、対象とする空き家は、市街化区域内あるいは市街化調整区域の中の区域指定の区域だけになっていますね。それだけでは、特に私の住んでいるような那珂市の周辺地域の空き家対策や地域の活性化には有効度が低いと私は考えています。

市街化調整区域内の住宅も空き家バンク制度で扱えるように範囲を広げるべきだと考えています。ただ、そういう場所の登録には、これこれの土地はこういう制約があるんだということをはっきりさせなきゃならないので、簡単じゃないということはわかります。ですが、ぜひご検討いただきたいんですが、いかがでしょうか。

○議長（君嶋寿男君） 市民生活部長。

○市民生活部長（石川 透君） 空き家バンク制度でございますが、今年の1月に開始したばかりでございます。まだ2カ月程度でございますが、登録までの実績には至っていないところでございます。

対象区域として、市街化区域と市街化調整区域の区域指定地域内だけということによってやっております。これにつきましては、例えば全地区に広げるということになりますと、都市計画法ですとか建築基準法等々に関する要件など、さまざまな要素が複数に絡みまして、専門的な知識と体制整備が必要不可欠でございます。

したがって、現在のところ、市街化区域と区域指定地域内だけとしているところでございます。

しかしながら、これを全地区に広げるということにつきましては、市といたしましても、今後の課題というふうに捉えているところでございます。

以上です。

○議長（君嶋寿男君） 花島議員。

○3番（花島 進君） よろしく願いますということですが、それに関連して、区域指定の問題です。

私がかねがね、周辺地域の振興策として区域指定では不十分だというふうに感じていました。昔は既存宅地制度というのがあって、現に私も、その制度で額田の地に土地を購入して、家を建てて今に至っています。都市計画法そのものがつくられたときは高度成長の時代で、経済も、人もふえるときだったんですが、今の時代には何か合わなくなっているかなと前から思っています。特に周辺地域においては、都市計画法で考えている市街化調整区域の発想は、農業なり漁業なり、そういう既存の産業でそこが維持できるという想定というまでは言いませんが、考えの上に成り立っているように思うんです。

ところが、ご存じのように、今の時代、農業の相対的な重みはどんどん減ってきて、農業だけで食べている人はどんどん減っていっていると。それから、それ以外にも、人は仕事を

求めて広い範囲に移動して移住するようになってきています。そうすると、市街化調整区域のところは、人が出ていく力ばかり多くて、入ってくる力が少ないままですから、当然のように人口減少というふうになりかねないと思っています。そういう点で、考え方を考えるべきだと思っているんです。

それで、現行の都市計画法上の運用について、市街化調整区域の宅地建設に関してはどのような運用がされているか、お話しいただきたい。

○議長（君嶋寿男君） 建設部長。

○建設部長（引田克治君） お答えをいたします。

昭和46年3月15日以前、いわゆるこれが線引き日ということになりますが、この線引き日以前から建築物が引き続いて現在も存在している敷地につきましては、都市計画法施行規則第60条の規定による適合証明をもって建築が可能となっております。

また、登記簿上の地目が線引き日以前から継続して宅地である土地につきましても、都市計画法43条第1項による建築許可をもって建築が可能となっております。

以上の場合につきましては、いわゆる属人性を問わずに誰でも住宅の建築が可能なものでございます。

一方、線引き日以後に都市計画法29条等の開発許可を受けて建築した宅地に関しましては、当時の開発許可条件として属人性が伴いますので、一般的に都市計画法42条または第43条の建築許可の取り直しが必要となるものでございます。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 花島議員。

○3番（花島 進君） 私が当初考えていたよりも規定は厳しくないといったら変な言い方ですけれども、私自身は勘違いしていたのかなと思います。今の話もちよっと、多分、多くの人はよくわからないと思うので、具体的な例のいくつかについてどうなのか、お聞きしたい。

答えの繰り返しになる側面はあると思いますが、まず一例は、ある場所が46年の都市計画法による線引き、線引きというのは、要するに、ここは地域ごとの用途を決めた境界などを設定したという意味ですよね。そのときに住宅であって、それで、ある外からの人が土地ごと購入して、もとの住宅を取り壊して新築する場合、これが1つ。

もう一つは、同じように線引きの時点で宅地であって、住宅があったんだけど、その後、当地の人が家を建てかえた、壊して新しく建てた、それをさらに外からの人が購入して建物を取り壊して新築する場合はいかがか。

3番目は、都市計画法による線引きの時点で宅地であって、住宅があったんだけど、途中で取り壊されて更地になり、区画が分筆されているけれども、家が建たずにそのままに放置されていたという1区画をある人が、外からの人が購入して住宅を新築しようとする場合、どうなるか。

この3例について、具体的な例を挙げましたのでどうなるか、お願いします。

○議長（君嶋寿男君） 建設部長。

○建設部長（引田克治君） お答えをいたします。

まず、1つ目の事例でございますけれども、線引き日の時点で既に住宅があり、現在も引き続き建物が存在している場合は、先ほどの答弁における都市計画法に適合していることを確認するものとして、都市計画法施行規則の第60号の適合証明を取得することにより、第三者が購入して建てかえをすることが可能となっております。

2つ目の事例でございますが、1つ目の事例の後、住宅が改築された場合はどうなるのかということでございますけれども、こちらの改築が合法的に行われ、今でも住宅が存在するものであれば、1つ目の事例と同じように、都市計画法の適合証明を取得することで第三者が建てかえることが可能となっております。

そして、3つ目の事例でございますけれども、線引き日の時点で宅地であり、住宅が存在していたが、建物が取り壊され更地になり、その後、2筆に分筆された土地の場合はどうなのかということでございますが、この場合は条件が厳しくなります。

まず、条件の一つとして、当該土地が登記簿上、線引き日以前から宅地であること、これが条件になります。そして、その当該土地が市街化区域から1キロメートル以内にある場合は、50戸以上の住宅が存在する集落であること。また、当該土地が市街化区域から1キロメートルを超えたところにある場合は、宅地が連担し、なおかつ50戸以上の住宅が存在する集落であること。さらに、分筆後の土地の面積が最低300平方メートル以上であることなどの条件を満たした場合に限り、新たに都市計画法に基づく建築許可を取得することで建築が可能となるものでございます。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 花島議員。

○3番（花島 進君） 専門家はこれでわかるだろうと思っているんでしょうけれども、わからないことがいくつかあるんですが、これ証明を取得することでという意味は、上のことであれば証明を取得できるものであって、それをきちっと証明をとればというふうに解釈してよろしいですね、言葉が。

○議長（君嶋寿男君） 建設部長。

○建設部長（引田克治君） おっしゃるとおりでございます。

○議長（君嶋寿男君） 花島議員。

○3番（花島 進君） こういう制度をよく理解すれば、周辺地域の空き家対策とか振興策に非常に役に立つということが認識できました。地元の自治会などとも相談しながら、こういうのをいかに使えるかを考えていきたいと思っています。

最後の大項目に入ります。

地震予測について、市としてどのように把握しているかということです。

まず、この質問を私が考えた背景には、東海第二原発の運転再開の可否が問題になってい

る中で、いろいろ調べたことから感じることもありまして質問するわけです。

東海第二原発の運転の再開可否については、その中で非常に大きな項目が将来の地震の可能性をどう考えるかということであることは言うまでもないです。それを調べている中で、文部省関連の地震調査委員会が地震予想マップを出していることを知りました。これはもう日本全国あちこちを網羅していきまして、その中で現在の知見の範囲で、地震のもとになる地殻変動の大もとを想定して、それから確率評価を行い、どういう地殻変動、要するに震源断層のずれがどうあったらどのように波が起きて、それがどのように伝わっていくかということなどを計算して、各地の震度予測をしています。

それは起こりそうな地震ということが非常に大事なことで、原発の想定に関しては、それでは全く不十分と私は実は考えています。原発の場合は、単に起こりそうなものじゃなくて、起こり得る地震を考えなきゃいけないというのが私の考え方です。ですが、一般防災に関しては、それはもう非常に役に立つ知見ではないかというふうに思っています。

市として、この地震調査委員会の地震予想マップをどういうふうに把握していますでしょうか。

○議長（君嶋寿男君） 市民生活部長。

○市民生活部長（石川 透君） お答えいたします。

議員、今お話しされましたように、文部科学省の地震調査研究推進本部というところで確率論的地震度予測地図というものを示しております。それによりますと、今後30年以内に震度6弱以上の揺れに見舞われる確率というものがその地図で示されておりまして、これを見ますと、本市、那珂市も約25%の確率で今後、東日本大震災のような大地震が発生する可能性があるということでございます。

さらに、那珂市地域防災計画におきましては、本市に被害をもたらす可能性のある地震といたしまして、茨城県や中央防災会議の資料をもとにいたしまして、茨城県南西部西側直下地震、それから茨城県南西部東側直下地震、それと塩屋崎沖地震、それと茨城県南部直下のプレート境界地震と、この4つを想定しております。これらのマグニチュードは7.0から7.8ということで、那珂市に予想される震度は4から6弱というふうになってございます。

いずれにしても、内閣府等で地震被害想定システムというものがございまして、これを利用いたしまして、那珂市で震度7になるような地震を想定した場合の被害想定も示されておりますので、これらを前提として、最悪の場合を想定した計画としているところでございます。

以上です。

○議長（君嶋寿男君） 花島議員。

○3番（花島 進君） よく把握していらっしゃるということで、心強いと思います。

那珂市の地域防災計画は立派な冊子になっていきまして、長過ぎて、私、正直、全部読んでいないんですけども、ここに今お答えになったように、最大震度7を想定していらっしゃる

るということで、それも大事なことかと思いますが、那珂市で立派な防災計画、地震、災害があつたらこういうように動くよというをつくるだけではなくて、市民の防災意識の中で、どういうことが起こり得るのかと、どのくらいの率で起こりそうなのかという大体のイメージを持ってもらうことが非常に大事だと思います。

つまらないことから言えば、例えば家の中の大きな本棚だとか茶たんすがいかに倒れないようにしておくか、そのときにどのくらいの揺れを考えてもらうのかとか、さらにちょっと大変かもしれませんが、弱そうな住宅とか建築物は補強してもらうなり考えてもらうという、あるいは何もなくてもここは危ないんだぞとわかってもらうということも大事かと思っています。

それで、今のお答えにありますように、25%程度の確率で起こるといふ震度は、6とかその程度なんですよ。これはまさにお答えにありましたように、この間の地震のこの辺の揺れですね。たしか福田が6弱で、瓜連のほうで6強だったというふうに私は記憶しています。ですから、あの地震が私にとっては一生で1度の大きな地震だったんですけれども、本当にちまたに言われる1,000年に一度とか、そういうことを言っている人もいるんですが、那珂市の揺れに限っていえば、あの程度の地震は二、三十年の間に起こったっておかしくない地震かなと思っています。

そういうことは、じゃ、実は市民がどれだけ感じているかということ、実に心もとないんじゃないかなと私は思います。そういうことをきちっと認識してもらうことが大事かと思えますので、先ほど私が言いました地震予想マップは、市も認知しているといいますか、よくわかっているらっしゃるので、そこでどのくらいの率で起こるよということが書いてあるというのは非常に大事なことなので、そういうものも使って市民の意識の向上に努めていただきたいと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（君嶋寿男君） 市民生活部長。

○市民生活部長（石川 透君） 議員ご指摘のとおり、地震予測なども含めました関連情報といひますか、そういったものをホームページですとか広報紙等々で市民へ提供いたしまして、市民の防災意識の向上を図ってまいりたいというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（君嶋寿男君） 花島議員。

○3番（花島 進君） よろしくお願ひいたします。

以上で私の質問を終わります。

○議長（君嶋寿男君） 以上で通告8番、花島 進議員の質問を終わります。

暫時休憩をいたします。再開を午後2時といたします。

休憩 午後 1時43分

再開 午後 2時00分

○議長（君嶋寿男君） 再開いたします。

◇ 助 川 則 夫 君

○議長（君嶋寿男君） 9番、助川則夫議員。

質問事項 1. 本年度当初予算編成について。 2. 下水道整備事業について。 3. 米の減反政策廃止について。

助川則夫議員、登壇願います。

助川議員。

〔15番 助川則夫君 登壇〕

○15番（助川則夫君） 議席番号15番、助川則夫でございます。

本定例会、30年度の定例会ラストの一般質問ということで、大変私自身も疲れております。同じようなことを二度言うかもしれません。ご了承のほどを。

本年度当初予算編成についてということで伺ってまいります。

海野市長は、行政の執行権のトップの職につかれて2期目、最終年度であります。そのような中、配付されております平成30年度の施政方針によりますと、歳入では、地方交付税は、国の概算要求において交付税予算総額が前年度比2.5%の減額を示され、また合併算定がえ縮減により減額が予想され、厳しい状況下の中でどのような点を最重要視され市長は予算編成にあられたのかお伺いをいたすわけでありますが、先ほど来、午前中の笹島議員と重複する部分が出てきておりますが、質問の流れの関係でございますので、議員各位にはご了承をいただきたいと思っております。

まず初めに、市長からお伺いをいたします。

○議長（君嶋寿男君） 市長。

○市長（海野 徹君） ただいま議員がおっしゃったように、私が市民の皆様の負託を受けてから、市長の職責につきましてから7年が過ぎまして、残任期間も1年を切りました。市民の皆様には安心・安全で心地よさが実感できる、満足度の高い行政サービスが提供できるような予算編成に配慮をしたところでございます。

議員ご指摘のとおり、地方交付税の節減によりまして、本市においても非常に高い、厳しい予算編成を余儀なくされたところでございます。

しかしながら、本年は2期目の集大成として、また今後10年間のまちづくりの指針となる新しい総合計画の初年度としてふさわしい予算案となるよう努力をしたところでございます。

このような中、本市の重要事業としまして、幼稚園を1つに統合する公立幼稚園建設事業

や新たな民間保育所の整備など子育て環境の充実を図る事業や、今年度、子供に向けて大型複合遊具の新設などに引き続き桜の更新や交流施設改修など、多世代交流施設として整備を進める静峰ふるさと公園魅力向上事業、また助川議員、ご熱心な那珂川河川敷の有効活用を図るために、国とともに多目的広場等を整備するかわまちづくり支援制度活用事業、それから災害や武力攻撃に備え防災情報を速やかに伝達し、市民の安心・安全を確保するための防災設備整備事業などにつきまして、特に力を入れて編成をしたところでございます。

○議長（君嶋寿男君） 助川議員。

○15番（助川則夫君） ただいま答弁いただきました公立幼稚園の建設事業は、1園に統合する集約事業であります。公共の施設の集約はデメリットが出てきます。それを上回るメリットを市民に対してお示しをされなければならないと考えるわけでございます。その点についてはどのようなことが挙げられるのか、お伺いをいたします。

○議長（君嶋寿男君） 市長。

○市長（海野 徹君） お答えします。

現在の市内の幼稚園は、急激な少子化により、共働き世帯がふえて保育所の需要が増加したことなどにより、各園の園児数が減少し、適正規模での集団教育が維持できなくなりつつあります。

ご存じのように、幼稚園は生涯にわたる人間形成の基礎が培われる場所であるため、統合することにより、適正な集団教育を確保することができます。

さらに、懸案でありました施設の老朽化もあわせて解消できることが最大のメリットではないかというふうに考えております。

以上です。

○議長（君嶋寿男君） 助川議員。

○15番（助川則夫君） また、静峰ふるさと公園魅力向上事業は、来園者増を図る事業、そしてまた、かわまちづくり支援制度の活用により交流人口を図る事業と考えます。それぞれの目標等がお考えであれば、お伺いをいたします。

○議長（君嶋寿男君） 市長。

○市長（海野 徹君） 静峰ふるさと公園の魅力向上事業は、平成30年度からの第2次那珂市総合計画の施策の一つとして、地域資源を生かした観光の振興を図ることを位置づけており、観光入れ込み客の増加につなげていきたいというふうに考えております。

また、助川議員、大変ご熱心なかわまちづくり支援制度活用事業につきましては、那珂川河川敷の有効活用を図るため、国とともに多目的広場等を整備する計画であります。市民の地域活性化につながるイベントやスポーツ大会を通じて、那珂市のPRの場、市民と市外からの来訪客の交流の場として活用し、那珂市に興味を持ってもらい、何度も遊びに来てもらうなどして、市内への人口還流の増加などにつなげていければ定住にもつながっていくんじゃないかというふうに考えております。

以上です。

○議長（君嶋寿男君） 助川議員。

○15番（助川則夫君） そのような事業を最重要視されながら今年度予算編成にあたられたわけではありますが、市長の満足度は、100%に近い満足を得られる予算編成になれたのか、率直なお気持ちをお伺いいたします。

○議長（君嶋寿男君） 市長。

○市長（海野 徹君） 満足度と言われましても、満足しています。

○議長（君嶋寿男君） 助川議員。

○15番（助川則夫君） お答えいただきにくいのかなとは思いますが、100%に近い満足度を持たれて、自信を持たれて予算編成にあたられるのが市長の役割だと思っております。お答えいただいたそれぞれの事業が市民にとってやっていただいてよかったと言われるよう、最大限のご期待をすところでございます。また、最後の防災設備整備事業は、市民の皆様にとって安心を担保する事業でありますので、これも一日も早い整備完了を願うところでございます。

以上で市長に対しての直接の質問は終わります。

下水道整備事業についてお伺いをしてまいります。

下水道の整備事業に対しては、多くの市民が一日も早い整備を望む事業の一つと考えております。本年度予算内示資料の下水道事業特別会計では、前年度対比8.3%増の22億3,000万円が収支の額であります。平成19年度に下水道審議会の答申を受け、私自身も審議員の一員でありましたが、議会の承認を受け、第1次整備優先地区のⅠ期地区、額田、後台地区、Ⅱ期地区の後台、戸多、中里地区の污水管布設工事をただいま、今年度進める予定でございますが、Ⅰ期地区、Ⅱ期地区のそれぞれの面積はどれくらいなのか、また地区ごとの受益世帯数は何世帯ずつなのか、お伺いをいたします。

○議長（君嶋寿男君） 上下水道部長。

○上下水道部長（石井 亨君） お答え申し上げます。

平成30年度に整備いたします予定面積でございますけれども、Ⅰ期地区の額田地区においては約12ヘクタール、後台地区はⅠ期、Ⅱ期合わせて約8ヘクタール、Ⅱ期地区の戸多地区におきましては約8ヘクタール、中里地区におきましては約3ヘクタールの見込みでございます。

また、先ほど受益世帯数は何件かというご質問でございます。お答えします。

額田地区は約65世帯、後台地区においては約50世帯、戸多地区は約40世帯、中里地区におきましては約35世帯の見込みとなっております。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 助川議員。

○15番（助川則夫君） 議員各位のところ、議長の許可をいただきまして資料を配付させ

ていただいております。大変縮小版で見づらい形でありますので、ちょっと皆さん方に大まかな場所のところをお示しをさせていただきたいと思っております。

図面右上のブルーと、それからオレンジの部分がありますが、ブルーの部分がⅠ期地区でございます。オレンジの部分はⅡ期地区になるわけでございますが、ちょうど右側の上の丸のポイントは、額田の神社の周辺ということのようでございます。さらに下側の黒丸の地域は、後台地区のⅠ期、Ⅱ期地区の隣接する部分のようでございます。そしてまた、上側の黒丸のところは中里の地区のⅡ期地区であります。そして、左側のオレンジの部分が、黒丸2つありますけれども、これは城里那珂線をまたぎまして、両サイドに工事を進めるというようなことであるので、丸が2つにさせていただいております。そのような形で今後進められる予定のようでございます。

ただいまお答えをいただきましたエリア面積でも、世帯数のために、今年度建設費として約10億2,000万円余り計上をされたということのようではございますけれども、それでこの地域を賄い得るというふうに理解してよろしいのでしょうか。

○議長（君嶋寿男君） 上下水道部長。

○上下水道部長（石井 亨君） お答え申し上げます。

下水道建設費として計上しました10億2,124万3,000円でございますけれども、平成30年度公共下水道整備費、これは人件費も合わせますけれども、9億9,269万1,000円と、その外に茨城県が整備します那珂久慈流域下水道の負担金でございます2,855万2,000円が内訳となっているところでございます。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 助川議員。

○15番（助川則夫君） 本年度の下水道整備費は、今お答えいただきましたように、下水道の整備費に、そしてまた人件費に9億9,000万円余りということでもありますけれども、今年度整備される世帯数は、4カ所のエリアを含めた世帯数は190世帯ということでもありますので、単純計算しますと1世帯当たり500万円くらい公費を支出するということになるわけでございます。この費用に関しては、費用対効果を考えた場合に、適切な公費の使い方なのかということを考えなければならない時代に入っているのではないかとというふうに私自身は考えます。

平成28年度末までの市債の残高、そしてまた一般会計、各特別会計それぞれのぐらいつに残高はなっておられるのか、お伺いをいたします。

○議長（君嶋寿男君） 総務部長。

○総務部長（川崎 薫君） お答えいたします。

平成28年度末時点での一般会計の市債残高でございますが、170億3,422万4,000円となっております。

また、特別会計でございますが、上菅谷駅前地区土地区画整理事業特別会計では5億

4,206万5,000円、下水道事業特別会計では105億2,042万5,000円、農業集落排水整備事業特別会計では43億844万3,000円となっております。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 助川議員。

○15番（助川則夫君） 今ご答弁いただきましたように、一般会計、特別会計、平成20年度末現在、市債総額は285億3,514万円余りになります。膨大な金額であります。平成28年度末までがこの金額でありますので、下水道事業の特別会計予算書を見ますと、歳入面では市債が7億7,670万円、歳出では公債費8億9,000万円余り、また農業集落排水整備事業特別会計では、歳入では市債3億9,200万円、歳出では公債費が2億7,300万円余りの計上となっております。

下水道事業特別会計、農業集落排水整備事業特別会計で、平成29年度末までの市債残高はどのぐらいになっておりますか、お伺いをいたします。

○議長（君嶋寿男君） 上下水道部長。

○上下水道部長（石井 亨君） お答え申し上げます。

平成29年度末の起債の残高でございますが、現在事業途中でありますので、見込み額となります。下水道事業全体の起債残高でございますけれども、約104億2,700万円、農業集落排水事業全体の起債残高で約45億4,300万円でございます。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 助川議員。

○15番（助川則夫君） 本年度の整備優先地区のⅠ期地区、Ⅱ期地区の整備面積はそれぞれ地区のものの何%ずつになるのか、お伺いをいたします。

○議長（君嶋寿男君） 上下水道部長。

○上下水道部長（石井 亨君） お答えいたします。

平成30年度末の整備率の見込みとしましては、Ⅰ期地区の額田地区においては約98%、Ⅰ期、Ⅱ期を合わせた後台地区においては約25%、Ⅱ期地区の戸多地区でございますけれども約17%、中里地区は約79%でございます。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 助川議員。

○15番（助川則夫君） どこの地区も同様でありますけれども、私自身がわかりやすく戸多地区の事例を挙げますと、整備計画では、工事開始から5年間で工事完了とする計画でありました。今日の予算配分の状況を考えますと、とても計画どおりの年数では工事完了しないと考えられます。工事軽減策等をしっかりと知恵を出して工事の進捗率を上げていただきたいと考えるわけですが、工事費の軽減策等があるのか、あればお伺いをいたしたいと思っております。

○議長（君嶋寿男君） 上下水道部長。

○上下水道部長（石井 亨君） お答えいたします。

ただいま議員のほうから戸多地区の事例ということで挙げましたので、私のほうは戸多地区でございますけれども、平成27年度から工事を着手しております。当地区でございますけれども、県道長沢水戸線が南北に走る縦長の形状であり、当初計画では、県道部において原則推進工法として計画しておったところでございます。推進工法、かなりの工事費がかさむということで、そのために道路管理者である常陸大宮土木事務所と再度協議を行いまして、推進工法から開削工法の許可をいただいたところでございます。そのようなことで一般的開削工法に、工事の安い工法を提供するというところで削減を図っておるところでございます。

ただし、埋設管または土質によって、この開削工法が不可能な箇所もあろうかと思えます。その場合においては、推進工法を適用するという考えであります。同じように他の地区においてもこのような工法、もしくは路線の見直し等を行いつつ、工事費の軽減に努めておるところでございます。このように工事費軽減を図ることによって、進捗率も少しでも伸ばそうという考えで進めているところでございます。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 助川議員。

○15番（助川則夫君） 今日の生活排水及び汚水処理は、公共下水道、農業集落排水、認可区域外では合併浄化槽等で処理をされておるわけでありますが、その世帯数はそれぞれ何世帯ぐらいずつになっておるのか、お伺いをいたします。

○議長（君嶋寿男君） 上下水道部長。

○上下水道部長（石井 亨君） お答えいたします。

平成28年度末でございますけれども、汚水処理状況の内訳としまして、公共下水道においては約1万2,700世帯、農業集落排水が約1,800世帯、その外合併浄化槽、これは推定となります。約3,700世帯であります。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 助川議員。

○15番（助川則夫君） また、本市の現在公共下水道の受益地の受益世帯数は何%なのか、お伺いをいたします。

○議長（君嶋寿男君） 上下水道部長。

○上下水道部長（石井 亨君） お答え申し上げます。

平成30年度末でございます。那珂市全体の世帯数に対して、公共下水道が使用可能な世帯数の割合は約60%になるという見込みでございます。

以上です。

○議長（君嶋寿男君） 助川議員。

○15番（助川則夫君） 今日、毎年度ごとの整備率のアップはわずかなアップ率であります。市債は積み上がっていくばかりであることは明らかであります。言うなれば、後世への負担

が大きくなっていくということであります。少子化、そしてまた高齢化の進展で確実に減少していく本市の人口推移の加速が想定される中、公共下水道整備事業は、今後、認可申請も含め、計画を見直す検討に入らなければならない時期に来ておると考えます。今後の生活排水、汚水処理等を担う事業である公共下水道事業の次期計画については見直しをかけるのか、お伺いをいたします。

○議長（君嶋寿男君） 上下水道部長。

○上下水道部長（石井 亨君） お答えいたします。

現在、平成25年度に作成しました事業計画に基づき整備を行っているところでございますけれども、概成までには今後おおむね10年程度を要する状況となっております。そのため平成30年度におきましては、事業変更でございますけれども、区域の拡大は行わず、事業期間を平成35年度まで延伸する予定でございます。

また、未計画区域でございますけれども、約4,700世帯の方がお住まいですので、全てを公共下水道で整備を行いますと、概成までにはかなりの長い年月を要すると考えております。一方、国では、平成38年度までに生活排水処理を行っている割合である汚水処理人口普及率を95%以上にするという目標を掲げており、早急なる取り組みが必要となってきておるところでございます。

このため、これまで以上に合併処理浄化槽による対応も必要かという考えでおります。ただし、合併処理浄化槽の場合でございますけれども、放流先があるのか、また放流先がない場合は宅内で浸透できるのか等の課題もございます。

市としましては、今後、県の全体計画変更時期が平成34年度ごろになると予想されております。このスケジュールに合わせるためには、平成33年度ごろまでに未計画区域の整備手法を決めた新たな全体計画を策定する必要があるという考えでおります。そのため現在、課題等々洗い出しを進めているところでございます。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 助川議員。

○15番（助川則夫君） ご答弁いただきましたように、下水道整備事業の今後、整備計画は後世への過大な負担をかけることなく、知恵を出し、整備を目指す必要があります。適正な計画、検討に早期に入られることを願って、この項の質問を終わります。

続きまして、米の減反政策廃止についてお伺いをしてまいります。

平成30年産米より、国の米政策の見直しにより、生産者や仲介業者、団体が需要に応じてどのような米をどれくらい生産、販売するかなどをみずから決められるようにすることで、経営の自由度の拡大を目指すことが施行されます。

平成29年度、昨年度までと平成30年、本年産米の販売所得を比較したとき、いくつかの交付金がありますが、どこが、交付金といえどどのように変更になられたのか、まずお伺いをいたします。

○議長（君嶋寿男君） 産業部長。

○産業部長（篠原英二君） お答えいたします。

変更点というところでございますが、米の生産数量目標、面積換算値に従いまして、販売目的で生産する販売農家及び集落営農者に対して支払われます米の直接支払交付金につきまして、10アール当たり7,500円でございますが、こちらが平成30年度から廃止となります。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 助川議員。

○15番（助川則夫君） 米の生産農家は、国の補助金、行政施策の代表的業種であります。

我が国は、主食である米の需給率を下げないための補助金と減反政策のバランスをとりながら進めて今日に至っておるわけであります。小規模農家はもちろん、そしてまた数十ヘクタール作付されている大規模生産農家までもが、一部であっても交付金カットは米生産経営を継続するには大きな問題であるとの声を寄せられます方が多いと感じております。

このような声に対して、市としてはどのような指導、さらにはアドバイスをされて理解を求められていかれるのか、お伺いをいたします。

○議長（君嶋寿男君） 産業部長。

○産業部長（篠原英二君） お答えいたします。

国では、農業の構造改革をさらに加速化させていくことが必要であることから、平成25年12月に農林水産省より4つの改革が示されておりまして、その一つが米政策の見直しでございます。

主食用米偏重ではなくて、麦、大豆、飼料用米など需要のある作物の生産を振興しまして、意欲ある農業者がみずからの経営判断で作物を選択する状況を実現することで、生産調整を含む米政策の姿を変え、行政による生産数量目標の配分に頼らなくても、需要に応じた主食用米の生産が行えるよう、米の直接支払交付金を30年度から廃止したところでございます。

市といたしましては、飼料用米に対しましても独自の交付金を出しておりまして、国の水田活用直接交付金とあわせることで、主食米を生産する場合と比べましても大きな不利益とならないような対策を実施してございます。

収量が上がれば助成額もふえるということから、経営安定の一つとして飼料用米の作付を推進しているところでございます。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 助川議員。

○15番（助川則夫君） 本市では、飼料用米等に対して独自の交付金を出しておられるということですが、どのような交付金で、いくらになっておられるのか、お伺いいたします。

○議長（君嶋寿男君） 産業部長。

○産業部長（篠原英二君） お答えいたします。

市では、米の生産数量目標、面積換算値を達成した転作実施者に対しまして、独自の補助金を交付してございます。

具体的には、麦、大豆、そばにつきましては10アール当たり1万円、新規需要米と呼ばれます飼料用米につきましては、区分管理方式、この区分管理方式というのは、主食用米と区分しまして、筆単位で全量出荷をする方式でございまして、出荷、販売等の契約を締結しまして出荷、販売した場合、この場合には10アール当たり1万円、それから一括管理方式、これは那珂市の配分基準数量、10アール当たり538キロになりますが、で換算した数量を出荷する方式でございます。出荷業者との契約を締結しまして出荷、販売した場合に交付する交付金でございますが、こちらは10アール当たり1万800円となっております。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 助川議員。

○15番（助川則夫君） これはこれからになると思いますが、農家の皆さんへの説明会が催される予定のようではありますが、丁寧な説明をいただき、少しでも不安解消になることを望みたいと思います。

続いて、国、そして本市においても高度経済成長を支えてこられました1次産業の農業を基幹産業としての位置づけは、今も、昨年、福田議員も質問をされておられましたが、本市は基幹産業は農業なんだろうということのようでありましたが、今後も同じ位置でいくことは変わらないわけですか。

○議長（君嶋寿男君） 産業部長。

○産業部長（篠原英二君） 議員おっしゃるとおり、農業につきましては、基幹産業であるというふうに認識してございます。

農業を続けたい人には、よりよい農地を提供することで、耕作面積を拡大し、農地の保全や生産性の向上に努めてもらえる農地づくりを推進しております。

そのため、水田におきましては、木崎小学校の下にありますほ場の再整備を新木崎地区として現在進めておるところでございます。事業審査要件でございます仮同意が98%となったことから、平成30年度には事業審査及び本同意取得作業を実施しまして、平成31年度の事業採択を目指しているところでございます。

また、国道349号線の幸久大橋下にごございますほ場の再整備、こちら額田北郷地区としまして、定期的に現在、役員と勉強会を行いまして、農家や土地所有者の合意形成に向けての準備を進めているところでございます。こちらの事業審査要件でございます仮同意95%の取得作業を平成30年度には実施する予定としてございます。

また、畑につきましても、現在、2つの地区について推進協議会を設立し、事業同意に向けた説明会を実施しながら、地権者等とお話し合いを現在進めているという状況でございます。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 助川議員。

○15番（助川則夫君） 2015年農林業センサス概要を見ますと、茨城県の農業経営者の平均年齢は65.9歳とありました。2年前でありますから、さらに高齢化が進んでいると思われます。また、本市の農業経営者平均年齢は何歳ぐらいになっておられますか、お伺いをいたします。

○議長（君嶋寿男君） 産業部長。

○産業部長（篠原英二君） お答え申し上げます。

同じ2015年の農林業センサスになりますが、那珂市における農業経営者の平均年齢は70.4歳になります。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 助川議員。

○15番（助川則夫君） 本市は、県の平均よりも大変高い年齢になっておるようでございます。本市の認定農業者は、2018年2月現在で63.2歳というところではありますが、認定農業者は本市では何人おられますのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（君嶋寿男君） 産業部長。

○産業部長（篠原英二君） 認定農業者の人数でございますが、法人、個人合わせまして87経営体になります。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 助川議員。

○15番（助川則夫君） 全国的に人口構成が少子高齢化が進展する中、本市においても、農業従事者は高齢化により後継者不足、担い手不足により耕作地の拡大、それに伴って耕作放棄地の拡大が大変懸念されます。それに伴って自然環境の悪化につながることを防止するための事業を実施されておられるようでありますが、事業実施に当たってのお考え方をお伺いいたします。

○議長（君嶋寿男君） 産業部長。

○産業部長（篠原英二君） お答えいたします。

先ほど、基盤整備の推進をしている4つの地区について状況をご説明いたしましたが、農地につきましても、地域にとって大切な資源であり、適切な保全管理が必要であると考えてございます。

そのためにも地域において話し合える場が必要であり、組織を形成し保全活動をする多面的機能支払交付金の制度を活用して推進しているところでございます。

また、既存施設の長寿命化や施設の更新などが土地改良区や水利組合などにおいて積極的に行われ、農地の保全に努めながら農業生産基盤の整備や生産性の向上を図ることに有効であることから、平成28年度から土地改良補助事業要項を改正しまして、これらの組織に対する補助率のかさ上げを実施しているところでございます。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 助川議員。

○15番（助川則夫君） 基盤整備の事業に関しましては、推進することは地域の資源である農地を守っていく上で大変重要な事業であります。この事業を円滑に農家の皆様に同意をいただくために一番の障害となっておりますのは、受益者負担分が必ず出てくるということでございます。この事業は、必ず応分の減歩が求められる事業であります。加えて、ただいま申し上げましたように、受益者負担分があることがあります。この事業を推進するため、あるいはまた合意形成、同意をいただく上で一番のネックになっております減歩の分だけで受益者負担をなくせる方策はつくれないのか、お伺いをいたします。

○議長（君嶋寿男君） 産業部長。

○産業部長（篠原英二君） お答えいたします。

通常の水田の基盤整備におきましては、通常の実業費の12.5%、こちらが農家の負担となります。

国では、農地の集積事業に力を入れておりまして、担い手に土地を集約することで、その割合に応じて助成が受けられる制度、こちら中心経営体農地集積促進事業、こちらを活用することができます。

具体的に申しますと、集積率が55%から65%ですと5.5%の助成、65%以上75%で6.5%の助成、75%から85%で7.5%の助成、85%以上ですと8.5%の助成を受けることができます。さらに、この集積する農地面積の80%以上を面的に集約した場合には1%から4%の加算がございます。ですので、85%以上の集積した場合には、農家負担分の12.5%、こちらの助成が受けられますので、実質的に農家の負担がなくなるということになります。

市としましては、農家の方の負担軽減がなければ事業同意は難しいということも十分認識しておりますので、できる限り農家負担の軽減対策を盛り込んだ事業提案をしてまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 助川議員。

○15番（助川則夫君） 基盤整備事業の地権者合意形成は、地権者の金銭的支出を限りなくゼロにしていく方向を話し合いのベースにさせていただかないと、なかなか今の農業を経営されておられます方の合意をいただくのは大変難しいと考えます。そして、将来には土地利用ができるようになる土地の形成をしていただく、そして理解を求めていくべきだと考えておるわけでございます。

次に、農地の適正管理保全を促す事業として、多面的直接支払制度の政策が実施されております。現在、何件ぐらいの組織が実施されておられるのか、お伺いをいたします。

○議長（君嶋寿男君） 産業部長。

○産業部長（篠原英二君） お答えいたします。

市内におきます平成29年度の取り組み状況でございますが、22の組織がございまして、交付対象面積は898ヘクタールというふうになってございます。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 助川議員。

○15番（助川則夫君） 現在、農振地農地面積の件数の賄われている部分というのは何%ぐらいに当るのか、お伺いいたします。

○議長（君嶋寿男君） 産業部長。

○産業部長（篠原英二君） お答えいたします。

那珂市の農振農用地の区域につきましては2,223ヘクタールございまして、先ほど898ヘクタールと申し上げました。取り組み率といたしましては40.4%というふうになります。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 助川議員。

○15番（助川則夫君） 農地の適正保全に対しては、多面的直接支払制度事業は最も適した事業であると考えております。私の地区でも、10年以上前から行っておられました地区もあり、そしてまた、一昨年から実施をされた成果が認められ、さらに戸多地区内におきましては、全地区が多面的直接支払制度の事業が立ち上がったところでございます。

できれば那珂市でも100%の農地をエリアとして組み込めれば理想であると考えますが、市の今後の見通しをお伺いいたしたいと思っております。

○議長（君嶋寿男君） 産業部長。

○産業部長（篠原英二君） お答えいたします。

茨城県の全体で申しますと、平均で約26%。那珂市は40.4%ですので、少しは高いのかなというところはございますが、議員ご指摘のとおり、もう少し広がってもいいのかなということでございますが、平成30年度におきましては、菅谷で1組織、約20ヘクタール、こちらが新規で取り組む予定と聞いてございます。平成30年度におきましては、23組織、910ヘクタールになるということで、41.3%になるというふうに見込んでございます。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 助川議員。

○15番（助川則夫君） 農地の適正保全のため、さらなる多面的の直接支払制度事業が拡大されていくことの努力を行政、そしてまた地域の皆さん方への周知徹底を図っていただきたいことをお願いしておきたいと思っております。

農業の耕作放棄地を防ぐためには、やはり農地の適正な管理保全、そしてまた借り手側、担い手の皆さん方がつくりやすいような長狭物等の整備、それが一番今後の農地の生かされていく、有効利用されていく道であると思っております。所管の産業部、農政課等におきましては、さらなるこの農地の保全に関しましては、そういったいくつかの事業を組み合わせ、課横断的な知恵を出していただき、農地の保全に努めていただき、基幹産業である農業

の保全をよりよい那珂市の農地であるというふうになることをご期待申し上げまして、私の質問を終わります。

○議長（君嶋寿男君） 以上で通告9番、助川則夫議員の質問を終わります。

◎議案等の質疑

○議長（君嶋寿男君） 日程第2、議案等の質疑を行います。

報告第2号から議案第36号まで、以上36件を一括議題といたします。

質疑の通告がありますので、発言を許します。

なお、質疑の形式は一括方式とし、質疑の回数は3回までといたします。

通告1番、花島 進議員、発言を許します。

花島議員、登壇願います。

〔3番 花島 進君 登壇〕

○3番（花島 進君） 基本的には議案第24号の一般会計予算になると思いますが、その外の事業についても、人件費にかかわることですので無関係ではないかもしれません。

新年度において、臨時職員の処遇についてどう計画していますかということです。私はこれまで一般質問等を通して、特に臨時職員の処遇について、きめ細かく見るように言ってきました。過去は、毎年見直すと言いながら実質的には2年ごとだったのは、それをぜひ細か目にきちんと1年ごとにやってくださいということです。今回どういうことを計画しているのか、お聞かせいただきたい。

○議長（君嶋寿男君） 総務部長。

○総務部長（川崎 薫君） お答えいたします。

平成30年度の臨時職員の賃金単価につきましては、茨城県の最低賃金の引き上げを受け、各職種とも今年度の賃金単価から30円増の賃金改定を実施してございます。

いくつかありますので、代表的な例を申し上げますと、一般事務につきましては、平成28年度が800円、平成29年度が830円、平成30年度が860円に賃金改定を行っております。また、幼稚園教諭、保育士につきましては、平成28年度が1,000円、平成29年度が1,030円、平成30年度が1,060円に賃金改定を行っております。調理についても、平成28年度及び平成29年度が900円、平成30年度が930円に賃金改定を行っております。

以上でございます。

○議長（君嶋寿男君） 花島議員。

○3番（花島 進君） わかりました。

県の最低賃金の変化にのってやっているということですが、希望としては、そういうものにとらわれず、もっと上げることが必要だと私は考えています。そして、今後労働法制の変

化で状況が変わると思いますので、その辺もよろしく願いして、私の質疑を終わります。
以上です。

- 議長（君嶋寿男君） 以上で通告1番、花島 進議員の質疑を終結いたします。
以上で通告によります議案等の質疑を終結いたします。
-

◎議案等の委員会付託

- 議長（君嶋寿男君） 日程第3、議案等の委員会付託を行います。

なお、報告第2号につきましては、地方自治法第180条第2項に規定により報告事項となっておりますので、報告をもって終了といたします。

続きまして、議案第2号から議案第36号までの以上35件につきましては、お手元に配付しました議案等委員会付託表のとおり、所管の常任委員会に付託することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

- 議長（君嶋寿男君） 異議なしと認めます。

つきましては、所管の常任委員会において審査の上、今期定例会期中に報告されますよう望みます。

◎請願・陳情の委員会付託

- 議長（君嶋寿男君） 日程第4、請願・陳情の委員会付託を行います。

今期定例会におきまして受理しました請願・陳情は、お手元に配付いたしました請願・陳情文書表のとおり、会議規則第141条第1項の規定により、所管の常任委員会に付託しましたので、報告いたします。

つきましては、当該常任委員会におきまして審査の上、今期定例会期中に報告されますよう望みます。

連絡事項があります。今期定例会において開催予定の各常任委員会の開催通知文は、各議員の文書区分箱に配付しておきますので、ご確認お願いいたします。

◎散会の宣告

- 議長（君嶋寿男君） 以上で本日の議事日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

散会 午後 2時49分

平成30年第1回定例会

那珂市議会会議録

第5号（3月23日）

平成30年第1回那珂市議会定例会

議事日程(第5号)

平成30年3月23日(金曜日)

- 日程第 1 議案第 2号 那珂市個人情報保護条例の一部を改正する条例
- 議案第 3号 那珂市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第 4号 那珂市介護保険条例の一部を改正する条例
- 議案第 5号 那珂市指定地域密着型サービスの事業に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 議案第 6号 那珂市指定地域密着型介護予防サービスの事業に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 議案第 7号 那珂市指定介護予防支援等の事業に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 議案第 8号 那珂市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第 9号 那珂市国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 議案第10号 那珂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 議案第11号 那珂市公共施設の暴力団等排除に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第12号 那珂市都市公園条例の一部を改正する条例
- 議案第13号 那珂市危険物規制事務手数料条例の一部を改正する条例
- 議案第14号 那珂市一般職の任期付職員の採用等に関する条例
- 議案第15号 那珂市空き家等対策協議会設置条例
- 議案第16号 那珂市コミュニティ広場の設置及び管理に関する条例
- 議案第17号 那珂市指定居宅介護支援等の事業に関する基準等を定める条例
- 議案第18号 平成29年度那珂市一般会計補正予算(第7号)
- 議案第19号 平成29年度那珂市国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第4号)
- 議案第20号 平成29年度那珂市下水道事業特別会計補正予算(第3号)
- 議案第21号 平成29年度那珂市農業集落排水整備事業特別会計補正予算(第4号)
- 議案第22号 平成29年度那珂市介護保険特別会計(保険事業勘定)補正予算(第4号)

- 議案第23号 平成29年度那珂市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 議案第24号 平成30年度那珂市一般会計予算
- 議案第25号 平成30年度那珂市国民健康保険特別会計（事業勘定）予算
- 議案第26号 平成30年度那珂市下水道事業特別会計予算
- 議案第27号 平成30年度那珂市公園墓地事業特別会計予算
- 議案第28号 平成30年度那珂市農業集落排水整備事業特別会計予算
- 議案第29号 平成30年度那珂市介護保険特別会計（保険事業勘定）予算
- 議案第30号 平成30年度那珂市上菅谷駅前地区土地区画整理事業特別会計予算
- 議案第31号 平成30年度那珂市後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第32号 平成30年度那珂市水道事業会計予算
- 議案第33号 公の施設の広域利用に関する協議について
- 議案第34号 茨城北農業共済事務組合規約の変更について
- 議案第35号 市道路線の認定について
- 議案第36号 市道路線の変更について
- 請願第1号 日本原電東海第二発電所の再稼働に反対する決議および再稼働しないことを求める申し入れを行うことを求める請願
- 陳情第2号 日本原電東海第二発電所の再稼働に関する陳情書
- 陳情第3号 日本原電東海第二発電所の再稼働に関する陳情書
- 日程第2 議案第37号 那珂市監査委員の選任について
- 日程第3 議案第38号 那珂市教育委員会委員の任命について
- 日程第4 議案第39号 人権擁護委員の推薦について
- 日程第5 発議第1号 菅谷地内旧歯科ビル及び土地の寄附に関する調査特別委員会の調査に要する経費について
- 日程第6 委員会の閉会中の継続調査申出について
- 日程第7 委員会の閉会中の継続審査申出について（請願第1号 陳情第2号 陳情第3号）

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（17名）

1番	大和田 和 男 君	2番	富 山 豪 君
3番	花 島 進 君	4番	君 嶋 寿 男 君
5番	筒 井 かよ子 君	6番	寺 門 厚 君
7番	小 宅 清 史 君	8番	綿 引 孝 光 君

9番	木野広宣君	10番	古川洋一君
11番	萩谷俊行君	12番	勝村晃夫君
13番	中崎政長君	14番	笹島猛君
15番	助川則夫君	16番	遠藤実君
17番	福田耕四郎君		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条第1項の規定に基づき説明のため出席した者

市長	海野徹君	副市長	宮本俊美君
教育長	大縄久雄君	企画部長	今泉達夫君
総務部長	川崎薫君	市民生活部長	石川透君
保健福祉部長	加藤裕一君	産業部長	篠原英二君
建設部長	引田克治君	上下水道部長	石井亨君
教育部長	高橋秀貴君	消防長	海野幹雄君
会計管理者	小澤祐一君	行財政改革推進室長	平松良一君
農業委員会 農事局長	根本実君	総務課長	川田俊昭君

議会事務局職員

事務局長	寺山修一君	書記	小田部信人君
書記	萩谷将司君		

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

- 議長（君嶋寿男君） おはようございます。ただいまの出席議員は17名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。
-

◎諸般の報告

- 議長（君嶋寿男君） 議案等説明のため、地方自治法第121条第1項の規定に基づき、議場に出席を求めたものの職氏名は、今期定例会の冒頭に配付した出席者名簿のとおりであります。職務のため、議会事務局より、事務局職員が出席をしております。本日の議事日程については、別紙のとおりお手元に配付しております。
-

◎議案第2号～議案第36号、請願第1号及び陳情第2号、陳情第3号
の各委員会審査報告、質疑、討論、採決

- 議長（君嶋寿男君） 日程第1、議案第2号から議案第36号までの以上35件及び請願1件及び陳情2件を一括して議題といたします。

各常任委員会の審査の経過並びに結果について、各常任委員長の報告を求めます。

初めに、総務生活常任委員会萩谷俊行委員長、登壇願います。

〔総務生活常任委員会委員長 萩谷俊行君 登壇〕

- 総務生活常任委員会委員長（萩谷俊行君） おはようございます。

総務生活常任委員会よりご報告申し上げます。本議会の付託事件については、会議規則第110条の規定により、報告いたします。

まず、付託事件でございます。

議案第2号 那珂市個人情報保護条例の一部を改正する条例の外9件です。

次に結果でございます。

全て全会一致で原案のとおり、可決するべきものとする。

理由でございます。議案第2号は、法律の改正に伴い、那珂市個人情報保護条例においても、定義に関する規定を法律と合せる必要があるため、当該条例の一部を改正するものです。

議案第3号は、当該条例に那珂市空き家等対策協議会及び那珂市男女共同参画プラン推進委員会の委員の報酬及び費用弁償について、新たに規定する外、国民健康保険運営協議会の

委員から国民健康保険事業の運営に関する協議会の委員への名称の変更を行うものです。

議案第13号は、政令の一部改正に伴い、那珂市危険物規制事務手数料条例の危険物規制事務手数料を改正するものです。

議案第14号は、高度で専門的な知識や経験などを有する民間等の人材や、一定期間に限り業務量の増加が見込まれる国民体育大会等について、任期付職員を採用して、対応できるようにするため、採用等の基準を定めた条例を制定するものです。

議案第15号は、空き家等対策の推進に関する特別措置法の規定に基づき、空き家等対策計画の作成や、協議会の設置について、新たに規定するものです。

議案第16号は、額田コミュニティ広場が平成30年度から、供用開始となることに伴い、設置及び管理に関する条例を制定するものです。

議案第18号、議案第24号の当委員会所管の部分は、特に問題なく、妥当なものです。

議案第27号は、特に問題なく、妥当なものです。

議案第33号は、公の施設の広域利用に関する協定において、対象施設の追加、削除及び変更に伴い、改めて協議し協定を締結するために、地方自治法の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

以上、ご報告申し上げます。よろしくお願ひいたします。

○議長（君嶋寿男君） 続きまして、産業建設常任委員会木野広宣委員長、登壇願ひます。

〔産業建設常任委員会委員長 木野広宣君 登壇〕

○産業建設常任委員会委員長（木野広宣君） 産業建設常任委員会よりご報告申し上げます。

本委員会の付託事案については、会議規則第110条の規定により報告いたします。

まず、付託事件でございます。

執行部提出案件は、議案第11号 那珂市公共施設の暴力団等排除に関する条例の一部を改正する条例外12件でございます。

次に結果でございます。

全て全会一致で、原案のとおり可決するものとなりました。

理由でございます。

議案第11号は、しどりの湯保養センターが平成26年に廃止されていることから、しどりの湯保養センターの規定を削除するものです。

議案第12号は、法律の改正により、都市公園内の運動施設面積の制限について、自治体が定めることになったため、条例に明記するものです。

また、区画整理の換地処分に伴い、上菅谷駅東公園の所在地地番を変更するものであります。

議案第18号、議案第24号の当委員会所管の部分は、特に問題なく、妥当なものです。

第20号、第21号、第26号、第28号、第30号、第32号は、特に問題なく妥当なものです。

議案第34号は、農業災害補償法が農業保険法に改めたことに伴い、条文中の当該法律名を

改め、必要な文言を追加、整理するものです。

議案第35号は、市道路線14件を認定するものです。

議案第36号は、市道路線14件を変更するものです。

以上、ご報告いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（君嶋寿男君） 続きまして、教育厚生常任委員会筒井かよ子委員長、登壇願います。

〔教育厚生常任委員会委員長 筒井かよ子君 登壇〕

○教育厚生常任委員会委員長（筒井かよ子君） 教育厚生常任委員会よりご報告申し上げます。

本委員会の付託事件については、会議規則第110条の規定により、報告いたします。

まず、付託事件でございます。

議案第4号 那珂市介護保険条例の一部を改正する条例外15件でございます。

次に結果でございます。

全て全会一致で原案のとおり可決すべきものとなりました。

理由でございます。

議案第4号は、介護保険法の改正により、指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準等を改正するものです。

議案第5号及び第6号は、指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令等に基づき、定義規定を改正するものです。

議案第7号は、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令に基づき、基準を改正するものです。

議案第8号は、法律改正により、国民健康保険の住所地特例の対象者について、後期高齢者医療保険においても、同様に住所地特例を適用する改正を行うものです。

議案第9号は、国民健康保険法の改正に伴う、市の運営協議会の名称変更及び葬祭費の支給額引き上げを行うものです。

議案第10号は、国民健康保険法及び地方税法の改正に伴い、市から県へ納付する国民健康保険事業費納付金を、国民保険税の課税額に位置づけるものです。

議案第17号は、法律改正により、指定居宅介護支援事業者の指定等が県から権限移譲されるため、条例を制定するものです。

議案第18号、議案第24号の当委員会の所管の部分については、特に問題なく妥当なものです。

議案第19号、議案第22号、議案第23号、議案第25号、議案第29号、議案第31号は、特に問題なく妥当なものです。

以上、報告いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（君嶋寿男君） 続きまして、原子力安全対策常任委員会小宅清史委員長、登壇願います。

〔原子力安全対策常任委員会委員長 小宅清史君 登壇〕

○原子力安全対策常任委員会委員長（小宅清史君） 原子力安全対策常任委員会よりご報告申し上げます。

本委員会の付託事件については、会議規則第110条の規定により、報告いたします。

まず、付託事件でございます。

請願第1号、日本原電東海第二発電所の再稼働に反対する決議および再稼働しないことを求める申し入れを行うことを求める請願外2件でございます。

次に結果でございます。

全て全会一致で継続審査とすべきものとなりました。

理由でございます。

請願第1号、陳情第2号、陳情第3号は同様の内容であるため、一括して審査する形をとり、それぞれの提出者から直接説明を受けました。

これらの請願、陳情は、日本原電が東海第二発電所を再稼働させる意思があることは明白であるように思われること、東海第二発電所の周囲30キロ圏内には、約96万人が居住しており、避難は極めて困難であること、東海第二発電所は最も古い沸騰水型原発であり、安全性への不安があること、不測の事象に対して絶対の安全はないこと、事故に至れば、住民の生命だけでなく、財産や生活基盤に対しても、甚大な被害が及ぶこと、現状では原発を稼働させなくても、エネルギーは十分に賄えていることなどから、日本原電東海第二発電所の再稼働反対決議の採択及び日本原電への再稼働反対の申し入れを求めるものです。

委員からはさまざまなリスクから原発はなくすべきであるという意見、東海第二発電所の再稼働はまだ明確ではなく、地球温暖化対策や、経済発展、技術にかかわる人材育成なども重要であることから、今は見守るべきとの意見が出され、賛否双方の立場から、議論が交わされました。

その中で、反対する立場だけではなく、専門的な見解を伺うことも視野に入れつつ、議論を含めた上で判断したいとの理由から、継続審査とすべきであるという意見が出され、採決の結果、全会一致で継続審査とすべきものと決定いたしました。

以上、報告いたします。

○議長（君嶋寿男君） 以上で、各委員長からの報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

なお、委員長報告に対する質疑の回数は1人3回までとします。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（君嶋寿男君） 質疑を終結いたします。

これより議案等についての討論を行います。

討論の通告がありませんでしたので、討論を終結いたします。

これより議案第2号 那珂市個人情報保護条例の一部を改正する条例、議案第3号 那珂

市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例、議案第4号 那珂市介護保険条例の一部を改正する条例、議案第5号 那珂市指定地域密着型サービスの事業に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、議案第6号 那珂市指定地域密着型介護予防サービスの事業に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、議案第7号 那珂市指定介護予防支援等の事業に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、議案第8号 那珂市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例、議案第9号 那珂市国民健康保険条例の一部を改正する条例、議案第10号 那珂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例、議案第11号 那珂市公共施設の暴力団等排除に関する条例の一部を改正する条例、議案第12号 那珂市都市公園条例の一部を改正する条例、議案第13号 那珂市危険物規制事務手数料条例の一部を改正する条例、議案第14号 那珂市一般職の任期付職員の採用等に関する条例、議案第15号 那珂市空き家等対策協議会設置条例、議案第16号 那珂市コミュニティ広場の設置及び管理に関する条例、議案第17号 那珂市指定居宅介護支援等の事業に関する基準等を定める条例、議案第18号 平成29年度那珂市一般会計補正予算（第7号）、議案第19号 平成29年度那珂市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第4号）、議案第20号 平成29年度那珂市下水道事業特別会計補正予算（第3号）、議案第21号 平成29年度那珂市農業集落排水整備事業特別会計補正予算（第4号）、議案第22号 平成29年度那珂市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第4号）、議案第23号 平成29年度那珂市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、議案第24号 平成30年度那珂市一般会計予算、議案第25号 平成30年度那珂市国民健康保険特別会計（事業勘定）予算、議案第26号 平成30年度那珂市下水道事業特別会計予算、議案第27号 平成30年度那珂市公園墓地事業特別会計予算、議案第28号 平成30年度那珂市農業集落排水整備事業特別会計予算、議案第29号 平成30年度那珂市介護保険特別会計（保険事業勘定）予算、議案第30号 平成30年度那珂市上菅谷駅前地区土地区画整理事業特別会計予算、議案第31号 平成30年度那珂市後期高齢者医療特別会計予算、議案第32号 平成30年度那珂市水道事業会計予算、議案第33号 公の施設の広域利用に関する協議について、議案第34号 茨城北農業共済事務組合規約の変更について、議案第35号 市道路線の認定について、議案第36号 市道路線の変更について、以上35件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決すべきものであります。本案は委員長報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（君嶋寿男君） 異議なしと認めます。よって、議案第2号から議案第36号までの以上35件は、委員長報告のとおり、可決することに決定いたしました。

◎議案第37号の上程、説明、採決

○議長（君嶋寿男君） 日程第2、議案第37号 那珂市監査委員の選任についてを議題といたします。

ここで、地方自治法第117条の規定により、中崎政長議員の退場を求めます。

〔13番 中崎政長君 退場〕

○議長（君嶋寿男君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時18分

再開 午前10時18分

○議長（君嶋寿男君） 再開いたします。

議案第37号 那珂市監査委員の選任について市長から提案理由の説明を求めます。
市長。

〔市長 海野 徹君 登壇〕

○市長（海野 徹君） 追加議案書の1ページをごらんいただきたいと思います。

議案第37号 那珂市監査委員の選任について、氏名、中崎政長さん、住所、生年月日は議案書のとおりでございます。

提案理由でございますが、那珂市監査委員の君嶋寿男氏から退職の申し出があり、市長が退職を認めたため、後任者を任命するに当たり、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

よろしく願いいたします。

○議長（君嶋寿男君） お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第37号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（君嶋寿男君） 異議なしと認めます。よって、議案第37号については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより議案第37号について採決いたします。

お諮りいたします。本件はこれに同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（君嶋寿男君） 異議なしと認めます。

よって、議案第37号はこれに同意することに決定いたしました。

中崎政長議員の入場を許可いたします。

〔13番 中崎政長君 入場〕

○議長（君嶋寿男君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時20分

再開 午前10時21分

○議長（君嶋寿男君） 再開いたします。

◎議案第38号の上程、説明、採決

○議長（君嶋寿男君） 日程第3、議案第38号 那珂市教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 海野 徹君 登壇〕

○市長（海野 徹君） 議案書の2ページになります。議案第38号 那珂市教育委員会委員の任命について、氏名、住谷光一さん、住所、生年月日は議案書のとおりでございます。

提案理由でございますが、那珂市教育委員会の住谷光一委員が平成30年3月31日をもって、任期満了となることに伴い、引き続き同委員を任命するに当たり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めますのでございます。よろしく願いいたします。

○議長（君嶋寿男君） ただいま、議案第38号について、地元議員を代表して推薦を申し上げたいとの申し出がありましたので、これを許します。

11番、萩谷俊行議員、登壇願います。

〔11番 萩谷俊行君 登壇〕

○11番（萩谷俊行君） ただいま市長から教育委員会委員に住谷光一さんを任命する提案がございましたが、議長のお許しをいただきましたので、僭越でございますが、地元議員を代表いたしまして、推薦の言葉を申し上げたいと思います。

住谷さんは昭和21年、那珂市堤生まれ、以来堤にお住まいになっております。現在71歳でございます。経歴としましては、昭和40年に水戸第一高等学校を卒業後、昭和45年に茨城大学文理学部経済学科を卒業し、株式会社常陽銀行に入行いたしました。

2年間金融業に精励されましたが、教育の道へと志を変えまして、株式会社常陽銀行を依頼退職されました。

その後、昭和48年に茨城県高等学校教諭に採用となり、茨城県立笠間高等学校を振り出し

に、東海高等学校、佐和高等学校の教諭として熱心に教鞭をとられ、平成19年に定年退職をされました。この間、茨城県学校保健主事会会長、全国保健主事会副会長及び顧問として、学校保健に多大なるご尽力をされました。

また、平成23年10月からは当市において教育委員に任命され、これまでの任期中において、現在の教育に対する期待や要望などの多様化している問題に対しても積極的に取り組まれ、幼稚園、小学校の統廃合や小中一貫教育の推進などの重要な事案にも真摯に向き合い、児童、生徒の教育環境の充実に向けて、お力添えをいただいているところです。

このように、住谷さんは長年にわたり教職の道を歩まれ、これまでの教育現場において培われたすぐれた識見と豊富な知識経験、さらには、教育に対する熱意と高い志をお持ちの方でございます。

温厚なお人柄で、地域においても信望も厚く、また、これまでの教員生活で養われたご経験と卓越した知識を、今後の那珂市の健全な教育行政のさらなる発展のために、いかに発揮していただける教育委員として最適任者であると確信しております。

どうぞ皆様のご同意のほどよろしく申し上げ、推薦の言葉とさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（君嶋寿男君） お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第38号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思えます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（君嶋寿男君） 異議なしと認めます。

よって、議案第38号については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより議案第38号について、採決いたします。

お諮りいたします。本案はこれに同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（君嶋寿男君） 異議なしと認めます。

よって、議案第38号はこれに同意することに決定いたしました。

◎議案第39号の上程、説明、採決

○議長（君嶋寿男君） 日程第4、議案第39号 人権擁護委員の推薦についてを議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 海野 徹君 登壇〕

○市長（海野 徹君） 議案書の3ページになります。議案第39号 人権擁護委員の推薦について。氏名、阿久津利江さん、住所、生年月日は議案書のとおりでございます。

提案理由でございますが、平成30年6月30日をもって、人権擁護委員お一人が任期満了を迎えるに当たり、水戸地方法務局長から候補者の推薦について依頼があったことから、阿久津利江氏を新たに推薦しようとする事について、人権擁護委員法第6条、第3項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

よろしく願いいたします。

○議長（君嶋寿男君） お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第39号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思えます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（君嶋寿男君） 異議なしと認めます。

よって、議案第39号については委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより議案第39号について採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（君嶋寿男君） 異議なしと認めます。

よって、議案第39号は原案のとおり可決いたしました。

◎発議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（君嶋寿男君） 日程第5、発議第1号 菅谷地内旧歯科ビル及び土地の寄附に関する調査特別委員会の調査に要する経費についてを議題といたします。

綿引孝光委員長から提案理由の説明を求めます。

菅谷地内旧歯科ビル及び土地の寄附に関する調査特別委員会、綿引孝光委員長、登壇願います。

〔菅谷地内旧歯科ビル及び土地の寄附に関する調査特別委員会委員長
綿引孝光君 登壇〕

○菅谷地内旧歯科ビル及び土地の寄附に関する調査特別委員会委員長（綿引孝光君） 発議第1号 菅谷地内旧歯科ビル及び土地の寄附に関する調査特別委員会の調査に要する経費について、菅谷地内旧歯科ビル及び土地の寄附に関する調査特別委員会の平成30年度の調査に要する経費を20万円以内とするものとする。

平成30年3月23日提出。

提出者、那珂市議会菅谷地内旧歯科ビル及び土地の寄附に関する調査特別委員会委員長、

綿引孝光。

提案理由、平成29年12月15日発議第2号により可決された地方自治法第100条第1項の調査権を委任した菅谷地内旧歯科ビル及び土地の寄附に関する調査特別委員会の付議事件に対する平成30年度の調査に要する経費を定めるものであります。

以上、報告いたします。

○議長（君嶋寿男君） これより質疑に入ります。質疑の通告がありませんでしたので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております発議第1号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（君嶋寿男君） 異議なしと認めます。

よって、発議第1号については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

つづいて討論を行います。討論の通告がありませんでしたので、討論を終結いたします。

これより発議第1号について、採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（君嶋寿男君） 異議なしと認めます。

よって、原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎委員会の閉会中の継続調査申出について

○議長（君嶋寿男君） 日程第6、委員会の閉会中の継続調査申出についてを議題といたします。会議規則第111条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり、各委員長から閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（君嶋寿男君） 異議なしと認めます。

よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◎委員会の閉会中の継続審査申出について（請願第1号、陳情第2号、

陳情第3号)

○議長（君嶋寿男君） 日程第7、請願第1号、陳情第2号及び陳情第3号の閉会中の継続審査の申出の件を議題といたします。

会議規則第111条の規定により、お手元に配付いたしましたとおり、原子力安全対策常任委員長から閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。この採決は起立によって行います。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（君嶋寿男君） 着席をお願いします。全員起立と認めます。

よって、委員長からの申し出のとおり、請願第1号、陳情第2号及び陳情第3号は閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

◎閉会の宣告

○議長（君嶋寿男君） 以上で本会議に付託された案件は全部議了いたしました。

ここで市長からの発言の許可を求められていますので、これを許します。

海野市長。

〔市長 海野 徹君 登壇〕

○市長（海野 徹君） 平成30年第1回那珂市議会定例会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本定例会におきましては、平成30年度各種会計予算をはじめ、総数38件の議案につきまして、慎重なるご審議を賜りました。

いずれも原案どおり議決をいただき、厚く御礼を申し上げます。

また、常任委員会におきましては、4日間にわたり、来年度の当初予算や各種議案につきまして熱心にご審議いただき、また、貴重なご意見も多数頂戴いたしました。

常任委員会の委員各位に対しまして、重ねて感謝を申し上げる次第でございます。

今会期において、新たに君嶋議長、並びに古川副議長がそれぞれ就任されました。今後とも二元代表制の一翼として、また議会の代表としまして、那珂市発展のため、何よりも市民の福利向上のためにご意見、ご指導を賜りますようお願いを申し上げます。

また、前議長の中崎議員及び副議長の遠藤議員におかれましては、2年間にわたり市政に対し、ご助言、ご指導賜りましたこと、執行部を代表して厚く御礼を申し上げます。

さて、新年度の平成30年度は、新たな第2次那珂市総合計画がスタートします。

「人と地域が輝く、安心安全な住みよいまち」の実現に向けて、各種施策を確実に進めるとともに、課題等につきましても、全力で取り組んでまいり所存でございます。

結びになりますが、議員の皆様のご活躍をご祈念申し上げますとともに、本市の輝かしい未来のため、ご尽力を賜りますよう、お願い申し上げまして、閉会のご挨拶といたします。

19日間ご苦労さまでした。そして、ありがとうございました。

○議長（君嶋寿男君） これにて平成30年第1回那珂市議会定例会を閉会といたします。

19日間ご苦労さまでした。

この後、編集委員会を開催いたしますので、直ちに第2委員会室にご参集お願いをいたします。

ご苦労さまでした。

閉会 午前10時35分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

那珂市議会議長 君 嶋 寿 男

那珂市議会前議長 中 崎 政 長

那珂市議会前副議長 遠 藤 実

那珂市議会議員 木 野 広 宣

那珂市議会議員 古 川 洋 一